



## 南洋群島経営における会計の機能

角, 裕太

---

(Degree)

博士 (経営学)

(Date of Degree)

2018-03-25

(Date of Publication)

2019-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7106号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007106>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士論文

南洋群島経営における会計の機能

2018年1月22日

神戸大学大学院経営学研究科

清水泰洋研究室

経営学専攻

学籍番号 133B015B

氏名 角 裕太

# 南洋群島経営における会計の機能

序章	1
問題意識	1
先行研究の検討	5
本研究のアプローチと史料	10
本研究の概要	12
第1章 南洋群島経営の概要	13
1-1 開題	13
1-2 臨時南洋群島防備隊の設置とその展開～1914年から1921年にかけて～	13
1-3 南洋庁の設立とその展開～1922年から1945年にかけて～	17
1-4 南洋興発株式会社の設立とその展開～1921年から1945年にかけて～	21
1-4-1 南洋興発株式会社設立前史と設立後の事業展開	21
1-4-2 南洋興発株式会社の経営成績	28
1-5 南洋拓殖株式会社の設立とその展開～1936年から1945年にかけて～	31
1-5-1 南洋拓殖株式会社の事業展開	31
1-5-2 南洋拓殖株式会社の経営成績	33
1-6 小括	35
第2章 臨時南洋群島防備隊と南洋庁の予算・決算比較	38
2-1 開題	38
2-2 臨時南洋群島防備隊設立初期の予算・決算制度～1915年を中心として～	41
2-3 臨時南洋群島防備隊の予算・決算制度の展開～1916年から1917年にかけて～	45
2-4 臨時南洋群島防備隊の予算・決算制度の展開～1918年から1922年にかけて～	52
2-5 南洋庁における予算・決算制度の展開～1922年から1943年にかけて～	59
2-6 小括	65
第3章 南洋興発株式会社製糖事業をめぐる会計情報の役割	67
3-1 開題	67
3-2 南洋興発株式会社における製糖事業	67
3-2-1 南洋興発株式会社による甘蔗買収及び小作料徴収とそれに関わる労働争議	72
3-2-2 南洋群島経営における拓務省と南洋庁	77
3-3 南洋興発株式会社における割増奨励金制度	82
3-3-1 1933年から1934年にかけての小作料改定と割増奨励金制度改定	85
3-4 1934年以後の拓務省へ提出の決算書及び主要項目内訳明細の役割	97
3-5 小括	102

第4章 南洋興発株式会社による事業再編に関する会計情報の役割と利益捻出	105
4-1 開題	105
4-2 南洋興発株式会社と東洋拓殖株式会社との関係性	105
4-3 南洋興発株式会社と海軍との関係性	110
4-4 日中戦争勃発後の南洋興発株式会社の展開～製糖及び燐鉱事業に関する事業再編と軍関連工事への従事～	111
4-5 太平洋戦争勃発後の南洋興発株式会社の展開	118
4-5-1 1942年におけるポナペ無水酒精工場の閉鎖と「南方建設事業」への従事	118
4-5-2 戦時体制下における利益捻出と配当維持～1941年から1943年にかけて～	121
4-5-3 戦火における利益捻出～1944年から1945年にかけて～	128
4-6 小括	130
第5章 南洋拓殖株式会社における会計情報の役割と利益捻出	132
5-1 開題	132
5-2 「南洋群島開発十箇年計画」と南洋拓殖株式会社	132
5-3 南洋庁による南洋拓殖株式会社への燐鉱所現物出資	137
5-4 南洋拓殖株式会社各事業の展開と利益捻出	143
5-4-1 南洋拓殖株式会社の資産及び収益構造	143
5-4-2 南洋拓殖株式会社における燐鉱事業と出資・貸付事業	155
5-4-3 南洋庁による南洋拓殖株式会社に関する決算書類の利用	166
5-4-4 南洋拓殖株式会社における利益捻出と配当維持	168
5-5 小括	169
結章	171
付録1 南洋群島地図	178
付録2 南洋興発（西村拓殖を含めた）の貸借対照表（単位：円）	179
付録3 南洋興発（西村拓殖を含めた）の損益計算書（単位：円）	182
付録4 南洋拓殖の貸借対照表（単位：円）	185
付録5 南洋拓殖の損益計算書（単位：円）	187
付録6 南洋庁における燐鉱採掘事業収入実績（単位：円）	188
付録7 南洋拓殖における貸付金内訳明細（単位：円）	189
参考史料・文献	190

## 序章

### 問題意識

19世紀後半から20世紀前半にかけて、日本は、日清戦争をはじめとして、戦争を交えながら領土を拡張した。その一連の過程において、日本は、第一次世界大戦を契機に南洋群島（ミクロネシア）<sup>1</sup>を統治した。一連の領土拡張、すなわち、植民地<sup>2</sup>の拡大は、日本の社会、政治、経済に大きな影響を与えた。特に、各植民地経営においては、台湾における台湾拓殖株式会社（以下、台湾拓殖）<sup>3</sup>、満州・朝鮮における南満州鉄道株式会社<sup>4</sup>（以下、南満州鉄道）、東洋拓殖株式会社<sup>5</sup>（以下、東洋拓殖）、植民地と日本の航空輸送に従事した日本航空輸送株式会社・大日本航空株式会社<sup>6</sup>（以下、日本航空輸送・大日本航空）、本研究対象でもある南洋群島において東洋拓殖の子会社として設立された南洋興発株式会社（以下、南洋興発）や南洋拓殖株式会社（以下、南洋拓殖）といった諸企業が重要な役割を果たしていた。加えて、企業のほか、植民地経営にあたって役割を果たしたのが、台湾総督府や朝鮮総督府、関東庁、南洋庁などにみられるような現地の統治機関であった。一連の領土拡大とその経営は、現地の統治機関と諸企業がともに役割を果たしたが、その中で、現地統治機関を運営するにあたっては、予算・決算が

---

<sup>1</sup> 付録1の南洋群島地図を参照。

<sup>2</sup> ここで、植民地は、日本人が入植し、経済圏を築いた領域のことを指す。よって、日本が併合した朝鮮や委任統治領であった南洋群島をはじめとした領域についても植民地とする。そして、一連の植民地を管理・統治することを植民地経営とする。

<sup>3</sup> 台湾拓殖は、1936年に資本金30,000,000円（払込18,750,000円）で設立され、資本金の15,000,000円は政府からの現物出資であり、台湾における土地経営や拓殖業務、資金供給に従事し、1945年には資本金60,000,000円（払込56,250,000円）であった（閉鎖機関整理委員会編[1954] 294-296頁；谷ヶ城[2010] 38-39頁）。

<sup>4</sup> 南満州鉄道は、1906年に資本金200,000,000円（払込102,000,000円）で設立され、100,000,000円が日本政府の現物出資であり、主として満州における鉄道業を手掛け、1945年には資本金1,400,000,000円（全額払込）であった（閉鎖機関整理委員会編[1954] 382, 400頁）。

<sup>5</sup> 東洋拓殖は、1908年に資本金10,000,000円（払込2,500,000円）で設立された（Noguchi and Kanamori[2010] p. 276）。設立当初、東洋拓殖は、移民事業に従事していたが、後に土地経営と金融業に従事するようになった（金[1992] 89-90, 113頁；黒瀬[2003] 1, 253頁）。1945年、同社の資本金は100,000,000円（払込75,000,000円）であった（閉鎖機関整理委員会編[1954] 290頁）。

<sup>6</sup> 日本航空輸送は、1928年に資本金10,000,000円（払込4,500,000円）で設立され、東京と大連間、福岡と大連間などの航空路を運営した（日本航空協会編[1975] 658, 661, 664頁）。1938年、日本航空輸送が大日本航空へと改称された（閉鎖機関整理委員会編[1954] 635頁）。1939年の大日本航空の資本金は100,000,000円であり、その内、37,250,000円が政府出資であった（日本航空協会編[1975] 738頁；閉鎖機関整理委員会編[1954] 635頁）。大日本航空は、東京と大連間をはじめとして、横浜とパラオ間、東京とバンコク間などの航空路を運営した（閉鎖機関整理委員会編[1954] 635頁）。

執行された一方、企業経営においては、予算の作成や決算書類を通じた決算報告に加えて、各事業の収支の把握などにみられるような内部管理目的として会計が実践された。その中で、本研究では、下記で言及する通り、先行研究において等閑視されてきた南洋群島経営をめぐって重要な役割を果たしていた臨時南洋群島防備隊（以下、防備隊）、南洋庁といった公的組織や南洋興発、南洋拓殖といった諸企業を対象に考察を進める。

特に、中村[2013]、谷ヶ城[2010]、Noguchi and Boyns[2012]、[2013]や Noguchi and Kanamori[2010]に見られるように、満州で鉄道業を手掛けた南満州鉄道や朝鮮において移民（植民）、土地・金融業を手掛けた東洋拓殖、日本と中国や満州間の空路を結んだ日本航空輸送・大日本航空、土地経営などを手掛けた台湾拓殖といった諸企業に関して、以下のような研究が行われている。

Noguchi and Kanamori[2010]の東洋拓殖に関する研究では、同社が経営危機に直面した際、支援を得るため、1936年から1943年にかけて、政府（大蔵省）または銀行シンジケートに対して、決算書類上で原価基準の貸借対照表に加えて、時価基準の貸借対照表を添付するという会計実務を行ったことが指摘されている<sup>7</sup>。そして、東洋拓殖のケースにおいて、経営危機に瀕した際、会計は、植民地（経営）の管理という国益に資するツールとしてだけでなく、会社自身の利益（会社の再建）を追求するためのツールとして利用されるようになったことが指摘されている<sup>8</sup>。Noguchi and Boyns[2013]の南満州鉄道の研究では以下の点が指摘されている。すなわち、同社は、1930年代から、関東軍の要請により軍需物資の輸送や線路などの設備投資への積極的な関与が求められ、その中で、市場（株主）からの資本調達とそのための収益維持（また株価と配当金の維持）が要となった<sup>9</sup>。特に、戦時体制下、軍需物資の輸送（貨物輸送）の運賃がコントロールされる中で、収益を上げるため、乗車運賃の改定が実施されるのだが、その運賃の改定には日本政府の承認が必要であり、その改定を正当化するために予算手続きが用いられたことが指摘されている<sup>10</sup>。また、中村[2013]においても、1927年における南満州鉄道の会計処理（固定資産評価）の考察が行われ、以下のことが指摘されている。南満州鉄道では、1927年に固定資産や有価証券に関して評価損を計上した一方、土地に関しては評価益を計上することで、資産評価損を相殺したという<sup>11</sup>。そしてそれは、南満州鉄道が当期純利益を確保し、安定配当を行うことで、一般株主（既存株主や潜在的な投資家）の期待に応えるためであったとしている<sup>12</sup>。というのも、日本政府は、

---

<sup>7</sup> Noguchi and Kanamori[2010] pp. 291-292, 295-296.

<sup>8</sup> Noguchi and Kanamori[2010] p. 297.

<sup>9</sup> Noguchi and Boyns[2013] pp. 63, 81, 86.

<sup>10</sup> Noguchi and Boyns[2013] pp. 79, 86.

<sup>11</sup> 中村[2013] 31, 36-37 頁。

社債に対する固定資産の担保能力を示すために、資産評価を適正に行う必要があったことも指摘されている（中村[2013] 38-39 頁）。

<sup>12</sup> 中村[2013] 31, 37 頁。

南満州鉄道に対して現金出資を行うことに消極的であったという<sup>13</sup>。Noguchi and Boyns[2012]の日本航空輸送・大日本航空の研究では、同社の予算手続き実務について以下のようなことが指摘されている。すなわち、日本航空輸送では、営業収益・費用に関する予算を関係省庁である逓信省・航空局に提出していたが、当該実務は、管理目的というよりはむしろ、当該企業による政府からの補助金受領の正当化やそれが適切に使用されているのかを示すための手段として用いられていたという<sup>14</sup>。そして、その後、日本航空輸送をもとに設立された大日本航空においても、予算が作成されたが、そこでは、日本航空輸送の予算とは違い、詳細な費用・収益の項目をもとに、また過去の実績値をもとにするのではなく、想定される営業活動の水準（計画されている飛行距離など）に合わせて予算が作成された<sup>15</sup>。そして、その予算は、監督機関である逓信省・航空局が同社による国策の実行とその達成をモニターするための、また同社の管理目的に資するツールとして役割を果たしていたことが指摘されている<sup>16</sup>。特に、こうした予算実務の変化の背景には、逓信省・航空局の影響力があったという<sup>17</sup>。谷ヶ城[2010]の台湾拓殖の研究では、戦時体制下における台湾拓殖において利益捻出が行われていたことが指摘されている。すなわち、日中戦争勃発後、台湾拓殖は、占領地であった華南や南方の事業に従事する必要があり、そのために、社債や株式の払込み、借入金により資金調達を行ったが、その際、収益性を確保するために土地の評価益や、資産売却益、拓務省や海軍からの補助金を計上することで利益を捻出したうえで、株主への配当を確保していたという<sup>18</sup>。また、戦時経済下においては、「国策会社も民間企業と同様に等しく資本市場の圧力に直面していたこと、それへの対応如何が国策の遂行を強く規定していた<sup>19</sup>」

---

<sup>13</sup> 中村[2013] 31, 38, 40 頁。

南満州鉄道では、社債発行も重要な資金調達となっており、そのためにも、追加的な増資が必要であったという。すなわち、南満州鉄道では、払込資本金の2倍と資本（金）総額とを比較して、いずれか低い方が社債発行限度額となっており、その限度額を引き上げるためにも増資が必要であったという（中村[2013] 38 頁）。

<sup>14</sup> Noguchi and Boyns[2012] pp. 431, 439.

実際に、1928年から1938年にかけて、同社の営業収益・費用に関する予算と決算の値には、乖離が見られたことが指摘されている（Noguchi and Boyns[2012] pp. 431-432）。

<sup>15</sup> Noguchi and Boyns[2012] p. 436.

<sup>16</sup> Noguchi and Boyns[2012] p. 436.

実際に、1938年から1943年にかけて、同社の営業収益・費用に関する予算と決算の値の乖離の度合いが、日本航空輸送のものより低下したことが指摘されている（Noguchi and Boyns[2012] pp. 436-437）。

<sup>17</sup> Noguchi and Boyns[2012] p. 444.

1938年以降、逓信省の内局であった航空局が外局へ移行したことにより同局の権限が強化・拡大するとともに、航空局自身の予算が急拡大していたこと、また、戦時体制下、貯蓄の奨励（緊縮財政）が求められていたことを背景として、航空局は、大日本航空の経営を厳しく管理するようになったという（Noguchi and Boyns[2012] pp. 439, 442）。

<sup>18</sup> 谷ヶ城[2010] 42-43, 47-48 頁。

<sup>19</sup> 谷ヶ城[2010] 48 頁。

とされている<sup>20</sup>。

また、当時の日本における領土拡大には、戦争やそれにともない軍（隊）が大きく関わっていた。Loft[1986], Funnell[2005], Chwastiak[1999], [2001], [2006], Forman and Tyson[1998], McWatters and Foreman [2005]に見られる研究は、イギリス、アメリカ、オーストラリア、カナダを対象に、会計を通じて、戦争やそれに関わる軍（隊）、政府、企業といった複雑な関係性を考察している<sup>21</sup>。会計が議会（文民）による軍隊の統治においてまた、軍事パフォーマンスの有効性の評価において利用されることもあれば、戦争による刺激、政治的な危機が（政府を通じて）軍の会計や企業の会計に影響を与えることもある<sup>22</sup>。特に、Funnell[2009]では、政府や企業を巻き込んだ戦争・軍隊同士の衝突（military conflagration）が、その時々固有の管理問題を生じさせ、その問題を解決するために会計を通じたそれぞれのアプローチを必要とすることからも、当該テーマ（戦争・軍と会計）においては、様々な会計史の可能性があることが指摘されている<sup>23</sup>。しかしながら、これらの研究の多くは、アングロサクソン・セッティングで行われており、Funnell[2009]では、国際比較の観点からもこのジャンルの研究を非アングロサクソン・セッティングで実施することが期待されると指摘されている<sup>24</sup>。このことから、戦争・軍と会計との関係性を考察することは、十分に意義があると考えられる。

日本の植民地経営は、戦争という過程を経ながら、企業や企業における投資家（株主など）に加えて、軍（隊）や関係省庁・統治機構といった様々な利害関係者を巻き込み展開された。その中で、企業は、刻々と変化する外部環境や外部からの圧力に応じて、時には企業の内部管理目的のために、時には企業自身のある目的・意図のために会計を利用した一方、関係省庁・統治機構においても、会計を1つのツールとして利用していた。特に、上記の諸企業は、その性質上、営利性（私益）を確保・追求しながらも、営利性とは関係なく、国益を追求（国策への貢献）しなければならないというジレンマに直面していたが<sup>25</sup>、その中で会計が1つのツールとして機能していた。

そこで、本研究では、会計的観点・側面から検討されてこなかった防備隊や南洋庁といった統治機関（軍政と文政）、南洋興発や南洋拓殖といった代表的な企業を含めた南洋群島経営を対象に、そこで生じた特有の問題・現象や同時期の企業が同様に直面して

---

<sup>20</sup> 国策会社が事業を継続するには、限られた経営資源の中で資本市場や政府の期待に応えなければならないとしている（谷ヶ城[2010] 37頁）。

台湾拓殖に関しては、齊藤[2008], [2009]や湊[2005], [2006]などにおいても研究が蓄積されている。齊藤[2009]においても、台湾拓殖が、株式市場（資本市場）の期待に応えるため、収益性と配当の維持を意識していたことが指摘されている（齊藤[2009] 48-49頁）。

<sup>21</sup> Sumi[2017] p.146.

<sup>22</sup> Funnell[2005] p. 307 ; [2009] pp. 562, 567-568, 573.

<sup>23</sup> Funnell[2009] p. 575 ; Sumi[2017] p. 146.

<sup>24</sup> Funnell[2009] p. 575.

<sup>25</sup> 金子[1991] 89-90頁 ; 黒瀬[2003] 2頁 ; 齊藤[2008] 71頁 ; Noguchi and Boyns[2013] p. 61.

い固有の問題において<sup>26</sup>、会計（情報）がどのような機能を果たしていたのかという点を問題意識として考察を行う。

## 先行研究の検討

会計史研究において日本の会計実務・実践に焦点を当てた研究は、小倉[1962]、西川[1993]、Takatera and Nishikawa[1984]の江戸時代商家の研究、片野[1977]の銀行業を手掛けた国立銀行の研究、千葉[1987a]、[1987b]の保険業を手掛けた日本生命などの研究、久野[1987]の製紙業を手掛けた王子製紙株式会社、製粉業を手掛けた日清製粉株式会社、紡績業を手掛けた日清紡績株式会社、鉄鋼業を手掛けた株式会社神戸製鋼所の研究、久野[1992]のセメント業を手掛けた小野田セメント製造株式会社などの研究、高寺[1974]、山口[1998]、[2000]、Yamaguchi[2001]にみられるような海運業を手掛けた日本郵船、大阪商船の研究、Sasaki[2001]の鉄道業を手掛けた日本国有鉄道の研究、山下[1995]、豊島[2006]の造船業を手掛けた三菱造船所の研究、Noguchi, Nakamura and Shimizu[2015]の三菱重工業株式会社（名古屋航空エンジン工場）の研究、清水・藤村[2009]、Shimizu and Fujimura[2010]、山地・藤村[2007]、[2009]の貿易業を手掛けた兼松商店の研究、西川[1963]の鉱山開発を手掛けた日本鉱業株式会社の研究、Noguchi, Shimizu and Nakamura[2014]の日本の炭鉱業を担っていた三井・三菱・井華（住友）鉱業の研究が挙げられる<sup>27</sup>。これらの会計実務の研究の多くは、江戸時代（1603年から1867年）、明治時代（1868年から1912年）または戦後昭和（1945年から1988年）に焦点を当てている一方で<sup>28</sup>、近年、戦間期、戦時期における研究が蓄積されつつある。

特に、前述したように朝鮮、満州、台湾といった日本の植民地経営における鉄道業や航空産業、移民・金融業、土地経営などを手掛けた諸企業の会計的側面に焦点を当てた研究は、蓄積されつつあるものの<sup>29</sup>、南洋群島、とりわけ防備隊、南洋庁、南洋興発、南洋拓殖に関する研究は等閑視されてきた。当該機関、企業に関しては、安倍[1985a]、[1985b]、飯高[1999]、今泉[1990]、[1992]、[1997]、[2002]、[2004]、[2009]、我部[1982a]、

---

<sup>26</sup> 齊藤[2008]では、国策性事業を「何らかの政策的な要請に基づいて営まれる事業」（齊藤[2008] 76頁）としている。また、国策とは別に、会社の収支を支える事業を営利性事業としている（齊藤[2008] 77頁）。南洋興発では、特に、1937年以降、海軍における政策の実行への協力や日本政府からの要請でもある無水酒精製造などの国策性事業へ関与した。また、南洋拓殖では、1936年の設立当初から、南洋群島開発のために、南洋群島における企業への投資・融資（低収益事業）が求められたほか、軍への食糧供給などを通じて国策性事業へ関与した。

<sup>27</sup> Noguchi and Boyns[2012] p. 417 ; Noguchi and Kanamori[2010] p. 272.

<sup>28</sup> Noguchi and Boyns[2012] p. 417 ; Noguchi and Kanamori[2010] p. 272.

<sup>29</sup> また、久保[1997]、[2014a]、[2014b]、[2016]に見られるように、台湾における砂糖生産を手掛けた製糖会社について、会計情報などをもとに経営分析を行っている研究もある。

[1982b], 小池[1992], [1995], 佐伯[1992], [1994], [2000], 柴田[2005], [2012], [2015], 高木[1998], [2008], 武村[1984], 丹野[2015], [2017], 湊・齊藤[2013], 平井[1997], 平井[2017], 森[2013], [2014], 矢崎[1999], Peattie[1988]といった研究が、蓄積されつつある。

安倍[1985a], 飯高[1999], 今泉[1990], 我部[1982a], [1982b], 矢崎[1999]では、防備隊による南洋群島経営の方針や機構について考察しつつも、予算・決算については、ほとんど触れられていない。他方、小池[1992]では、第一次世界大戦における海軍の臨時軍事費特別会計に焦点を当てており、そこで南洋群島における臨時軍事費と民政費について言及がなされている。特に、臨時軍事費と民政費の規模や用途について言及はあるものの、本研究対象でもある民政費については、1914年から1921年にかけての全体の考察が不足している<sup>30</sup>。また、小池[1992], [1995]においては、民政費が慢性的に不足していたことを指摘しており、特に、小池[1995]においては「慢性的な財政難の中『民政』も機能せずに終わった<sup>31</sup>」と指摘している。この点に関して、防備隊における財政、特に予算・決算について詳細に検討することで、防備隊における財政の実態を明らかにすることが可能である。他方、平井[1997]では、植民地財政として台湾、朝鮮、樺太、関東州、南洋群島の統治機関における予算・決算に焦点を当てており、南洋群島における統治機関であった南洋庁に関しては、決算から、その歳入・歳出の構造について言及している。そこでは、同庁の歳入が出港税に支えられていたことや歳出が主として行政費やインフラ整備などの費用に利用されていたことなど、南洋庁財政の特徴が考察されている<sup>32</sup>。しかしながら、同庁における予算や防備隊における予算・決算に関する言及はほとんどなされていないため、南洋庁財政の実態<sup>33</sup>をより詳細に検討するためにも、南洋庁の予算と決算との関連や防備隊との比較研究が必要である。

また、南洋興発、南洋拓殖に焦点を当てた研究の多くは、移民、日本海軍、南洋庁との関係や戦時下における両社の経営に焦点を当てている。特に、今泉[1992]では、南洋興発における沖縄県人に関する考察を行っている。そこでは、1927年に南洋興発による日給未払いを発端として、沖縄県出身の移民が中心となり起こした労働争議が同社の経営に影響を与えたと指摘されている<sup>34</sup>。すなわち、労働争議以後、労働力を沖縄県以外（鹿児島、福島、山形、岩手など）に求めるようになったことや労使関係の調整のために蔗作共栄会が組織されるようになったことが指摘されている<sup>35</sup>。同様に、南洋興発

---

<sup>30</sup> 小池[1992] 41-45 頁。

<sup>31</sup> 小池[1995] 138 頁。

<sup>32</sup> 平井[1997] 269-271 頁。

<sup>33</sup> 大蔵省昭和財政史編集室編[1960]では、南洋庁財政（歳入・歳出）や南洋群島における税制の概要を把握することが出来る。本論文、第1章、第2章において南洋庁財政を考察する際に同書を参考にした。

<sup>34</sup> 今泉[1992] 161-162 頁。

<sup>35</sup> 今泉[1992] 163-167 頁。

における日本人移民と労働争議に関しては、今泉[1997]や[2002]でも考察が行われている。他方、今泉[2004]では、南洋群島の戦時下における南洋興発に焦点を当てており、同社が製糖事業に加えて、日中戦争勃発後、アルコール原料の甘蔗（サトウキビ）需要や日本海軍による基地建設（特殊工事）への需要に応えなければならなかったことが指摘されている<sup>36</sup>。この状況の下、南洋興発においては、労働不足が問題となっており、それに応じる形でロタ製糖所が閉鎖された<sup>37</sup>。また、同社は、戦時体制下、労働管理の一環として、労働者の移動を制限したという<sup>38</sup>。戦時体制下の南洋興発における労働問題に関しては、今泉[2009]でも考察がなされており、南洋興発における朝鮮人の戦時動員に焦点が当てられている。

また、佐伯[1992]、[1994]、[2000]は、海軍（の南進政策）と南洋興発との関係を考察している。佐伯[1992]によれば、1930年代後半、海軍は、南進政策を進めていくのだが、その政策を具体化させる手段として南洋興発に期待が寄せられていた<sup>39</sup>。一方、佐伯[1994]によれば、1936年8月、「国策の基準」において南進政策が明示されたことに加えて、同年12月には、ワシントン海軍軍備制限条約が失効したことにより、南洋群島における軍関連施設の建設制限が消失し、軍関連工事が増加した<sup>40</sup>。この工事に協力したのが南洋興発であり、同社は、労働力と資本の提供を行ったという<sup>41</sup>。佐伯[2000]においても、1922年頃から、南洋興発が日本海軍に代わって飛行場建設を請け負っており、その頃から同社と海軍は関係を持っていたことが指摘されている<sup>42</sup>。

さらに高木[2008]では、南洋興発の営業報告書をもとに同社の財務状況を分析するほか、東洋拓殖の子会社としての南洋興発の位置づけや南洋庁との関係を考察している。そこでは、親会社である東洋拓殖が南洋興発に人事面、財政面で影響を有していたこと、また、南洋興発の配当の多くが東洋拓殖に還流していたことが指摘されている<sup>43</sup>。加えて、南洋興発が南洋庁に対して納めた税金（出港税）が多額に及んだことから「南洋興発の事業の成功が南洋庁の独立採算をもたらした<sup>44</sup>」としている。また、柴田[2015]では、南洋興発と南洋拓殖の経営に焦点が当てられている。南洋興発に関しては、営業報告書のほか、アジア歴史資料センター所蔵の決算書類を利用している一方、南洋拓殖に関しては、主として営業報告書や社史である南拓会[1982]を利用し、考察を行っている。そこでは、南洋興発や南洋拓殖の事業概要のほか、日中戦争期と太平洋戦争期における両社の関係会社への投融資について考察がなされている。南洋興発に関して、「同社の

---

<sup>36</sup> 今泉[2004] 312, 315 頁。

<sup>37</sup> 今泉[2004] 313-315 頁。

<sup>38</sup> 今泉[2004] 320-321 頁。

<sup>39</sup> 佐伯[1992] 237, 244, 247 頁。

<sup>40</sup> 佐伯[1994] 202-203 頁。

<sup>41</sup> 佐伯[1994] 206-207 頁。

<sup>42</sup> 佐伯[2000] 232 頁。

<sup>43</sup> 高木[2008] 33-36, 43 頁。

<sup>44</sup> 高木[2008] 36 頁。

潤沢な営業キャッシュ・フローで、1930年代に直営事業のみならず周辺の事業に関係会社を設立し、南興企業集団を形成<sup>45)</sup>し、最終的に、同社の総資産の約15%は関係会社への出資融資などに回されていたという<sup>46)</sup>。また、南洋興発は、主要株主でもあった東洋拓殖による経営介入が強まることを好まなかったという<sup>47)</sup>。そのほか、南洋興発は、後に設立された南洋拓殖と競合したが、南洋興発の製糖事業における「多額かつ安定した営業キャッシュ・フロー<sup>48)</sup>」が同社に優位性をもたらしたという<sup>49)</sup>。

一方、南洋拓殖に関して、同社は「社債発行で関係会社投資に充当し、事業規模を拡張<sup>50)</sup>」し、最終的に総資産の約65%が関係会社への投融資であった<sup>51)</sup>。これは、他の「植民地事業持株会社のなかで最も関係会社投資、すなわち出資・融資等に資金を傾注した事例<sup>52)</sup>」であり、それは「直営事業の規模の零細性が大きな要因である<sup>53)</sup>」という。また、南洋拓殖は、設立当初より南洋庁（拓務省）の監督下にあり、同庁の支援を受けたが、「収益性の乏しい中小事業者への南洋庁の意向を汲んだ分散投資は収益に結びつかない<sup>54)</sup>」だったという<sup>55)</sup>。また、南洋拓殖に関しては、柴田[2015]に加えて、秦・斉藤[2013]において営業報告書をもとに南洋拓殖の経営の特徴が考察されている。そこでは、南洋拓殖において収益性のあった燐鉍事業が資金調達を容易にしていたこと（増配による株高や政府保証なしでの社債発行）、また、それをもとに関連会社への出資・貸付けが行われていたことが指摘されている<sup>56)</sup>。そのほか、今泉[2009]では、戦時下、南洋群島における朝鮮人労働動員に焦点を当て考察を行っており、その中で、南洋拓殖による朝鮮

---

45 柴田[2015] 393-394 頁。

46 柴田[2015] 378, 394 頁。

47 柴田[2015] 337, 394 頁。

日中戦争期、南洋興発において「東拓からは出資以上に資金依存する必要はなく、自社の営業キャッシュ・フローで追加投資に充てることができた。そのため東拓は松江の経営に口を挟む必要はなかった。・・・多額の増資・社債発行・長期借入金は東拓に資金支援を求めることになるが、南興は東拓による経営介入が強まることを好まなかった」（柴田[2015] 337 頁）という。

48 柴田[2015] 337 頁。

49 柴田[2015]によれば、南洋興発の優位性は「1920年代に製糖業として成功し事業基盤を固め、その中で従業員の育成を続け、栽培業で豊富な人員を擁したことにある」（柴田[2015] 394-395 頁）という。

50 柴田[2015] 394 頁。

51 柴田[2015] 387, 394 頁。

52 柴田[2015] 387 頁。

53 柴田[2015] 387 頁。

54 柴田[2015] 362 頁。

55 柴田[2015] 328-329, 362, 394 頁。

56 湊・斉藤[2013] 131 頁。

「投融資は概して低収益であり、平均的な利回りは銀行預金金利を下回っていた。その結果、当初は高収益であった南洋拓殖の利益率は傾向的に低下していった」（秦・斉藤[2013] 131 頁）という。

労働者募集に関して言及している<sup>57</sup>。

以上の研究からも分かるように、南洋興発と南洋拓殖に関して、南洋興発においては製糖事業管理、南洋拓殖においては、燐鉱事業並びに出資・貸付事業管理が重要な要素となった。また、両社は、南洋群島における労働力不足に見られるように、戦時体制の影響を受けた。加えて、南洋興発では、主要株主であった東洋拓殖をはじめとして、拓務省・南洋庁、日本海軍といった企業や組織との関係が重要な要素となる一方、南洋拓殖では、拓務省・南洋庁との関係が重要な要素となった。このように、両社は、南洋群島経営という複雑な環境・関係の中で活動したが、この中で、会計的側面に焦点を当てたものは僅少であり、両社の実態をより詳細に描くには、アジア歴史資料センターや国立公文書館（つくば分館）所蔵の決算関係史料をもとに更なる検討が必要であると考えられる。

他方、経済史の領域においても金子[1987], [1991], [1993], [1994], [1995], [2007], 金[2002], 小林[1975], [2012], 原[1976], [2013], 疋田[2006], 疋田編[1995], 堀[2016], 堀・中村[2004], 溝口・梅村編[1988], 山本[1989], [1992], [2003], [2011]などに見られるように、朝鮮、満州、台湾、南方（インドシナ、マレー、インドネシアなど）といった日本の植民地・占領地に焦点を当てた研究が蓄積されている。山本[1989]では、植民地の経済について研究が蓄積されつつあるものの、「二大植民地である朝鮮、台湾に関心が集中して日本植民地帝国の全体構造を見る眼<sup>58</sup>」が欠けており、さらに「日本対個別植民地の関係の並列にとどまり、各植民地支配に見られる特質を比較する視角にかけていた<sup>59</sup>」と指摘している。金子[2007]においても、植民地経営に関して「各地域別の研究を総合し、経済支配の政策と実体の全体像を解明する作業<sup>60</sup>」が不足していると指摘されている。

その中でも、南洋群島に関して、溝口[1980], [1988]にみられるように、南洋群島のマクロ経済に焦点を当てた研究がある。そこでは、1922年から1938年までの南洋群島における経済規模（GDE）や物価、賃金などの経済指標の動向を通じて南洋群島経済の特徴が検討されている。日本統治下の南洋群島経済は、「スムーズな経済発展をとげた<sup>61</sup>」とされている。その中で、特に南洋群島の経済規模（GDE）に占める純移出の高さから、南洋群島は「移出主導型の経済発展<sup>62</sup>」であったことが指摘されている。移出において重要な位置を占めた産業が南洋興発における製糖事業や南洋庁、南洋拓殖における燐鉱事業であった。また、溝口[1980], [1988]では、日本の植民地経営に関して、2つの発展形態があると指摘している。1つ目は、台湾、朝鮮、関東州に見られるよう

---

<sup>57</sup> 今泉[2009] 58-59 頁。

<sup>58</sup> 山本[1989] 232 頁。

<sup>59</sup> 山本[1989] 232 頁。

<sup>60</sup> 金子[2007] 191 頁。

<sup>61</sup> 溝口[1980] 128 頁。

<sup>62</sup> 溝口[1980] 134 頁 ; [1988] 115 頁。

に植民地の資源と労働力をもとに発展を図るものであり、そこでは、現地住民との間に利害対立が生じる<sup>63</sup>。2つ目は、南樺太に見られるように植民地の資源と日本人労働力をもとに発展を図るものであり、そこでは、現地住民が少数であったため、経済活動において利害対立が生じることはなかった<sup>64</sup>。そして、南洋群島は、上記の2つの形態の中間点に位置するとされる。すなわち、南洋群島では、主として未開拓地において日本人が進出することで、「日本人による経済活動とミクロネシア人による経済活動の二重構造<sup>65</sup>」が形成され、その中で、それほど両者での利害対立が生じず、「前者がゆるやかな形で后者の発展を導<sup>66</sup>」いたという。加えて、溝口[1980]、[1988]では、南洋群島におけるマクロ経済に焦点を当てることで南洋群島経営の概要を提示したにすぎないため、今後、ミクロ的な視点による研究が期待されるとも指摘されている<sup>67</sup>。以上のことから、本研究では、南洋群島経済におけるミクロ的視点並びに植民地経営の全体像を把握する際の1つの視点を提供することが出来ると考えられる。

以上の先行研究を踏まえつつ、本研究では、南洋群島経営において重要な役割を果たした防備隊、南洋庁、南洋興発、南洋拓殖といった諸機関、諸企業における会計に着目することで、会計史のみならず、他領域にわたる貢献を念頭に考察を行う。

## 本研究のアプローチと史料

本研究では、アジア歴史資料センター（外務省茗荷谷研究所や防衛省防衛研究所）、国立公文書館（つくば分館）、ジャパンデジタルアーカイブスセンター、アジア太平洋資料室に所蔵されている決算書類や営業報告書といった一次史料を中心に利用する。

アジア歴史資料センター（外務省茗荷谷研究所や防衛省防衛研究所）に所蔵されている史料は、主として、南洋興発の決算書類や防備隊に関する予算・決算書類などである。南洋興発の決算書類には、同社の1934年度（第19期）から1945年度（第41期）まで（第21期から第24期を除く）の貸借対照表や損益計算書のみならず、製糖に関する歩留帳や砂糖・酒精・燐鉍製品に関する原価帳、各事業の収支内訳明細、各資産項目の内訳明細といった会計情報が添付されている。当該決算書類は、南洋興発の親会社であった東洋拓殖を通じて、拓務省（または内務省）に提出されていた。また、同史料館には、南洋興発と関係省庁（拓務省、南洋庁）間で取り交わされた書類や同社に関わる雑書類が所蔵されている。そこでは、南洋興発の割増奨励金制度の改定をめぐる南洋興発、南洋庁、拓務省の3者によるやり取りの一部が記録されているほか、雑書類では、南洋興発に関する情報、特に製糖事業における甘蔗単価に関する情報が添付されている

---

<sup>63</sup> 溝口[1988] 112-113頁。

<sup>64</sup> 溝口[1988] 113頁。

<sup>65</sup> 溝口[1980] 132頁。

<sup>66</sup> 溝口[1988] 113頁。

<sup>67</sup> 溝口[1980] 134頁；[1988] 115頁。

68. 防備隊に関しては、予算・決算関係史料のほか、司令官の日記、海軍公報、現況報告書などの書類が所蔵されている。ここでは、防備隊における1915年度から1920年度にかけての予算・決算（収入・支出）の各項目と金額の推移が見て取れる。また、司令官の日記、海軍公報、現況報告書の史料では、当時の南洋群島の概況（産業、インフラ整備の状況、人口など）のほか、司令官の統治指針をうかがい知ることができる<sup>69</sup>。

国立公文書館・国立公文書館（つくば分館）では、南洋庁に関する予算・決算史料、南洋興発の決算書類、企業内部の情報（同社取締役会の議事録の一部など）や南洋拓殖の決算書類が所蔵されている。国立公文書館に所蔵されている南洋庁に関する予算・決算書類には、大蔵省や拓務省といった関係省庁を通じて日本の国会に提出された1922年度から1943年度までの予算・決算の情報が添付されている<sup>70</sup>。ここでは、年度の開始までに作成された原予算に加えて、年度中に国会に提出された追加予算が所蔵されている<sup>71</sup>。国立公文書館（つくば分館）に所蔵されている南洋興発関係史料は、アジア歴史資料センター所蔵史料とは、異なる会計情報<sup>72</sup>が記録された決算書類のほか、企業内部でのやり取りを記録した史料が所蔵されている<sup>73</sup>。南洋拓殖に関する決算書類には、1937年度（第2期）から1944年度（第16期）まで（第3期を除く）の貸借対照表や損益計算書のみならず、各項目（貸借対照表、損益計算書）の内訳明細のほか、燐鉍生産量や各事業別の労働者数などの内部管理目的の情報が添付されている。また、当該決算書類は、南洋庁に提出されていたことが分かる。そのほか、1936年度（第1期）から1945年度（第18期）にかけての営業報告書についても、同史料館に所蔵されているものを利用した<sup>74</sup>。

最後に、南洋興発の営業報告書について、1922年度（第3期）から1932年度（第15期）までの営業報告書は、アジア太平洋資料室、1932年度（第16期）から1944年度（第40期）までの営業報告書は、ジャパンデジタルアーカイブスセンターに所蔵されているものを利用した。

上記の諸史料をもとに、特に、問題意識でも言及した通り、南洋群島経営における諸組織・企業が直面した特有の問題・現象、例えば、占領直後からの海軍による行政や営利性の確保と国益の追求というジレンマ、食糧農産物・資源開発の管理と労働力の配置、そして東洋拓殖をはじめとして、拓務省・南洋庁、海軍といった利害関係者を巻き込ん

---

68 一連の史料は、主として第1章、第3章、第4章で利用した。

69 一連の史料は、主として第1章と第2章で利用した。

70 同書類は、国立公文書館に所蔵されているが、利用の際には、アジア歴史資料センターからアクセスした。

71 一連の史料は、主として第2章で利用した。

72 会計処理に関する情報や内部管理目的（燐鉍に関する収支内訳明細）の情報が記録・添付されている。

73 一連の史料は、主として第1章、第3章、第4章で利用した。

74 一連の史料は、主として第1章と第5章で利用した。

南洋拓殖営業報告書は、CIA, 001300381100 に収蔵されていた。

だ中での活動, において会計がどのような機能を果たしていたのかを解明していく。ひいては, 南洋群島と他の植民地との特徴を浮き彫りにするため, 会計というレンズを通じて, 南洋群島経営の特徴を検討する。

## 本研究の概要

本研究は, 以下のように構成される。第 1 章では, 本研究対象である防備隊, 南洋庁, 南洋興発, 南洋拓殖に焦点を当てて, 当該組織, 企業を概説する。第 2 章では, 1914 年に組織された防備隊と同組織解体後, 1922 年に設立された南洋庁における予算・決算を考察する。特に, 両組織における予算・決算の特徴や予算の性質の変化とその背景を考察する。第 3 章では, 1921 年に設立された南洋興発の製糖事業に焦点を当てる。特に, 南洋興発における割増奨励金制度とその改定をめぐって関係省庁であった拓務省, 南洋庁との間で取り交わされた会計情報に着目し, 考察を行う。第 4 章では, 1937 年以後, 戦時体制下における南洋興発に焦点を当てる。特に, 戦時体制下, 南洋興発が営利性の確保と国策への従事という状況に迫られる中で, 会計がどのような機能を果たしていたのか, また 1941 年以降に見られた南洋興発による利益捻出の行動に着目する。第 5 章では, 1936 年に設立された南洋拓殖に焦点を当てる。特に, 同社の出資・貸付事業において, また, 南洋拓殖が南洋庁に向けて提出していた決算書類において, 会計情報がどのように利用されていたのかという点を考察する。加えて, 南洋拓殖が, 南洋興発と同様に, 1941 年以後, 収益性の低下に直面する中で, どのような利益捻出を行っていたのかという点に着目する。結章では, 本研究の貢献またはインプリケーションと今後の研究の可能性について言及する。

## 第1章 南洋群島経営の概要

### 1-1 開題

本章では、本研究対象である防備隊、南洋庁、南洋興発、南洋拓殖、特に当該諸組織、企業の展開や経営成績を考察する。防備隊は、第一次世界大戦勃発後、ドイツ領であった南洋群島を占領した際、組織され、同領域を占領・統治した。その際、同組織は、日本海軍としての役割だけでなく、南洋群島の行政、インフラ整備や産業振興、公衆衛生、教育においても役割を果たした。同組織解体以後、1922年、新たに南洋庁が設立され、同庁は、防備隊同様、行政、産業振興に責任を果たした。一方、南洋庁とともに、南洋群島経営において中心的な役割を果たした企業が南洋興発（1921年設立）と南洋拓殖（1936年設立）であり、当該企業は、製糖事業や燐鉱事業といった諸事業に従事した一方、国策性事業にも従事した。以下では、防備隊、南洋庁、南洋興発、南洋拓殖の展開を概観する。

### 1-2 臨時南洋群島防備隊の設置とその展開～1914年から1921年にかけて～

1880年代から1914年にかけて、ドイツはアジア太平洋地域の一部を統治した。第一次世界大戦勃発に際して、日本は、ドイツに宣戦布告し、ドイツ領南洋群島に海軍を派遣した後、同領域を無血占領した<sup>75</sup>。1914年12月、臨時南洋群島防備隊条例のもと防備隊が設置されるとともに、防備隊の司令部はトラック島に設置された<sup>76</sup>。司令部には、日本海軍の在籍者が司令官として就任した<sup>77</sup>。加えて、南洋群島全体は6つ（サイパン、パラオ、ヤップ、トラック、ポナペ、ヤルート）の行政区（軍政庁）に分けられ（付録1の南洋群島地図を参照）、それぞれに守備隊長が配置された<sup>78</sup>。

<sup>75</sup> 南洋庁長官官房編[1932] 35頁；矢崎[1999] 43頁。

<sup>76</sup> 今泉[1990] 7頁；南洋庁長官官房編[1932] 36頁。

<sup>77</sup> 司令部には、民政顧問も配置された（今泉[1990] 7頁；南洋庁長官官房編[1932] 36頁）。

<sup>78</sup> 今泉[1990] 7頁；南洋庁長官官房編[1932] 36頁。

司令官の地位には、概して日本海軍の中将・少将クラスが就任したほか、各区における守備隊長の地位には、概して日本海軍の少佐・大尉クラスが就任した（南洋庁長官官房編[1932] 39, 42-43頁）。また、守備隊長は、各区の長として軍政庁長を兼任した（南洋庁長官官房編[1932] 36頁）。

1915年4月には、守備隊長のもとに民政事務官1名が配置され、そのもとで行政が行われた（今泉[1990] 7頁；南洋庁長官官房編[1932] 36頁；矢崎[1999] 44頁）。

1918年7月には、防備隊において新たに民政部が設立され、そこでは、行政及び司法に関する事務を統括し、勅任官である海軍事務官長が民政部長に就任したのに加えて、従来の軍政庁を民政署と改称し（民政事務官を廃止）、海軍事務官を民政署長とした

（JACAR, C10080217000；今泉[1990] 7頁；南洋庁長官官房編[1932] 37頁；矢崎[1999] 44頁）。ただ、1919年4月までは、守備隊長が民政署長を兼務していたという（今泉[1990]

1915年1月、日本海軍は、南洋群島に関する施政方針を示した<sup>79</sup>。そこでは、「施政ハ凡テ軍事上ノ便利ヲ主眼トシテ占領諸島ノ治安拓殖ヲ図ル<sup>80</sup>」こと並びに「土人ヲシテ我国ノ統治ニ帰服セシムルト同時ニ為シ得ル限り我邦人ノ勢力ヲ扶殖スル<sup>81</sup>」ことが主眼に置かれた。当該方針のもと、防備隊（司令官）は、一定程度の自由裁量をもって南洋群島経営を行った<sup>82</sup>。

従って、防備隊は、南洋群島の教育、医療・公衆衛生、産業振興やインフラ整備並びに司法を含めた行政において責任を担った<sup>83</sup>。防備隊は、当該サービスを提供するのに必要な資金を確保するために、ドイツ統治時代の制度をもとに、税制を確立した<sup>84</sup>。そこでは、主な収入財源として人頭税、営業税<sup>85</sup>、銃猟税<sup>86</sup>、港税<sup>87</sup>や関税（輸入・輸出税）が掲げられた<sup>88</sup>。

しかしながら、ドイツ統治時代における税制は、欠陥が多く、当該税制の実施は、現状にそぐわないとされ、税制改正の必要性が、少なくとも1915年5月には認識されていた<sup>89</sup>。例えば、当初、人頭税は、3ヵ月以上（南洋群島）区内に居住する16歳以上のすべての男性、また16歳以上かつ3ヵ月以上（南洋群島）区内に居住し、独立生計を立てるのに十分な財産を保有する16歳以上の女性（婦人）に課税された<sup>90</sup>。当該税目は、1915年10月に改正され、成年男性（16歳以上と考えられる）に対して、年額10円以内（各部落や種族における土地の状況や慣習に応じて変動）とされたほか、十分な

---

7 頁；南洋庁長官官房編[1932] 37 頁）。

<sup>79</sup> 飯高[1999] 110 頁；今泉[1990] 9 頁。

<sup>80</sup> JACAR, C10128130600。

<sup>81</sup> JACAR, C10128130600。

<sup>82</sup> 防備隊司令官は、軍政・民政の統括権・命令権を持ったほか、軍務局との協議や海軍大臣、各省庁間において意見交換を行った（今泉[1990] 7-8 頁）。防備隊司令官は、南洋群島における産業、インフラ、教育、人口、公衆衛生に関する現況報告書を日本政府に提出した（今泉[1990] 8 頁；JACAR, C10128150100；C10128150200；C10128150300；C10128150400；C10128150500；C10128150600）。一方で、日本政府は、定期的に海軍省を含めた各省庁から視察者を派遣し、現地の状況を調査した（今泉[1990] 8 頁）。

<sup>83</sup> JACAR, C10128130600；C10128567000。

<sup>84</sup> JACAR, C10080209700；C10080210800。

<sup>85</sup> 当初、営業税は、南洋群島内で企業活動に従事する営業所の売上高の1000分の1に課税された（JACAR, C10080194100）。当該税金は、1915年10月に改正され、物品販売や運送業においては、資本金や売上高などをもとに定められた等級（20等級）に応じて課税された一方、船舶貿易業においては、船舶の重量（トン数）に応じて課税された（JACAR, C10080212000）。

<sup>86</sup> 当初、銃猟税は、南洋群島において銃器を使用する者に対して課税された（JACAR, C10080194100）。当該税金は、1915年10月の改正の際、免許税として課税されることとなった（JACAR, C10080212300）。

<sup>87</sup> 港税は、南洋群島の港に寄港した船舶の重量に応じて課税された（JACAR, C10080194100）。

<sup>88</sup> JACAR, C10128567000。

<sup>89</sup> JACAR, C10080209700；C10080210800。

<sup>90</sup> JACAR, C10080194100。

財産を保有する島民に対しては、司令官の同意の下、追加的に税金を徴収することができる<sup>91</sup>。関税は、煙草や酒などの商品の輸入やコプラ、高瀬貝、鼈甲、真珠貝などの商品の輸出に対して課税されたが<sup>92</sup>、これらの関税は、防備隊において主な財源となった。

また、南洋群島内における事業は、許可制とされ、事業者は、防備隊に事業計画、事業報告書、定款、納税に関する証明書などを提出する必要があった<sup>93</sup>。また、防備隊は、実際に民間の事業活動や帳簿書類を調査する権限を有していた<sup>94</sup>。加えて、事業者が防備隊の指示に従わない場合、防備隊は、事業者に罰金を科したほか、事業者の商品・物品を没収した<sup>95</sup>。そのほか、防備隊は、事業者が過度な利益を上げるのを防ぐために、必要に応じて商品・物品の価格を一定に定める権限を有していた<sup>96</sup>。上記の背景のもと、事業者から多くの事業許可願が提出されたが、過度な競争を防ぐために、防備隊は、許可願を吟味したうえで、事業者の許可数を限定した<sup>97</sup>。

そのほか、南洋群島では、ドイツ企業によって燐鉱事業が営まれていたが、当該事業は防備隊が運営することとなった<sup>98</sup>。また、防備隊は、貿易などに携わったヤルート株式会社<sup>99</sup>や西カロリン株式会社<sup>100</sup>といったドイツ企業の撤退を促すため、当該企業の活動を制限した<sup>101</sup>。しかしながら、元々南洋群島の島民は、必需品（食糧、衣服、住居に関するもの）をドイツの貿易会社からコプラと交換する形で調達していたため、島民の間に不満が噴出した<sup>102</sup>。その状況下、南洋群島経営を安定させるため、ドイツの貿易会社に代わり、日本の貿易会社はその役割を担う必要性が生じていた<sup>103</sup>。そこで、防備隊は、当該地域において以前より活動を行っていた南洋貿易株式会社（以下、南洋貿易）

---

<sup>91</sup> JACAR, C10080212000。

<sup>92</sup> JACAR, C10080194100 ; C10080212000 ; C10080213900。

<sup>93</sup> JACAR, C10080194200 ; C10080209200 ; C10080212900 ; C10128566800 ; C10128567000。

<sup>94</sup> JACAR, C10080209400 ; C10080210500 ; C10080212900 ; C10080213900 ; C10128566800。

<sup>95</sup> JACAR, C10128582000。

<sup>96</sup> JACAR, C10080194300 ; C10080209300 ; C10080212900 ; C10080214000。

<sup>97</sup> JACAR, C10080194300 ; C10080212900。

<sup>98</sup> JACAR, C10080194300 ; C10080212300。

<sup>99</sup> ヤルート株式会社は、1887年に勅許会社として設立され、主としてコプラや燐鉱の貿易事業に従事した（安倍[1985a] 73-74頁；高岡[1954] 207, 212, 214-216頁）。

<sup>100</sup> 西カロリン株式会社は、1912年に設立され、主として椰子、コプラ、農産物の貿易業に従事した（高岡[1954] 224頁）。

<sup>101</sup> JACAR, C10080211600。

防備隊の行動は、ドイツの企業が再び南洋群島内において活動することは不可能であるとの意を島民に浸透させるという思惑を有していた（JACAR, C10080211600）。

<sup>102</sup> JACAR, C10080211600。

<sup>103</sup> JACAR, C10080211600。

104の活動拡大を企図した<sup>105</sup>。

他方、ココヤシ(コブラの原料)の収穫は、台風などの天候に大きく左右されたため、島民の生活は安定せず、防備隊は、代替事業の確立を模索していた<sup>106</sup>。その中で、東郷司令官の時代(1916年)において椰子の樹が害虫被害を受けた際、サイパン島民の救済のために甘蔗栽培が導入されることとなった<sup>107</sup>。東郷は、甘蔗栽培の導入を島民の利益のために導入したとしているが、結果として、当該事業は、西村製糖所といった民間企業に委ねられた一方、民間企業は、自身の経済的利益を追求する形でその規模を拡大していった<sup>108</sup>。最終的に、甘蔗栽培(砂糖)は、南洋群島における重要産業のひとつとなった。

そのほかにも、防備隊は、島民に対する日本語の教育、ドイツ統治時代においても重要視されていた医療、公衆衛生の提供の必要性も認識していた<sup>109</sup>。上記のように、防備隊は、軍事上における費用とは別に、行政上の費用を必要としていたため、予算・決算制度を確立する必要があった<sup>110</sup>。

南洋群島経営において、防備隊は、1915年1月29日に制定された会計規則(南洋群島民政会計規程)をもとに、予算・決算制度を確立した<sup>111</sup>。その後、防備隊における会計規則は、1915年9月27日に改定された<sup>112</sup>。防備隊における収入は、人頭税をはじめとして関税(輸入税・輸出税)、官業・官有財産収入、前年度(期)繰越金などから構成された一方、支出は、俸給をはじめとした事務費のほか、営繕費(インフラに関する費用)、殖産費(産業振興に関する費用)、教育及び病院、治安(警察費など)に関わる費用が占めた<sup>113</sup>。1916年度から1920年度の間、防備隊における収入の多くは、輸入税・輸出税(約20%から40%の間を推移)、人頭税(約10%から15%の間を推移)のほか、前年度(期)繰越金(約20%から50%の間を推移)が占めた一方、支出の多

---

<sup>104</sup> 南洋貿易は、1893年、和歌山に設立された組合事業を発端とし、その後、株式会社への改組や他の企業との合併を経て、1908年、資本金150,000円で誕生した(郷[1942] 24-25, 49, 53頁)。

<sup>105</sup> JACAR, C10080211600。

<sup>106</sup> JACAR, C10080211600。

<sup>107</sup> JACAR, C10128150100 ; 飯高[1999] 112頁 ; 東郷[1921] 55-56頁。

<sup>108</sup> 飯高[1999] 112-113頁 ; 東郷[1921] 56-57頁。

<sup>109</sup> JACAR, C10080194300 ; C10080209400 ; C10080210500 ; C10080211600 ; C10080211700 ; C10080214000 ; C10128568200。

<sup>110</sup> 防備隊による行政に関わる費用は、民政費として処理された(JACAR, C10128582500 ; 小池[1992] 41頁)。そのほか、南洋群島経営に関して、軍事に関する通信整備や防備隊司令部に関わる費用の一部は、海軍省所管の臨時軍事費から支弁された(小池[1992] 37, 41, 43, 45頁)。また、防備隊におけるアンガウル燐鉍所の経営における収入・支出は、臨時軍事費において処理された(小池[1992] 42-43頁)。

<sup>111</sup> JACAR, C10080194000。

<sup>112</sup> JACAR, C10080211900 ; C10128568300 ; C10128582500。

<sup>113</sup> JACAR, C10080215500 ; C10128150300 ; C10128558800 ; C10128559700 ; C10128575900 ; C10128577300 ; C10128578000 ; C10128579600。

くは、営繕費（約 18%から 32%の間を推移）、事務費（約 17%から 26%の間を推移）、殖産費（約 11%から 12%の間を推移）並びに教育費（約 8%から 14%の間を推移）が占めていた<sup>114</sup>。

### 1-3 南洋庁の設立とその展開～1922年から1945年にかけて～

1922年3月、防備隊が解体された後、南洋庁が南洋群島経営を担った。南洋庁長官は、文官が担い、内閣総理大臣の指揮・監督を受けた<sup>115</sup>。南洋庁の本庁は、パラオに設置されたほか、防備隊の時代と同様に6つの区に支庁が設置された<sup>116</sup>。南洋庁は、防備隊と同様、司法、教育、医療・公衆衛生、インフラ整備、産業振興において重要な役割を果たした。また、南洋庁は、アンガウルにおいて燐鉱業を手掛けた一方、砂糖生産を含めた農林水産業の発展のために補助金を交付するなどして当該事業を支えた<sup>117</sup>。特に、南洋庁は、糖業規則などをもとに製糖業を保護した。特に、糖業規則の第1条から第6条にかけては、以下のように制定された<sup>118</sup>。

- 第一條 砂糖製造業ヲ営ムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ南洋庁長官ノ許可ヲ受クヘシ……
- 第二條 南洋庁長官ハ砂糖製造ノ許可ヲ与ヘタル場合必要アリト認ムルトキハ其ノ原料採取区域ヲ指定ス
- 第三條 原料採取区域内ニ於テ栽培シタル甘蔗ハ南洋庁長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ区域外ニ搬出シ又ハ砂糖以外ノ製造原料ニ供スルコトヲ得ス
- 第四條 原料採取区域内ニ於テ甘蔗ヲ栽培シタル者ハ之ヲ其ノ区域内ニ於ケル製糖業者ニ売渡シ其ノ製糖業者ハ南洋庁長官ノ指定スル期間内ニ之ヲ引取ルコトヲ要ス
- 第五條 製糖業者前條ノ指定期間内ニ甘蔗ノ取引ヲ了セス依テ庶作者ニ損害ヲ与ヘタルトキハ南洋庁長官ハ製糖業者ニ対シ之カ賠償ヲ命スルコトアルヘシ
- 第六條 製糖業者其ノ原料採取区域内ニ於ケル蔗茎ヲ買収セムトスルトキハ予メ買収価格ヲ定メ其ノ価格算定ノ基ク所ヲ明ニシタル調書ヲ添附シ南洋庁長官ノ認可ヲ受クヘシ<sup>119</sup>

<sup>114</sup> JACAR, C10080215500 ; C10128150300 ; C10128558800 ; C10128559700 ; C10128575900 ; C10128577300 ; C10128578000 ; C10128579600。

<sup>115</sup> 南洋庁長官官房編[1932] 46頁。

指揮・監督権は、1929年6月に拓務省へ移行した後、最終的に1942年11月に大東亜省へ移行した(南洋庁長官官房編[1932] 46頁;秦編[2001] 412頁;山崎[1943] 74-75頁)。

<sup>116</sup> 南洋庁長官官房編[1932] 53頁。

<sup>117</sup> 大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 269, 304-306頁。

<sup>118</sup> 以下、引用の際、旧字体は新字体に改める。

<sup>119</sup> 南洋庁編[1938] 1550-1551頁。

糖業規則第1条からも分かるように、南洋群島内での製糖事業への従事には南洋庁長官の許可を必要としていた。そして、唯一同域内で製糖事業に従事していた企業が南洋興発であり、独占的事業であった。また、第2条、第3条にもとづき、甘蔗栽培可能区域が指定されたほか、甘蔗を砂糖製造以外の原料として用いる事が、禁止された。そして、第4条、第6条において、甘蔗の栽培者は、製糖業者に甘蔗を指定された期間内に売り渡す一方で、製糖業者は、予め定められた価格でその甘蔗を買収<sup>120</sup>することとされた。

そのほかに、産業奨励金の交付や甘蔗栽培地の確保により製糖業を保護した。製糖業への奨励金は、甘蔗の栽培者、砂糖の製造移出者、甘蔗園（耕作地）の設置者を対象に支払われた<sup>121</sup>。また、南洋興発が保有した土地のほか、南洋庁保有の官有地が無償又は低廉な価格のもとで同社に貸下げられた<sup>122</sup>。

南洋庁は、製糖業のほか、コプラ生産を中心とした林業、鯉漁、鯉節の生産を中心とした水産業を産業奨励金の交付を通じて支えたほか、道路の整備拡充、各地港湾の修築・拡張、航路標識の完備、通信機関の設置に努めた<sup>123</sup>。その航路に関して、内地・南洋群島間航路は、日本郵船に補助金を交付して定期的な運行を確保、群島間航路は、南洋貿易に補助金を交付してその運行を確保した<sup>124</sup>。

また、南洋群島では、アンガウルやフハエス、ペリリユー、トコベをはじめとして多くの燐鉱が存在していた。南洋庁は、1922年、ドイツの企業が有していたフハエス、ペリリユーの燐鉱採掘権とともに、アンガウルにおける燐鉱採掘権及び土地、建物、諸機械を買収し、南洋庁長官管理の下、南洋庁採掘所を設置し、その経営にあたった<sup>125</sup>。しかしながら、1936年、アンガウル燐鉱所をはじめとした燐鉱所に関する資産は、南洋拓殖に現物出資された。

日中戦争勃発以後、南洋群島では、更なる交通・通信施設の整備拡充の必要性に迫られた。南洋庁は、サイパン、パラオ各港の修築・拡張、内地・南洋群島間及び群島相互間の定期航空路の開設、パラオ・東京間の無線電話の開設に加えて、パラオ、サイパン、ポナペといった市街地主要道路の整備に従事した<sup>126</sup>。しかしながら、1941年、太平洋戦争勃発以後、戦域が拡大するにつれて、南洋庁は、同地域を統治することが困難となり、最終的に1945年、日本の敗戦とともに南洋群島の統治権を失った。

南洋群島経営にあたって、南洋庁は、1922年に制定された南洋庁特別会計法にもと

---

120 本論文では、南洋興発による小作人などからの甘蔗の買い取りを「買収」と表現することとした。当該「買収」との表現は、南洋庁が定めた糖業規則に示されていた。

121 今泉[1992] 141-142頁；南洋庁長官官房編[1932] 336頁。

122 今泉[1992] 142頁；南洋庁長官官房編[1932] 333-334頁；矢内原[1935] 107頁。

123 大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 232頁。

124 南洋庁長官官房編[1932] 430-434頁。

125 南洋庁長官官房編[1932] 325頁。

126 大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 232-233頁。

づき、毎年歳入歳出予算・決算を作成し、それを帝国議会に提出した<sup>127</sup>。南洋庁における歳入は、租税収入（人頭税<sup>128</sup>、出港税<sup>129</sup>、関税<sup>130</sup>、所得税<sup>131</sup>など）、官業収入（通信収入、燐鉍払下代など）、国有財産収入（官有物の貸付け、払下げなど<sup>132</sup>）、一般会計からの補充金、前年度剰余金繰入などから構成された<sup>133</sup>。当初、南洋庁は、歳入の多くを一般会計からの補充金と南洋庁自身が経営を行ったアンガウル燐鉍所からの収入（燐鉍払下代）に依存していた。しかしながら、1925年度になると、出港税の歳入に占める割合が徐々に増加し、約10%を占めるようになった（図表1-1参照）。その後、南洋興発の産糖高、移出高増加とともに、歳入に占める出港税の割合も増加し、1932年度は、一般会計からの補充金が不要となった<sup>134</sup>。そして1932年度から1943年度に至るまで、出港税は、南洋庁財政を支え続けたほか、1937年度からは南洋拓殖からの配当金が歳入として計上された（図表1-1参照）。

<sup>127</sup> 大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 235頁；南洋庁長官官房編[1932] 75頁。

<sup>128</sup> 人頭税は、島民人頭税と非島民人頭税に分けられた。島民人頭税は、16歳以上の原住民男子に課せられ、土地の状況や慣習に応じて税額が決定（年額10円以内）された一方、非島民人頭税は、16歳以上の非原住民男子に課せられ、税額は、1931年以後、等級（1等50円から11等2円）に依った（大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 245-247頁）。

<sup>129</sup> 出港税では、砂糖や糖蜜など移出先において内国税を課される物品の群島からの移出に対して、原則的にその内国税率と同率の税金が課された（大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 262頁；南洋庁長官官房編[1932] 98頁）。

<sup>130</sup> 関税は、主として、南方地域からの重油、コーヒーなどの輸入品に課税された（大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 262頁）。

<sup>131</sup> 所得税は、1938年の税制改正の際に、導入され、個人（原住民には課されなかった）及び法人に課税された（大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 247-251頁）。

<sup>132</sup> 南洋庁保有の耕地、建物などが企業や個人へ貸下げまたは払下げられた（大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 266頁）。

<sup>133</sup> 大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 241, 263, 268, 276頁。

1938年には、税制改正が実施され、所得税、法人営業収益税、煙草税が設けられたほか、同時期に、臨時利益配当税と通行税が新設された（大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 242-243頁）。1940年と1941年には、配当税や特別法人税、砂糖消費税、酒税が設けられた（大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 243頁）。

法人営業収益税は、法人の純益金（当期純利益）に対して3.4%課された（大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 251頁）。

臨時利益配当税は、南洋群島に本店を置く法人から支払われた配当に関して、配当受領者の配当金（配当率10%を超える部分）に課税された（大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 253頁）。その後、利益配当税と改称された後、1940年からは配当税となった（大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 253-254頁）。

通行税は、乗船切符購入の際に、等級（乗船区間の距離や船室）に応じて課税された（大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 255頁）。

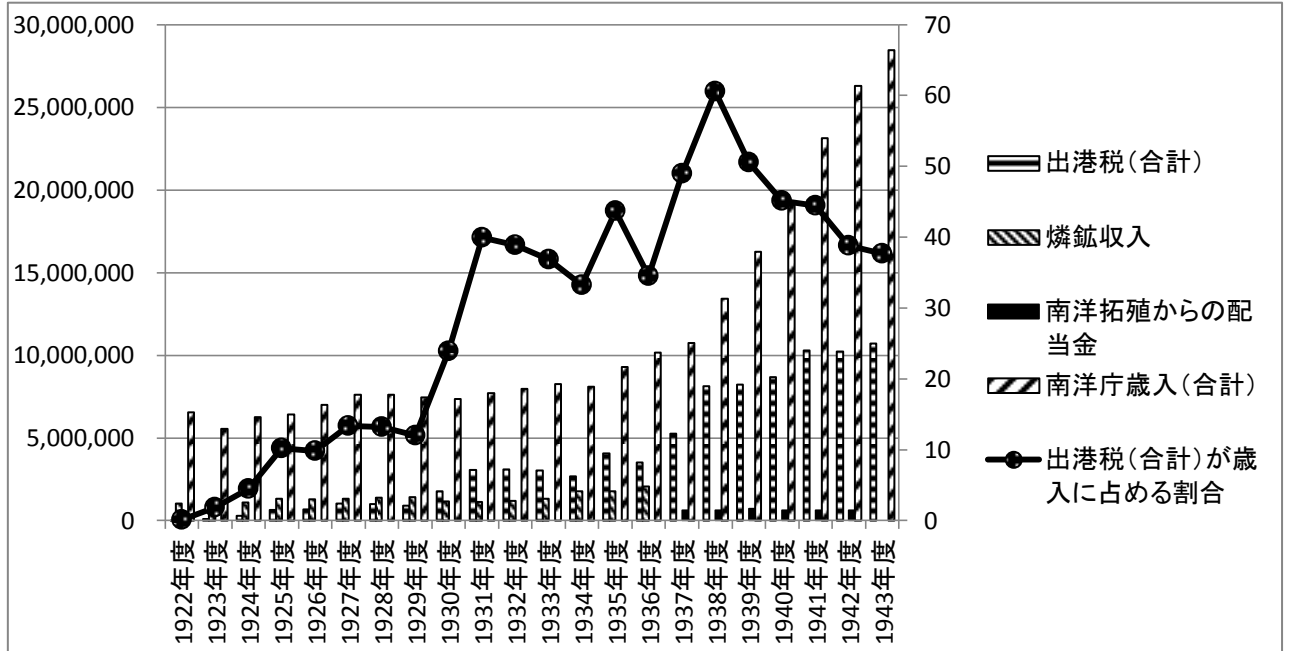
特別法人税は、南洋群島内の商工組合、水産組合などの産業組合における各事業年度の剰余金に課された（大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 252-253頁）。

砂糖消費税は、砂糖や糖蜜などを南洋群島内消費のため引き取る際、引取人に課税された（大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 257頁）。

<sup>134</sup> 大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 238頁。

図表 1-1

出港税（合計）、燐鉱収入、南洋拓殖からの配当金、南洋庁歳入（合計）及び出港税（合計）が歳入に占める割合（単位：円，％）



注 1. 1939 年度から 1943 年度にかけて出港税（合計）が歳入に占める割合は、低下している一方、前年度剰余金繰入が歳入に占める割合が増加している。

出典：JACAR, A13100757100；A14100028500；A14100029700；A14100085600；  
 A14100153000；A14100196700；A14100236300；A14100275700；  
 A14100370300；A14100372100；A14100419800；A14100463700；  
 A14100511100；A14100580300；A14100667400；A14100740200；  
 A14100826000；A14100926000；A14101022700；A14101128000；  
 A14101225500；A14101318700 より筆者作成。

一方、歳出は、南洋群島経営における行政費（俸給、事務費、事業費<sup>135</sup>などの経常部）、奨励及補助費（航路補助費、産業奨励金など）、土木営繕費（港湾・道路のインフラ整備費）<sup>136</sup>が占めた。特に、1922 年度から 1936 年度にかけて、行政費が歳出全体の主要部分（平均して約 53%）を、次いで奨励及補助費が平均して約 24%を、土木営繕費が平均して 14%を占めていたが、その後、1937 年度以降、土木営繕費とそれに関連する費用（南洋開発事業費）<sup>137</sup>が増加し、歳出全体の約 25%を占めるようになった<sup>138</sup>。

<sup>135</sup> 事業費では、船舶費や航路標識管理費などが占めた（大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 281 頁）。

<sup>136</sup> 土木営繕費では、庁舎、学校、職員官舎の新営、修繕並びに道路、航路標識、電燈、電話設置に関わる経費及び人件費が占めた（大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 308 頁）。

<sup>137</sup> 特に、当該費用は、港湾の修築・拡張、通信機関の整備、航空路施設の整備、幹線道

## 1-4 南洋興発株式会社の設立とその展開～1921年から1945年にかけて～

### 1-4-1 南洋興発株式会社設立前史と設立後の事業展開

日本による南洋群島統治以後，第一次世界大戦に伴う好景気と砂糖価格の暴騰を背景として，1915年から1919年にかけて様々な企業が南洋群島に進出した<sup>139</sup>。その中で設立された企業が南洋興発の前身となる西村拓殖株式会社（以下，西村拓殖）と南洋殖産株式会社（以下，南洋殖産）であった。

漁業に従事していた下関の西村一族は，1917年にサイパン島に西村製糖所を設立し，山口，長崎，朝鮮といった地域からの移民をもとに，製糖事業を開始したが，第1回目の製糖は，害虫被害や労働力不足を背景として失敗に終わった<sup>140</sup>。西村製糖所は，1919年11月に組織変更し，資本金5,000,000円（払込1,250,000円）の株式会社（社名を西村拓殖へと変更）となり，株式は，すべて西村一族が引き受け，社長以下重役もすべて西村一族が占めた<sup>141</sup>。そして，1919年の年末から労働者744名で製糖を開始するものの，糖価の暴落を受けて販売不振に直面し，1920年度は107,904円の損失を計上した<sup>142</sup>。その中で，西村拓殖は1920年の秋ごろから（社員・雇員など含めた）労働者760名で製糖を開始したが，戦後恐慌による糖価の暴落を受けて，1921年度967,095円の損失を計上し，西村拓殖の事業は継続困難な状態に陥った<sup>143</sup>。

一方，南洋殖産は，1916年に朝鮮興業の社長であった尾高次郎を中心に設立された南洋企業組合を発端とした<sup>144</sup>。南洋企業組合は，1917年8月に組織変更し，資本金1,500,000円（1918年時点で払込375,000円）の株式会社となり社名を南洋殖産へと変更した<sup>145</sup>。1917年以後，南洋殖産は，フィリピンにおいて麻栽培，サイパンにおいて製糖事業に従事する中，製糖の成功と砂糖価格の暴騰を背景として利益を上げることができたが，同社は，企業として致命的な欠陥を露呈した<sup>146</sup>。すなわち，南洋殖産では，

---

路の開設や鉱物資源調査や熱帯特殊林産資源調査などに充てられた（大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 293-298頁）。

<sup>138</sup> JACAR, A13100757100 ; A14100028500 ; A14100029700 ; A14100085600 ; A14100153000 ; A14100196700 ; A14100236300 ; A14100275700 ; A14100370300 ; A14100372100 ; A14100419800 ; A14100463700 ; A14100511100 ; A14100580300 ; A14100667400 ; A14100740200 ; A14100826000 ; A14100926000 ; A14101022700 ; A14101128000 ; A14101225500 ; A14101318700 ; 大蔵省昭和財政史編集室編[1960]「資料Ⅱ 統計」20-21頁。

<sup>139</sup> 安倍[1985a] 89-90頁；松江[1932] 19, 27, 47-48頁。

<sup>140</sup> 西村拓殖株式会社第1期営業報告書；安倍[1985a] 91頁；松江[1932] 20, 27, 29-31頁。

<sup>141</sup> 西村拓殖株式会社第1期営業報告書；安倍[1985a] 91頁；松江[1932] 33頁。

<sup>142</sup> 西村拓殖株式会社第1期営業報告書。

<sup>143</sup> 西村拓殖株式会社第2期営業報告書；安倍[1985a] 93-94頁；松江[1932] 34-35頁。

<sup>144</sup> 柴田[2005] 433頁；安倍[1985a] 94頁；松江[1932] 38頁。

<sup>145</sup> 柴田[2005] 433頁；農商務省編[1921] 145頁。

<sup>146</sup> 岩崎[1939] 127頁；安倍[1985a] 95頁；柴田[2005] 434頁；松江[1932] 41頁。

社内統制がとれておらず、また帳簿の管理（金銭管理）が不徹底であったという<sup>147</sup>。さらに、当初から多額の投資を行っていた麻事業に関しては、麻価格の激しい変動により失敗に終わり、最終的に資金難に陥った<sup>148</sup>。

上記のように、南洋群島では、西村拓殖と南洋殖産の両社が製糖事業を手掛けるも経営上の問題や戦後恐慌等により事業に失敗し、その結果、1920年頃に1,000名を超える移民が失業や飢餓状態に陥った<sup>149</sup>。この状況は、国内的な問題にとどまらず、委任統治領という観点から国際的な注目を浴びる問題でもあった<sup>150</sup>。そこで、日本政府は、東洋拓殖に南洋群島救済を打診し、同社がその救済事業に乗り出した<sup>151</sup>。このような状況の下で設立されたのが南洋興発であり、「南洋群島の『統治』に関連して起されし企業<sup>152</sup>」であった。

1921年10月に南洋群島への進出を決定した東洋拓殖は、西村拓殖及び南洋殖産、海外興業<sup>153</sup>との4社間で整理、引継ぎの交渉を行い、その結果、西村拓殖を南洋群島における事業活動の母体とすることを決め、そして10分の1減資を行い西村拓殖における資本金を500,000円とした<sup>154</sup>。その後、1921年11月、西村拓殖の第2回定時株主総会開催の際、同社は、資本金を3,000,000円に増資するとともに、社名を「西村拓殖」から「南洋興発」へと改称した<sup>155</sup>。また、経営にあたっては、西村一族（旧経営陣）全員が役員を離れ、その代わりに東洋拓殖関係者が役員として就任した。すなわち、すでに台湾において製糖事業の経験のあった松江春次<sup>156</sup>を専務取締役として迎え、取締役や監査役がそれぞれ東洋拓殖から派遣されたため、南洋興発は設立当初から資金面と人事面において東洋拓殖の支援の下に設立された企業であった<sup>157</sup>。その背景のもと、設立当初より東洋拓殖が南洋興発の筆頭株主であり続けた（設立当初の株主構成については、図表1-2を参照）<sup>158</sup>。

<sup>147</sup> 安倍[1985a] 95頁；松江[1932] 43-44頁。

<sup>148</sup> 安倍[1985a] 95頁；柴田[2005] 435頁；松江[1932] 44頁。

<sup>149</sup> 安倍[1985a] 96頁；今泉[1992] 133頁；松江[1932] 56, 62頁。

<sup>150</sup> 安倍[1985b] 38頁；飯高[1999] 115頁；今泉[1992] 133-134頁；松江[1932] 62頁。

<sup>151</sup> 安倍[1985b] 38-39頁；松江[1932] 62, 66頁。

<sup>152</sup> 矢内原[1935] 91-92頁。

<sup>153</sup> 移民政策の実行を目的に1917年に資本金9,000,000円で設立された（安倍[1985a] 92頁）。

<sup>154</sup> 南洋興発株式会社第3期営業報告書；安倍[1985b] 40頁；松江[1932] 66頁。

<sup>155</sup> 南洋興発株式会社第3期営業報告書。

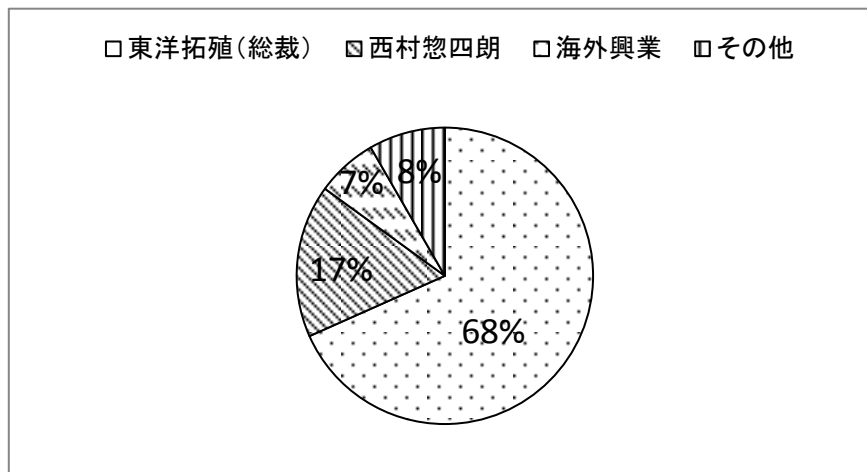
<sup>156</sup> 松江春次は、1876年、福島県会津若松に生まれた。1899年、日本精糖株式会社に入社後、1903年にルイジアナ大学に留学し、帰国後1907年に日本で初めて角砂糖の製造に成功した。1910年、台湾へ渡った後、新高製糖で常務として製糖業務の指揮をとった後、1920年に新高製糖を辞職、1921年に南洋興発へ移った（高木[1998] 54頁；武村[1984] 145-146頁）。

<sup>157</sup> 南洋興発株式会社第3期営業報告書；安倍[1985b] 40頁；高木[2008] 28, 33-35頁；武村[1984] 104-105頁；松江[1932] 66-67頁。

<sup>158</sup> 普通株式を乙号、優先株式を甲号と称し、優先株式に対しては12%までの優先配当を

図表 1-2

1922 年時点における南洋興発の株主構成



注 1. 東洋拓殖による南洋興発株式の保有比率は、東洋拓殖（総裁）保有の株式（甲号）のみを示している。東洋拓殖（取締役）保有の株式（乙号）は、その他に含まれる。  
出典：南洋興発株式会社第 3 期営業報告書より筆者作成。

また、南洋興発は、サイパンやテニアンを含めた島々において事業に従事したが、東京事務所がその事業を統括した。本社所在地は、1924 年以降、サイパンやパラオに移動したが、人事、総務並びに会計に関する部門は、東京事務所が統括し、本社機能としての役割を果たした<sup>159</sup>。

南洋興発は、初めに、西村拓殖が事業に失敗したサイパン（各島については、付録 1 の南洋群島地図を参照）における製糖事業に着手した<sup>160</sup>。製糖事業では、南洋殖産から小作人を引き継ぐとともに、小作制度のもと、甘蔗栽培を開始した<sup>161</sup>。製糖開始以後、南洋興発は、甘蔗の一部を会社直営の農場において栽培するほか、大部分を、小作人から一定の価格で買収し<sup>162</sup>、その原料をもとに圧搾・濾過（精製）を行った。また、南洋興発製糖事業は、甘蔗栽培を中心として労働集約型事業であったため労働力の確保が同

---

受ける権利が付与された（南洋興発株式会社第 3 期営業報告書；安倍[1985b] 41 頁；松江[1932] 68 頁）。東洋拓殖（取締役）による南洋興発株式の保有比率は、4.7%になる（南洋興発株式会社第 3 期営業報告書）。

<sup>159</sup> CIA, 001503569100；武村[1984] 78, 94 頁。

<sup>160</sup> 砂糖製造は、以下のような工程で行われた。すなわち、甘蔗農場から工場へと運び込まれた甘蔗は、圧搾室において抽出され、抽出された糖汁は洗浄室において、煮沸殺菌、濾過された。その後、結晶室において、糖汁から白下（砂糖の結晶と結晶しない糖蜜との混合物）を製造し、それを分蜜室において、糖蜜と結晶に分離した。糖蜜（酒精の原料となった）は、再び結晶室において、結晶化された。そして最後に砂糖の結晶は、乾燥、包装され砂糖製品となった（南洋興発[1940] 16-17, 24 頁）。

<sup>161</sup> 安倍[1985b] 45 頁；松江[1932] 84-85 頁。

<sup>162</sup> 松江[1932] 198 頁。

少数ながら、自作農もいたという（今泉[1992] 155 頁）。

社にとって重要な問題となった<sup>163</sup>。

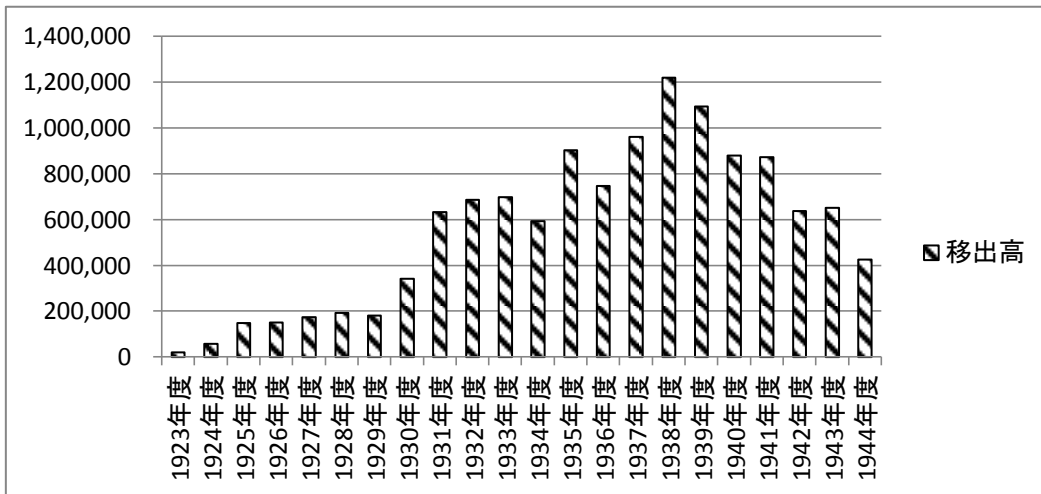
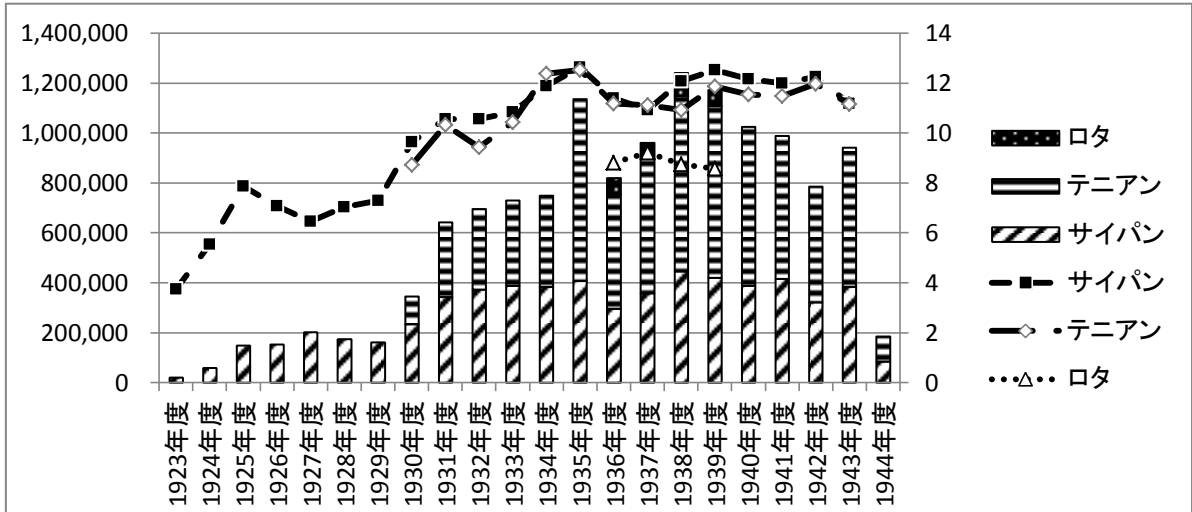
同社設立当初から 1924 年度にかけて、大雨による鉄道線路の崩壊、害虫被害に見舞われ産糖高は伸び悩んだが、1925 年度、工場設備の順調な運転、鉄道網の拡充等により飛躍的な成果を挙げた（図表 1-3 参照）<sup>164</sup>。

---

<sup>163</sup> Sumi[2017] p. 148.

<sup>164</sup> 南洋興発株式会社第 4 期営業報告書；南洋興発株式会社第 5 期営業報告書，3 頁；南洋興発株式会社第 6 期営業報告書，4-5 頁；武村[1984] 80 頁。

図表 1-3  
砂糖生産量と歩留率、砂糖移出高 (単位：担，%)



- 注 1. 1944 年度は上期 (第 39 期) のみの産糖高，移出高となる。  
 注 2. 歩留率は，原料投入高に対する産糖高の割合を示している。  
 注 3. 1940 年度から 1944 年度における移出高は，決算書類上における内地販売高の数値を利用した。

出典：JACAR, B06050156500；B06050157000；B06050161800；B06050162000；  
 B06050172500；B06050172700；B06050184400；B06050184600；  
 B06050193000；B06050193800；B06050197300；B06050197800；  
 B06050208300；B06050208500；B06050216200；B06050222400；南洋庁長  
 官官房文書課編[1937] 110 頁；南洋庁内務部企画課編[1941] 120 頁より筆者作  
 成。

1925 年度の製糖の成功をきっかけに南洋興発は，製糖事業の規模を拡大するととも

に、他事業へと多角化していった。1926年には、サイパンに酒精工場を建設し同年7月に操業を開始した<sup>165</sup>。1930年には、テニアンにおいても製糖が開始された<sup>166</sup>。また、南洋興発においては、サイパン製糖工場とテニアン製糖工場の拡張・建設工事の際に要した借入金を返済するため、資本金を7,000,000円（払込5,240,000円）とする増資を行うとともに、空位であった取締役社長に専務取締役の松江春次が就任した<sup>167</sup>。

一方、1931年度、産糖高は642,789担となり前年度345,397担と比較して大幅に増加した（図表1-3参照）。この産糖高の増加は、「テニアン工場が本年度より全能力ヲ發揮シ<sup>168</sup>」たこととサイパン、テニアンの「両工場歩留ノ向上トニ基因スルモノ<sup>169</sup>」であった。しかしながら、その後、1933年度から1934年度にかけて、産糖高、移出高はともに伸び悩んでいる。これは糖業連合会による産糖処分協定が影響したと考えられる。1935年、南洋興発では、1日当たり1,200トンの原料を処理するテニアン第2製糖工場で製糖が開始され、第1工場と合わせた1日当たりの原料処理能力が2,400トンとなった<sup>170</sup>。1936年には、ロタにおいても製糖が開始され、サイパン・テニアン・ロタ製糖所の体制となった<sup>171</sup>。

他方、1934年には、サイパンに続いてテニアンにおいても酒精事業を開始した<sup>172</sup>。1935年、南洋興発は、ポナペにおいて澱粉製造を開始するとともに、ペリリユー（パラオ）において燐鉍事業を開始した<sup>173</sup>。その後、同社は、トコベ（パラオ）・ロタでも燐鉍の生産を行い、移出高を拡大した<sup>174</sup>。そのほか、南洋興発は、オランダ領ニューギニアにおいて綿作を手掛けた南洋興発合名会社への出資、オランダ領セレベスにおいてコプラ貿易、椰子園事業を手掛けた南太平洋貿易株式会社<sup>175</sup>（以下、南太平洋貿易）へ

---

<sup>165</sup> 南洋興発株式会社第7期営業報告書、4頁；武村[1984] 80頁。

<sup>166</sup> 南洋興発株式会社第11期営業報告書、5頁；武村[1984] 81頁。

その後、南洋興発は、サイパン、テニアンにおいて製糖設備の増強を図った（南洋興発株式会社第12期営業報告書、5頁）。

<sup>167</sup> 南洋興発株式会社第12期営業報告書、2頁；高木[2008] 29頁；松江[1932] 192-193頁。

1940年12月には、松江春次が取締役会長に就任する一方、栗林徳一が取締役社長に就任した（南洋興発株式会社第33期営業報告書、4頁；武村[1984] 91頁）。

<sup>168</sup> 南洋興発株式会社第14期営業報告書、4頁。

<sup>169</sup> 南洋興発株式会社第14期営業報告書、4頁。

<sup>170</sup> 南洋興発株式会社第20期営業報告書、4頁；南洋興発株式会社第21期営業報告書、5頁；武村[1984] 82, 106頁。

<sup>171</sup> 南洋興発株式会社第23期営業報告書、5頁；武村[1984] 84頁。

1936年度の産糖高は、1935年度の1,135,345担から819,168担へと大幅に落ち込んだ。それは、暴風雨と大干ばつにより、甘蔗の生育が阻害されたためであった（南洋興発株式会社第23期営業報告書、4頁）。

<sup>172</sup> 南洋興発株式会社第20期営業報告書、4頁；武村[1984] 82頁。

<sup>173</sup> 南洋興発株式会社第21期営業報告書、6-7頁；武村[1984] 84頁。

<sup>174</sup> 南洋興発株式会社第26期営業報告書、9頁；武村[1984] 86-87頁。

<sup>175</sup> 資本金10,000,000円（払込2,500,000円）で設立され、南洋興発が50%を出資した（JACAR, B06050158500；柴田[2015] 318頁）。

の出資を行うことで事業規模を拡大していった<sup>176</sup>。

しかしながら、1937年以後、日中戦争における戦時体制の影響は、南洋群島にも及んだ。製糖事業において、南洋興発は、1938年度から1939年度にかけて産糖高の減少に直面した。これは、1939年4月よりロタ製糖所を閉鎖したことに起因する<sup>177</sup>。戦時体制下、海軍による航空基地整備や重油貯蔵槽建造といった特殊工事（軍関連工事）が増加し、南洋興発は、その特殊工事に対して労働力を供給した<sup>178</sup>。

また、戦時体制下、ガソリンの代用燃料として無水酒精（無水エタノール）の需要が高まっていた<sup>179</sup>。南洋興発は、その需要に応えるため、1938年11月には、テナアン無水酒精工場を操業し、さらに1940年10月には、ポナペ無水酒精工場を操業した<sup>180</sup>。一方、燐鉱事業では、1938年、ペリリユ、トコベ、ロタに続いて、サイパンにおいて燐鉱生産が開始されたほか、新南群島、ボホール島においても燐鉱の採掘が行われた<sup>181</sup>。

1941年12月8日、太平洋戦争の勃発により、南洋群島における南洋興発の重要性はさらに増した。すなわち、開戦後、グアム占領にともなう大宮事業所（グアム）の設置を手始めとして、戦局拡大とともに軍命による「南方建設事業」において役割を果たすため、外領事業所の設置、拡張を行った<sup>182</sup>。一方、外領事業所を展開していく中、南洋興発は、1942年7月に南洋貿易を吸収合併した<sup>183</sup>。製糖事業では、「労働力ノ不足並ニ之ニ基ク庶園ノ酷使荒廃<sup>184</sup>」の中、産糖高は、減少傾向にあった。特に、1944年以降、甘蔗栽培は中止され、米作やその他の食糧作物の生産に転換された<sup>185</sup>。最終的に、日本が1945年8月14日ポツダム宣言を受諾、終戦を迎えるとともに南洋興発もその歴史に幕を閉じた<sup>186</sup>。

---

<sup>176</sup> 武村[1984] 81, 86頁。

<sup>177</sup> JACAR, B06050172700。

<sup>178</sup> 今泉[2004] 312-313, 315頁；防衛庁防衛研修所戦史室[1970] 60-61, 64頁。

<sup>179</sup> 都新聞経済部[1937] 376頁。

<sup>180</sup> 南洋興発株式会社第29期営業報告書, 5頁；南洋興発株式会社第33期営業報告書, 6頁；武村[1984] 90-91頁。

<sup>181</sup> 南洋興発株式会社第28期営業報告書, 7-8頁；南洋興発株式会社第30期営業報告書, 7頁；武村[1984] 89-90頁。

<sup>182</sup> 南洋興発株式会社第35期営業報告書, 4, 7-8頁；南洋興発株式会社第36期営業報告書, 13-14頁；武村[1984] 1, 92頁。

<sup>183</sup> 南洋興発株式会社第36期営業報告書, 8頁。

<sup>184</sup> JACAR, B06050197300。

<sup>185</sup> 南洋興発株式会社第39期営業報告書；南洋興発株式会社第40期営業報告書；JACAR, B06050216200；武村[1984] 1-2頁, 97頁。

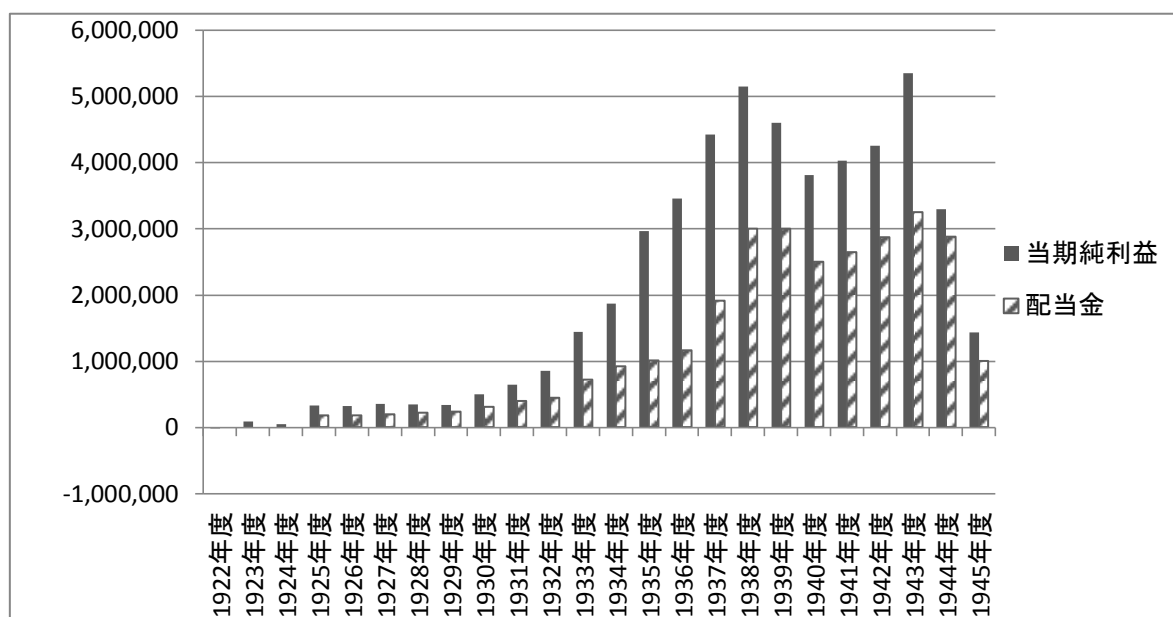
<sup>186</sup> 南洋興発は1945年9月30日、連合軍最高司令官の「外地ならびに外国銀行および戦時特別機関の閉鎖にかんする覚書」によって閉鎖された後、同年10月26日付大蔵・外務・内務・司法省令第1号によって閉鎖機関に指定され、(1947年5月1日より)特殊清算された(閉鎖機関整理委員会編[1954] 470頁)。

## 1-4-2 南洋興発株式会社の経営成績

南洋興発は設立以降、製糖事業を拡大しつつ、1926年には酒精事業、1935年には燐鉍事業にも進出していった。その中で、南洋興発が、どのような経営成績を収めていたのかを見ていく<sup>187</sup>。まず初めに、1922年度から1945年度に至るまでの各年度当期純利益と配当金の推移は、図表1-4に示す通りである（南洋興発の貸借対照表と損益計算書は付録2、3を参照）。

図表 1-4

1922年度から1945年度までの当期純利益（純損失）と配当金（単位：円）



出典：南洋興発株式会社第3期-第40期営業報告書；JACAR, B06050304000 より筆者作成。

1922年度は、事業展開の準備段階であり、当期純損失12,150円を計上した。1923年度は、産糖高の伸び悩みが見られたものの、南洋興発設立以来、初めて当期純利益89,221円を計上した。その後は、産糖高の増加に応じて、さらに収益を拡大していき、

<sup>187</sup> 決算期に関して、1922年度から1929年度までは前年10月から9月までとなる。すなわち、1922年度の場合、1921年10月から1922年9月が決算期となる。1930年度以降は半期制となり、1930年度上期は、1929年10月から翌年4月まで、下期は1930年5月から同年10月までとなった。1931年度から1936年度まで上期は11月から4月、下期は5月から10月となる。また、1937年度は上期が1936年11月から1937年3月、下期が1937年4月から1937年9月であり、1938年度から1944年度に至るまで、上期は10月から3月、下期は4月から9月、1945年度は上期が最後の決算期となる（南洋興発株式会社第3期-第40期営業報告書；JACAR, B06050304000；高木[2008] 32頁）。

1925年度に初めて176,000円の配当が実施された。その後、サイパン、テニアン、ロタ製糖所の体制の下、収益を拡大していく中、1938年度は、当期純利益5,149,064円を計上した。しかしながら、1938年度から1940年度にかけて年々当期純利益が減少している。これは、生産高の減少に基づく製糖事業の収益の伸び悩みと「物価騰貴ニ因ル<sup>188</sup>」費用の増加が原因の1つであった<sup>189</sup>。1941年度以後<sup>190</sup>、南洋興発は、海軍による特殊工事や「南方建設事業」への従事、「生産原価ノ高騰、輸送難等<sup>191</sup>」を背景として利益水準の低下に直面したものの、「南方建設事業」に関連した費用の繰延べ、法人諸税引当金（費用）の利益処分計上、所有株式の評価益計上等を通じて利益を確保した<sup>192</sup>。1944年度から1945年度にかけては、軍の要請に応じた食糧生産への労働力供給により、製糖事業の収益は大きく落ち込み、収益のほとんどを海軍からの補償によった<sup>193</sup>。それにともない、当期純利益は、1944年度から1945年度にかけて大幅に落ち込んだ。

上記で言及してきた通り、南洋興発にとって製糖事業は自社の存続・拡大において重要な事業であった。そこで各事業の収益（収入）規模を見てみる<sup>194</sup>。

---

<sup>188</sup> JACAR, B06050184400 ; B06050184600。

<sup>189</sup> JACAR, B06050184400 ; B06050184600。

南洋興発は、1939年度から1941年度にかけて、それぞれ「雑損」として106,004円、302,417円、157,699円を計上したが、この「雑損」は、ロタ製糖工場閉鎖による損失や暴風雨によるロタ島棧橋破壊の損失などであった（JACAR, B06050172700 ; B06050184400 ; B06050184600 ; B06050193000 ; B06050193800）。

加えて、同社は、1940年度、「諸償却金」において「有価証券切下」と「雑償却（不良債権切捨）」を行ったが、そこでは、保有株式について442,800円の評価損を計上したほか、不良債権処理として164,452円を損失として計上した（JACAR, B06050184400 ; B06050184600）。

<sup>190</sup> 1941年度、南洋興発は、関係会社に対する「貸付金」と「仮払金」750,000円分を「諸償却金」において費用処理（450,000円分）したほか、残りの300,000円分を株式に転換した（JACAR, B06050193000 ; B06050193800）。

<sup>191</sup> JACAR, B06050197300。

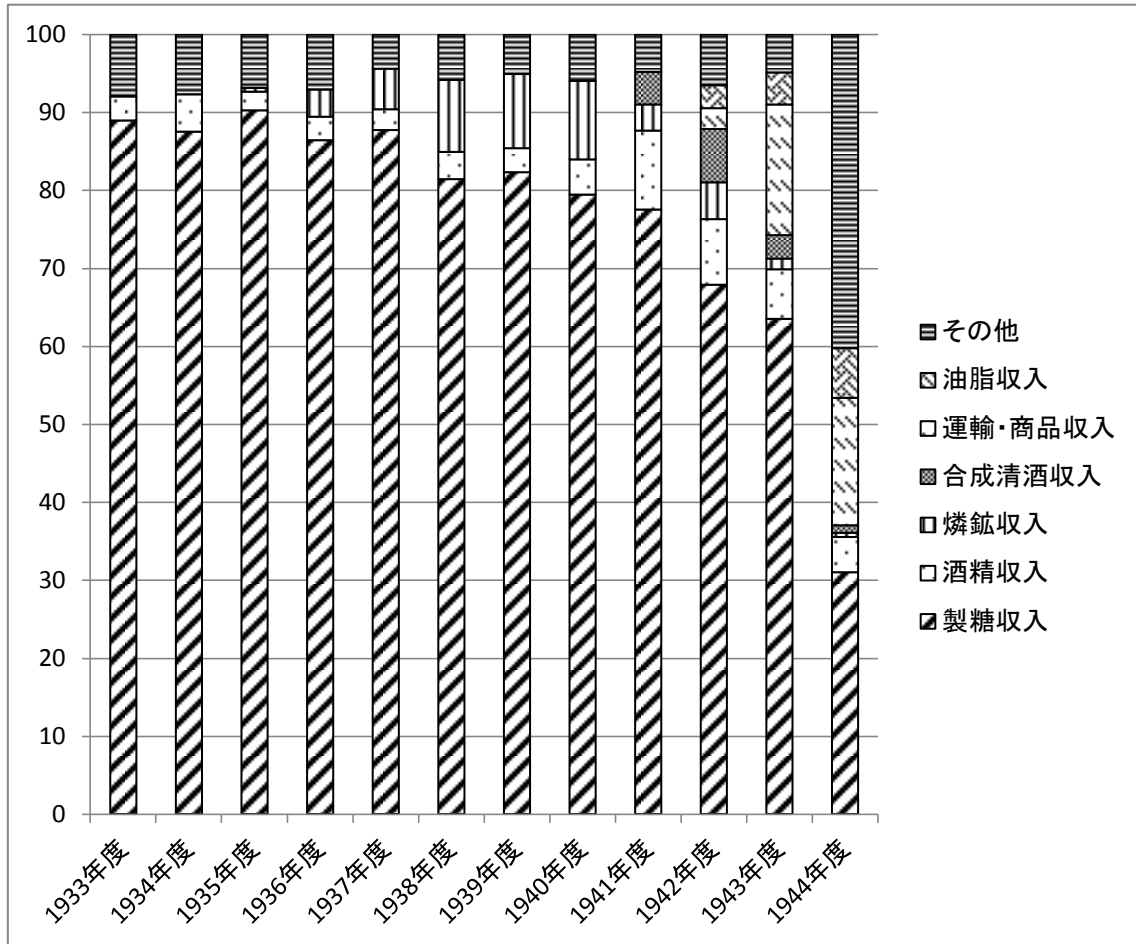
<sup>192</sup> JACAR, B06050197300 ; B06050197800 ; B06050208200 ; B06050208300 ; B06050208500。

<sup>193</sup> JACAR, B06050216200 ; B06050216500 ; B06050304000。

<sup>194</sup> 南洋興発の損益計算は、発生主義的に行われているが、同社損益計算書では「収入」という言葉が用いられている。

図表 1-5

1933年度から1944年度までの収益全体に占める各事業の収益割合（単位：％）



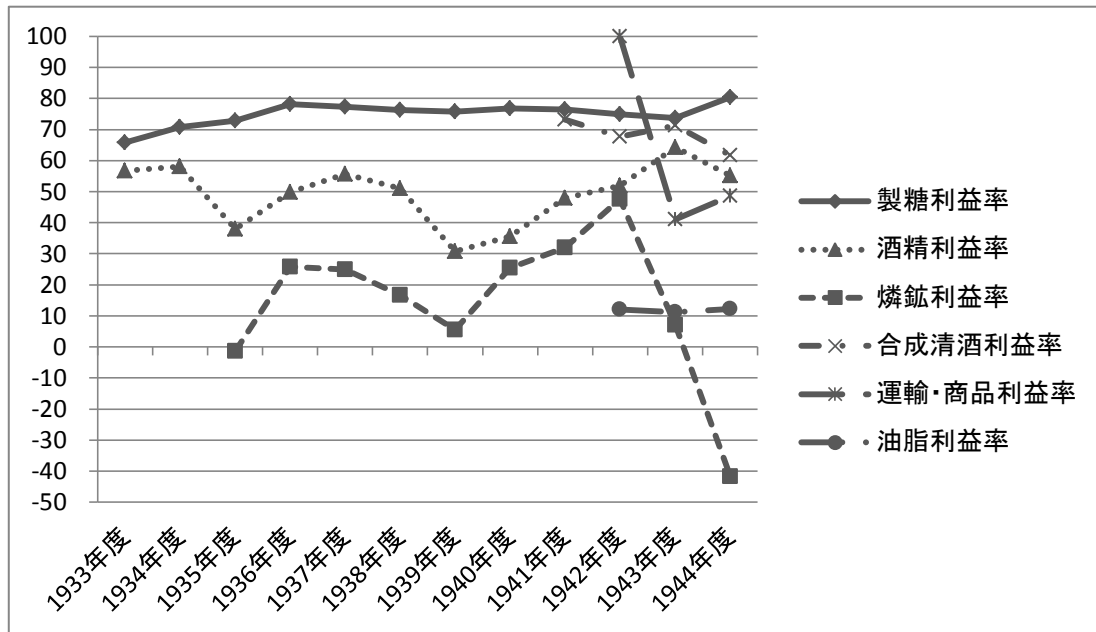
注1. その他は、特殊事業収入、農事・家畜収入、船舶・鉄道収入、雑収入、補助金、収入利息等が含まれる。

出典：JACAR, B06050157000；B06050162000；B06050172700；B06050184600；  
B06050193800；B06050197800；B06050208500；B06050216500；  
B06050222400 より筆者作成。

図表 1-5 は、南洋興発の収益全体に占める各事業の収益割合を示している。図表からも分かるように、製糖事業の収益が、1933年度から1943年度まで、同社の収益全体の多くを占めている。また各事業の利益率をみると以下のようなになる<sup>195</sup>。

<sup>195</sup> 各事業の利益率は、南洋興発の決算書類における各事業の収益（収入）、費用から求めた。製糖利益率の場合、「製糖収入」から「製糖費」を差し引くことで、製糖利益を算出した。

図表 1-6  
1933 年度から 1944 年度までの各事業利益率（単位：％）



出典：JACAR, B06050157000；B06050162000；B06050172700；B06050184600；  
B06050193800；B06050197800；B06050208500；B06050216500；  
B06050222400 より筆者作成。

上記、図表 1-6 から分かるように、南洋興発の製糖利益率は、高い水準を示している。南洋興発における製糖事業が収益全体に占める割合とその利益率からも分かるように、製糖事業の成績が、その経営を支えたほか、経営全体を左右した。

## 1-5 南洋拓殖株式会社の設立とその展開～1936 年から 1945 年にかけて～

### 1-5-1 南洋拓殖株式会社の事業展開

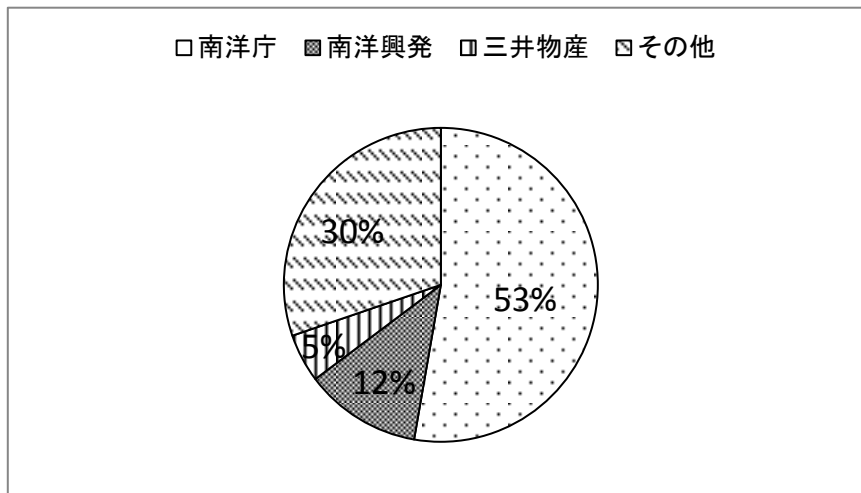
1936 年、拓務省によって「南洋群島開発十箇年計画」が立案され、その計画の一部として南洋拓殖の設立が企図された<sup>196</sup>。その中で、南洋拓殖は、設立当初から、資金供給などを通じて、(国策性を帯びた)南洋群島開発事業への従事が求められた。南洋拓殖は、設立の際、南洋庁よりアンガウル・フハエス燐鉍所の現物出資を受けた。設立当初の資本金は、20,000,000 円(払込、12,909,500 円)であり、その内 10,546,000 円が南洋庁の現物出資、残りの 2,363,500 円が民間からの出資であった(設立当初の株主構成については、図表 1-7 を参照)<sup>197</sup>。

<sup>196</sup> JACAR, A01200687500。

<sup>197</sup> 南拓会[1982] 36-37, 43 頁。

図表 1-7

1936 年時点における南洋拓殖の株主構成



出典：南洋拓殖株式会社株主名簿，1937 年 3 月 1 日現在より筆者作成。

上記のように、南洋庁が南洋拓殖の筆頭株主であった<sup>198</sup>。そのため、南洋拓殖は、南洋庁の監督下にあり<sup>199</sup>、常に南洋庁からの圧力を受けた。また、南洋拓殖は、南洋興発とは異なり、社債「南洋拓殖債券」を発行することができた。すなわち、南洋拓殖では、南洋拓殖株式会社令第 12 条<sup>200</sup>（または南洋拓殖株式会社定款・第 47 条）において「南洋拓殖債券」の発行が認められ、当該社債は、設立当初、払込資本金の 3 倍まで発行が可能であった<sup>201</sup>。その後、1944 年、南洋拓殖株式会社令（第 12 条）が改正され、払込資本金の 4 倍まで社債の発行が可能となった<sup>202</sup>。また、南洋拓殖が発行する社債の一部には、政府の元利支払保証が付与された<sup>203</sup>。そのほか、設立当初、経営陣には、社長に深尾隆太郎（貴族院議員）、理事に北岡春雄（元海軍少将）、下田文一（三井物産）、杉田芳郎（拓務省）、監事に林寿夫（南洋庁長官）、和田駿（南洋興発）が就任した<sup>204</sup>。

<sup>198</sup> その他には、三菱合資 12,000 株、東洋拓殖、日本郵船、三井鉱山、大倉組各 10,000 株、住友合資 6,000 株、紫雲社 5,000 株、南洋石油、南洋電力各 3,000 株、南洋貿易 2,000 株が含まれる（南洋拓殖株式会社株主名簿，1937 年 3 月 1 日現在）。

<sup>199</sup> 柴田[2015] 328-329 頁。

<sup>200</sup> JACAR, A01200730000。

<sup>201</sup> 南拓会[1982] 51 頁。

南拓会[1982]には設立当初の定款が記載されている。

<sup>202</sup> 南洋拓殖株式会社第 16 期営業報告書，3 頁。

<sup>203</sup> JACAR, A03010209800；閉鎖機関整理委員会編[1954] 462 頁。

<sup>204</sup> 南拓会[1982] 53 頁。

その後、経営陣は交代しているが、東洋拓殖、海軍、拓務省、南洋興発、三井物産、三菱商事関係者などが経営陣を占めた（南拓会[1982] 63-64 頁）。南洋拓殖の経営陣は、社長 1 名、理事 3 名以上、監事 2 名以上とされたほか、それぞれの任期は、社長が 5 年、理事が 4 年、監事が 2 年とされた（南拓会[1982] 46-47 頁）。

同社は、パラオに本店を置き、主として燐鉍事業、貸付・出資事業に従事した<sup>205</sup>。燐鉍事業は、主としてアンガウル、フハエス、エボン並びにソンソル島において展開された。アンガウル燐鉍所は、南洋拓殖設立当初より操業を開始した一方、フハエス燐鉍所は、1938年6月より操業を開始した<sup>206</sup>。他方、エボン並びにソンソル燐鉍所は、1939年12月より採掘を開始した<sup>207</sup>。アンガウル燐鉍所における採掘は、作業夫（日本人・現地住民）によって行われ、原鉍は、機関車により原鉍置場に運ばれ、その後、精鉍の状態へと仕上げされた。そして、精鉍は、貯蔵庫からベルトコンベヤーを通じて船に積載され、日本へと移出された<sup>208</sup>。

他方、南洋拓殖は、南洋群島を中心に活動した諸企業（農林業、鉍業、水産業など）や組合・連合会への資金提供を通じて、南洋群島経営・開発に役割を果たした<sup>209</sup>。このほか、南洋拓殖は、パラオ、ポナペ、ヤップ島に農場を開設した。パラオでは、パイナップル、甘藷、胡瓜など、ポナペ島では、胡瓜など野菜類からシャシャップと呼ばれる果物、ヤップ島では、バナナなどの果物のほか、キャッサバといった作物が栽培された<sup>210</sup>。また、1941年以後、南洋拓殖は、日本軍への食糧供給や占領地における行政で役割を果たしたほか<sup>211</sup>、「時局ニ即応シテ内外南洋諸地域ニ於ケル各種新規事業<sup>212</sup>」としてラバウル、セレベス、印度支那並びにナウル島における開発を手掛けた<sup>213</sup>。最終的に南洋拓殖は、終戦にともない、閉鎖機関に指定され、その事業に幕を閉じた<sup>214</sup>。

## 1-5-2 南洋拓殖株式会社の経営成績

南洋拓殖は設立以降、燐鉍事業を拡大しつつ、当該事業収益をもとに出資・貸付事業を拡大させた。その中で、南洋拓殖が、どのような経営成績を収めていたのかを見ていく<sup>215</sup>。まず初めに、1936年度から1945年度に至るまでの各年度当期純利益と配当金

<sup>205</sup> 南洋拓殖株式会社第2期営業報告書、2頁。

<sup>206</sup> 南洋拓殖株式会社第2期営業報告書、3頁；南洋拓殖株式会社第4期営業報告書、2頁。

<sup>207</sup> 南洋拓殖株式会社第7期営業報告書、2頁。

<sup>208</sup> 南拓会[1982] 134-135頁。

<sup>209</sup> 当該事業に関して、定款第44条に記載されているように南洋拓殖の余剰資金は、有価証券への買入れにまわされたと考えられる。定款第44条では「営業上ノ余裕金ハ一時国債証券若ハ拓務大臣ノ承認ヲ受ケタル有価証券ヲ買入レ郵便貯金ト為シ又ハ拓務大臣ノ指定シタル銀行若ハ会社ニ預ケ金ヲ為スノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ」（南拓会[1982] 50頁）との記載がある。

<sup>210</sup> 南拓会[1982] 106-107, 112-113, 120-121頁。

<sup>211</sup> 当該協力は、「南方建設事業」の一部または、それに類似するものだと考えられる。

<sup>212</sup> 南洋拓殖株式会社第12期営業報告書、3頁。

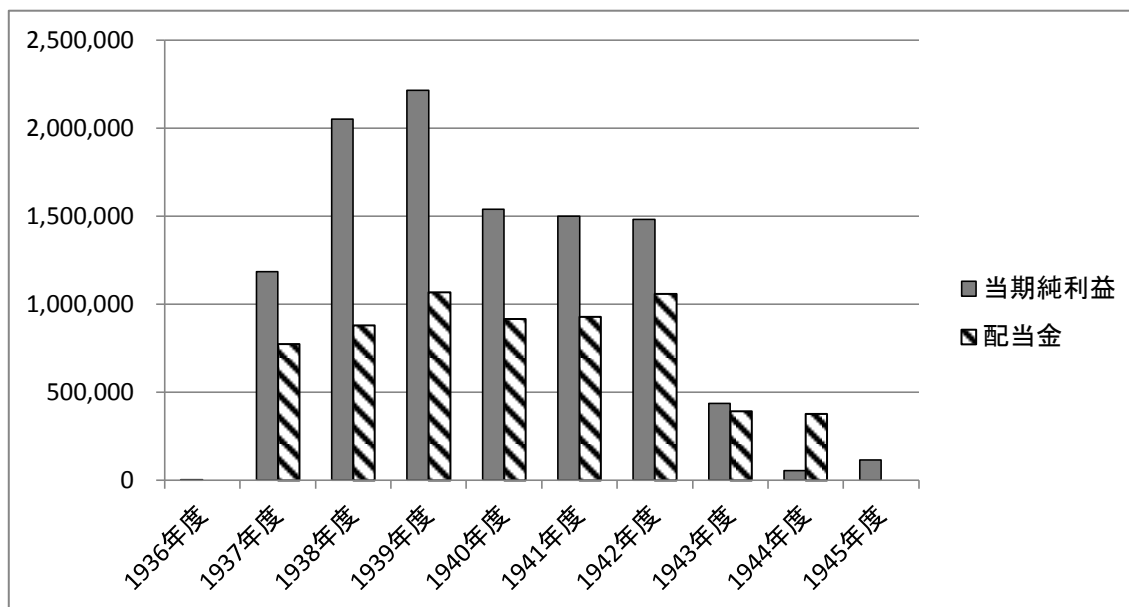
<sup>213</sup> 柴田[2015] 385頁；南拓会[1982] 62-63頁；疋田編[1995] 776-777頁；閉鎖機関整理委員会編[1954] 461頁。

<sup>214</sup> 閉鎖機関整理委員会編[1954] 462頁。

<sup>215</sup> 会計期間は以下のようになる。すなわち、第1期は、1936年11月27日から12月31日、第2期は、1937年1月1日から1937年6月30日までの6ヵ月間であった。第3期以降、半期決算（6ヵ月）であった（南洋拓殖株式会社第1期・第18期営業報告書）。

の推移は、図表 1-8 に示す通りである（南洋拓殖の貸借対照表と損益計算書は付録 4、5 を参照）。

図表 1-8  
1936 年度から 1945 年度までの当期純利益（純損失）と配当金（単位：円）



出典：南洋拓殖株式会社第 1 期-第 18 期営業報告書より筆者作成。

1936 年度は、同社の会計期間が 1936 年 11 月 27 日から 12 月 31 日であり、事業活動がほとんど行えなかったため、当期純利益は、306 円にとどまったが、1937 年度から 1939 年度にかけて、拡大していった。その後、1940 年度から 1942 年度にかけて、当期純利益の減少がみられた。しかしながら、1937 年度から 1942 年度にかけて南洋拓殖は安定的に配当を行っていた。さらに、1943 年度から 1945 年度にかけては、軍への食糧供給をはじめとして、戦時体制への協力並びに南洋群島が戦場になったことを背景に、当期純利益の水準が低下した。同時期、南洋興発にも見られたように、南洋拓殖は、補助金の収益計上並びに積立金の戻入益計上のほか、南方事業費の繰延べなどを通じて利益を確保した<sup>216</sup>。

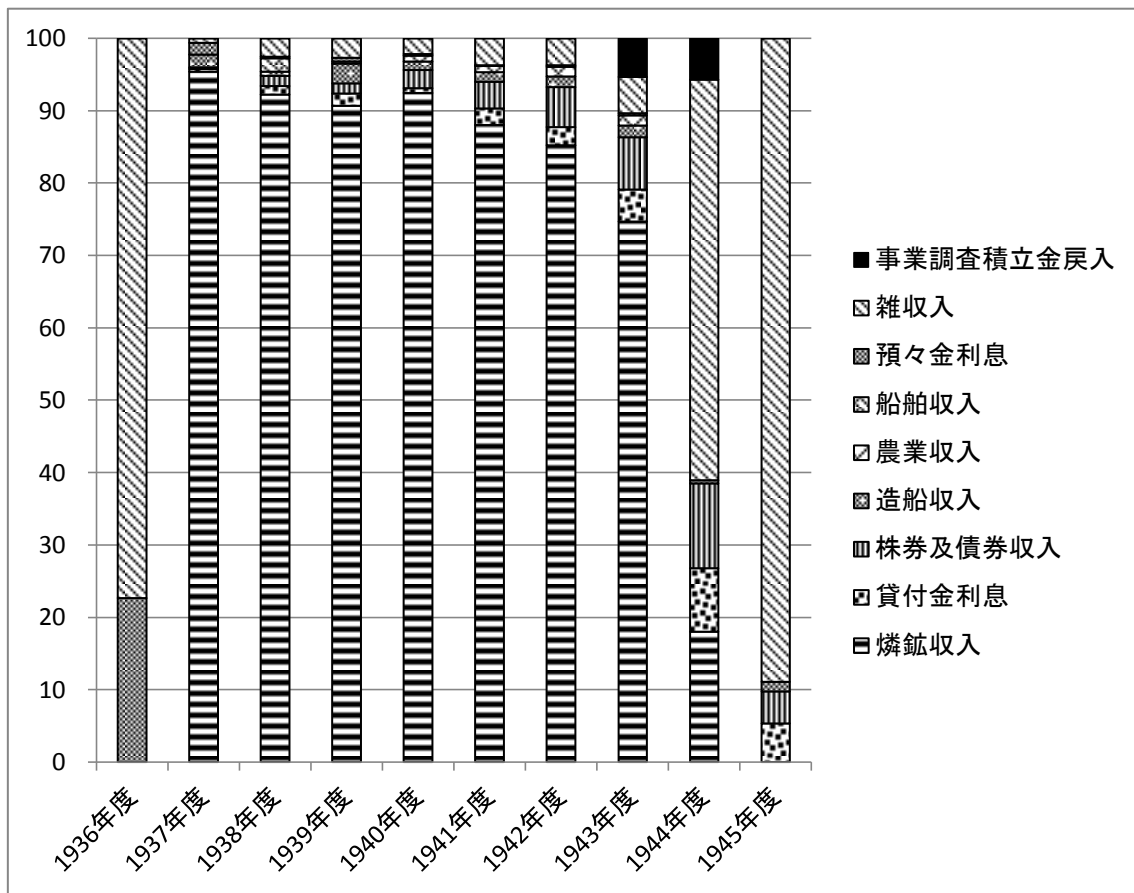
南洋拓殖において燐鉍事業は自社の存続・拡大において重要な事業であった。そこで各事業の収益（収入）規模を見てみる<sup>217</sup>。

<sup>216</sup> CIA, 001300222100 ; 001300411100 ; 南洋拓殖株式会社第 15 期営業報告書, 12 頁 ; 南洋拓殖株式会社第 16 期営業報告書, 12 頁。

<sup>217</sup> 南洋拓殖の損益計算は、発生主義的に行われているが、同社損益計算書では「収入」という言葉が用いられている。

図表 1-9

1936年度から1945年度までの収益全体に占める各事業の収益割合（単位：％）



出典：南洋拓殖株式会社第1期-第18期営業報告書より筆者作成。

図表 1-9 は、南洋拓殖の収益全体に占める各事業の収益割合を示している。当該図表からも分かるように、燐鉱事業の収益が、1937年度から1943年度まで、同社の収益全体の多くを占めており、経営全体を支えた。

## 1-6 小括

本章では、南洋群島経営において中心的な役割を果たした防備隊、南洋庁、南洋興発、南洋拓殖を概観した。南洋群島は、1880年代から1914年にかけて、ドイツによって占領・統治されていたが、第一次世界大戦勃発後、日本が、同領域を占領・統治した。その際、組織されたのが防備隊であり、司令官を中心に、6つの行政区（サイパン、パラオ、ヤップ、チョーク、ポナペ、ヤルート）を統治した。その中で、防備隊は、南洋群島の教育、医療・公衆衛生、産業振興やインフラ整備並びに司法において役割を担ったが、当該サービスを提供するのに必要な資金を確保するために、税制を確立したほか、

予算・決算を作成した。また防備隊は、南洋群島における産業を展開させるため、各産業における事業者の保護のほか、防備隊自身も燐鉍事業を運営した。特に、従来の産業であったココヤシ（コブラの原料）に代替する産業を模索する中で、導入された事業が甘蔗栽培であった。防備隊によって導入された甘蔗栽培は、その後、民間企業を通じて、南洋群島における重要産業の1つとなった。

1922年、防備隊が解体された後、南洋庁が組織され、文官であった南洋庁長官が内閣総理大臣や拓務省などの指揮・監督のもと南洋群島を統治した。南洋庁は、防備隊同様、司法、教育、医療・公衆衛生、インフラ整備、産業振興において役割を担った。南洋庁は、諸サービスを提供するために、南洋庁特別会計法のもと毎年度予算・決算を作成したが、それらは、帝国議会に提出された。また、南洋庁は、南洋群島における各産業を保護した。特に、南洋庁は、糖業規則をもとに製糖業を保護した。そこでは、製糖事業参入を制限するなどして保護したが、唯一同域内で製糖事業に従事した企業が南洋興発であった。その代り、南洋興発は、出港税を納めることで、南洋庁財政の根幹を支えた。一方、南洋庁自身も、アンガウル燐鉍所において燐鉍事業を営み、そこでの収益・費用は南洋庁の予算・決算として処理された。しかしながら、1936年、同庁の燐鉍所に関する資産は、南洋拓殖へ現物出資された。その代りに南洋拓殖からの配当金が、南洋庁の歳入として計上された。

一方、南洋群島では、防備隊の時代において製糖事業などを手掛けた西村拓殖と南洋殖産が事業に失敗し、多くの移民が失業に陥った。その中で、東洋拓殖が救済に乗り出したのだが、その際、設立された企業が南洋興発であり、同社は、設立当初から南洋群島経営の要とされた。同社の経営にあたっては、東洋拓殖が筆頭株主であり、東洋拓殖からの影響、圧力を受けた。南洋興発は、南洋群島内で製糖事業（サイパン・テニアン・ロタ）を中心に、酒精、燐鉍事業を展開したほか、オランダ領ニューギニアやセレベスといった南洋群島外の領域においても事業を拡大していった。日中戦争勃発以後、南洋群島も戦時体制の影響を受けたが、その中で、南洋興発は、海軍による航空基地整備や重油貯蔵槽建造といった特殊工事（軍関連工事）へ労働力を提供した。加えて、ガソリンの代用燃料であった無水酒精（無水エタノール）需要の高まりを受け、南洋興発は、テニアンやポナペにおいて無水酒精の製造を開始した。さらに1941年12月8日、太平洋戦争勃発により、南洋群島が戦場へと徐々に変化していった。その中で、南洋興発は、大宮事業所（グアム）の設置を手始めとして、戦局拡大とともに軍命のもとで外領事業所の設置、拡張（「南方建設事業」）において役割を果たした。そして、1944年以降、南洋興発は、製糖事業の労働力を米作やその他の食糧作物の生産に転換することで軍へ全面協力した。このように、南洋興発は、設立以来、南洋群島経営の要であり、その中で企業としての営利性の確保と国策への従事が求められた。

加えて、1936年、拓務省によって立案された「南洋群島開発十箇年計画」のもと南洋拓殖が設立された。同社は、設立の際、南洋庁よりアンガウル・フハエス燐鉍所の現

物出資を受け、燐鉍事業を中心に事業を展開していった。同社の経営にあたっては、南洋庁が筆頭株主であり、同社の経営に影響を与えた。また、南洋拓殖は、南洋興発とは異なり、社債「南洋拓殖債券」を発行することにより資金調達をすることで事業を展開した。南洋拓殖は、主として燐鉍事業をもとに収益を拡大させていく一方、貸付・出資事業において、南洋群島を中心に活動した諸企業や組合・連合会へ多額の資金を提供した。そのほか、同社は、農業にも従事したが、太平洋戦争勃発の際には、日本軍の要請を受けて軍へ食糧供給を行った。また、同社は、南洋興発と同様、占領地における行政やラバウル、セレベス、印度支那、ナウル島といった各領域における開発事業を手掛けることで国策に従事した。南洋拓殖は、1936年以降、南洋興発とともに南洋群島経営を支えたが、南洋興発とは異なり、設立当初から国策への直接的・積極的な関与が求められ、その中で、事業体として継続するために営利性の確保が求められた。

## 第2章 臨時南洋群島防備隊と南洋庁の予算・決算比較

### 2-1 開題

本章は、第一次世界大戦期間中、南洋群島において日本海軍によって展開された防備隊と同組織解体後、1922年に設立された南洋庁における予算・決算を、防衛省防衛研究所、国立公文書館に所蔵されている防備隊関係史料や南洋庁関係史料をもとに、比較分析する。特に、本章では、防備隊と南洋庁における予算・決算、特に、予算の性質の変化とその背景を考察する。

防備隊は、単に、南洋群島を占領するために新たに組織されただけでなく、当該領地の経営（行政）に責任を負う組織でもあったため、一から予算・決算の制度を確立する必要があった<sup>218</sup>。南洋群島における予算・決算制度の確立時期（防備隊）から、組織の移行期（南洋庁）における予算・決算制度の変遷を考察することが可能であることから、当該ケースは、本章の目的において理想的なケースであると考えられる。

以下では、防備隊設置初期における予算・決算について考察する一方、1916年から1943年にかけて、防備隊と南洋庁における予算・決算の展開について考察した後、最後に、本章で得られた考察結果を導出する。

ここで、防備隊について考察を始める前に、予算に関する先行研究や当時の日本の予算制度について触れておく。予算は、公的組織や民間企業において計画機能を持つとともに、予算執行における規範として働き、統制機能の役割も果たす<sup>219</sup>。多くの国において、予算は政府により導入され、はじめ収支の見込みやその余剰を示す計算書として利用されていたが、後に計画や統制の手段として利用されるようになった<sup>220</sup>。また、公的組織である政府において、予算は、政策を実行するための権威または支出の上限を外部に示す機能を持つ<sup>221</sup>。加えて、予算実務に関して言えば、例えば、高栢[1999], [2014a], [2014b], 上總[1989a], [1989b], 山口[2000], Noguchi and Boyns[2012]に見られるような研究が行われている。高栢[1999]では、19世紀アメリカの鉄道会社（ウェスタン鉄道・ボルティモア・オハイオ鉄道、ニューヨーク・エリー鉄道、ペンシルベニア鉄道）をケースに挙げ、そこで、各鉄道会社における予算作成について言及している。ここでは、各鉄道会社の予算作成プロセスにおいて収益と費用が部門やルート別に見積もられ

<sup>218</sup> 会計は、税金を徴収し、その徴収された税金を再配分する手段として利用される（Ezzamel [2002a] ; [2002b]）。

<sup>219</sup> 山本[2012] 23頁。

<sup>220</sup> Noguchi and Boyns[2012] p. 419.

少なくとも、17世紀半ば、政府により予算が利用されていたが、そこでは、特に歳入側に焦点が当てられていた（Webber and Wildavsky[1986] pp. 283-284）。その後、19世紀には、政府予算において統制の概念が見られるようになった（Webber and Wildavsky[1986] p. 304）。

<sup>221</sup> 櫻井[2015] 212頁；山本[2012] 23頁。

ており、そこでの値が実際の業績評価の基準となっていたことが指摘されている<sup>222</sup>。また、上總[1989a]においても、19世紀アメリカ南部のサバンナ-フロリダ-ウェスタンを中心とした企業群（プラント鉄道システム）で、費用の抑制を目的とした予算統制が行われていたことが指摘されている<sup>223</sup>。高栢[2014a], [2014b]では、20世紀アメリカのデュポンをケースに挙げ、そこでの予算実務について言及している。高栢[2014a], [2014b]においては、デュポンが、20世紀初頭、販売価格、製造費、販売費、一般管理費などに関する営業予算を作成し、そのもとで予算管理を実施していたことや予算作成の際、投資利益率を基準として利用していたことを指摘している<sup>224</sup>。また、上總[1989b]においても、20世紀初頭のゼネラル・エレクトロニックで予算統制が展開されていたことが指摘されている<sup>225</sup>。一方、山口[2000]では、19世紀から20世紀前半にかけての日本郵船（前身の三菱会社を含めて）における予算実務について考察が行われている。そこでは、日本郵船が1885年（設立当初）から1900年まで政府から補助金を受け取る代わりに全社的な収支予算を作成し、それを政府に提出していたことや1926年、実務上における予算の形骸化を背景に、予算項目において経常費と臨時費を区分することで予算の統制能力の改善を図るようになったことが指摘されている。また、実際に、日本郵船においては、1930年から1939年にかけて概して、予算値と実績値の隔たりが少なかったことから、予算制度が機能していたとしている<sup>226</sup>。加えて、序章でも言及した通り、Noguchi and Boyns[2012]では、1928年から1945年にかけての日本航空輸送・大日本航空の予算実務について考察が行われている。そこでは、日本航空輸送の予算が管理目的というよりも、政府からの補助金受領の正当化やそれが適切に使用されているのか示すための手段として用いられていたのに対して、大日本航空の予算が、詳細な収益・費用項目により作成され、そのもとで管理目的に資するツールとして役割を果たしていたことが指摘されている<sup>227</sup>。

以上のように、予算実務に関して、アメリカや日本の企業に焦点を当てた研究が存在している。特に、山口[2000]やNoguchi and Boyns[2010]では、19世紀後半から20世紀前半にかけての日本企業における予算策定後の予算運用の実態を明らかにしている。それらの研究は、企業に焦点を当てている一方、本研究では、南洋群島において政府組織に近い、または政府組織の性格を有した防備隊や南洋庁における予算策定後の予算運用の実態に焦点を当てる。

日本における政府会計の制度は、明治憲法の制定とともに確立された<sup>228</sup>。すなわち、

---

<sup>222</sup> 高栢[1999] 229頁。

<sup>223</sup> 上總[1989a] 153, 178, 186頁。

<sup>224</sup> 高栢[2014a] 207頁；[2014b] 74-75頁。

<sup>225</sup> 上總[1989b] 326頁。

<sup>226</sup> 山口[2000] 450, 538-539頁。

<sup>227</sup> Noguchi and Boyns[2012] pp. 431, 436, 439.

<sup>228</sup> 大蔵省昭和財政史編集室編[1959] 3頁。

明治憲法の附属法規として、1889年に会計法、会計規則が定められ、そのもとで政府財政が運用された<sup>229</sup>。明治憲法では、国の歳入・歳出が毎年帝国議会の協賛を必要とすること、予算の超過または予算外支出を行うには帝国議会の承諾が必要であることを規定していたほか、予算の不足や予算外の支出を補うために予備費の設定が認められていた<sup>230</sup>。一方、会計法では、政府の会計年度を毎年4月1日から翌年の3月31日とすること並びに会計年度に所属する歳入・歳出の出納に関する事務は翌年度の11月30日までに完了することが規定された<sup>231</sup>。また、歳入・歳出予算並びに、経費に関して不足が生じた場合、追加予算を帝国議会に提出することが求められた<sup>232</sup>。そのほか、予備金をもって歳出を行った場合にも帝国議会の承諾が求められた<sup>233</sup>。予備金は、第1予備金と第2予備金に分けられ、第1予備金は、避けることのできない予算の不足を補うものとして、第2予備金は、予算外で生じた必要経費を補うものとして設けられた<sup>234</sup>。そして、決算は、会計検査院の検査を経て、予算と同一の様式のもとで、帝国議会に提出することとされた<sup>235</sup>。加えて、会計法において設置が認められた特別会計は、会計法とは別の特別会計法のもと運用が行われた<sup>236</sup>。

一方、上記の会計制度の確立をもって、日本海軍（海軍省）においても歳入・歳出に

---

明治憲法制定以前、1873年より、日本においては予算（歳入出見込会計表）が作成・公表されたが、それは、歳入・歳出の概算を示すものに過ぎなかった（大蔵省昭和財政史編集室編[1959] 4頁）。その後、1881年には、会計法が制定され、そこで、予算と決算の手続きが法文化された（大蔵省昭和財政史編集室編[1959] 4頁；亀井[2006] 90頁）。そこでは、政府の財政が予算に始まり、それに従い執行されること並びに予算と決算の関連性が強調された（亀井[2006] 90-91, 101-102頁）。

<sup>229</sup> 大蔵省昭和財政史編集室編[1959] 3, 9, 457頁。

<sup>230</sup> 大蔵省昭和財政史編集室編[1959] 455-456頁。

<sup>231</sup> 大蔵省昭和財政史編集室編[1959] 457頁。

会計規則においては、歳入・歳出金の金庫への出納期間を翌年度の8月31日としていたほか、経費の精算・支払命令期間を翌年度の6月30日までとしていた（大蔵省編[1936] 27, 34頁）。

<sup>232</sup> 大蔵省昭和財政史編集室編[1959] 458頁。

<sup>233</sup> 大蔵省昭和財政史編集室編[1959] 458頁。

<sup>234</sup> 大蔵省昭和財政史編集室編[1959] 458頁。

会計規則において、予備金は大蔵大臣により管理されることとされた。また、第1予備金から支出する際には、支出金額、理由が付された書類を作成すること並びに大蔵大臣の承認が必要とされた。第2予備金から支出する際には、支出金額、理由が付された書類を作成すること並びに勅裁が必要とされた。加えて、第1予備金と第2予備金から実際に支出が行われた場合には、各支出に関する計算書を、大蔵大臣を通じて、帝国議会に提出することが必要とされた（大蔵省昭和財政史編集室編[1959] 470-471頁）。

<sup>235</sup> 大蔵省昭和財政史編集室編[1959] 459頁。

各省の大臣は、歳出に関する決算報告書を翌年度の7月31日までに調製し、大蔵大臣に提出した。大蔵大臣は、決算報告書を会計検査院に送付し、決算手続きをとった（大蔵省昭和財政史編集室編[1959] 476-477頁）。

<sup>236</sup> 大蔵省昭和財政史編集室編[1959] 10, 462頁。

関する規定や予算に関する制度が整備された<sup>237</sup>。海軍省所管の一般会計予算編成においては、海軍会計規程のもと、各歳入徴収官が歳入概算書を調製した後、最終的に経理局長が翌年度の歳入概算書を調製した<sup>238</sup>。また、歳出予算（歳出概算書）は、海軍省の各部局長が立案し、それを経理局長がまとめた後、次官や各部局長などの参列する会議において決定された<sup>239</sup>。そして、歳入概算書とともに歳出概算書が経理局長により大蔵大臣へ提出された一方、大蔵大臣は、それらの資料をもとに歳入歳出予算を調製した。最終的に、それらの予算は、内閣に提出され、閣議決定の後、帝国議会へ提出された<sup>240</sup>。そして、その予算のもと、支出は、予算の範囲内で行うこととされた<sup>241</sup>。また、各省と同様に、歳出に関する決算報告書が翌年度の7月31日までに調製され、大蔵大臣に提出された<sup>242</sup>。

## 2-2 臨時南洋群島防備隊設立初期の予算・決算制度～1915年を中心として～

防備隊は、1915年1月29日に制定された会計規則（南洋群島民政会計規程）をもとに、予算・決算制度を確立した<sup>243</sup>。各年度の会計期間は、4月1日から9月30日までの前期と10月1日から3月31日までの後期に分割された<sup>244</sup>。防備隊の守備隊長は、各区における収入・支出に対して責任を有した一方、守備隊長の責任のもと作成された原予算は、司令官へ提出され、同意された後、決定された<sup>245</sup>。各区の予算・決算はそれぞれ独立しており、支払額が現在収入高を超えることは基本的に認められなかった<sup>246</sup>。しかしながら、予期しない支出に備えるため、予備金（予備費）が予算に設けられ、司

---

<sup>237</sup> 海軍歴史保存会編[1995] 21-22頁。

海軍経理学校では、1918年に定められた海軍経理学校教育綱領に基づき、学術教育科目として財政学、会計学、簿記学を掲げていた（海軍大臣官房編[1940] 214-215頁）。その中で、財政学では、国家の歳出・歳入及び予算の概要、会計学では予算の編成、収支の経理が教程として掲げられた（海軍大臣官房編[1940] 215頁）。

<sup>238</sup> 海軍歴史保存会編[1995] 24頁。

<sup>239</sup> 海軍歴史保存会編[1995] 24頁。

<sup>240</sup> 海軍歴史保存会編[1995] 24-25頁。

臨時軍事費予算は、会計年度に関係なく編成された。当該予算は、帝国議会の協賛を必要としたほか、予算の支出は、予算（支出勅裁額）の範囲内で行われることとされた（海軍歴史保存会編[1995] 25-26頁）。

<sup>241</sup> 海軍歴史保存会編[1995] 28頁。

<sup>242</sup> 海軍歴史保存会編[1995] 33頁。

<sup>243</sup> JACAR, C10080194000。

防備隊による南洋群島経営においては、民政費と臨時軍事費から支出が行われたが、本章では、主として前者の民政費に関して考察を進めた。

<sup>244</sup> JACAR, C10080194000。

<sup>245</sup> JACAR, C10080194000。

<sup>246</sup> JACAR, C10080194000。

令官同意の下、必要に応じて予備金から支出が行われた<sup>247</sup>。当該予備金に関して、予備金の余剰は、次年度への繰越金として、すなわち、前年度繰越金として次年度の収入予算に計上された<sup>248</sup>。また、各区の守備隊長は、会計期間終了から2ヵ月以内に決算書類を司令官に提出する必要があった<sup>249</sup>。

防備隊における収入・支出予算の見積りは、1889年と1891年に成立した日本政府会計の歳入予算算出規定と予定経費算出概則をもとに行われ、詳細な積算根拠が求められた<sup>250</sup>。しかしながら、収入の見積りに関しては、防備隊が制定した税制があるものの、各区の状況や在来の法令等を考慮し、一定程度の自由裁量が認められた<sup>251</sup>。

1915年度前期の予算が決定された際、第1代目司令官である松村龍雄（以下、松村）は、各区の守備隊長より提出された予算案に全面的に同意したが<sup>252</sup>、以下のような訓示もあわせて行った（松村の時代の予算・決算は、図表2-1を参照）。すなわち、行政費用の多くを占める人件費（俸給）は、その多くが日本海軍より支出されているため、予算において多額の余剰が捻出されるべきと言明した<sup>253</sup>。さらに、松村は、各区の守備隊長に支出の節約を図る努力をするように指示したうえで、支出の過度な拡大のために増税を実施することになれば、南洋群島の統治が困難になると指摘した<sup>254</sup>。松村によれば、南洋群島の行政に関連する支出は必要でありかつ増加していく傾向にあるが、第一次世界大戦による混乱によって生じた産業の不振により収入は減少するとした<sup>255</sup>。しかしながら、実際には、1915年前期において、現物による税金納付を可能としたこともあり、人頭税を筆頭に税金の徴収は、松村の予想に反して、順調に進んだ<sup>256</sup>。

---

<sup>247</sup> JACAR, C10080194000。

<sup>248</sup> 剰余金は、全額、次年度繰越金とされた（JACAR, C10080194000）。すなわち、防備隊は、剰余金を中央政府（日本政府）へ返戻する必要がなかった。

<sup>249</sup> JACAR, C10080194000。

<sup>250</sup> JACAR, C10080194100 ; C10080209000。

<sup>251</sup> JACAR, C10080194100 ; C10080209000。

<sup>252</sup> JACAR, C10080194300。

<sup>253</sup> JACAR, C10080194300 ; C10080209400 ; C10080210500 ; C10128567000。

小池[1992]によれば、「民政費は大きくなならないという想定の上に、海軍軍政民政費の方針は設定されていた」（小池[1992] 42頁）という。

<sup>254</sup> JACAR, C10080194300 ; C10080209400 ; C10080210500 ; C10128567000。

<sup>255</sup> JACAR, C10080194300。

<sup>256</sup> JACAR, C10080211600。

図表 2-1

1915 年度前期における予算（単位：円）

収入之部	原予算	支出之部	原予算
諸税収入	21,537.200	民政費	22,053.200
人頭税	13,998.000	俸給	2,330.400
営業税	2,677.600	備給	4,234.800
特種営業税	228.000	旅費	160.000
銃獵税	237.600	庁費	360.000
港税	208.000	物品費	3,922.400
輸入税	2,080.000	教育費	400.000
輸出税	2,048.000	病院費	3,545.600
畜犬税	60.000	産業経営費	418.400
官業及官有財産収入	3,723.200	土地营造物費	3,007.600
学校収入	0.000	徴税諸費	1,120.400
病院収入	349.600	雑件費	2,353.600
官有物払下代	527.200	補償及訴訟費	0.000
官有物貸下代	2,846.400	囚徒費	0.000
雑収入	832.400	警察費	200.000
免許及手数料	598.000	予備金	17,361.600
懲罰及没収金	72.000	第一予備金	10,227.600
辨償及違約金	0.000	第二予備金	7,134.000
雑入	162.400		
前期繰入金	13,322.000		
合計	39,414.800	合計	39,414.800

注 1. 決算は、図表 2-2 に示している。

注 2. また、史料に基づき筆者がドイツマルクを円に換算した金額を記載している。

出典：JACAR, C10080209500；C10080209600；C10080213200 より筆者作成。

松村は、在来の制度を改革するというより、南洋群島における混乱を避け、日本による統治を安定化させるため、可能な限り、税制をはじめとしてドイツ統治時代に確立した制度を維持することに焦点を当てていたと考えられる。また、松村は、現状維持を志向しつつ、税金の徴収とその支出・配分を実施する（南洋群島内の納税者と日本政府に対してその実施を正当化する）ために、手続き上、日本政府によって行われている予算・決算制度に基づき該当制度を確立したと考えられる。

その後、松村の後継として東郷吉太郎（以下、東郷）が、1915 年の 8 月より、第 2 代目司令官に就任し<sup>257</sup>、同司令官の同意により 1915 年度後期（10 月 1 日より開始）の予算が決定された<sup>258</sup>。東郷は、松村の時代の予算と比較して、営繕費、殖産費、医療費の予算を増額した（図表 2-2 を参照）<sup>259</sup>。

1915 年度の予算をみると、費用を抑制することで多額の余剰が生じることが期待されている。実際、1915 年度の決算を見ると、収入 115,732 円に対して支出は 66,492

<sup>257</sup> JACAR, C10080211700。

<sup>258</sup> JACAR, C10080211900；C10128568300。

<sup>259</sup> 当該予算は、1915 年度後期の予算を示しており、後に言及する 1916 年度の東郷司令官の下で作成された予算とは異なる。

円となり、差額の 49,239 円（収入の 42%）が剰余金として計上された<sup>260</sup>。図表 2-3 が示している通り、剰余金は、1915 年度から 1919 年度に至るまで継続的に積立てられていることが分かる。

図表 2-2

1915 年度後期における予算と 1915 年度における決算（単位：円）

収入	原予算	決算	支出	原予算	決算	
				司令部と各区の合計	司令部	
諸税及手数料	47,263.460	N/A	事務費	13,885.000	5,500.000	N/A
人頭税	15,955.600	N/A	備給	9,250.000	4,000.000	N/A
営業税	4,411.560	N/A	旅費	1,000.000	500.000	N/A
特種営業税	156.000	N/A	物件費	2,215.000	500.000	N/A
銃猟税	188.000	N/A	雑費	1,380.000	500.000	N/A
港税	464.000	N/A	徴税費	5,605.740	—	N/A
輸入税	4,636.000	N/A	宮繕費	5,130.000	—	N/A
輸出税	3,345.000	N/A	殖産費	2,950.000	1,000.000	N/A
畜犬税	0.000	N/A	警察費	1,658.800	—	N/A
租税コプラ払下代	17,925.000	N/A	教育費	2,100.000	—	N/A
免許及手数料	182.300	N/A	囚徒費	1,216.600	—	N/A
官業収入	510.400	N/A	治療費	7,353.100	—	N/A
学校収入	0.000	N/A	救恤費	800.000	—	N/A
病院収入	474.400	N/A	雑件費	1,600.000	1,000.000	N/A
狩猟用品払下代	36.000	N/A	予備金	7,589.940	7,589.940	N/A
雑収入	2,115.320	N/A				
官有物払下代	20.000	N/A				
官有物貸下代	457.200	N/A				
土地貸下料	1,486.120	N/A				
懲罰及没収金	120.000	N/A				
辨償及違約金	0.000	N/A				
雑入	32.000	N/A				
合計	49,889.180	115,732.127	合計	49,889.180	15,089.940	66,492.907

注 1. 決算は、1915 年度前期と後期の合計となる。

注 2. 史料欠損のため、決算の内訳明細は、不明である。

注 3. 支出における事務費の合計は、筆者の計算によれば、13,845.000 円となるが、史料の数字に従った。

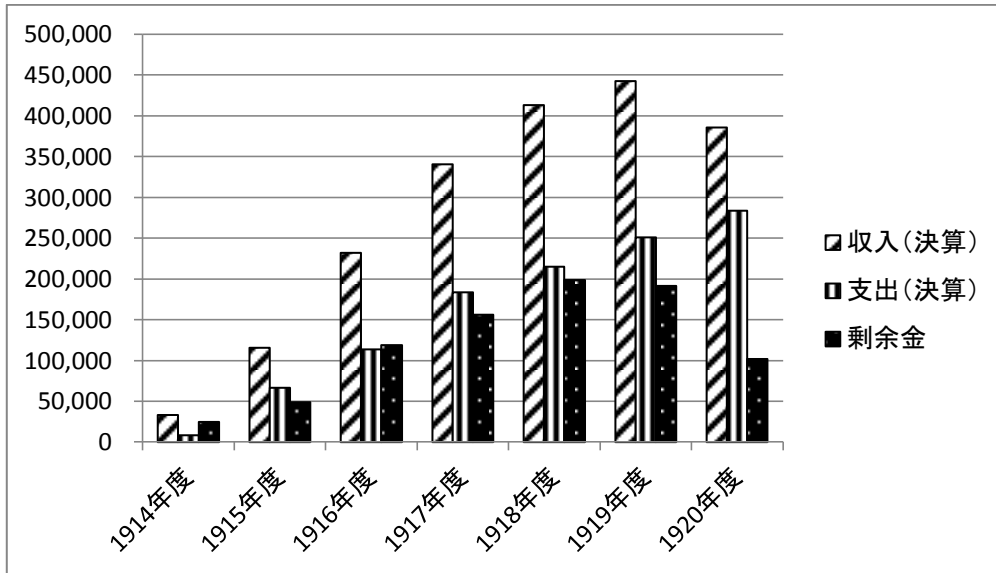
出典：JACAR, C10080211900；C10128150300；C10128568300 より筆者作成。

<sup>260</sup> JACAR, C10128150300。

1914 年 12 月 31 日から 1915 年 3 月 31 日にかけて、剰余金は、収入 33,164 円であったのに対して、支出 8,316 円であったため、24,848 円（収入の 74%）となった（JACAR, C10128150300）。

図表 2-3

1914 年度から 1920 年度にかけての収入，支出，剰余金（単位：円）



出典：JACAR, C10080215500 ; C10128150300 ; C10128558800 ; C10128559700 ; C10128575900 ; C10128577300 ; C10128578000 ; C10128579600 より筆者作成。

### 2-3 臨時南洋群島防備隊の予算・決算制度の展開～1916年から1917年にかけて～

南洋群島における会計規則は、1915年9月27日に改定された<sup>261</sup>。新しい会計規則のもと、同制度には、日本の公会計と異なる部分が生じた。すなわち、会計期間と予算・決算に関する考え方に関して、前者については、収入・支出の出納整理期間を廃止し、剰余金を日本の中央政府に返納せず、次年度へ繰越すこととした<sup>262</sup>。後者については、南洋群島（防備隊）において、予算は、単に「収入及仕払ノ標準ヲ示シタルモノニシテ歳入歳出予算ノ意味トハ大ニ趣キ異ニ<sup>263</sup>」するものとされた。よって予算は、決算に対して規範性を持つものではなく、単なる見積りであるとされた。このことから、予算と決算に差異が生じることは、当然のことと見なされた<sup>264</sup>。

さらに、防備隊は、日本の会計検査院に提出が必要な現金出納計算書とは別に、会計検査院への提出が不要であった収入・支出に関する計算書類（予算を含む）を作成し、海軍大臣に向けて決算の内容を報告した<sup>265</sup>。従って、後者の書類は、取引記録の証明書

<sup>261</sup> JACAR, C10080211900 ; C10128568300 ; C10128582500。

<sup>262</sup> JACAR, C10080211900 ; C10128568300 ; C10128582500。

<sup>263</sup> JACAR, C10080211900 ; C10128568300 ; C10128582500。

<sup>264</sup> JACAR, C10080211900 ; C10128568300 ; C10128582500。

<sup>265</sup> JACAR, C10080210400 ; C10080211900 ; C10128568300 ; C10128582500。

類ではなく、現況報告書として位置付けられた<sup>266</sup>。実際に、収入・支出に関する計算書類は、毎月、各区の主計長から防備隊司令部における主計長<sup>267</sup>へ提出され、司令部の主計長が当該書類を調製したうえで、海軍大臣へ提出することとされていた<sup>268</sup>。従って、予算は、支出の規範値としてではなく、財政計画を実行するための手続きとして見なされた。

また、防備隊の予算手続きが1915年12月に改定されたが、そこで、司令官による原予算の審査を容易にするため、各区の守備隊長は、脱漏なく、可能な限り詳細な収入・支出予算の作成を求められた<sup>269</sup>。例えば、人頭税では、人種とその人数毎の見積りが求められた一方、営業税では、納税者毎に区分し見積りを行ったうえで、課税標準額や等級などの記載が求められた<sup>270</sup>。また、各区の守備隊長は、事務費全体の見積り、特に、人件費の見積りを詳細に行うこととされた<sup>271</sup>。

1916年度の予算は以下のような手続きを経て成立した。すなわち、各区の守備隊(長)により作成された原予算案は、はじめに主計長に提出され、主計長がそれをもとに全体の予算案を作成した<sup>272</sup>。その後、当該予算案は、司令官に提出され、最終的に、司令官の審査・同意により成立した<sup>273</sup>。

1916年3月28日、東郷は、各区の守備隊長より提出された原予算とその後の主計長が作成した全体の予算に同意したが、そこでは、殖産費、教育、医療費を含む「直接民生費」が守備隊長の要求に沿う形で成立した<sup>274</sup>。特に、東郷の時代においては、南洋群島における産業振興が島民の生活向上につながるとの考えから、殖産費に重点が置かれ<sup>275</sup>、可能な限り、当該支出予算が容認された(図表2-4参照)<sup>276</sup>。また、東郷の時代においては、事務費や人件費といったような「間接民生費」に節約の余地があるとして、当該経費の抑制が求められた<sup>277</sup>。以上のことから、東郷は、「間接民生費」を抑制する一方、南洋群島内の島民の福利厚生改善のために「直接民生費」を増加させようとして

---

<sup>266</sup> JACAR, C10080210400。

<sup>267</sup> 主計長の地位には、概して日本海軍の中佐・少佐クラスが就任した(南洋庁長官官房編[1932] 39, 42頁)。

<sup>268</sup> JACAR, C10080210400 ; C10080211900 ; C10080213700 ; C10128568300 ; C10128582500。

<sup>269</sup> JACAR, C10080212700。

<sup>270</sup> JACAR, C10080212700。

<sup>271</sup> JACAR, C10080212700。

<sup>272</sup> JACAR, C10080211900 ; C10128568300 ; C10128582500。

<sup>273</sup> JACAR, C10080211900 ; C10128568300 ; C10128582500。

<sup>274</sup> JACAR, C10080213200 ; C10080213300。

<sup>275</sup> 各区の守備隊長より当初要求された予算額は、103,727円(司令部の支出6,500円を含む)であったが、最終的に成立した予算額は65,447円であった(JACAR, C10080213200)。当該支出予算では、主として、殖産費8,093円、治療費13,042円が計上されたほか、79,145円が予備費として計上された(JACAR, C10080213200)。

<sup>276</sup> JACAR, C10080213200 ; C10128150100。

<sup>277</sup> JACAR, C10080213200 ; C10128150100。

いたと考えられる<sup>278</sup>。

---

<sup>278</sup> JACAR, C10080213200 ; C10128150100。

図表 2-4

1916 年度における予算・決算（単位：円）

収入	原予算	決算	支出	原予算	改定予算	決算
			司令部と各区の合計	司令部		
諸税及手数料	105,407.000	165,621.310	事務費	14,146.000	2,500.000	18,296.200
人頭税	34,635.000	34,268.800	傭給	6,889.000	2,500.000	10,189.200
営業税	8,095.000	10,017.500	旅費	1,939.000	—	1,939.000
輸入税	17,700.000	69,521.920	物件費	2,640.000	—	2,640.000
輸出税	26,250.000	31,257.090	雑費	2,678.000	—	2,678.000
租税コプラ払下代	18,080.000	19,120.000	徴税费	8,169.000	—	8,169.000
免許及手数料	647.000	1,436.000	営繕費	3,400.000	—	16,450.000
官業収入	1,180.000	3,243.330	殖産費	8,093.000	—	11,573.000
学校収入	—	—	警察費	6,164.000	—	7,014.000
病院収入	1,180.000	3,243.330	教育費	3,059.000	—	5,785.000
狩猟用品払下代	—	—	囚徒費	1,774.000	—	2,040.000
雑収入	10,537.000	14,336.800	治療費	13,042.000	—	13,967.000
官有物払下代	9,380.000	11,359.910	救恤費	1,800.000	—	1,800.000
官有物貸下代	144.000	179.000	雑件費	5,800.000	4,000.000	5,800.000
土地貸下料	913.000	1,175.260	予備費	79,145.000	—	54,547.800
懲罰及没収金	100.000	394.180				
辨償及違約金	—	—				
雑入	—	1,228.450				
剰余金	27,468.000	49,239.220				
合計	144,592.000	232,456.656	合計	144,592.000	6,500.000	144,592.000
						113,728.356

注 1. 支出における改定予算・事務費と決算の合計は、筆者の計算によれば、17,446.200 円と 113,678.230 円になるが、史料の数字に従った。

出典：JACAR, C10080213200；C10080215500；C10128150100；C10128150300 より筆者作成。

続いて、1917年度予算について、第3代目司令官である吉田増次郎（以下、吉田）は、各区の守備隊長より当初140,995円の要求を受けたが、最終的には、122,609円（司令部の支出20,000円を含む）<sup>279</sup>を予算として成立させた<sup>280</sup>。当該予算は、主に、営繕費14,740円、殖産費15,718円、教育費16,105円、治療費18,196円が占めた（図表2-5を参照）。当該予算では、関税による収入の増加が期待されたが、それに対して支出額が低く見積もられたため、結果として予備金（予備費）116,893円が予算に計上された<sup>281</sup>。また、当該予算では、支出の抑制が図られたが、各区の守備隊長による要求に一定程度応じた結果として、予算規模は、前年度を上回った<sup>282</sup>。

---

<sup>279</sup> 要求額の削減は、主に営繕費や殖産費の項目が占めた（JACAR, C10080215100 ; C10128570600）。

<sup>280</sup> JACAR, C10080215100 ; C10128570600。

<sup>281</sup> JACAR, C10080215100 ; C10128570600。

<sup>282</sup> JACAR, C10080215100 ; C10128570600。

図表 2-5

1917 年度における予算・決算（単位：円）

	収入				支出		合計			
	原予算	改定予算(1917年6月時点)	決算(6ヵ月後)	決算(年度)	司令部と各区の合計	司令部	原予算	改定予算(1917年6月時点)	決算(6ヵ月後)	決算(年度)
諸税及手数料	158,257.000	158,257.000	83,877.390	190,456.500	事務費	29,444.000	6,000.000	29,444.000	16,404.860	35,518.540
人頭税	34,939.000	34,939.000	22,501.300	38,682.800	備給	14,844.000	2,000.000	14,844.000	8,612.680	19,824.250
营业税	11,825.000	11,825.000	7,627.500	16,780.000	旅費	4,971.000	2,000.000	4,971.000	2,426.080	4,632.890
鉱区税	-	-	426.000	826.000	物件費	5,183.000	1,000.000	5,183.000	4,163.750	7,707.600
輸入税	61,359.000	61,359.000	30,996.050	65,758.090	雑費	4,446.000	1,000.000	4,446.000	1,202.350	3,353.800
輸出税	30,345.000	30,345.000	21,779.440	48,177.410	徴税費	6,689.000	-	6,689.000	2,880.190	6,663.730
租税コプラ払下代	19,120.000	19,120.000	-	19,120.000	営繕費	14,740.000	10,000.000	64,010.500	25,329.370	51,776.460
免許及手数料	669.000	669.000	547.100	1,112.200	殖産費	15,718.000	-	15,718.000	8,258.800	20,858.590
官業収入	2,850.000	2,850.000	1,868.360	4,381.920	警察費	11,858.000	-	11,858.000	6,531.550	14,588.780
学校収入	-	-	-	-	教育費	16,105.000	-	16,105.000	9,787.050	16,771.240
病院収入	2,850.000	2,850.000	1,868.360	4,381.920	囚徒費	2,259.000	-	2,259.000	680.740	1,322.980
狩猟用品払下代	-	-	-	-	治療費	18,196.000	-	18,196.000	7,680.600	16,396.670
雑収入	2,395.000	2,395.000	8,808.810	27,046.010	救恤費	1,800.000	-	1,800.000	28.900	347.900
官有物払下代	1,110.000	1,110.000	7,103.680	18,824.360	雑件費	5,800.000	4,000.000	5,800.000	16,593.320	19,808.170
官有物貸下代	204.000	204.000	110.000	339.250	外貨交換差減	-	-	-	0.390	0.390
土地賃下料	937.000	937.000	1,126.580	1,939.710	予備費	116,893.000	-	110,350.800	119,107.090	-
コプラ採収納金	-	-	-	4,154.800						
懲罰及没収金	80.000	80.000	330.130	1,350.410						
辨償及違約金	-	-	-	-						
雑入	64.000	64.000	138.420	437.480						
剰余金	76,000.000	118,728.300	118,728.300	118,728.300						
合計	239,502.000	282,230.300	213,282.860	340,612.730	合計	239,502.000	20,000.000	282,230.300	213,282.860	184,053.450

出典：JACAR, C10080215100；C10080215400；C10080215500；C10080215900；C10128150300；C10128570600

より筆者作成。

ここで、1916年度と1917年度の収入・支出予算と決算を比較した場合、両年度において、決算額が予備金を除いた予算額を上回っていることが分かる。収入原予算に対する収入決算の超過は、産業の発展にともなう関税の増加と南洋群島内における人口の増加にともなう人頭税の増加が要因となった一方、予備金（予備費）を除いた支出原予算に対する決算の超過は、営繕費や殖産費、警察費、教育費の増加が要因となった<sup>283</sup>。そして、予備金（予備費）を除いた支出予算の各項目において見込まれた予算超過分は、予備金（予備費）が流用されることで賄われた。このことから分かるように、この時点で、予算が、決算に対して規範性を有するには至らなかった。

ここで、各司令官の統治方針を比較した場合、東郷は、松村の時よりも明確な方針をもって統治を行ったと考えられる。すなわち、東郷は、防備隊による南洋群島経営を安定化させるため、積極的に産業振興や公共サービスの拡充を図った<sup>284</sup>。結果として、予算全体の規模は、営繕費や殖産費、教育費の増加とともに拡大した。

一方、吉田は、基本的に東郷の方針を継承したが、東郷が現地住民の福利に重点を置いていたのに対して南洋群島への日本人の移植を積極的に推進した<sup>285</sup>。この方針の変化は、1917年2月、日本による南洋群島統治が大国（イギリス、フランス、ロシア、イタリア）から支持されたことに起因すると考えられる<sup>286</sup>。吉田の時代（1917年度）の予算は、当該方針の変化を背景として、拡大したが、特に、営繕費や殖産費、教育費の予算額は、東郷の時代（1916年度）のそれを上回った。

他方、東郷、吉田の時代において、両司令官は、各区の守備隊長より要求された原予算を審査し、削減するという行動をとる中で、実際の収支状況（手元現金）を重要視していた。すなわち、予算を重要視するというよりも、その時の収支の状況に応じて、現金収入の範囲内で、支出を行った。実際に、予算は、単に「収入及仕払ノ標準ヲ示シタルモノ<sup>287</sup>」として見なされ、予算と決算の乖離は問題として認識されていなかった。こうした予算の扱いは、防備隊が南洋群島経営を開始して間もない時期であり、予算を支出のコントロールのために利用するほど正確に見積ることが出来なかったことに起因すると考えられる。このことから、東郷、吉田の時代における防備隊の予算は、支出の規範値を示す役割を果たしていなかった。

---

<sup>283</sup> JACAR, C10080215500 ; C10128150300。

<sup>284</sup> 飯高[1990]によれば、東郷は、決して南洋群島への日本人の移植のために産業振興を図ったのではないという（飯高[1990] 112頁）。東郷の甘蔗栽培の導入は、主として、現地住民を救済するためのものであり、日本企業に対して特別な保護は与えなかったという（飯高[1990] 113頁）。

<sup>285</sup> 飯高[1999] 111-114頁；今泉[1990] 9頁。

<sup>286</sup> 飯高[1999] 113頁；今泉[1990] 9頁。

<sup>287</sup> JACAR, C10080211900 ; C10128568300 ; C10128582500。

## 2-4 臨時南洋群島防備隊の予算・決算制度の展開～1918年から1922年にかけて～

南洋群島への日本人移民の増加やインフラ整備が進展するにつれて企業数も増加し、労働力不足が生じていた<sup>288</sup>。第4代目司令官永田泰次郎（以下、永田）は、基本的に、吉田の方針を継承しつつ、事業者に対して適当な保護と便宜を与え、産業振興を図るとした<sup>289</sup>。永田は、当該方針において、日本への依存を減らすために、事業者とともに南洋群島内の経済・産業をより発展させることを企図した<sup>290</sup>。1918年7月、防備隊は、民政部<sup>291</sup>を設立したが、これは、南洋群島経営の安定と更なる産業振興の進展を企図していた<sup>292</sup>。

1918年度の予算は、1915年度の決算と比較した場合、収入について3倍、支出について2倍の規模に及んでいた。すなわち、1915年度の決算における収入は、115,732円であったのに対して1918年度の予算における収入は、325,046円であった一方、1915年度の決算における支出は、66,492円であったのに対して1918年度の予算における支出は140,624円であった。永田は、前任者である吉田と同様に、予算の審査・同意の段階で各区の守備隊長より提出・要求された予算額を大幅に削減するという実務を継続した<sup>293</sup>。永田により原予算の削減が行われた一方で、最終的に1918年度における決算額は、215,005円となり、（予備費を含まない）原予算の1.5倍の規模までに及んだ（図表2-6を参照）。その際、1918年度中、防備隊は予算の改定を行ったが、当該改定は大規模なものとなった<sup>294</sup>。当該実務に関して、1919年度の予算作成の際、司令部の主計長である津野田弘義（以下、津野田）は「予算乱用<sup>295</sup>」と指摘した。

---

<sup>288</sup> JACAR, C10080216600。

<sup>289</sup> JACAR, C10080216600。

<sup>290</sup> JACAR, C10080216600。

<sup>291</sup> 手塚敏郎が、民政部長に就任したが、その後、初代南洋庁長官も務めた（南洋庁長官官房編[1932] 付録）。

<sup>292</sup> JACAR, C10080217000；今泉[1990] 7頁；南洋庁長官官房編[1932] 37頁；矢崎[1999] 44頁。

<sup>293</sup> JACAR, C10128574100。

<sup>294</sup> 当該年度予算に関して、原予算は、6ヵ月経過後、200,498円へと改定されたが、それでも決算額（215,005円）を上回っていた。また、2回目の改定の際には、予算規模は、255,544円まで拡大した（図表2-6参照）。

<sup>295</sup> JACAR, C10128574100。

図表 2-6

1918 年度における予算・決算（単位：円）

収入	原予算	調定額(6ヵ月後)	決算(6ヵ月後)	調定額	決算(年度)	支出	原予算		改定予算(6ヵ月後)	決算(6ヵ月後)	改定予算	決算(年度)
							司令部と各区の合計	司令部				
諸税及手数料	159,907.000	123,032.370	123,032.370	215,511.290	215,511.290	事務費	35,194.000	11,282.000	40,565.060	20,020.190	49,736.230	45,099.540
人頭税	40,359.000	26,214.300	26,214.300	40,405.500	40,405.500	備給	21,898.000	6,282.000	22,089.400	10,168.790	24,875.330	22,127.650
営業税	17,440.000	9,153.000	9,153.000	18,465.000	18,465.000	旅費	3,850.000	2,000.000	385.000	1,540.290	4,000.000	3,386.860
鉦区税	400.000	-	-	-	-	食料	-	-	3,819.360	1,848.160	4,304.600	4,111.440
輸入税	51,244.000	36,532.470	36,532.470	73,538.000	73,538.000	物件費	5,900.000	2,000.000	6,957.300	5,636.220	12,457.300	11,680.850
輸出税	28,258.000	23,209.600	23,209.600	54,693.980	54,693.980	雑費	3,546.000	1,000.000	3,849.000	826.730	4,099.000	3,792.740
租税コブラ払下代	21,510.000	27,485.000	27,485.000	27,485.000	27,485.000	徴税費	7,004.000	-	7,004.000	3,693.990	7,039.360	6,362.410
免許及手数料	696.000	438.000	438.000	923.000	923.000	営繕費	24,840.000	20,000.000	52,925.800	46,257.570	63,375.800	60,878.510
官業収入	3,925.000	4,663.180	4,663.180	10,244.590	10,244.590	殖産費	21,075.000	1,789.000	23,979.000	12,159.500	30,525.500	26,245.480
病院収入	3,925.000	2,877.740	2,877.740	6,497.210	6,497.210	警察費	15,564.000	-	19,390.950	8,963.760	21,424.020	19,173.330
狩猟用品払下代	-	1,785.440	1,785.440	3,747.380	3,747.380	教育費	16,672.000	-	20,376.200	8,610.910	28,186.300	26,766.400
雑収入	19,542.000	18,782.940	18,782.940	31,196.460	31,196.460	囚徒費	790.000	-	790.000	162.820	790.000	415.630
官有物払下代	12,630.000	7,038.180	7,038.180	15,598.580	15,598.580	治療費	12,185.000	-	13,167.520	8,408.580	16,166.672	15,072.690
官有物貸下代	174.000	95.250	95.250	127.200	127.200	救恤費	1,700.000	-	1,700.000	230.520	6,200.000	4,739.970
土地貸下料	2,618.000	1,801.820	1,801.820	2,163.420	2,163.420	雑件費	5,600.000	4,000.000	20,600.000	9,469.970	20,600.000	10,097.410
船舶貸下料	-	367.740	367.740	1,567.740	1,567.740	船舶費	-	-	-	-	11,500.000	154.600
コブラ採収納金	4,000.000	4,268.120	4,268.120	4,268.120	4,268.120	予備費	184,422.000	-	124,547.470	-	69,502.118	-
懲罰及没収金	120.000	298.500	298.500	947.600	947.600							
雑入	-	4,913.330	4,913.330	6,504.300	6,504.300							
辨償及違約金	-	-	-	19.500	19.500							
剰余金	141,672.000	-	-	156,559.280	156,559.280							
合計	325,046.000	146,478.490	146,478.490	413,511.620	413,511.620	合計	325,046.000	37,071.000	325,046.000	117,977.810	325,046.000	215,005.970

注 1. 収入における調定額・諸税及手数料は、筆者の計算に依れば、215,510.480 円となるが、史料の数字に従った。

注 2. 収入における調定額は、当該期間に回収されるべき税金（額）を示している。

出典：JACAR, C10080216300；C10128150300；C10128150400；C10128150600；C10128558800；C10128578000 より筆者作成。

津野田の指摘の結果として、守備隊長より提出・要求された 1919 年度の原予算は、特に、殖産費、教育費、治療費並びに人件費をはじめとして、審査・同意の段階でほとんどが容認された<sup>296</sup>。他方、事務費、営繕費、囚徒費、救恤費に関する要求において算出の根拠が不明なものは、削減された<sup>297</sup>。実際に、各区の守備隊長より提出された原予算は、242,717 円であったが、最終的に司令官によって同意された予算は、200,403 円であった（原予算に対して 42,314 円の削減）<sup>298</sup>。最終的に、収入原資が限られているため、各区の守備隊長に対しては、予算「実行ニ就テハ格別ノ注意ヲ払ヒ以テ予算編制ノ目的ニ依準シ苟モ乱用徒費ナカラシムコトヲ希望ス<sup>299</sup>」とされた。

ここで注目すべきは、永田の時代における予算実務が、前任者のものとは異なることである。すなわち、1919 年度、原予算は、年度当初から 5 ヶ月後とその後、4 ヶ月後の 2 回にわたって改定された。1919 年度において、（予備費を除いた）支出原予算は、200,403 円であったが、最終的な支出決算は、251,425 円であり、51,022 円、支出原予算を超過した<sup>300</sup>。永田の時代においては、津野田による指摘から、数回にわたる予算の改定を通じて、予算と決算との整合性を保つことを志向したと考えられる。しかしながら、数回にわたり予算の改定が実施されたにもかかわらず、支出決算が第 1 回目の改定予算と第 2 回目の改定予算をそれぞれ、6,539 円、41,853 円ほど超過していた（図表 2-7 を参照）<sup>301</sup>。

---

<sup>296</sup> JACAR, C10128574100。

<sup>297</sup> JACAR, C10128574100。

<sup>298</sup> JACAR, C10128574100。

原予算の削減は、主として「人体給与」18,700 円であり、これは、臨時軍事費に転嫁された（JACAR, C10128574100）。

<sup>299</sup> JACAR, C10128574100。

<sup>300</sup> 1919 年度において、道路、学校、病院などのインフラの維持・拡大は継続された（JACAR, C10128558800 ; C10128577300 ; C10128578000 ; C10128578300）。建物の補修などは予算内で柔軟に行うとされた（JACAR, C10128559400）。予備費は、198,505 円（1918 年度）から 191,566 円（1919 年度）へと減少した。

小池[1992]では、1918 年度以降、増加した支出を予備費で補うようになり、民政費が行き詰まりを見せるようになったと指摘されている（小池[1992] 43 頁）。

<sup>301</sup> 6,539 円は、図表 2-7 における支出の決算（年度）である 251,425 円から改定予算（5 ヶ月後）の 244,886 円（合計から予備費を除いた値）を減算した値になる。また、41,853 円は、図表 2-7 における支出の決算（年度）である 251,425 円から改定予算（9 月から 12 月）の 209,572 円（合計から予備費を除いた値）を減算した値になる。

図表 2-7

1919 年度における予算・決算（単位：円）

収入	原予算	調定額(5ヵ月後)	決算(5ヵ月後)	調定額(9月から12月)	決算(9月から12月)	決算(年度)
諸税及手数料	168,481.000	89,844.700	89,844.700	66,938.070	66,938.070	193,590.670
人頭税	40,410.000	28,251.000	28,251.000	15,273.000	15,273.000	44,109.700
営業税	19,705.000	12,272.500	12,272.500	10,105.000	10,105.000	24,002.500
輸入税	62,711.000	24,721.550	24,721.550	19,331.030	19,331.030	64,479.650
輸出税	39,920.000	20,219.290	20,219.290	19,221.320	19,221.320	51,051.700
租税コブラ払下代	5,000.000	4,025.360	4,025.360	2,785.720	2,785.720	9,202.120
免許及手数料	735.000	355.000	355.000	222.000	222.000	745.000
官業収入	47,312.000	17,542.160	17,542.160	16,308.370	16,308.370	47,575.180
病院収入	4,065.000	2,772.700	2,772.700	2,662.920	2,662.920	7,331.140
殖産収入	3,708.000	2,033.220	2,033.220	1,885.380	1,885.380	5,554.840
官有物払下代	13,130.000	2,806.090	2,806.090	2,674.100	2,674.100	15,575.540
コブラ採収納金	21,793.000	7,837.510	7,837.510	7,837.500	7,837.500	15,675.010
官有物賃下料	51.000	0.000	0.000	101.100	101.100	101.100
土地賃下料	2,165.000	1,292.640	1,292.640	847.370	847.370	2,237.550
船舶賃下料	2,400.000	800.000	800.000	300.000	300.000	1,100.000
雑収入	466.000	1,359.680	1,359.680	298.890	298.890	3,320.860
懲罰及没収金	466.000	69.000	69.000	216.240	216.240	1,572.140
雑入	—	1,290.680	1,290.680	82.650	82.650	1,748.720
剰余金	160,708.000	198,505.650	198,505.650	198,505.650	198,505.650	198,505.650
合計	376,967.000	307,252.190	307,252.190	282,050.980	282,050.980	442,992.360
支出	原予算	改定予算(5ヵ月後)	決算(5ヵ月後)	改定予算(9月から12月)	決算(9月から12月)	決算(年度)
	司令部と各区の合計	司令部				
事務費	52,245.000	20,303.000	53,545.000	23,662.390	55,568.890	60,740.990
備給	25,668.000	7,536.000	26,018.000	10,654.370	25,668.000	27,680.940
旅費	3,550.000	1,800.000	4,000.000	1,436.400	4,200.000	5,352.550
食料	4,991.000	1,967.000	4,991.000	2,240.970	4,991.000	6,020.990
物件費	13,340.000	8,000.000	13,490.000	5,647.710	14,875.000	13,376.120
雑費	4,696.000	1,000.000	5,496.000	3,682.940	5,834.890	8,310.390
徴税費	6,201.000	—	6,201.000	2,193.960	6,201.000	5,929.840
営繕費	24,500.000	20,000.000	28,826.050	15,053.970	25,778.200	45,293.290
殖産費	29,418.000	3,100.000	30,253.000	10,841.620	30,584.000	27,410.120
警察費	18,324.000	800.000	18,324.000	6,346.020	18,969.000	16,550.090
教育費	38,838.000	2,000.000	41,018.200	10,629.510	40,318.000	31,728.380
囚徒費	600.000	—	600.000	150.320	966.000	1,118.370
治療費	16,877.000	—	28,898.570	10,077.240	17,456.940	32,309.060
救恤費	600.000	—	600.000	51.000	600.000	83.800
雑件費	12,800.000	12,000.000	36,650.340	23,850.340	13,130.000	30,261.940
予備費	176,564.000	—	132,050.840	—	167,394.970	—
合計	376,967.000	58,203.000	376,937.000	102,856.370	376,967.000	251,425.880

注 1. 支出における改定予算（5ヵ月後）の事務費，合計は，筆者の計算によれば，53,995.000 円，376,967.000 円となるが，史料の数字に従った。

出典：JACAR, C10128559400；C10128559600；C10128559700；C10128574100；C10128577300；C10128578300 より筆者作成。

1919年5月、臨時南洋群島防備隊条例の改正により、民政部が司令部から独立し、それにともない、防備隊司令部の主計長が持つ予算・決算に関する権限の一部が民政部長へ移行した<sup>302</sup>。また、民政部門の拡大により、人件費に関する支出が増加したうえ、行政に関わる人員の増加に合わせた宿舍建設費並びに病院の増設による医療関連費の増加が見られた<sup>303</sup>。

その後、1920年の戦後恐慌により南洋群島における経済状況も変化し、日本へのコブラ、砂糖移出が不振に陥った<sup>304</sup>。南洋群島経営においては、コブラ相場や砂糖相場の下落に加えて、台風被害によりコブラ生産量の減少に直面したため、関税収入が減少した一方、小学校や宿舍の建設、改築により支出が増加した<sup>305</sup>。この状況の中、1920年度は、その支出の多くを予備費に依った<sup>306</sup>。

各年度の予算・決算の整合性（支出予算額に対する支出決算額の割合）をみると、図表2-8が示す通りである。図表2-8からも分かるように、年度が経過するにつれて、支出予算の予測は向上している。特に、永田が司令官を務めた1919年度以降、それが顕著である<sup>307</sup>。また、防備隊における支出予算と決算の乖離は、予算査定の際に、各区より提出された原予算を大幅に削減するという慣行に起因していたが、永田の時代では、津野田の指摘を受けて、それらの慣行を避けるようになったと考えられる。

---

<sup>302</sup> JACAR, C10128574200 ; C10128574300 ; C10128582500 ; 南洋庁長官官房編[1932] 37頁。

司令官は、最終的に予算・決算を承認する権限を有していた (JACAR, C10128559400 ; C10128559600 ; C10128559700 ; C10128575900 ; C10128582500)。また、各区の主計の地位には、海軍書記生が就いた (JACAR, C10128582500)。

<sup>303</sup> JACAR, C10128577300 ; C10128578300。

<sup>304</sup> JACAR, C10128575900 ; C10128579100 ; C10128579600。

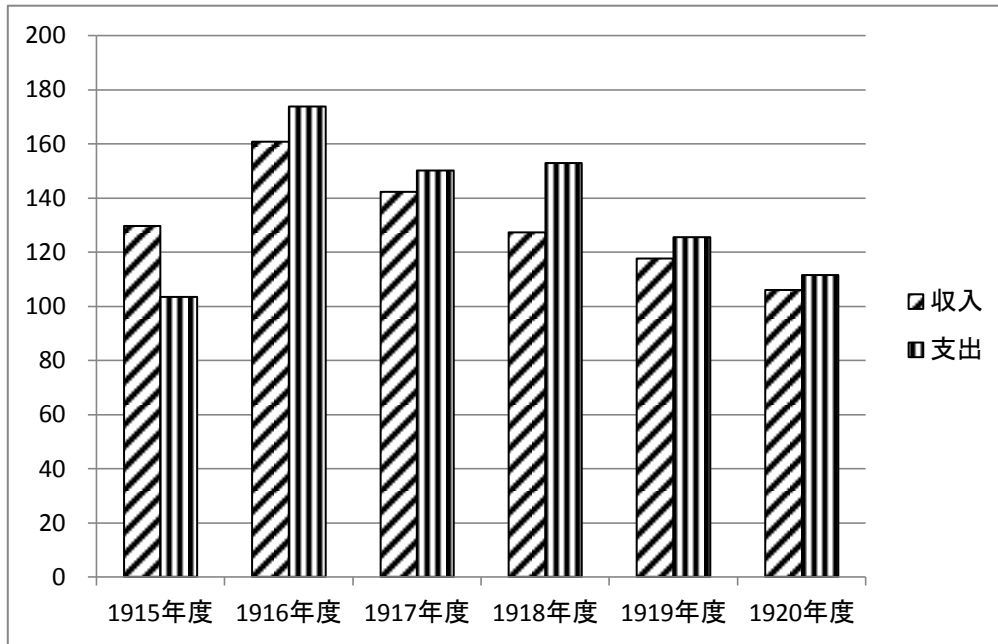
<sup>305</sup> JACAR, C10128575900 ; C10128579100 ; C10128579600。

<sup>306</sup> JACAR, C10128575900 ; C10128579600。

<sup>307</sup> 1920年2月、野崎小十郎が第5代目司令官に就任した (JACAR, C10128575100)。

図表 2-8

1915年度から1920年度にかけての予算（額）に対する決算（額）の割合（単位：％）



注 1. 予算において予備金（予備費）は含まない。

注 2. 上記図表の数値は、決算（金額）を予算（金額）で除し、100 を乗じて算出した。

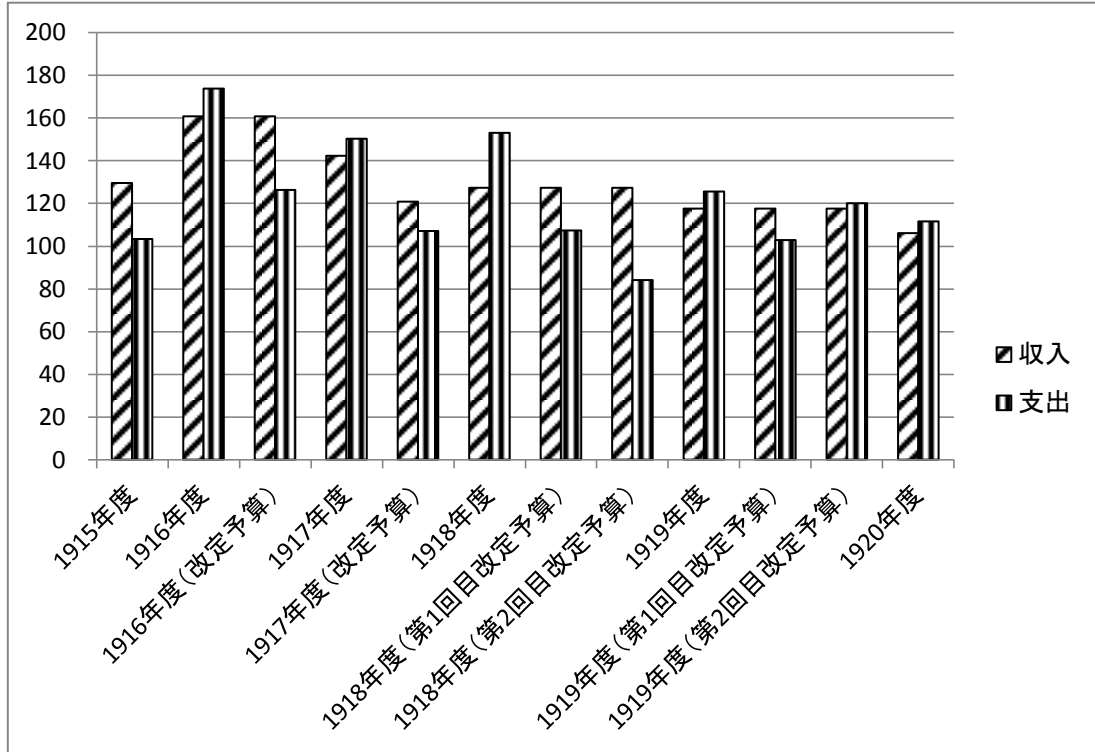
出典：JACAR, C10080209500 ; C10080209600 ; C10080211900 ; C10080213200 ; C10080215100 ; C10080215500 ; C10080216300 ; C10128150300 ; C10128364300 ; C10128558800 ; C10128559700 ; C10128568300 ; C10128570600 ; C10128574100 ; C10128575900 ; C10128577300 ; C10128578000 ; C10128579600 より筆者作成。

しかしながら、防備隊による南洋群島経営が進展するにつれても、予算は、決算に対する規範性を有していなかった。実際に、防備隊では、予算・決算について「民政会計ハ現金出納カ主ニシテ予算ハ従ナリ予算ト現金ノ両面アリテ双方一致スヘキモノニアラス<sup>308</sup>」と言及していたことが分かる。防備隊は、一貫して、予算の規範性というよりもむしろ、実際の収支状況（手元現金）に重点を置いていた。防備隊において、原予算は、年度中に改定されたが、図表 2-9 が示している通り、実際の支出に合わせる形で予算が改定されていたと考えられる。すなわち、防備隊においては、予備金（予備費）が、1915 年度から 1920 年度にかけて支出原予算全体の平均約 45%を占めていた。そして（予備金・予備費を除いた）支出予算に対して見込まれた超過分は、予備金（予備費）が流用されることで賄われていた。こうした現象は、防備隊の存続期間にわたって常態化していた。

<sup>308</sup> JACAR, C10080211900 ; C10128568300 ; C10128582500。

図表 2-9

1915 年度から 1920 年度にかけての予算（額）に対する決算（額）の割合（改定予算を含んだ場合）（単位：％）



注 1. 予算において予備金（予備費）は含まない。

注 2. 上記図表の数値は、決算（金額）を予算（金額）で除し、100 を乗じて算出した。

出典：JACAR, C10080209500；C10080209600；C10080211900；C10080213200；  
 C10080215100；C10080215400；C10080215500；C10080215900；  
 C10080216300；C10128150100；C10128150300；C10128150400；  
 C10128150600；C10128364300；C10128558800；C10128559400；  
 C10128559600；C10128559700；C10128568300；C10128570600；  
 C10128574100；C10128575900；C10128577300；C10128578000；  
 C10128578300；C10128579600 より筆者作成。

防備隊により作成された予算は、規範性の機能を有するには至らなかった。これは、防備隊が南洋群島経営を開始して間もないため、支出を正確に予測することが困難であったことに起因すると考えられる。それにもかかわらず、予算を作成したのは、防備隊が、日本政府より任を受けていた南洋群島経営において権限を行使、維持するためであったと考えられる。特に、年度毎に収入・支出の詳細な見積りを必要とする予算手続きや日本政府の会計制度を模倣していたという点からも、防備隊の予算は、南洋群島経営

において住民からの税金徴収とその配分を行う権限を正当化するために利用されていたと考えられる。

## 2-5 南洋庁における予算・決算制度の展開～1922年から1943年にかけて～

1920年から1921年にかけて、ヴェルサイユ条約のもと南洋群島は、日本により委任統治されることとなり、そのもとで施政制度の改革の必要性が日本政府により認識され、軍に関わる組織ではない純粋な行政組織の設立が企図された<sup>309</sup>。その背景のもと、1922年、防備隊が解体され、行政庁として南洋庁が設立されるとともに、南洋庁特別会計法が制定され、それをもとに予算・決算制度が成立した<sup>310</sup>。これにより南洋群島における予算・決算制度は、特別会計の一部として正式に日本政府の会計に組み込まれることとなった。当該制度のもと、南洋庁の予算・決算は、担当省庁（大蔵省、拓務省など）を通じて、帝国議会に提出された<sup>311</sup>。また、南洋庁特別会計法のほか、南洋庁特別会計規則が定められた。そこでは、担当大臣から大蔵大臣へ歳入・歳出予算が前年度9月30日までに提出されることが求められた<sup>312</sup>。加えて、南洋庁特別会計においては、予算中に第1予備金と第2予備金が設けられたが、第1予備金を使用する場合、金額と理由を付した計算書を、所管大臣を通じて、大蔵大臣へ提出することが求められた<sup>313</sup>。実際に、第1予備金からの支出のために計算書が作成されていたほか、第2予備金から支出が行われる場合には、裁可がなされていた<sup>314</sup>。そして、歳入・歳出に関する決算書は、翌年度7月31日までに大蔵大臣へ提出することとされた<sup>315</sup>。

南洋庁における歳入の多くは、南洋群島における住民に課せられた税金（人頭税）や南洋群島から日本や他の植民地に輸出する際に課された出港税のほか、南洋庁が経営した燐鉍事業からの収入であった。また、1922年度から1931年度にかけて、日本政府の一般会計から補充金を収受していた<sup>316</sup>。南洋庁設立の際、南洋群島は国際的に日本の委任統治領として認識されていた。当該背景の下、南洋庁は、インフラ整備や公共サービス充実のため、予算規模を防備隊の時代と比較して大幅に拡大させた。例えば、1919

<sup>309</sup> 南洋庁長官官房編[1932] 38頁。

<sup>310</sup> 大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 235頁；南洋庁長官官房編[1932] 75頁。

<sup>311</sup> 大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 235頁；南洋庁長官官房編[1932] 75頁。

<sup>312</sup> 大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 560頁。

<sup>313</sup> 大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 561頁。

<sup>314</sup> JACAR, A01200569200；A08071852100。

<sup>315</sup> 大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 561頁。

<sup>316</sup> 大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 238頁。

反対に、南洋庁は、1936年度から1943年度にかけて一般会計に繰入れを行った（JACAR, A14100667400；A14100740200；A14100826000；A14100926000；A14101022700；A14101128000；A14101225500；A14101318700）。

年度の支出原予算<sup>317</sup>は、200,403 円であったのに対して、1922 年度の歳出原予算は、6,345,313 円であった<sup>318</sup>。同庁の原予算規模は、1936 年度まで 1922 年度と同規模であったが、1937 年度から 1943 年度にかけて拡大した。具体的に、行政費や産業への補助金などを含んだ歳出の原予算額は、1937 年度から 1943 年度にかけて、9,560,745 円から 22,575,671 円へと拡大した<sup>319</sup>。特に、1937 年度から 1943 年度にかけて、インフラ整備（土木営繕費と南洋開発事業費）に関連する歳出予算額は、3,355,700 円から 7,332,972 円へと増加した<sup>320</sup>。

南洋群島における予算・決算制度が日本の政府会計に組み込まれたことを背景に、南洋庁における予算・決算も当該政府会計に従って行われるようになったが、そこでは、予算に重点が置かれるようになった。実際に、図表 2-10 が示しているように、南洋庁における歳出決算は、1922 年度から 1943 年度にかけて、歳出予算に従う形でまた歳出予算内に収められていることが分かる。

---

<sup>317</sup> ここで原予算は、年度開始（4 月まで）に成立した予算金額（予備費・予備金を除いた）と前年度繰越額を合計した値となる。

<sup>318</sup> JACAR, A13100567200 ; A13100567000 ; A13100757100。

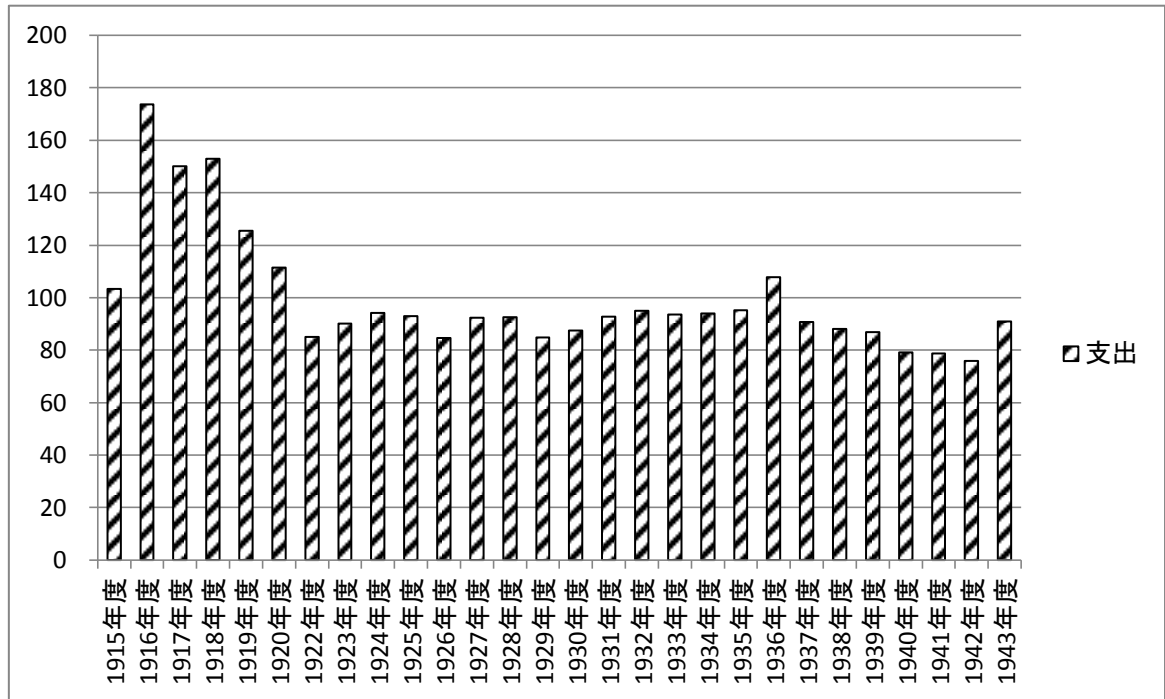
1922 年度における歳出予算の内訳を見ると、行政費（俸給、事務費、事業費などの経常部）が約 45% を占めたほか、奨励及補助費（南洋群島と日本本土間の航路補助費や産業奨励費）が約 19%、また燐鉱採掘事業の買収費が約 30% を占めていたことが分かる（JACAR, A13100567200 ; A13100567000 ; A13100757100）。

<sup>319</sup> JACAR, A14100508900 ; A14100579200 ; A14100740200 ; A14101123700 ; A14101124000 ; A14101318700。

<sup>320</sup> JACAR, A14100579200 ; A14100740200 ; A14101123700 ; A1410112400 ; A14101225500。

図表 2-10

1915年度から1943年度にかけての予算（額）に対する決算（額）の割合（単位：％）



注 1. 予算において予備金（予備費）は含まない。

注 2. 上記図表の数値は、決算（金額）を予算（金額）で除し、100 を乗じて算出した。

注 3. 1921 年度は、史料が欠損しているため、不明である。

出典：JACAR, A02030214400 ; A13100567000 ; A13100567200 ; A13100634000 ;

A13100698400 ; A13100754000 ; A13100754400 ; A13100757100 ;

A14100027300 ; A14100027700 ; A14100028500 ; A14100029700 ;

A14100085200 ; A14100085600 ; A14100149400 ; A14100153000 ;

A14100194400 ; A14100196700 ; A14100235800 ; A14100236300 ;

A14100272600 ; A14100275700 ; A14100327700 ; A14100368500 ;

A14100369300 ; A14100370300 ; A14100372100 ; A14100418000 ;

A14100419800 ; A14100462600 ; A14100463700 ; A14100508900 ;

A14100511100 ; A14100579200 ; A14100580300 ; A14100666300 ;

A14100667100 ; A14100667400 ; A14100739000 ; A14100739900 ;

A14100740200 ; A14100825700 ; A14100826000 ; A14100917100 ;

A14100918200 ; A14100926000 ; A14101018200 ; A14101018800 ;

A14101022700 ; A14101123700 ; A14101124000 ; A14101128000 ;

A14101225500 ; A14101318700 ; C10080209500 ; C10080209600 ;

C10080211900 ; C10080213200 ; C10080215100 ; C10080215500 ;

C10080216300 ; C10128150100 ; C10128150300 ; C10128364300 ;

C10128558800 ; C10128559700 ; C10128568300 ; C10128570600 ;  
C10128574100 ; C10128575900 ; C10128577300 ; C10128578000 ;  
C10128579600 より筆者作成。

図表 2-10 が示している通り，1922 年以後，歳出予算（額）に対する歳出決算（額）の割合は，多くが 100%以下であることが分かる。特に，1922 年度から 1943 年度にかけての当該割合の平均値は，約 87%であるのに対して，1915 年度から 1920 年度にかけての当該割合の平均値は，約 131%である。図表 2-10 において，1938 年度から 1942 年度にかけて，歳出予算と決算の整合性は悪化しているが，これは，南洋庁においてインフラ関連事業を一部執行できなかつたことに起因する<sup>321</sup>。特に，1940 年度から 1942 年度にかけて，南洋庁は戦時体制下の影響を受け，労働力不足や船舶，資材不足に直面し，インフラ関連事業を一部執行できなかつた<sup>322</sup>。

また図表 2-11 は，歳出における追加予算（改定予算）を含めた場合の予算と決算の整合性（歳出予算額に対する歳出決算額の割合）を比較したものである。南洋庁における原予算は，22 年間のうち 34 回改定されたが，原予算（額）に対する改定予算（額）をみると，その割合は平均して約 5%であった。それに対して，防備隊における同割合は，平均して約 23%であった<sup>323</sup>。改定予算によって決算（額）が予算（額）を上回る状況が打ち消されたのは，34 回の改定の内，3 回（1936 年度）のみであった<sup>324</sup>。加えて，防備隊における予備金・予備費を含めた支出原予算全体に占める予備金（予備費）の割合は，1915 年度から 1920 年度にかけて平均して約 45%であったのに対して，南洋庁における予備金を含めた歳出原予算全体に占める予備金の割合は，1922 年度から 1943 年度にかけて，平均して約 1%であった<sup>325</sup>。

以上のことから，1922 年に南洋庁が設立され，南洋群島における予算・決算制度が日本の政府会計に組み込まれたことにより，同地域の同制度の性格は，変化した。ここでは，予算がもつ規範性の機能が向上した。

---

<sup>321</sup> JACAR, A14100826000 ; A14100926000 ; A14101022700 ; A14101128000 ; A14101225500。

<sup>322</sup> JACAR, A14101022700 ; A14101128000 ; A14101225500。

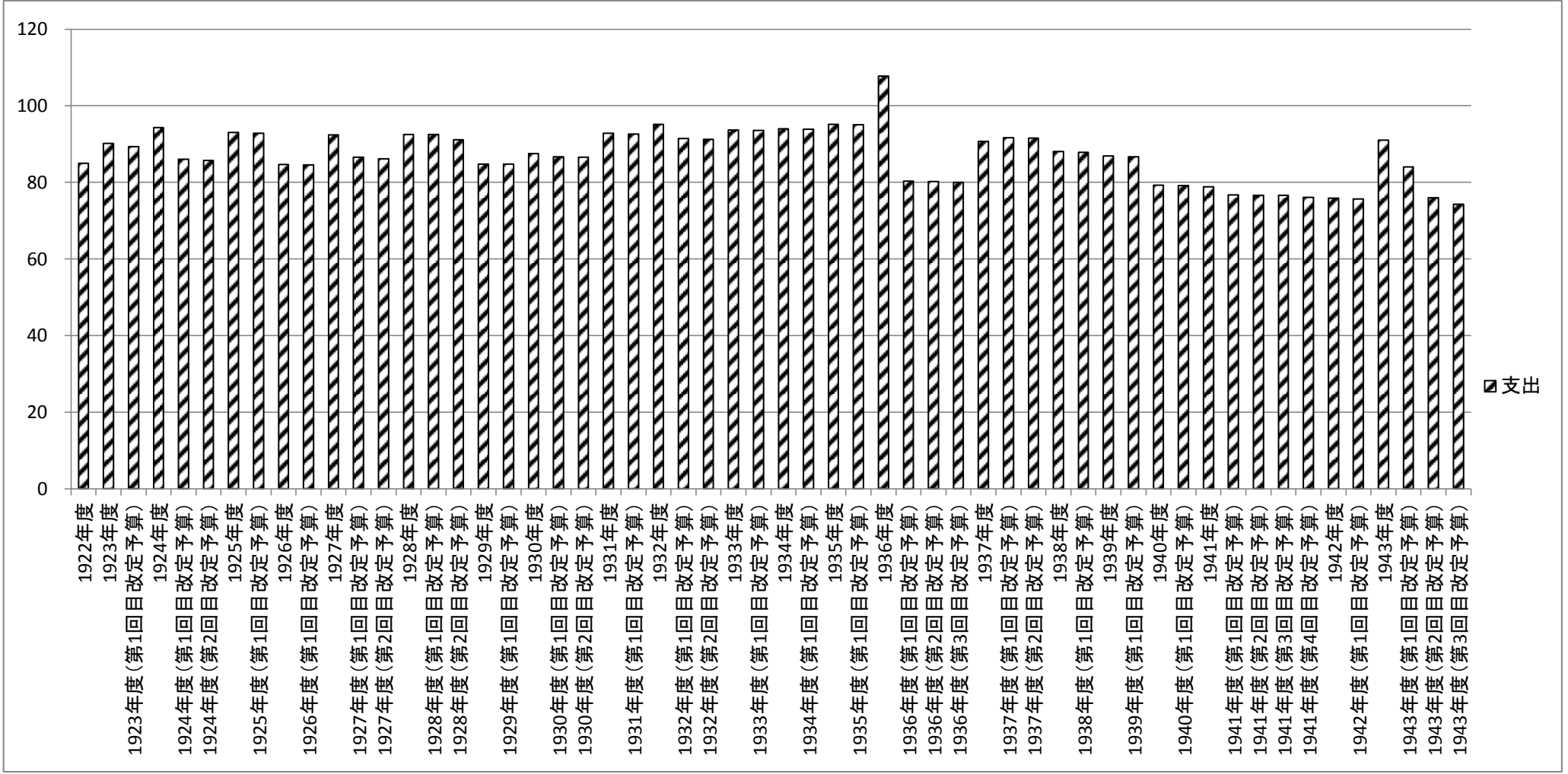
<sup>323</sup> 1936 年度における予算改定（改定規模は原予算の約 35%）は，行政費やインフラ整備に関する費用，一般会計への繰入れがその多くを占めた（JACAR, A14100508900 ; A14100510600 ; A14100510700 ; A14100667400）。

<sup>324</sup> 1937 年度，最終的に予算改定により予算（額）は，原予算額の約 1%分減少した（JACAR, A14100579200 ; A14100740200）。

<sup>325</sup> また，防備隊における支出原予算に対する予備金（予備費）の割合は，1915 年度から 1920 年度にかけて平均して約 82%であったのに対して，南洋庁における歳出原予算に対する予備金の割合は，1922 年度から 1943 年度にかけて，平均して約 1%にすぎなかつた。

図表 2-11

1922年度から1943年度にかけての予算（額）に対する決算（額）の割合（改定予算を含んだ場合）（単位：％）



注 1. 予算において予備金（予備費）は含まない。

注 2. 1927 年度，1941 年度，1943 年度は，予備金外臨時支出を改定予算に含めた。

注 3. 予備金支出額（流用額）を改定予算（1 回分）に含めた。

注 4. 上記図表の数値は，決算（金額）を予算（金額）で除し，100 を乗じて算出した。

出典：JACAR, A02030214400 ; A13100567000 ; A13100567200 ; A13100634000 ; A13100698400 ; A13100699200 ; A13100754000 ;  
A13100754400 ; A13100757100 ; A14100027300 ; A14100027700 ; A14100028500 ; A14100029700 ; A14100085200 ;  
A14100085600 ; A14100149400 ; A14100152500 ; A14100153000 ; A14100194400 ; A14100196700 ; A14100235800 ;  
A14100235900 ; A14100236300 ; A14100272600 ; A14100275700 ; A14100327100 ; A14100327700 ; A14100368500 ;  
A14100369300 ; A14100370300 ; A14100372100 ; A14100418000 ; A14100419800 ; A14100462600 ; A14100463700 ;  
A14100508900 ; A14100510600 ; A14100510700 ; A14100511100 ; A14100579200 ; A14100580300 ; A14100666300 ;  
A14100667100 ; A14100667400 ; A14100739000 ; A14100739900 ; A14100740200 ; A14100825700 ; A14100826000 ;  
A14100917100 ; A14100917800 ; A14100918200 ; A14100926000 ; A14101018200 ; A14101018800 ; A14101022700 ;  
A14101123700 ; A14101124000 ; A14101128000 ; A14101222300 ; A14101225500 ; A14101318700 より筆者作成。

## 2-6 小括

本章では、南洋群島における公的組織であった防備隊と南洋庁においてどのように予算・決算が用いられていたのかという点に焦点を当て研究を行った。特に、防備隊と南洋庁における予算を比較することにより、本章は、南洋群島における文脈の中で、予算の性質がどのようにして変化していったのかという点に着目した。

日本海軍は、第一次世界大戦を契機に、ドイツ領南洋群島を占領し、防備隊を設立した。そして防備隊が、独自の予算・決算制度をもとに南洋群島経営を展開した。このように、他の日本の植民地とは異なり、南洋群島においては、日本海軍が、ドイツに取って代わる形で占領からその後の行政までの責任を担った。

防備隊の第1代目司令官であった松村の時代において、防備隊は、1915年1月29日に制定された会計規則をもとに、予算・決算制度を確立した。そこでは、守備隊長により作成された予算案が、司令官の同意のもと決定された。特に、そこでの予算・決算制度は日本政府の会計制度を模倣する形で成立し、予算は、形式上のものにとどまっていた。さらに、松村は、ドイツ統治時代の制度を維持したことからも分かるように現状維持を志向し、支出の抑制に努めた。

第2代目司令官であった東郷の時代において、防備隊は、1915年9月27日に予算・決算制度を改定した。そこでは、各区の守備隊（長）により作成された予算案が、主計長に提出され、主計長がそれをもとに全体の予算案を作成した。そして、最後に司令官が当該予算案を審査したうえで、それに同意した。加えて、予算・決算に関する計算書は、現況報告書として海軍大臣に提出されたが、日本の政府会計には組み込まれなかった。また、第1代目司令官であった松村とは対照的に、東郷のもとでは、南洋群島民の福利厚生改善に焦点を当てつつ、この目的のために必要な支出を行った。これに沿う形で、営繕費や殖産費、教育費を含む予算の規模は、拡大した。第3代目司令官であった増田も同様に、営繕費や殖産費を拡大させつつも、東郷とは異なり、日本人移民の増加に重点を置いた。

東郷、吉田両司令官の時代において、決算（現金）が予算より重要視されており、収入・支出予算と決算の乖離は、ほとんど重要視されていなかった。同時代において、予算は、決算の規範値としてではなく、単に基準値として用いられていた。また、予算に関して、両司令官は、各区の守備隊（長）より提出・要求された原予算を審査し、大幅な削減を行っていた。

第4代目司令官である永田は、吉田の方針を引き継ぐ形で、日本人移民の移植や産業振興に重点を置いた。しかしながら、永田の時代においては、予算規模が拡大したうえに、（原）予算と決算の乖離が顕著になるという事態が生じた。この（原）予算と決算の乖離は、主計長であった津野田により予算を乱用していると指摘された。その中で、年度中に予算の改定が実施され、予算と決算の整合性が強調されるようになった。しか

しながら、これは、予算を実際の財政状況（収入・支出）に合わせる形で、調整していたものと考えられる。当該期間においても、予算における決算予測の向上は見られたものの、予算の規範性までは重要視されていなかった。

防備隊のケースに見られるように、公的部門においても、予算と決算の整合性は、常に重要視されるわけではないことが分かる。防備隊による南洋群島経営においては、予算の規範性よりも実際の収支状況（手元現金）に重点が置かれていた。これは、防備隊が南洋群島経営を開始して間もない時期であり、支出をコントロールするほど、正確に予算を見積ることが困難であったことに起因すると考えられる。実際に、防備隊の（予備金・予備費を除いた）支出予算において各項目の予算超過が見込まれた場合、それらは、予算に計上されていた多額の予備金（予備費）が、司令官の同意の下、流用されることで賄われていた。そして、防備隊において、予備金（予備費）を含めた予算残額は、次年度に利用可能な資金として繰越されたため、予算を無理に執行するという圧力は生じなかった。予算に規範性が認められないにもかかわらず、防備隊において予算が作成されたのは、防備隊が、日本政府に代わり、同領域内の税金の徴収とその配分を行うためであったと考えられる。

他方、1922年以降、南洋庁が成立し、同庁の予算・決算制度は、正式に日本の政府会計の一部に組み込まれた。南洋庁は、行政やインフラ整備にみられるような公共サービスの充実のため、歳出予算の規模を大幅に拡大させた。その中で、南洋庁の歳出予算における予備金（予備費）の計上割合は、防備隊の時代と比較しても少なかった。また、予備金（予備費）の流用に際して、防備隊では、現地司令官の同意で済んでいたのに対して、南洋庁では、大蔵省の承認や裁可を必要とした。すなわち、南洋庁においては、予備金の流用に対して厳しい制約が設けられていた。特に、1937年度以降は、建物、港湾、道路や航路標識といったインフラ整備に関連する予算規模が拡大した。その中で、南洋庁においては、ほとんどの年度にわたって歳出予算の中で歳出決算が実行された。すなわち、南洋庁において予算が防備隊の時代と比較して、重要視されるようになり、この段階ではじめて南洋群島において予算の規範性が機能するようになった。

すなわち、防備隊と南洋庁における予算では、日本の政府会計（一般会計・特別会計）の一部であったか否か、並びに予備金（予備費）の計上割合に見られるような予算構成及び予備金（予備費）の執行プロセスの変化（厳格化）、並びに予算が規範性を有していたか否かという観点からその性質に違いが見られた。以上のことから、防備隊と南洋庁の予算・決算制度を比較することにより、予算が公的部門においても組織間（または軍人や文官）で異なる性格を有していることが明らかとなった。

## 第3章 南洋興発株式会社製糖事業をめぐる会計情報の役割

### 3-1 開題

本章では、南洋群島経営において重要な役割を果たした南洋興発、特に主事業であった製糖事業に関して、アジア歴史資料センター（外務省茗荷谷研修所旧蔵記録）に所蔵されている南洋興発に関する決算書類並びに南洋興発と関係省庁（拓務省、南洋庁）間で取り交わされた書類のほか、国立公文書館（つくば分館）に所蔵されている同社の経営史料を中心に分析を行う。

南洋群島経営においては、南洋興発をはじめとして、現地の統治機関であった南洋庁、外地全体を監督した拓務省、そして日本からの移民（小作人）といった関係者が存在した。南洋興発は、製糖事業において小作人から甘蔗を買収したほか、報奨金として割増奨励金を小作人に支払っていた。割増奨励金に関して、南洋興発は、その制度の改定を1933年から1934年にかけて実施した。そこで、その改定とその後の状況をめぐって南洋興発、拓務省、南洋庁との間でどのような会計情報が利用され、機能していたのかという点を考察する。

以下では、南洋興発における製糖事業、特に、1930年代の製糖事業の展開に焦点を当てるほか、南洋興発が事業に従事した南洋群島とその統治機関であった南洋庁、南洋群島を含む外地全体を監督していた拓務省、また南洋興発の製糖事業において重要な役割を担っていた小作人について検討する。そして1933年から1934年にかけて南洋興発が実施した小作料と割増奨励金制度の改定に焦点を当てる。南洋興発は、南洋庁、拓務省にその改定を提案するのだが、それに対して拓務省は懸念を表明する。この一連のやりとりの中で、甘蔗代、割増奨励金（企業側の費用である一方、小作人側の収入）や小作料（企業側の収入である一方、小作人側の費用）といった会計情報がどのように機能していたのかを検討する。さらに、改定以後、南洋興発が東洋拓殖を通じて拓務省に提出した1934年度と1937年度以降の決算書類を分析することで、製糖事業に関する情報（甘蔗代や割増奨励金、小作料等）が南洋興発によってどのように拓務省へ伝達されていたのかを考察する。最後に、本章で得られた結果を導出する。

### 3-2 南洋興発株式会社における製糖事業

南洋興発は、製糖事業において、小作人等から甘蔗を買収し、その原料をもとに圧搾・濾過等の精製を行った。南洋興発は、糖業連合会（後の日本糖業連合会）に加盟しており、その下で、製糖事業に従事したほか、同社の製糖製品の大部分は、阪神や京浜といった内地に供給された<sup>326</sup>。

---

<sup>326</sup> 南洋興発[1940] 23頁。

南洋興発における製糖事業従事者は、小作人（庶作人，耕作人），準小作（一町農），人夫（作業夫）の3つに大別された<sup>327</sup>。小作人には，原則として，1戸（基本的に夫婦2人と働き手1人の3人）当り5町（1町は，1ヘクタールを指す）の耕作地が南洋興発より割当られ，製糖期間中において，労働力が不足した場合，小作人自らが日雇い労働者を雇うことでその労働力を補った<sup>328</sup>。準小作は，1931年，南洋興発が，製糖期において労働力が不足した場合，それを補完する，また非製糖期において労働力が過剰となった場合，それを緩和することを目的として設けたものである<sup>329</sup>。準小作には，1町半の耕作地が割り当てられた。また，準小作は，その土地において甘蔗を3年2作制で栽培したことから「一町農」とも呼ばれた<sup>330</sup>。人夫は，主として直営農場や製糖工場，その他の雑務に従事したほか，南洋興発が直接雇用した従業員（現業員，社員）も存在した<sup>331</sup>。

この労働力の多くを担ったのが，沖縄県出身の移民であった。南洋群島への移民形態は，契約移民と自由移民に大別された。契約移民は，南洋興発による募集と南洋庁による募集が大半を占める一方，自由移民は，家族・親類が南洋群島に渡った後，呼び寄せられる形で渡航したが，その中で移民の募集には，特定の人物や諸機関（斡旋業者）が介在したという<sup>332</sup>。

上記のように，南洋興発は，小作人（準小作），人夫といった労働力をもとに南洋群島で製糖事業に従事した。当該製糖事業は，南洋興発の収益の柱であった。そして，南洋興発では，製糖費用の抑制が利益確保において重要な要素の1つであった。この点は南洋興発による次の説明からも明らかである。

---

<sup>327</sup> 今泉[2002] 595頁。

<sup>328</sup> 今泉[1992] 155-156頁；[2002] 601頁；松江[1932] 202頁。

ここで，南洋興発と小作人の関係は，地主と小作といった関係と少し異なると考えられる。すなわち，甘蔗耕作地は，南洋興発自身が所有した土地のほか，多くが南洋庁（官有地）所有の土地であり，耕作地の規模と耕作物の耕作方法も予め定められていた。南洋群島における小作人は，その中で甘蔗の耕作を行っていたことから，雇用労働者に近い性格を有していたとも捉えることができる。

日雇い労働者は，南洋興発が雇用する人夫とは性格を異にしたという（今泉[1992] 156頁；[2002] 595, 601頁；松江[1932] 202頁）。

<sup>329</sup> 今泉[1992] 156頁；[2002] 601頁；松江[1932] 202頁。

<sup>330</sup> 今泉[1992] 156頁；[2002] 601-602頁；松江[1932] 201-202頁。

<sup>331</sup> 今泉[1992] 155頁；[2002] 603頁。

<sup>332</sup> 今泉[2002] 571-572頁。

・・・南洋に於ける生産甘蔗が気候土質の関係並びに耕作者の粗放未熟練なるが為め其の品質遙かに台湾に及ばず歩留に於て著しく遜色あるを以て為めに砂糖千斤当の原料代は台湾に比し高価となり居るものにして随て砂糖の生産費亦高価たるを免れず、而かも其の製品は市場に於て台湾産糖と競争せざる可からず、生産費高きが故を以て高価に販売せられざる以上出来得る丈け支出の節約を図るの要あり<sup>333</sup>

一方で、台湾で製糖事業に従事した企業においても、製糖費用の抑制が重要な要素であり、特に、原料代はその大部分を占めていた。久保[2014a]によれば、台湾の製糖企業では、製糖費用の60%が原料甘蔗に関係する費用で占められており、それをいかに調達するかが重要な問題であったという<sup>334</sup>。

南洋興発の製糖費用においても、台湾で製糖事業に従事した企業と同様に、甘蔗代を含む原料関係費が重要な要素となった<sup>335</sup>。

図表 3-1

1931年度から1942年度までの1担当砂糖生産原価（単位：円）

	製糖費	農事費及家畜費	鉄道費及船舶費	販売費	営業費、支払利息及幸福増進費	雑損	計
1931年度	4.465	0.571	0.413	0.855	1.666	0.007	7.977
1932年度	4.570	0.366	0.229	0.830	1.685	0.020	7.700
1933年度	4.845	0.379	0.417	0.940	1.764	0.007	8.352
1934年度	3.754	0.398	0.218	1.000	1.317	0.000	6.687
1935年度	3.498	0.322	0.166	1.054	1.359	0.000	6.399
1936年度	3.956	0.475	0.281	1.107	1.988	0.000	7.807
1937年度	4.388	0.463	0.228	1.174	2.216	0.000	8.469
1938年度	4.688	0.343	0.278	1.840	2.299	0.000	9.448
1939年度	5.195	0.414	0.235	1.570	3.042	0.000	10.456
1940年度	5.514	0.813	0.372	1.469	4.316	0.000	12.484
1941年度	6.243	0.914	0.415	1.665	4.665	0.000	13.902
1942年度	7.014	0.818	0.377	1.956	5.395	0.000	15.560

出典：JACAR, B06050150400；B06050151300；B06050157000；B06050162000；B06050172700；B06050184600；B06050193800；B06050197800 より筆者作成。

<sup>333</sup> JACAR, B06050151300。

当該史料は、1934年3月に南洋興発が『南洋問題陳情書』に就て」と題して、甘蔗買収価格や小作料に関する批判に応えるため作成した文書である。

<sup>334</sup> 久保[2014a] 474頁。

すなわち、1920年から1939年までの20年間の平均で、全体の費用の45.5%が原料代、16.2%が原料諸費、12.0%が製造費、16.8%が営業費、9.5%が販売費であり、原料費と原料諸費を合計した原料関係費は全体の61.7%を占めたという（久保[2014a] 474頁）。

<sup>335</sup> 図表3-1における「農事費及家畜費」には、保護奨励費、家畜費、庶害防除費、農具費、試験費・研究費、借地料、種苗費、「鉄道費及船舶費」には、保線費、運転費、車両修繕費が含まれていることが分かる（JACAR, B06050216200）。「販売費」には、運送費、保険料、倉敷料、販売手数料、雑費が含まれていることが分かる（JACAR, B06050172700）。「幸福増進費」には、教化教養費、慰安娯楽費、職員健康保険料、医務室収支差損などが含まれていることが分かる（JACAR, B06050208500）。

図表 3-1 より、「製糖費」がその大半を占めていることが分かる。「製糖費」の内訳は次のようになる。

図表 3-2  
1935 年度から 1942 年度までの 1 当たり製糖費内訳 (単位：円)

	甘蔗代	刈取小運搬	割増奨励金	其他諸費用	製造費	修繕費	計
1935年度	1.735	0.487	0.332	0.037	0.701	0.206	3.498
1936年度	1.906	0.558	0.349	0.106	0.715	0.322	3.956
1937年度	1.961	0.636	0.405	0.231	0.904	0.251	4.388
1938年度	2.061	0.706	0.544	0.224	0.915	0.238	4.688
1939年度	2.087	0.710	0.708	0.349	0.969	0.372	5.195
1940年度	2.269	0.756	0.609	0.134	1.285	0.461	5.514
1941年度	2.507	0.899	0.610	0.220	1.546	0.461	6.243
1942年度	2.683	0.952	1.066	0.311	1.678	0.324	7.014

出典：JACAR, B06050157000 ; B06050162000 ; B06050172700 ; B06050184600 ; B06050193800 ; B06050197800 より筆者作成。

南洋興発の製糖事業に関連する諸史料において明記された「製糖費」の内訳は、史料の制約から 1935 年度からのみ確認できるが、図表 3-2 が示す通り、中でも「甘蔗代」がその中核項目であることが分かる。南洋興発は、甘蔗の一部を会社直営の農場において栽培するほか、大部分を、同社が小作人から一定の価格で買収していた<sup>336</sup>。図表 3-2 の「甘蔗代」は、その直営農場の栽培分と小作人からの買収分の原価を示している。また、図表 3-1 の「製糖費」は、1931 年度から 1933 年度にかけて増加した後、1935 年度にかけて抑制されていることが分かる。この製糖費抑制は、後に言及する割増奨励金制度改定が一要因となった。

他方、南洋興発製糖事業に関して、同社は、糖業連合会<sup>337</sup>に加盟していたため、同連合会の影響も受けた。糖業連合会は、特に、内地市場における糖価の安定を図るため、製糖企業間における調整を行った<sup>338</sup>。この調整のため結ばれた協定が産糖処分協定であった<sup>339</sup>。この協定にもとづき、糖業連合会に加盟した製糖企業における砂糖製品の処分数量（割当）が決定された<sup>340</sup>。当該協定は、1928 年まで、不成立となる年が多かったが、1929 年から 1941 年にかけて、すべての協定が成立した<sup>341</sup>。1929 年当時、製糖企業間における競争が激しくなる中、世界的に砂糖生産が過剰であったうえ、台湾におけ

<sup>336</sup> 松江[1932] 198 頁。

<sup>337</sup> 1910 年に設立された台湾糖業連合会が、1920 年、糖業連合会へと改称された（久保[2009a] 2 頁）。糖業連合会は、1935 年、日本糖業連合会に名称を改めた（久保[2009a] 3 頁）。

<sup>338</sup> 藤田[2009a] 109 頁。

<sup>339</sup> 藤田[2009a] 109-110 頁。

<sup>340</sup> 久保[2009b] 53 頁；藤田[2009a] 110 頁。

<sup>341</sup> 久保[2009b] 56-59 頁。

る製糖企業も砂糖生産を増加させていたため、企業間の協調気運が高まっていたという<sup>342</sup>。その中で、さらに、糖業連合会は、過剰産糖を抑制するために1933年（「昭和八年度生産調節協定」）と1934年（「昭和九年度生産調節協定」）に砂糖生産の調整を行った<sup>343</sup>。当然、糖業連合会に加盟していた南洋興発もその協定の影響を受けた。特に、「昭和九年度生産調節協定」において南洋興発は、1934年度生産分に関して、前年比で120,000担分の割当削減が要請されていた<sup>344</sup>。しかしながら、その割当削減に対して南洋興発が異議を唱えたため、当該協定は、決裂寸前の事態まで至ったが、最終的に、糖業連合会会長の斡旋により、事態は収拾したという<sup>345</sup>。このように、南洋興発は、1933年度から1934年度にかけて製糖生産量の抑制圧力にさらされた<sup>346</sup>。実際、南洋興発の産糖高は、1929年度から1934年度にかけて、増加傾向にあったものの、その増加率は、1932年度から1933年度にかけて、また1933年度から1934年度にかけて、縮小した<sup>347</sup>。また、砂糖移出高は、1933年度から1934年度にかけて、減少した（図表1-3参照）。このように、南洋興発は、1930年代前半、産糖高抑制圧力にさらされており、その増加を通じた収益拡大が困難な状況にあった。

他方、1932年まで増加傾向を示していた台湾における産糖高は、当該協定の影響を受け、1933年から1934年にかけて減少した<sup>348</sup>。台湾においては、甘蔗と米が主な農作物であった。そして、どの農作物を栽培するかは、農民側が選択したため、農民は、自らが収益性の高いと判断した農作物を栽培していた<sup>349</sup>。その中で、1933年から1934年にかけて、台湾においては産糖調整が行われた。そこでは、各製糖会社が産糖高を抑制するため、甘蔗の買取価格<sup>350</sup>とともに各種割増金・奨励金を引き下げることで、農民における甘蔗栽培意欲の引き下げを図った<sup>351</sup>。

---

<sup>342</sup> 大島[2009] 89頁。

<sup>343</sup> 久保[2009b] 58-59頁；久保[2014a] 515頁。

<sup>344</sup> 藤田[2009b] 180頁。

<sup>345</sup> 藤田[2009b] 180-181頁。

また1936年から1937年にかけても、南洋興発は、砂糖生産をめぐって日本糖業連合会と対立したという（平井[2017] 97頁）。

<sup>346</sup> 1933年度（第18期）営業報告書において、南洋興発は、砂糖の市況に関して「過大精製糖ノ紛議ヨリ原料糖売買協定ノ遅延等諸問題相次ギ何レモ糖価ノ上昇ヲ阻止スルコトトナリ・・・些カ期待ニ反シタルハ遺憾ナリ」（南洋興発株式会社第18期営業報告書、6頁）と言及している。

<sup>347</sup> 1930年度から1931年度にかけて、産糖高の増加率は85.6%、1931年度から1932年度にかけては、8.2%、1932年度から1933年度にかけては、4.9%、1933年度から1934年度にかけては、2.8%となった（JACAR, B06050222400）。

<sup>348</sup> 久保[2009b] 36, 39頁。

<sup>349</sup> 久保[2016] 8-9頁。

<sup>350</sup> そこでは、各製糖会社が1,000斤当り4.0円以上あった甘蔗買取単価を2.7円へ引き下げたという（久保[2014a] 515頁）。

<sup>351</sup> 久保[2014a] 515頁；[2016] 9頁。

### 3-2-1 南洋興発株式会社による甘蔗買収及び小作料徴収とそれに関わる労働争議

南洋興発は、南洋庁が制定した糖業規則をもとに小作人等から決められた価格で甘蔗を買収すると同時に、小作料を徴収した。その甘蔗買収に関して、南洋興発の史料によるかぎり、1923年度から1935年度の間、その主要製糖所であるサイパン及びテニアンにおいて、甘蔗1,000斤当りの単価は次のように推移した。

図表 3-3

1,000斤当り甘蔗単価（サイパン・テニアン）（単位：円）

	サイパン 甘蔗単価	テニアン 甘蔗単価
1923年度	2.049	N/A
1924年度	2.033	N/A
1925年度	2.046	N/A
1926年度	2.173	N/A
1927年度	2.224	N/A
1928年度	2.239	N/A
1929年度	2.301	N/A
1930年度	2.273	2.207
1931年度	2.208	2.153
1932年度	2.150	2.085
1933年度	2.086	2.059
1934年度	2.143	2.143
1935年度	2.185	2.175

注 1. 1923年度から1929年度にかけては、サイパンのみの単価となる。

注 2. ただし、1929年度以前は割増奨励金を含む。

出典：JACAR, B06050222400 より筆者作成。

また、1923年度から1943年度の期間の甘蔗単価（サイパン・テニアン・ロタ共通）は以下のとおりである。

図表 3-4

1,000 斤当り甘蔗単価 (サイパン・テニアン・ロタ共通) (単位：円)

甘蔗単価	
1923年度	2.049
1924年度	2.033
1925年度	2.046
1926年度	2.173
1927年度	2.224
1928年度	2.239
1929年度	2.301
1930年度	2.240
1931年度	2.181
1932年度	2.118
1933年度	2.073
1934年度	2.143
1935年度	2.180
1936年度	2.100
1937年度	2.138
1938年度	2.287
1939年度	2.472
1940年度	2.671
1941年度	2.929
1942年度	3.231
1943年度	3.155

注 1. 1923 年度から 1929 年度にかけては、図表 3-3 の数値をそのまま用いた。

注 2. 1930 年度から 1935 年度にかけての値は、図表 3-3 より筆者が算出した。

注 3. ロタ製糖所は、1936 年度から 1939 年度まで操業した。

出典：JACAR, B06050157000；B06050162000；B06050172700；B06050184600；  
B06050193800；B06050197800；B06050208500；B06050222400 より筆者作成。

上表から、1940 年度以後の期間を除き、1923 年度から 1939 年度まで、すなわち南洋興発が存続した大部分の期間に渡って、1,000 斤当りの甘蔗単価が 2 円前後でほぼ固定されていたことが分かる。実際、南洋興発の甘蔗買収価格設定に対する考え方は次のようなものであった。

例令原料価格が製品価格の四分の一たりとて原料の取引、処理、製造販販売、営業、諸費が原料代の数倍に上る以上は亦当然のことにして之を以て原料供給者たる農業者を圧迫し会社独り暴利を得るものとなすべきにあらず、要は両者取得の比率にあらず各経営上の純利益の比較に存するものといふべし

農家が現に安定有利なる経済生活を為し居るに比し会社が遠洋の孤島に投資して年九分の配当を挙げ居るは決して不当に非ず、之れを台湾に於ける同業会社の有利なる経営に較ぶれば当社の利益率は遥かに低きものなり<sup>352</sup>

<sup>352</sup> JACAR, B06050151300。

上記の説明からも、南洋興発は、生産品からもたらされる利益を確保するために、甘蔗買収価格を比較的低廉に設定していたことが分かる。1934年の史料<sup>353</sup>による限り、甘蔗買収価格の単価は、1934年以前、等級別に1,000斤当り1等2.5円、2等2.2円、3等1.9円、等外1.3円（1934年より廃止）と定められていた。1939年の史料<sup>354</sup>からも、同じ価格で甘蔗買収が行われていたことが分かる。そこでは、「原料蔗茎買収等々級標準」について次のように定めていた。

#### 壹等級

- 一．發育優良ニシテ登熟ノ度最モ高ク病蟲獸被害ノ痕跡ナキモノ
- 二．蔗茎調整梢頭部切捨土砂除去等最モ完全ナルモノ
- 三．枯生葉後芽或ハ折損茎ノ混入ナキモノ
- 四．剝葉ヲ適當ノ時期ニ完全ニ行ヒタルモノ

#### 貳等級

- 一．發育佳良ニシテ登熟ノ度高ク病蟲獸ノ被害一割以内ノモノ
- 二．蔗茎調整梢頭部切捨土砂除去等完全ナルモノ
- 三．枯生葉後芽或ハ折損茎ノ混入ナキモノ
- 四．剝葉ヲ適當ノ時期ニ行ヒタルモノ

#### 参等級

- 一．發育不整ニシテ登熟ノ度高カラズ病蟲獸被害二割以内ナルモノ
- 二．蔗茎調整梢頭部切捨土砂除去等完全ナラザルモノ
- 三．枯生葉後芽或ハ折損茎ノ混入アルモノ
- 四．剝葉ヲ適當ノ時期ニ行ハザリシモノ

結束蔗葉ノ不適當ナルモノ或ハ調整不良ニシテ土砂其他ノ不純物又ハ製糖原料トシテ価値ナキ蔗茎ヲ混入シアルモノハ相当斤量ヲ減スルモノトス<sup>355</sup>

南洋興発は、上記の基準のもと、等級別に小作人から甘蔗を買収したほか、小作人に対して糖価と歩留率に応じて割増奨励金を支払っていた。この甘蔗買収と小作料をめぐることは、小作人と南洋興発の間で問題が生じていた。今泉[1992]、[2002]によれば、そ

---

他方で南洋興発は甘蔗買収価格について次のように説明している。「台湾に於ては斯る場合原料代の低下刈取運搬賃の農民負担等の方法を探り得るも南洋に於ては甘蔗は南洋在住農業者の全生命を支配するものにして之が耕作者は殆ど全部会社が招致せる母国農家なり夫等の人々に対し会社は多大の責任を負ひつつあるを以て台湾と同様の方法に依りて南洋農家の生活を不安ならしむるが如き方法を探る能はざるを以て這般の事情を十分に考慮し慎重研究の上甘蔗の買収価格は決定せられ居るものなり」（JACAR, B06050151300）。

<sup>353</sup> JACAR, B06050151300。

<sup>354</sup> CIA, 001503564100。

<sup>355</sup> CIA, 001503564100。

の争議は、分かっているだけで、1923年、1927年、1929年、1931年から1932年（または1932年から1933年）にかけて生じたという。

1923年は、生活の困窮を理由に八丈島出身の移民が南洋庁長官に処遇改善を求めて直訴したことを発端とした<sup>356</sup>。すなわち、当該移民は、防備隊の時代において徴収されていなかった小作料納付の義務化、甘蔗買収価格の引き下げを不満とし、当該事案について南洋興発と交渉を行ったが、当該移民は、掛けで購入できていた食料品を現金払いにするとの圧力を南洋興発にかけられ、これにより生活が困窮していったという<sup>357</sup>。また、当該移民が南洋庁長官に直訴した際、南洋庁長官は、小作人の処遇について理解を示しつつも、この争議が、南洋群島外に広がると「かへつて面白くない結果になると心配している<sup>358</sup>」と述べたという。一方、南洋興発は、不服を唱えている小作人は、全体の10%のみであると主張したという<sup>359</sup>。当該争議がどのような結果に至ったのかは、資料から確認する限り、不明である。

1927年は、南洋興発が人夫に対して1円20銭とした日給の支払い契約を一部履行しなかったことを発端とした。すなわち、南洋興発は、従来、人夫を日給1円20銭の契約で雇用していたが、実際には、甘蔗を1,000斤刈り取る毎に44銭支払うこととされていたという<sup>360</sup>。しかしながら、人夫が多くても1日当り2,000斤しか甘蔗の刈取を行えないため、当初の契約金額（日給1円20銭）には届かず、その会社の対応に抗議する形で人夫が南洋興発に対して甘蔗刈取1,000斤当り56銭の支払いを要求した<sup>361</sup>。南洋興発は、その要求に応じ契約通りの金額を支払ったものの、後の方策として、甘蔗1,000斤当りの刈取りに対して44銭の支払いは会社自身が負担する代わりに、残りの16銭を小作人に負担させることで要求額（1,000斤当り60銭）を満たすとの提案を行った<sup>362</sup>。これに抗議するため、小作人と沖縄県人を中心とした人夫が協力し、ストライキに至った<sup>363</sup>。このストライキの際に、主として小作人や人夫の労働者によって組織されたのが「共栄会」であり、当該組織が活動の中心となった<sup>364</sup>。当該ストライキは、約2ヶ月間にわたり続き、最終的にサイパン支庁長や日本人有力者の力を借りることで収

---

<sup>356</sup> 今泉[2002] 723-724頁。

当該資料は、1923年11月23日付の東京日々新聞朝刊・夕刊をもとにしている。

<sup>357</sup> 今泉[2002] 724頁。

<sup>358</sup> 今泉[2002] 724頁。

<sup>359</sup> 今泉[2002] 724頁。

<sup>360</sup> 今泉[2002] 725頁；具志川市史編さん室編[2002] 74頁。

今泉[2002]は、1927年2月9日付の大阪朝日新聞の記事をもとにしている。具志川市史編さん室編[2002]には、1927年2月9日付の大阪朝日新聞の記事の一部が収録されている。

<sup>361</sup> 今泉[1992] 161頁；[2002] 725頁；具志川市史編さん室編[2002] 74頁。

<sup>362</sup> 今泉[1992] 161頁；[2002] 726頁；具志川市史編さん室編[2002] 75頁。

<sup>363</sup> 今泉[1992] 161-162頁；具志川市史編さん室編[2002] 75頁。

<sup>364</sup> 今泉[1992] 161-162頁；[2002] 726, 728頁；具志川市史編さん室編[2002] 75頁。

まったという<sup>365</sup>。

今泉[1992], [2002]によれば, 1927年のストライキは, 南洋興発の経営に以下のような影響を与えたという。1つ目は, 沖縄県以外の地域から移民を募集するようになったことである。南洋興発は, その募集先を沖縄県以外の地域, 主として東北・九州地方(特に岩手, 山形, 福島, 鹿児島県)へ拡大した<sup>366</sup>。2つ目は, 労使間協議のために組織された「庶作共栄会」である。「庶作共栄会」は, 「共栄会」を南洋興発の体制の一部に組み込む形で組織された<sup>367</sup>。このことから, 「庶作共栄会」は, 「協議機関というよりも, むしろストライキの中核となった『共栄会』を, 会社及び南洋庁の監督下におき, 統制するもの<sup>368</sup>」になったという<sup>369</sup>。3つ目は, 南洋庁による「治安警察規則」, 「新聞紙取締規則」の制定である。「治安警察規則」では, 政治に関する集会に関して届出が必要であること, また南洋庁長官が公安を維持する必要があると判断した場合, それを制限または禁止する旨が定められた一方, 「新聞紙取締規則」では, 新聞発行に関して南洋庁の許可が必要であること並びに記載内容を制限する旨が定められた<sup>370</sup>。当該規則は, 南洋庁によるストライキへの介入, ストライキの連携・指導を制限する意味合いを持っていたという<sup>371</sup>。

1929年は, 小作人による「小作料全廃運動」が発端となった<sup>372</sup>。そこでは, サイパン沖縄県人会が島内外にその主張を広めるため, 琉球新報の記者や沖縄県選出の衆議院議員漢那憲和(退役海軍少将)を南洋群島に招聘したという<sup>373</sup>。最終的に, 南洋庁が南洋興発に小作料率の減少(収穫した甘蔗斤量の25%から20%へ)を指示したという<sup>374</sup>。

1931年から1932年(または1932年から1933年)にかけて, 小作料や南洋興発による甘蔗計量に対する不正に端を発して, 小作人は沖縄県から沖縄県会議員であった湧上聾人, 衆議院議員であった伊礼肇をサイパンに招聘し, 南洋興発と交渉を行った<sup>375</sup>。伊礼肇の南洋群島における活動の詳細は不明なものの, 同氏は, 南洋興発が低廉な価格

---

<sup>365</sup> 今泉[2002] 726頁。

一方で, 以下のような指摘もある。すなわち, 当該ストライキにより, 1927年の製糖期間中, 数日間休業になったが, 間もなく解決したという(今泉[1992] 162頁; 松江[1932] 156-157頁)。

<sup>366</sup> 今泉[1992] 163頁; 松江[1932] 181頁。

<sup>367</sup> 今泉[1992] 165-166頁; [2002] 728頁。

<sup>368</sup> 今泉[1992] 166頁。

<sup>369</sup> 丹野[2015]によれば「1927(昭和2)年からは共栄会を設けて会社と従業員との意思疎通をはかる機関とし, 従業員の利害に関する重要問題は, すべてこの会の合議を経て行うようになった」(丹野[2015] 21頁)という。

<sup>370</sup> 今泉[1992] 164-165頁; 外務省条約局法規課編[1963] 95-98, 100-102頁。

<sup>371</sup> 今泉[1992] 165頁; [2002] 728頁。

<sup>372</sup> 今泉[2002] 728頁。

<sup>373</sup> 今泉[2002] 728頁; 浦崎[1977] 190頁。

<sup>374</sup> 今泉[2002] 728頁。

<sup>375</sup> 今泉[1992] 169頁; 前川[1978] 253頁; 鈴木[1993] 108-111頁。

で南洋庁から土地を借り、その上補助金を受給している一方で、甘蔗買収の価格を抑えていることから、それは暴利であると主張したという<sup>376</sup>。他方、湧上豊人は、1933年3月にサイパン島に渡航し、数ヵ月間、労務者宿舎や農場視察を行い、南洋興発に対して労働環境改善や甘蔗買収に関する不正の是正（会社側の買収、計量方法の是正）を訴えた<sup>377</sup>。しかしながら、今泉[2002]によれば、「湧上の活動は、異議申し立てのうねりをつくりかけながらも、大規模なストライキを引き起こすまでには至らなかった<sup>378</sup>」という。

上記のように、小作料、甘蔗買収をめぐる争議は1923年から1933年まで断続的に続いており、この争議について南洋興発は当然ながら、後に言及する1933年から1934年にかけて南洋興発によって提起された小作料と割増奨励金制度改定の際の一連のやり取りからも分かるように、監督省庁である拓務省、南洋庁もその問題を懸念していた。

### 3-2-2 南洋群島経営における拓務省と南洋庁

南洋庁は、1929年より拓務省の管轄となった。同省の発端は、1895年に設立された台湾事務局であり、内閣に設置された<sup>379</sup>。台湾事務局は、1894年の日清戦争の結果、領有することとなった台湾に関わる事務を管理する目的で設立されたが、その後、事務量の増大などの理由から、当該事務は、1896年、新たに設立された拓殖務省に移管された<sup>380</sup>。拓殖務省は、台湾に関する事務を担う南部局と、北海道に関する事務を担う北部局を設置し、両地域の政務を担った<sup>381</sup>。しかしながら、1897年、拓殖務省は廃止され、北海道に関する事務は、再度内務省が担い、台湾に関する事務は、内閣に再度設置された台湾事務局が担うこととなった<sup>382</sup>。その後、台湾事務局も廃止され、内務省（大臣）が台湾、また1904年の日露戦争の結果割譲された南樺太を監督し、事務は、大臣官房が行うこととなった<sup>383</sup>。1910年、日韓併合を期として、拓殖局が内閣総理大臣の

---

<sup>376</sup> 今泉[2002] 730頁。

南洋群島を視察した後の1934年の講演記録による（今泉[2002] 730頁）。

<sup>377</sup> 前川[1978] 256-259, 262頁；鈴木[1993] 110-111頁。

<sup>378</sup> 今泉[2002] 733頁。

<sup>379</sup> 秦編[2001] 411頁；山崎[1943] 14-15頁。

<sup>380</sup> 秦編[2001] 411-412頁；山崎[1943] 15頁。

台湾の財政は、当初（1896年度）、一般会計において処理されたが、その後、台湾総督府特別会計（1897年度）において処理されるようになった（大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 86頁；平井[1997] 28, 30頁）。1905年度には、一般会計からの補充金が不要となった（大蔵省昭和財政史編集室編[1960] 86頁）。

<sup>381</sup> 秦編[2001] 412頁；山崎[1943] 15頁。

<sup>382</sup> 秦編[2001] 412頁；山崎[1943] 16-17頁。

<sup>383</sup> 山崎[1943] 17-18頁。

樺太の財政は、特別会計において処理されたが、歳入に関して、1907年度から1934年度まで（1918年度を除く）一般会計から補充金が充当された（大蔵省昭和財政史編集

下に置かれ、台湾、樺太、朝鮮に関する事項、外交を除いた関東州に関する事項を統理することとなった<sup>384</sup>。しかしながら、拓殖局は、1913年に廃止され、その後、拓殖事務局や内閣拓殖局が、外地を統理した<sup>385</sup>。

そして1929年、新たに外地を統治する機関として拓務省が設置された。拓務大臣は、朝鮮総督府、台湾総督府、関東庁、樺太庁及び南洋庁に関する事務を統理した。また、同大臣は、南満州鉄道、東洋拓殖の業務を監督したほか、移植民に関する事務及び海外拓殖事業の指導奨励に関する事務を監督した<sup>386</sup>。

拓務省には、朝鮮部、管理局、殖産局、拓務局が置かれた。朝鮮部は、朝鮮総督府に関する事務、管理局は、台湾総督府、関東庁、樺太庁及び南洋庁に関する事務、殖産局は、台湾総督府、関東庁、樺太庁及び南洋庁の産業、交通・通信、金融、租税及び専売に関する事務のほか、南満州鉄道及び東洋拓殖の業務の監督、拓務大臣が指定した地域における海外拓殖事業の指導奨励に関する事務を担った<sup>387</sup>。また、拓務局は、他局の主管に属さない移植民に関する事務、海外拓殖事業の指導奨励に関する事務を担った<sup>388</sup>。

ここで注目すべきは、拓務省が設置直後から廃止論にさらされていたという事実である<sup>389</sup>。1931年、若槻礼次郎内閣において井上準之助大蔵大臣は、1932年度予算策定において緊縮の方針をとるため、予算編成方針を閣議で掲げるという例年の慣例であった手順を踏まず、はじめに「行政財政整理準備委員会」を開き、そこでの結論と大蔵省の査定した緊縮案をもとに、各省の概算を編成することとした<sup>390</sup>。その委員会で検討されていたのが、拓務省廃止案と内閣の下に拓務院を設置するという代替案であった<sup>391</sup>。それは、「行政整理案 拓務省廃止 拓務院設置案」として立案され、ここでは、拓務院

---

室編[1961] 268-269頁；平井[1997] 187頁)。その後、1940年度から1943年度にかけても、一般会計から補充金が樺太特別会計に充当された(大蔵省昭和財政史編集室編[1961] 356, 364-365頁)。

<sup>384</sup> 秦編[2001] 412頁；山崎[1943] 19頁。

朝鮮の財政は、特別会計において処理された。特に、1919年度を機に、司法警察費が膨張し、以後、朝鮮総督府財政の負担となった(平井[1997] 144頁)。また、1910年度から1943年度(1920年度を除く)まで一般会計から補充金が充当された(大蔵省昭和財政史編集室編[1961] 109頁；平井[1997] 134-135, 140-141頁)。

関東州の財政は、特別会計において処理された。特に、1907年度から第一次世界大戦まで、その歳入を一般会計からの補充金が支え、その後、補充金は1942年度まで充当された(大蔵省昭和財政史編集室編[1961] 460-461頁；平井[1997] 248-250頁)。特に、司法警察費が、歳出の多くを占めたが、これは、同財政が、満鉄附属地行政の一部を担っていたため、警備に関わる費用を負担したことによる(大蔵省昭和財政史編集室編[1961] 474頁；平井[1997] 252頁)。

<sup>385</sup> 秦編[2001] 412頁；山崎[1943] 21-23頁。

<sup>386</sup> JACAR, A01200589200。

<sup>387</sup> JACAR, A01200589200。

<sup>388</sup> JACAR, A01200589200。

<sup>389</sup> 水野[1997] 80頁。

<sup>390</sup> 寺井[2004] 92頁。

<sup>391</sup> JACAR, A15060264000；水野[1997] 80頁。

総裁に国務大臣の1人を充て、拓務院が朝鮮総督府、台湾総督府、関東庁、樺太庁及び南洋庁に関する事務、南満州鉄道及び東洋拓殖の業務を監督する旨が提案されていた<sup>392</sup>。また、当該委員会では、拓務省以外の省局課の統廃合（農林省、商工省の合併等）についても検討されていたが、各方面からの反対により、拓務省の廃止のみが決定された<sup>393</sup>。その後、若槻内閣が倒れ、拓務省廃止は取りやめとなったが、最終的に、1942年、南洋庁に関する事務は、拓務省の廃止とともに新たに設置された大東亜省により統理された<sup>394</sup>。

他方、拓務省が廃止論にさらされていた同時期、日本では、金輸出解禁と緊縮財政政策の中、激しい物価下落に直面していた<sup>395</sup>。特に、農産物価格の下落は、農村の所得を低下させるとともに負債の増加を招いた<sup>396</sup>。この状況の中、東北地方や近畿地方において小作争議が多発した一方、沖縄県においても、農民運動（争議）が生じていた<sup>397</sup>。一方、緊縮財政政策から積極財政政策へと転換する中で、拓務省廃止が取りやめになるとともに、拓務省は、改めて外地の対策に取り組む役割を担った。すなわち、日本政府は、金輸出再禁止後、1932年7月、農村の問題を解決するため、時局匡救予算を執行した<sup>398</sup>。当該予算では、事業による所得の付与と低利資金の融通を主眼として、内務省、農林省、拓務省、特別会計（朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁）等に割当が行われた<sup>399</sup>。これは、外地における失業救済事業費であり、失業者の内地流入防止を目的にしていたという<sup>400</sup>。

こうした状況の中で、拓務省は、自身が所管する外地において問題が生じることを懸念していたと考えられる。失業救済事業が南洋群島では実施されておらず、南洋庁財政も安定していたとはいえ、その懸念は南洋群島にも及んだと推察される。特に、拓務省

---

<sup>392</sup> JACAR, A15060264000 ; 水野[1997] 80 頁。

1934年、新たに在満州国大使館に関東局が設置され、関東局長官は満州国特命全権大使の監督下に、さらに、関東局の事務は、内閣総理大臣の下に新たに設置された対満州事務局が担うこととなったため、拓務省の権限が関東州及び南満州鉄道に及ばなくなった（秦編[2001] 412 頁；山崎[1943] 73 頁）。

<sup>393</sup> 寺井[2004] 93 頁。

<sup>394</sup> 寺井[2004] 93 頁；秦編[2001] 412 頁；山崎[1943] 74-75 頁。

<sup>395</sup> 中村[1981] 122-124 頁。

<sup>396</sup> 大蔵省昭和財政史編集室編[1955] 208 頁。

<sup>397</sup> 安仁屋・仲地[1989] 698 頁；宮本・コウゾウ[1981] 394-397 頁。

沖縄県では、ハワイ、アメリカ、ブラジルへの渡航制限と不況の中、南洋群島への移民が盛んになっていたという（今泉[2002] 580 頁）。

<sup>398</sup> 大蔵省昭和財政史編集室編[1955] 207-209 頁。

<sup>399</sup> 大蔵省昭和財政史編集室編[1955] 209-212 頁。

実際に、朝鮮では、「農産物の価格の激落に伴ひ、農山漁村の疲弊甚し」（中央情報社編[1933] 140 頁）い状態にあり、時局匡救のため道路改修、治水、砂防事業が行われた（中央情報社編[1933] 140-141 頁）。台湾では、時局匡救の観点から、治水、道路改修事業が行われた一方、樺太でも、道路・土地改良事業、鉄道整備事業が行われた（中央情報社編[1933] 142-143 頁）。

<sup>400</sup> 三和[2003] 268 頁。

は、移民保護の必要性に関して以下のように言及している。

・・・拓務省に於ては移植民の保護奨励に関する事務を行つてゐるが元来移民は出移民の社会的事情に於て将又入移民の経済的事情に於て相互の必要に応ずるものとして洵に結構なる事柄であるが其の取扱並に保護指導の方法に於て、一度誤があると殆ど取返しのつかない損害を移民出入両国に与へる・・・移民の保護指導に関しては特に円滑なる事務上の連絡と、経験と、熟練と、不断の注意とを必要とすることは云ふ迄もないことである<sup>401</sup>

他方で、帝国議会の委員会において南洋興発の小作料、甘蔗買収価格に関して各委員会委員と南洋庁長官の間でやり取りが行われていたことが分かる。例えば、第65回帝国議会(1933年12月26日から1934年3月25日まで)の衆議院予算分科会において、栗原委員と林南洋庁長官(政府委員)との間で、南洋興発の小作料に関して以下のようなやり取りが行われた<sup>402</sup>。すなわち、栗原委員が以下のように主張した。

・・・南洋庁に於きましては、一興発会社を非常に、御可愛がりになる為に、一般の移民に対して、非常に冷淡であり、又移民の永住性のないやうにして居られる、是も非常に吾々に対して色々な不平を訴へて来、・・・斯う云ふ請願をして呉れと云ふやうことを言うて来て居ります・・・<sup>403</sup>

そのうえで、南洋庁が南洋興発に対して低廉な価格で土地を貸与している一方、南洋興発が徴収する小作料が高価であるとの主張を行った<sup>404</sup>。それに対して林南洋庁長官は、以下のように答弁した。

---

<sup>401</sup> 拓務省大臣官房文書課編[1930] 3頁。

<sup>402</sup> 中央情報社編[1934] 南1, 5頁。

<sup>403</sup> 中央情報社編[1934] 南5頁。

<sup>404</sup> 中央情報社編[1934] 南5頁。

・・・「サイパン」「テニアン」両島の土地の八千町歩に互つて開墾致しまする費用、道路を開墾致しまする費用、耕作地の整理を致しまする費用、それ等の金額は三百余万円に達して居るやうな有様であります、会社は、前述の土地の投資に対しまする利潤と致しまして、其当時は小作料として小作者の生産物に対して、平均三割の小作料を徴収して居つたのであります、併ながら段々社運が隆盛になりましたので、又監督官庁と致しましても、相当其小作料の値下をさすことが必要だと認めまして、昭和九年に於きましては小作料を平均一割五分、即ち半分にさせたやうな次第であります、さう云うやうな関係でありますから、勢ひ小作料が高いやうには見えますけれども、会社の維持と致しましては已むを得ぬことだらうと存するのであります・・・<sup>405</sup>

また、第73回帝国議会（1937年12月26日から1938年3月26日まで）の東拓法中改正法案委員会において、小谷委員と北島南洋庁長官（政府委員）との間で、南洋興発による甘蔗買収と小作料に関して以下のようなやり取りが行われた<sup>406</sup>。すなわち、小谷委員は、北島南洋庁長官に対して南洋興発の「甘蔗買上げ値段も安い、小作人の困窮に比べ、会社は一割二分の配当をしてゐる、かくの如きでは暴利搾取・・・小作人の独立性は全くない<sup>407</sup>」と主張した。一方、北島南洋庁長官は、以下のように答弁した。

・・・南洋庁としては会社と小作人間の争議即ち労資協調の問題が起れば干渉に過ぎない程度で円満解決を希望してゐる、現在のところ静観態度をとつてゐる、十年以降の買上げ値段は千斤につき一等品二円五十銭、二等品二円二十銭、三等品一元九十銭で買上げてゐる、・・・これは小作人代表と会社との話し合ひで決定し、南洋庁も適当と認めてゐる、大部分はこれで満足してゐる・・・<sup>408</sup>

上記のように、帝国議会の各委員会において行われた南洋興発における小作料、甘蔗買収価格に関する主張に対して、南洋庁長官は、それに関して問題はない旨、すなわち南洋興発を擁護する形で答弁を行った。

以上のことから、南洋群島を含めた外地の監督を担った拓務省、南洋群島における執政機関であった南洋庁は、移民（小作人）と企業（南洋興発）の両方の立場を尊重しなければならなかったとはいえ、その置かれた状況は、多少異なっていたと考えられる。南洋庁と南洋興発とは、南洋庁による製糖業への保護や南洋興発による出港税の納税にみられるように、密接な関係にあった。その中で、南洋庁は、小作料や甘蔗買収価格の問題に関して、帝国議会の委員会において問われた際、南洋興発を擁護していたことが

<sup>405</sup> 中央情報社編[1934] 南5頁。

<sup>406</sup> 中央情報社編[1938] 207, 210頁。

<sup>407</sup> 中央情報社編[1938] 210頁。

<sup>408</sup> 中央情報社編[1938] 210頁。

分かる。一方、拓務省は、設置直後から廃止論にさらされており、実際に、1931年、若槻内閣の下、同省の廃止案が立案されていた。その後、同内閣の倒閣により、すぐに廃止されることはなかったものの、最終的に、1942年、拓務省は廃止された。他方、拓務省廃止が取りやめになった際、日本では緊縮政策の転換のもと、日本政府が、時局匡救予算を執行し、内地への経済対策を行うとともに、外地においても失業者の内地流入防止を目的とした失業救済事業を実施したのだが、その中で、拓務省は、改めて外地を監督する役割を担った。こうした外地、内地の状況に鑑みた時、拓務省は、自身が所管する外地において更なる問題が生じることを懸念していたと考えられる。特に、拓務省は、移民の保護に焦点を当てていたことから、その問題に関して一定程度配慮する必要があったと考えられる。

### 3-3 南洋興発株式会社における割増奨励金制度

糖価と甘蔗買収の関係について、南洋興発は次のように指摘している。

・・・原料買収に関し先進甘蔗糖国の例に倣ひ公正なる分糖法を用ふべしとの議論は単に楯の一面を見たるに過ぎざるものにして・・・

・・・糖価低落の時は農業者の所得著しく減少し時として生産費以下の場合をも生ずるものにして分糖法必ずしも農業者の利得なりとなす能はず、・・・故に当社が現に採用しつつある合理的買収法に加ふるに糖価及工場歩留によりて割増奨励金を交附しつつある方法は最も理想的利益分配方法にして糖価低下により会社の収益減退せる場合と雖も其の損害を農業者に転嫁せしめざるを以て分糖法に優ること数等なりと謂ふべし<sup>409</sup>

上記の説明にもあるように、甘蔗買収とは別に、小作人には糖価と歩留率に応じて割増奨励金が支払われていた。1934年以前、割増奨励金は、原料甘蔗1,000斤を単位として糖価<sup>410</sup>9円10銭、歩留率7分1厘以上の場合において、手取原料甘蔗（小作料を差し引いた原料甘蔗）に対して所定の金額を支払うという制度であった<sup>411</sup>。すなわち、甘蔗買収単価を抑える代わりに、好業績の場合に小作人に対して「事後的に」報奨金として利益分配する機能を果たしていたのが割増奨励金制度であった。中外商業新報（1937（昭和12）年5月17日付）によれば、

---

<sup>409</sup> JACAR, B06050151300。

<sup>410</sup> 糖価は、東西（東京・大阪）の両取引所における砂糖相場の平均価格によって決定された（JACAR, B06050150500）。

<sup>411</sup> JACAR, B06050150500。

「南洋興発の」甘蔗植付面積はサイパン、テンアン、ロタの三島合せて一万一千五百町歩、爪哇種大茎種を三年二作制によって耕作し、昭和十一年に於る圧搾甘蔗は七万四千余万斤に達している。之等の甘蔗は大部分小作人に栽培させているが、その買収に当っては、予め標準価格を決めておいて、これにその年の市価と歩留りとに依ずるスライデング・スケールの割増金を附することになっている。斯る進歩的な利潤分配制度により会社と小作人は共存共栄の実を挙げているのである（カギ括弧内筆者）。

南洋興発が小作人に対して支払った割増奨励金の推移を見ると以下のようなになる。

図表 3-5

1,000 斤当りの甘蔗単価と割増奨励金単価（サイパン・テニアン）（単位：円）

	サイパン		テニアン	
	甘蔗単価	割増奨励金単価	甘蔗単価	割増奨励金単価
1923年度	2.049	N/A	N/A	N/A
1924年度	2.033	N/A	N/A	N/A
1925年度	2.046	N/A	N/A	N/A
1926年度	2.173	N/A	N/A	N/A
1927年度	2.224	N/A	N/A	N/A
1928年度	2.239	N/A	N/A	N/A
1929年度	2.301	N/A	N/A	N/A
1930年度	2.273	1.050	2.207	0.600
1931年度	2.208	0.000	2.153	0.000
1932年度	2.150	0.000	2.085	0.000
1933年度	2.086	1.414	2.059	1.240
1934年度	2.143	0.356	2.143	0.383
1935年度	2.185	0.401	2.175	0.399

注 1. 1923 年度から 1929 年度にかけては、サイパンのみの単価となる。

注 2. 1929 年度以前は、甘蔗単価の中に割増奨励金が含まれている。

注 3. 1931 年度から 1932 年度にかけて、割増奨励金の支払いは行われていない。

出典：JACAR, B06050222400 より筆者作成。

上記、図表 3-5 から分かるように、1930 年度時点、南洋興発は、小作人に対して甘蔗 1,000 斤当り、サイパン、テニアンにおいてそれぞれ 1.05 円、0.60 円の割増奨励金を支払った。その後、1933 年度時点、同社は、小作人に対して甘蔗 1,000 斤当り、サイパン、テニアンにおいてそれぞれ 1.41 円、1.24 円の割増奨励金を支払った一方、1934 年度時点、その支払額は、サイパン、テニアンにおいてそれぞれ 0.35 円、0.38 円へと低下した。

また図表 3-6 は、サイパン、テニアン、ロタにおける甘蔗 1,000 斤当りの割増奨励金単価を示している。

図表 3-6

1,000 斤当りの甘蔗単価と割増奨励金単価 (サイパン・テニアン・ロタ共通) (単位: 円)

	甘蔗単価	割増奨励金単価
1923年度	2.049	N/A
1924年度	2.033	N/A
1925年度	2.046	N/A
1926年度	2.173	N/A
1927年度	2.224	N/A
1928年度	2.239	N/A
1929年度	2.301	N/A
1930年度	2.240	0.825
1931年度	2.181	0.000
1932年度	2.118	0.000
1933年度	2.073	1.327
1934年度	2.143	0.370
1935年度	2.180	0.400
1936年度	2.100	0.384
1937年度	2.138	0.441
1938年度	2.287	0.603
1939年度	2.472	0.838
1940年度	2.671	0.717
1941年度	2.929	0.714
1942年度	3.231	1.148
1943年度	3.155	0.969

注 1. 1923 年度から 1929 年度にかけては、図表 3-5 の数値をそのまま用いた。

注 2. 1930 年度から 1935 年度にかけての値は、図表 3-5 の数値を用いて筆者が算出した。

注 3. ロタ製糖所は、1936 年度から 1939 年度まで操業した。

出典：JACAR, B06050162000；B06050172700；B06050184600；B06050193800；  
B06050197800；B06050208500；B06050222400 より筆者作成。

図表 3-6 から分かるように、甘蔗 1,000 斤当りの割増奨励金単価は、1933 年度をピークとして 1941 年度まで抑制されていることが分かる。この割増奨励金の抑制には、南洋興発によって 1933 年から 1934 年にかけて実施された割増奨励金制度の改定が背景にあった。実際に、1933 年（12 月以前）には、村田常務取締役から松江社長宛てに「経営対策ニ関スル件」と題した書簡が送付されており、そこでは、「収入減ノ補填ヲ為シ得ル<sup>412</sup>」ための合理化案が提案され、その 1 つとして割増奨励金制度の改定が検討されていた。上記で言及したように、同時期、南洋興発は、産糖高の抑制圧力にさらされており、その中で産糖高の増加による収益拡大が困難な状況に直面していたのに加えて、製糖費用の増加に直面していた。また以前から、南洋群島では、小作料や甘蔗買取価格をめぐって争議も生じていた。その状況の中、1933 年 12 月 21 日付「南洋興発会社原料代割増金制度改正ニ関スル件<sup>413</sup>」において、南洋興発は、南洋庁（長官）に小作

<sup>412</sup> CIA, 001503563100。

<sup>413</sup> JACAR, B06050150500。

料と割増奨励金制度の改定（それに付随する形での甘蔗買取単価の等外級廃止）を提案した。

### 3-3-1 1933年から1934年にかけての小作料改定と割増奨励金制度改定

1933年12月21日付「南洋興発会社原料代割増金制度改正ニ関スル件」の史料によれば、南洋興発は、南洋庁（長官）に、小作料の改定について、次のように言及している。

・・・土地使用ニ依リテ生スル小作料ノ取得ハ実ニ当社成立ノ核心ナリシト共ニ右平均三割ノ小作料ニ関シテハ其土地投資ニ対スル利回（後述参照）ヨリ見ルモ又内地朝鮮台湾等ノ実情ニ鑑ミルモ決シテ高率ニ非ラサルヲ信スルモノナリ、然ルニ当社創業以来十有余年此間幾多波瀾重疊辛苦ヲ嘗メシモノアリト雖モ南洋庁ノ御援助御指導ト従業員一同ノ精励努力ノ結果漸ク社礎ノ確立ヲ見ルニ至リシヲ以テ（一）南洋庁ヨリノ御懇懇ト（二）開墾拡張ニ伴フ土地投資額町当価格ノ遞下ト、（三）共存共栄ノ意味ニ於ケル庶作者保護トヨリ従来平均三割ナリシ小作料ヲ昭和二年平均二割四分ニ引下ケ而カモ小作人カ小作料ヲ差引キ町当甘蔗手取六万斤ニ達セサル時ハ小作料ヲ減免スルコトトシタルガ更ニ昭和五年ヨリハ小作料率ヲ平均二割ノ徴収率ニ低下セシメ以テ今日ニ及ベリ  
昭和九年期ヨリハテニアン島未開墾地ノ開拓ニ着手シ進ンデロタ島開拓計画モ樹立セルヲ以テ前記趣旨ノ下ニ小作料率ヲ平均一割五分ニ低減スルコトトシ・・・<sup>414</sup>

上記のように、南洋興発は、創業以来、収穫した甘蔗斤量に対して平均 30%の小作料を小作人から徴収していたが、南洋庁からの要請、事業の進展、小作人の保護を念頭に小作料を 1927 年には平均 24%、1930 年には平均 20%へと引き下げた。さらに、同社は、1934 年より、小作料を平均 15%とする案を南洋庁に提示した。小作料に関しては、以前より小作人や国会議員等から高額であるとの批判を受けており、同社は、小作料を引き下げることによってその批判に応えようとしたものと考えられる。そして南洋興発は、小作料徴収の正当性を以下のように主張した。

・・・当社対小作者相互間ノ關係ハ内地府県又ハ台湾等ニ於ケル地主対小作人關係トハ全ク其ノ趣ヲ異ニシ彼ニアリテハ地主ハ単ニ一定條件ノ下ニ土地ヲ貸与シ小作料ヲ徴収スルニ止マリ小作人ノ企業及ヒ農業経営上ニ付テハ殆ント顧慮スルコトナキ実情ナルモ当社ハ小作者ニ対シテハ

---

<sup>414</sup> JACAR, B06050150500。

- (一) 前貸金  
渡航旅費，家屋建築費，役牛農具購入費等其額千円乃至千八百円程度ノ前貸ヲナシ甘蔗代ヨリ漸次償却セシム
- (二) 耕作資金前渡  
耕作者ニ要スル資金ハ之ヲ前貸シ甘蔗代ヨリ償却セシム但シ製糖期間七ヵ月分ノ利子ヲ免除ス
- (三) 生活必需品ノ前貸  
食糧品，生活必需品ハ之ヲ貸与シ甘蔗代ニテ精算セシム，但シ年ヲ通シ無利息トス
- (四) 農事指導者ノ配置  
各農場ニ技術者ヲ配置シ庶作上ノ技術的指導ハ勿論農事各般ノ指導ヲナサシム
- (五) 医師ノ配置・・・
- (六) 旅費ノ補助  
内地帰還ノ已ムナキ小作人ニ対シテハ其年数ニ応シ本人及家族ノ旅費補助ヲナシツツアリ・・・
- ・・・(九) 各種補助  
優良品種庶苗ノ無償配布，益虫ノ配布，鼠ノ買収，農具購入費補助等ヲ行ヒツツアリ
- (十) 退耕者ニ対スル特別取扱  
退耕ノ場合ニ於テハ其ノ建造物，立毛甘蔗，休閒地作物，役牛，牛車，農具其他ノ動産等ヲ小作者ニヨリ選出セラレタル評価委員ノ評価価額ニヨリ会社ニ於テ之ヲ買収シツツアリ  
・・・以上ノ如ク当社小作者ハ内地ニ於ケル小作人トハ其ノ趣ヲ異ニシ小作者ニ対シテハ経営上各般ノ施設ト指導ニ努メツツアルト生産原料ノ引取ヲ確保セラルルヲ以テ小作者ハ単ニ労力ヲ提供スルノミニテ農業ヲ経営シ得ルノ実情ニアリ<sup>415</sup>

以上のように，南洋興発は，渡航費の前貸しをはじめとして小作人に対して様々な援助を行っていることを指摘した後，それを実施するにあたり同社が相応の費用（農事管理費）を負担している点を強調するため，1929年度から1933年度にかけての小作料徴収額と農事管理費を対照表示した（図表 3-7 参照）。

---

<sup>415</sup> JACAR, B06050150500。

図表 3-7

小作料収入と農事管理費（単位：円）

	小作料収入			農事管理費			差引計
	サイパン	テニアン	計	サイパン	テニアン	計	
1929年度	70,788.35	—	70,788.35	99,861.11	—	99,861.11	-29,072.76
1930年度	82,053.84	55,131.33	137,185.17	48,433.65	56,878.60	105,312.25	31,872.92
1931年度	118,211.11	116,491.29	234,702.40	78,644.32	94,892.04	173,536.36	61,167.04
1932年度	112,784.02	116,451.68	229,235.70	67,940.79	103,349.44	171,290.23	57,945.47
1933年度	107,156.12	111,239.45	218,395.57	78,601.41	103,139.19	181,740.60	36,654.97
平均	98,198.69	99,828.44	198,027.13	74,696.26	89,564.82	164,261.07	33,766.05

原注. 農場管理用諸建物、係員住宅費等ノ償却費ヲ含マズ

尚小作者及農場労働者ニ対スル諸貸倒金、公傷病施療費其他社会的施設費等ノ間  
接費ハ一切包含セサルモノトス

小作料ハ原料代割増金ヲ含マズ

農事管理費ハ純然タル直接費支出ノミナルヲ以テ間接費支出ヲ加算セハ小作料  
収入トノ差額ハ更ニ低下スヘシ

注 1. 差引計は、小作料収入の計から農事管理費の計を減算した値となる。

出典：JACAR, B06050150500 より筆者作成。

南洋興発は、図表 3-7 における 1929 年度から 1933 年度にかけての小作料収入と農  
事管理費の平均値（小作料収入は、198,027 円、農事管理費は、164,261 円）から、農  
事管理費が小作料収入対して 82.9%にのぼることを指摘したうえで、他社（東洋拓殖等）  
の当該数値が 3%から 5%であることを考慮した場合、小作料が高価でないことを主張  
した<sup>416</sup>。そして最後に、以下のように結論付けた。

当社小作料ノ発生ハ・・・事業ニ対シ一部保障ノ意味ニ於テ土地投資額ニ対スル利  
息トシテ徴収セルモノニシテ・・・官有地ノ貸下ヲ受ケテ高率小作料ヲ徴シツツアル  
ガ如キ批判アリトセバ全然其ノ真相ヲ誤レルモノナリト謂フヘシ<sup>417</sup>

上記の一連の説明からも分かるように、南洋興発は、小作料徴収額と農事管理費を測  
定したうえで、その情報をもとに、自社が実施してきた小作料徴収とその割合が不当で  
ないことを監督官庁である南洋庁と拓務省に主張したのであった。そして南洋興発が行  
った小作料徴収に関する主張は、上記で言及したとおり、南洋庁長官が国会において行  
った答弁と同様のものではなかった。

<sup>416</sup> 同時に、南洋興発は、自社における土地（資産）が 2,200,993 円（1933 年度、第 18  
期時点）であるのに対して小作料収入と農事管理費の差額が 33,766 円であることから、  
その利回りは、1.53%にすぎず、このことから小作料は非常に軽微であること、また  
1933 年 10 月時点までに、土地の開墾・整理に 3,000,000 円を投資してきたことも南洋  
庁に対して主張した（JACAR, B06050150500）。

<sup>417</sup> JACAR, B06050150500。

他方、南洋興発は、小作料改定とともに南洋庁（長官）に、割増奨励金制度の改定について、次のように提案した。

現行原料代割増金ガ原料千斤ヲ単位トシテ算定シタル為原料ノ優劣ヲ輕視スルノ結果トナリ更ニ割増金算定ノ基準タル標準糖価ノ適用著シク不合理ナル点アルニ鑑ミ・・・糖価ト歩留ヲ基準トシテ手取原料代ニ対スル割増奨励金率ヲ定メ糖価ト歩留ノ上下スルニ従ヒ割増奨励金率を増減セリ

・・・之レ現行割増金即糖価ト歩留ヲ基準トシテ率ニ原料千斤当金額ヲ定ムルノ制ヲ廢シ手取原料代ノ割増率ヲ定メ庶作者各個ニ割増金ヲ算出セントスル所以ナリ

・・・割増奨励金率ハ糖価十円六十銭以上歩留一割以上ノ場合ニ於テ支払フモノトス但シ糖価十銭未滿歩留一厘未滿ハ四捨五入トシ計算ハ凡テ銭位ニ止ム<sup>418</sup>

改定の要点は、現行割増奨励金の算定方式、すなわち、糖価と歩留率を基準として甘蔗原料 1,000 斤という一定量に対して一律に割増奨励金を算定していたところを、割増奨励金率をあらかじめ定め、当該率を手取原料代に乗じて算定する方式に是正することにあつた。すなわち、1 等から 3 等という等級区分に基づいた手取原料代という原料の品質を考慮した指標を基準に割増奨励金を算定することで、会社と小作人との利益分配の精緻化が図られた。実際に、南洋興発はその趣旨を次のように説明している。

現行原料代割増金ガ原料千斤ヲ単位トシテ算定スルガ故ニ各庶作者ニトリテ収穫斤量ノミガ算出ノ基礎トナリ優良ナル原料ヲ供給シ歩留ヲ向上セシムルモ単ニ一般的均等ナル割増金ヲ受ケ優良ナル原料ノ供給者ト劣等ナル原料ノ供給者ノ間ニ於テ何等差別ヲ認めザルノ欠陥ヲ有ス<sup>419</sup>

また、割増奨励金支給の基準となる糖価及び最低歩留率の引き上げについて、南洋興発は次のように説明している。

---

<sup>418</sup> JACAR, B06050150500。

<sup>419</sup> JACAR, B06050150500。

歩留一割以上ニ限定セルハ現在ノ農業技術上及甘蔗品種ノ向上ニヨリ将来一割以下ノ歩留ヲ予想シ得ザルノミナラズ後述ノ理由ニヨリ一割以内ニ於テハ生産費上昇シ割増奨励金ヲ支払フノ余裕ヲ生ゼザルニ至ルベキヲ以ツテナリ  
政府ハ所謂非常時財政々策ニ依リ極端ナル財政ノ膨張ヲ来タシ一般物価騰貴殊ニ軍需品工業ノ需要ニヨリ金物類ノ暴騰為替低落ニヨル輸入物品ノ騰貴ハ必然ニ生産費ヲ高メタル結果従来ノ如ク九円六十銭ヨリ割増奨励金ヲ支払フヲ得サル実情ニ立至レリ<sup>420</sup>

最終的な南洋興発の提案では、「糖価十円六十銭歩留一割ニ於テ手取原料代ノ一%ヲ支払フモノトシ糖価十銭ヲ上ル毎ニ一%歩留〇.一%上ル毎ニ〇.五%ヲ増加シ糖価十五円歩留一割ニ於テ止ム<sup>421</sup>」とされた。

また、同提案中において、南洋興発は、参考資料として「割増奨励金及小作料改訂ニヨル小作人収益調」を明記しており、そこで、小作料改定により小作人収入が増加することを説明した<sup>422</sup>。すなわち、1933年の実績小作地斤量が、サイパン、テニアン合計で529,787,500斤であり、そのもとで小作料が20%であった場合と15%であった場合を比較すると、それぞれ小作料斤量は、105,957,500斤(529,787,500斤×0.20)、79,468,125斤(529,787,500斤×0.15)となる<sup>423</sup>。それにより、小作人の手取斤量が26,489,375斤(105,957,500斤-79,468,125斤)増加することが示された<sup>424</sup>。そして、増加分の手取斤量の1,000斤当り単価が2.20円であった場合、その金額は58,276円となり、さらに、その手取斤量の増加分に対して、割増奨励金改定分23%(標準糖価12.70円、歩留率10.6%の場合《1933年実績》)、金額にして13,403円が支払われることから、小作人の収入は合計で、71,680円増加するとされた<sup>425</sup>。

上記のように、南洋興発は、小作料の改定により、小作人収入が増加することを示したのだが、それは、小作料改定の影響のみを強調するものであり、割増奨励金制度改定による小作人収入への影響、すなわち、実質的な小作人収入の減少については、明記していなかったことが分かる。

最終的に、その提案は、南洋庁の以下のようなコメントとともに拓務省に送付された。

---

<sup>420</sup> JACAR, B06050150500。

<sup>421</sup> JACAR, B06050150500。

<sup>422</sup> JACAR, B06050150500。

<sup>423</sup> JACAR, B06050150500。

<sup>424</sup> JACAR, B06050150500。

<sup>425</sup> JACAR, B06050150500。

・・・割増金算定方法ハ合理的良策ナリト思料セラルルモ割増金率ノ低下ハ小作人側ノ著シキ減少トナリ小作料ノ低減及等外級制度ノ廃止ニ依ル増収ヲ見積モ尚相当大ナル減収タルヲ免レス故ニ会社カ本制度ヲ公表スルニ至レハ割増金ノ改悪トナシ、或ハ小作争議等惹起スルノ虞ナシトセス注意中ナリ<sup>426</sup>

その後、当該提案について、南洋群島の監督を担う拓務省・殖産局は、1934年6月29日付（起案）「南洋興発会社ノ原料甘蔗割増金及小作料改定ノ庶作農ニ及ボス影響調査方ノ件」の書簡において当該改定の実施による小作人収入への影響が大きいとして、その提案に懸念を表明し、南洋庁にその調査実施を求めた<sup>427</sup>。拓務省は、1933年度（第17期）から1934年度（第19期）にかけての同社の業績維持が、主として製糖費、特に割増奨励金の引き下げによりものであることを指摘した（図表3-8における⑤の割増金の金額、すなわち、400,000円から200,000円へ減少を示している部分）。加えて、拓務省は、一定の仮定<sup>428</sup>のもとで、改定案にもとづき1934年度（第19期時点）における新旧割増奨励金を試算したが、そこで、小作人では割増奨励金収入について68.5%を失い、小作料改定と合わせると当該収入の91.9%を失うと結論づけた（図表3-9参照）<sup>429</sup>。

---

<sup>426</sup> JACAR, B06050150500。

<sup>427</sup> JACAR, B06050150600。

<sup>428</sup> 糖価 11.70円、歩留率 11.2%として、第19期において甘蔗原料 377,031,000斤を全部 2.20円（2等）にて買収し、割増奨励金制度の改定と同時に提案された小作料改定も合わせて実施した場合を仮定した（JACAR, B06050150600）。

<sup>429</sup> 図表3-8における①の割増金の改定後は、 $377,031,000（斤） \div 1,000（斤） \times 2.20（円） \times 0.18（割増奨励金率）$ の計算式によって算出されている一方、②の小作料の改定後は、 $377,031,000（斤） \div 1,000（斤） \times 2.20（円） \times 0.15（小作料率）$ の計算式によって算出されていることが分かる。

図表 3-8

1933 年度（第 17 期）と 1934 年度（第 19 期）製糖費比較（単位：斤，円，％）

	第17期	第19期	増減	増減率(%)
①甘蔗圧搾高(斤)	405,359,900	377,030,650	-28,329,250	-6.99
②原料費(円)	1,497,493	1,235,206	-262,287	-17.52
③甘蔗	848,660	802,505	-46,155	-5.44
④刈取小運搬賃	241,491	223,173	-18,318	-7.59
⑤割増金	400,000	200,000	-200,000	-50.00
⑥雑	7,342	9,528	2,186	29.77
⑦製造費(円)	521,242	342,585	-178,657	-34.27
⑧給料	85,885	79,205	-6,680	-7.78
⑨需要品	427,665	261,809	-165,856	-38.78
⑩雑	7,692	1,571	-6,121	-79.58
⑪修繕費(円)	107,661	106,869	-792	-0.74
⑫給料	46,123	29,298	-16,825	-36.48
⑬需要品	60,455	76,455	16,000	26.47
⑭雑	1,083	1,116	33	3.05
⑮合計(円)	2,126,396	1,684,660	-441,736	-20.77
⑯担当製糖費(円)	5,246	4,468	-0,778	-14.83

注 1. ②の原料費は、③から⑥を合計した金額、⑦の製造費は、⑧から⑩を合計した金額、⑪の修繕費は、⑫から⑭を合計した金額となる。また、⑮の合計は、②、⑦、⑩の合計金額となる。

注 2. ⑯の担当製糖費は、筆者が史料から判断する限り、1,000 斤当りの製糖費を示している。

注 3. 増減は、第 17 期から第 19 期にかけての増減額を示しており、増減率は、その増減額の割合を示している。

出典：JACAR, B06050150600 より筆者作成。

図表 3-9

1934 年度（第 19 期）における割増奨励金制度と小作料改定の影響に関する試算（単位：円，％）

	改定前(円)	改定後(円)	改定ニヨル減少(円)	減少率(%)
①割増金	473,173.91	149,304.28	323,869.63	68.45
②小作料	165,893.64	124,420.23	41,473.41	25.00
③差引収入	307,280.27	24,884.05	282,396.22	91.90

出典：JACAR, B06050150600 より筆者作成。

その拓務省の懸念に対して、南洋庁は、1934 年 9 月 12 日付の拓務省・殖産局長宛の書簡において、割増奨励金制度の改定とそれともなう小作料改定と甘蔗買取単価の等外級廃止が小作人に及ぼす影響に関して、南洋興発製糖事業の情報をもとに、当該影響を考慮した場合の小作人収入比較を行い、次のように説明した<sup>430</sup>。

<sup>430</sup> JACAR, B06050150600。

図表 3-10

新旧割増奨励金（率）による小作人収入比較（町当）（単位：斤，円，％）

	サイパン		テニアン		備考
	旧率	改訂率	旧率	改訂率	
①平均町当収量(斤)	104,240	104,240	114,061	114,061	
②小作料(斤)	15,636	15,636	17,109	17,109	平均一割五分
③差引手取斤量(斤)	88,604	88,604	96,952	96,952	
④小作人収入金額（円）	189,878	189,878	207,768	207,768	蔗茎千斤当買収価格サイパン、テニアン共ニ2.143円
⑤割増金（円）	95,604	22,785	112,658	28,049	改訂率 サイパン収入金額ノ12% テニアン収入金額ノ13.5%
⑥小作人収入金額総計（円）	285,482	212,663	320,426	235,817	旧率 サイパン手取原料千斤ニ対シ1.079円
⑦改訂率ニ依ル収入減（円）		72,819		84,609	テニアン手取原料千斤ニ対シ1.162円

出典：JACAR, B06050150600 より筆者作成。

上記、図表 3-10 では、割増奨励金制度改定による 1 町当りの小作人収入への影響が試算されている。①は、1934 年度の 1 町当りの甘蔗収穫量の実績値<sup>431</sup>、②の小作料は、その収穫量に対する小作料の割合（小作料改定後の平均徴収率 15%）を示している。そして③の差引手取斤量は、小作人の手取斤量、すなわち、①から②を減算した値であり、④の小作人収入金額は、③の小作人の手取斤量に 1934 年度の実績値である 1,000 斤当りの甘蔗買収単価 2.143 円を乗じた値となる。⑤の割増金は、割増奨励金制度の改定前と改定後の試算を示しており、そこでは、割増奨励金制度が改定されなかった場合、サイパンにおいて甘蔗 1,000 斤当りに 1.079 円（95.604 円÷88.604 斤）、合計で 95.604 円（1.079 円×88.604 斤）、テニアンにおいて甘蔗 1,000 斤当りに 1.162 円（112.658 円÷96.952 斤）、合計で 112.658 円（1.162 円×96.952 斤）の割増奨励金が支払われると試算された一方、改定された場合、サイパンにおいて小作人収入金額の 12%、合計で 22.785 円、テニアンにおいて小作人収入金額の 13.5%、合計で 28.049 円が支払われると試算された<sup>432</sup>。続いて⑥の小作人収入金額総計は、④と⑤を加算した金額となり、⑦の改訂率ニ依ル収入減では、⑥の改定前（旧率）から改定後（改訂率）の金額を減算した値、すなわち、割増奨励金制度改定による 1 町当りの小作人収入の減少額（サイパンでは、72.819 円、テニアンでは、84.609 円の減少）が算定されている。

最終的に、南洋庁の計算では、小作人は、耕作地平均 5 町（1 町は、1 ヘクタールを指す）を有し、これを 3 年 2 作制により耕作することから、1 カ年の耕作面積は 3 町 4 段余りになるとされた。これを前提とすると、割増奨励金制度改定後の小作人 1 カ年の収入は、サイパンにおいて約 247 円（72.819 円×3.4 町）、テニアンにおいて約 287 円（84.609 円×3.4 町）減少すると試算された（図表 3-10 の⑦参照）。

他方、割増奨励金制度改定と同時に行う小作料改定（平均徴収率を 20%から 15%に）及び甘蔗買収単価の等外級廃止の効果については、次のように算定した（図表 3-11～

<sup>431</sup> JACAR, B06050222400。

<sup>432</sup> 割増奨励金に関する歩留率、糖価については、明確な記述がないものの、当該史料や 1934 年度の決算関係書類といった諸史料から筆者が判断する限り、サイパンでは歩留率 11.42%、糖価 11 円、テニアンでは歩留率 11.73%、糖価 11 円をもとに試算されたと考えられる（JACAR, B06050150400 ; B06050150500 ; B06050150600）。

3-13 参照)。

図表 3-11

新旧小作料率による小作人収入比較 (町当) (単位: 斤)

	サイパン		テニアン	
	旧率	改訂率	旧率	改訂率
①平均町当収量	104,240	104,240	114,061	114,061
②小作料	20,848	15,636	22,812	17,109
③小作人手取斤量	83,392	88,604	91,249	96,952
④改訂率ニ依ル収入増加	5,212		5,703	

出典: JACAR, B06050150600 より筆者作成。

図表 3-12

等外級廃止による小作人収入比較 (町当) (単位: 円)

	サイパン		テニアン	
	旧率	改訂率	旧率	改訂率
①小作人収入金額	184.917	189.878	199.624	207.768
②改訂率ニ依ル増加	4.961		8.144	

備考  
(昭和八年期実績ニ基ク)旧率ニ依ル原料蔗茎千斤当買取価格 サイパン2.087円 テニアン2.059円  
改訂率ニ依ル千斤当買取価格 サイパン テニアン共ニ2.143円

出典: JACAR, B06050150600 より筆者作成。

図表 3-13

小作料改定及び等外級廃止による小作人収入増加額 (町当) (単位: 斤, 円)

	サイパン	テニアン
①小作人手取斤量(斤)	88,604	96,952
②等外級廃止ニ依ル千斤当買取価格増加(円)	0.056	0.084
③収入金額(円)	4.962	8.143

出典: JACAR, B06050150600 より筆者作成。

図表 3-11 では、小作料改定による 1 町当りの小作人収入への影響が試算されている。①は、1 町当りの甘蔗収穫量の実績値、②の小作料は、その収穫量に対する改定前の小作料 (平均徴収率 20%) と改定後の小作料 (平均徴収率 15%) を示している。②における改定前 (旧率) の小作料斤量は、①に 20% を乗じた値 (サイパンの場合、 $104,240 \times 0.20$ 、テニアンの場合、 $114,061 \times 0.20$ )、改定後 (改訂率) の小作料斤量は、①に 15% を乗じた値 (サイパンの場合、 $104,240 \times 0.15$ 、テニアンの場合、 $114,061 \times 0.15$ ) となる。③の小作人手取斤量は、①から②を減算した値、すなわち、小作料改定前後の小作人手取斤量を示している。そして、④の改訂率ニ依ル収入増加では、小作料改定前と改定後の 1 町当りの合計手取斤量の差 (サイパンの場合、5,212 斤、テニアンの場合、5,703 斤の手取斤量増加) が算定されている。

図表 3-12 では、等外級廃止による 1 町当りの小作人収入への影響が試算されている。①の小作人収入金額における改定前（旧率）では、1933 年度の実績値である 1,000 斤当り甘蔗買収単価に小作人手取斤量（小作料改定後の場合）を乗じた金額が示されている一方、小作人収入金額における改定後（改訂率）では、1934 年度の実績値である 1,000 斤当り甘蔗買収単価に小作人手取斤量（小作料改定後の場合）を乗じた金額が示されている。その金額は、改定前の場合、サイパンにおいて、2.087（円）×88.604（斤）、テニアンにおいて、2.059（円）×96.952（斤）によって算出されている一方、改定後の場合、サイパンにおいて、2.143（円）×88.604（斤）、テニアンにおいて、2.143（円）×96.952（斤）によって算出されている。そして、②の改訂率ニ依ル増加では、等外級廃止前と廃止後の 1 町当りの小作人収入金額の差（サイパンの場合、4.961 円、テニアンの場合、8.144 円の小作人収入の増加）が算定されている。

図表 3-13 は、図表 3-11 と図表 3-12 において算定された小作料改定と等外級廃止の影響を要約したものである。①の小作人手取斤量は、図表 3-11 の③で示されている小作料改定後（改訂率）の小作人手取斤量がそれに該当し、②の等外級廃止ニ依ル千斤当買収価格増加は、図表 3-12 で示されている 1,000 斤当りの甘蔗買収単価の差（サイパンの場合、2.143 円－2.087 円、テニアンの場合、2.143 円－2.059 円）がそれに該当する。③の収入金額は、①（サイパンの場合、88,604 斤、テニアンの場合、96,952 斤）に②（サイパンの場合、0.056 円、テニアンの場合、0.084 円）の値を乗じた金額（図表 3-12 における②の値）<sup>433</sup>、すなわち、小作料改定と等外級廃止による 1 町当りの小作人収入の増加額（サイパンの場合、4.962 円、テニアンの場合、8.143 円の増加）が算定されている。

さらに、南洋庁は、図表 3-10 において算定された新旧割増奨励金率による小作人収入への影響額（収入の減少）と図表 3-13 において算定された小作料改定及び等外級廃止による小作人収入への影響額（収入の増加）を対照表示した（図表 3-14 参照）。

図表 3-14

新旧割増奨励金率による収入減と小作料改定及び等外級廃止による収入増加の対比（町当）（単位：円）

	サイパン	テニアン
①割増金率改訂ニ依ル収入減	72.819	84.609
②小作料改訂及等外級廃止ニ依ル収入増加	4.962	8.143
③差額(減)	67.857	76.466

出典：JACAR, B06050150600 より筆者作成。

図表 3-14 における①の割増金率改訂ニ依ル収入減は、図表 3-10 における⑦の値がそれに該当し、②の小作料改訂及等外級廃止ニ依ル収入増加は、図表 3-13 の③の値がそ

<sup>433</sup> 図表 3-12 における②の値と図表 3-13 における③の値では、0.001 円の差が生じている。

れに該当する。そして図表 3-14 における③の差額（減）は、図表 3-14 における①から②を減算した値を示している。

最終的に、上記と同様の仮定計算（小作人は、耕作地平均 5 町を有し、これを 3 年 2 作制により耕作することから、1 カ年の耕作面積は 3 町 4 段余りとなる前提）を当てはめると、小作人 1 カ年の損失額は、サイパンにおいて約 230 円（67.857 円×3.4 町）、テニアンにおいて約 260 円（76.466 円×3.4 町）と試算された（図表 3-14 参照）。

最終的に南洋庁は、次にあげる 1933 年度における小作人 1 戸当りの収入実績（図表 3-15 参照）をもとに、次のように主張した。

以上記述セルトコロニ依リ割増金率及小作料率ノ改訂並等外級廃止ニ伴フ小作人ノ収入状態ヲ見ルトキハサイパン、テニアン両島平均一戸当約二百四十五円ノ減収トナルベキモ昭和八年期ノ実績ニ徴スレバ一戸当約七百九十七円ノ利益アルヲ以テ前記減収額ヲ差引クモ尚五百五十円余ノ利得アリ、故ニ割増金率改訂ニ依リ小作人ノ収入ハ減ズルモ生活上何等脅カサルルコトナカルベシ<sup>434</sup>

すなわち、南洋庁は、1934 年度におけるサイパン、テニアンの小作人 1 カ年の損失額として試算した金額、それぞれ約 230 円と約 260 円の平均額である約 245 円と図表 3-15 で示されている 1933 年度の小作人 1 戸当り収入の実績（収支決算における 1 戸当りの差引がそれに該当する）約 797 円（1,352.52 円－554.79 円）を比較することで、小作人には、上記の一連の改定後も、約 550 円（約 797 円－約 245 円）の利得が生じると試算した。

---

<sup>434</sup> JACAR, B06050150600。

南洋庁は、小作人の収入状況のほか、小作人の財産状況の調査もあわせて実施している。そこでは、1933 年 9 月時点の（サイパンにおける）小作人の財産状況が示されており、資産が負債を超過していることが示されている（JACAR, B06050150600）。

図表 3-15

1933 年度小作人 1 戸当り収入（サイパン・テニアン合計）（単位：斤，円，戸）

収入ノ部	数量(斤)	金額(円)	戸数	1戸当(円)
①総原料代	594,014.650	1,228,611.16		
②小作料	102,940,040	158,726.51		
③小作人所得原料代	491,074,610	951,833.77		
④割増金		723,322.54		
⑤刈取小運搬積込賃収入		308,995.78		
⑥計	1,188,029,300	3,371,489.76	1,467	2,298.22
支出ノ部		金額(円)	戸数	1戸当(円)
⑦耕作資金		274,584.26		
⑧酒保借金		192,389.52		
⑨住宅費		7,299.74		
⑩耕牛車費		14,928.07		
⑪雑借金		303,150.65		
⑫計		792,352.24		
⑬利息		46,994.60		
⑭合計		839,346.84		
⑮精算期迄ノ支払金		25,468.01		
⑯差引借金		813,878.83	1,467	554.79
収支決算		金額(円)	戸数	1戸当(円)
⑰収入		1,984,152.09		
⑱支出		813,878.83		
⑲差引		1,170,273.26	1,467	797.74

注 1. 収支決算における⑰の収入は、収入ノ部の③から⑤の合計金額になる。収支決算における⑱の支出は、支出ノ部の⑦から⑪（⑫の計）と⑬を合計した金額（⑭の合計）から⑮を減算した金額となる。そして収支決算における⑲の差引は、⑰から⑱を減算した金額となる。

注 2. 史料において、収入の部における①の総原料代と⑥の計の金額には、齟齬があるが、史料の数字に従った。また、筆者の計算によれば、収入ノ部の 1 戸当の計は、1,352.52 円（1,984,152.09 円÷1,467 戸）となる。

出典：JACAR, B06050150600 より筆者作成。

南洋庁の試算を受け、結果として、小作料と割増奨励金制度改定は、承認された。改定後の小作人収入は、南洋庁が指摘したとおり、550 円以上となった（図表 3-16 における⑨の差引利益金がそれに該当する）<sup>435</sup>。

上記の、一連のやり取りからも分かるように、南洋興発は、小作人にとって甘蔗原料代と割増奨励金が重要な収入源であることを把握していたし、この認識は監督省庁である拓務省、南洋庁も共有していた。

<sup>435</sup> 小作人収入、支出に関しては、上原[1940]においても言及がある。そこでは、1933 年から 1936 年にかけての小作人収入について言及がなされており、各小作人は 200 円から 400 円の余剰（利得）を確保していたという（上原[1940] 72-77 頁）。

図表 3-16

1934 年度小作人 1 戸当り収支状況実績 (単位：円)

	サイパン	テニアン
収入		
①原料代	745.53	758.55
②割増奨励金	123.75	134.98
③刈取小運搬収入	277.64	244.49
④計	1,146.92	1,138.02
支出		
⑤耕作資金	194.46	173.20
⑥酒保物品代	153.66	140.69
⑦其他	146.15	130.49
⑧計	494.27	444.38
⑨差引利益金	652.65	693.64

注 1. ④の収入の計は、①から③の合計金額であり、⑧の支出の計は、⑤から⑦の合計金額である。そして、⑨の差引利益金は、④から⑧を減算した金額となる。

出典：JACAR, B06050222400 より筆者作成。

他方で、割増奨励金制度改定は南洋興発が期待した効果を上げた。実際、割増奨励金制度改定の結果、1933 年度から 1934 年度にかけて、割増奨励金単価は 1,000 斤あたり 1.32 円から 0.37 円と減少し (図表 3-6 参照)、同社の「1 担当砂糖生産原価」中、割増奨励金制度が改定される 1933 年度まで増加傾向を示していた「製糖費」が、1934 年度、1935 年度にかけて低下した (図表 3-1 参照)。ここで、南洋興発に関する雑書類から、筆者自身の計算によって 1 担当の割増奨励金を算出すると、1933 年度は 0.92 円 (674,417 円 ÷ 729,808 担) であった一方、1934 年度は、0.23 円 (178,819 円 ÷ 750,302 担) であったことが分かる<sup>436</sup>。また、それにともない、1 担当の「製糖費」に占める割増奨励金の割合は、19.0% (1933 年度) から 6.1% (1934 年度) へと低下したことが分かる。

### 3-4 1934 年以後の拓務省へ提出の決算書及び主要項目内訳明細の役割

南洋興発は、親会社である東洋拓殖を通じて、拓務省に每期決算書類を提出していた。当該書類には、南洋興発の損益計算書や貸借対照表、歩留調をはじめとした製糖事業に関連する情報 (内訳明細書) 等が添付されており (以下、決算書及び主要項目内訳明細)、アジア歴史資料センターに現存しているのは、1934 年度 (第 19 期) から 1945 年度 (第 41 期) までの期間 (第 21 期から第 24 期を除く) に関するものである<sup>437</sup>。

<sup>436</sup> JACAR, B06050222400。

<sup>437</sup> 1935 年度から 1936 年度 (第 21 期から第 24 期) にかけての決算に関する書類は、現時点において、欠損している。

その南洋興発に関する決算書及び主要項目内訳明細書は、監督省庁である拓務省が、南洋興発と小作人の利益分配の妥当性を把握するのに重要な役割を果たしていたと考えられる。

そこで1934年度における南洋興発の決算書及び主要項目内訳明細を見ていく。1934年度（第19期）分において、そこでは当該決算書に添付された拓務省作成の文書中、南洋興発の製糖事業に関して、製糖費の内訳が整理されている。拓務省は、「本期『製糖費』一、六八四、六六一円ニシテ其内訳次ノ如シ<sup>438</sup>」として、原料費（甘蔗代1,002,505円、刈取及運搬賃223,173円、其他9,528円）、製造費342,585円、修繕費106,870円の項目を掲げている<sup>439</sup>。甘蔗代が別建て表記されていることから、拓務省は、南洋興発がその製糖事業から獲得した利益と、その原料の対価として同社が支出した金額（小作人側からすれば、甘蔗供給の対価として受領した金額）をある程度把握していたことが分かる。

次に、1934年度（第20期）分において、そこでは、当該決算書に添付された拓務省作成の文書中、南洋興発の製糖事業に関して、第19期とは異なり、製糖費調として、原料費、製造費、修繕費、農事費、鉄道費、販売費、営業費、支払利息、雑費の項目が掲げられている<sup>440</sup>。しかしながら、第19期のように、甘蔗代が別建て表記されていない。

続いて、1937年度以降の決算書及び主要項目内訳明細を見ていく。1937年度（第25期）分においては、1934年度とは異なり、南洋興発自らが製糖費の内訳明細書として、「二十五期製糖費内訳前年同期比較」を表記しており、そこでは、第25期と第23期の原料費（甘蔗代、刈取賃、其他）、製造費、修繕費がそれぞれ比較されている<sup>441</sup>。特に、甘蔗代が別建て表記されるようになったことは、この時点で、決算書類上において、南洋興発、拓務省がともにその情報を重要視、または把握していたと考えることができる。その後、1937年度（第26期）分においては、南洋興発自らが甘蔗代（合計額と1,000斤あたりの金額）とともに、1935年度から1937年度までの各年度の割増奨励金の支払い合計金額（甘蔗1,000斤当りの金額についても明記）と（1,000斤当りの）小作人手取原料代に対する割増奨励金率を明記した<sup>442</sup>。また、甘蔗代の注書きとして、1937年度時点において、1,000斤当り甘蔗原料の基本買収単価が1等2.5円、2等2.2円、3等1.9円であること、さらに小作料に関する情報、すなわち、「小作料調」として1935年度から1937年度の3年間にわたる小作料徴収斤量とその金額が明記された<sup>443</sup>。

---

<sup>438</sup> JACAR, B06050150300。

<sup>439</sup> JACAR, B06050150300。

<sup>440</sup> JACAR, B06050150400。

<sup>441</sup> JACAR, B06050156500。

<sup>442</sup> JACAR, B06050157000。

<sup>443</sup> JACAR, B06050157000。

次に 1938 年度（第 27 期）分では、前年度同様に甘蔗代等の情報が明記された<sup>444</sup>。続いて 1938 年度（第 28 期）分では、同様に、甘蔗代、割増奨励金、小作料に関する情報が明記された一方、「小作料調」中に、1937 年度には明記されていなかった小作地甘蔗斤量が、その金額とともに明記された<sup>445</sup>。このことは、1938 年度から、拓務省が決算書及び主要項目内訳明細上において、小作地の甘蔗斤量とその金額を、正確に把握することができたことを意味すると考えられる。

小作地斤量と金額に関する情報は、1938 年度から 1941 年度（第 34 期）まで明記された<sup>446</sup>。この情報をもとに、小作地とそれ以外の甘蔗代の推移を見ると以下のような

図表 3-17

小作地に関する甘蔗斤量とその金額（単位：斤，円，％）

	1936年度	1937年度	1938年度	1939年度	1940年度	1941年度
甘蔗斤量(全体)	742,421,100	881,760,750	1,119,253,600	989,118,052	870,642,000	845,614,700
甘蔗斤量(小作地)	576,062,600	679,651,150	794,663,550	689,374,550	637,191,550	647,387,000
甘蔗斤量(全体)-甘蔗斤量(小作地)	166,358,500	202,109,600	324,590,050	299,743,502	233,450,450	198,227,700
甘蔗代(全体)	1,561,203.03	1,885,138.18	2,559,341.65	2,445,144.45	2,325,111.79	2,477,175.08
甘蔗代(小作人)	1,214,798.30	1,421,367.99	1,687,270.24	1,519,048.62	1,584,386.49	1,611,478.84
甘蔗代(全体)-(小作人)	346,404.73	463,770.19	872,071.41	926,095.83	740,725.30	865,696.24
甘蔗斤量(小作地)が甘蔗斤量(全体)に占める割合(%)	77.59	77.08	71.00	69.70	73.19	76.56

出典：南洋興発株式会社第 23 期営業報告書，4 頁；JACAR, B06050162000；

B06050172700；B06050184600；B06050193800 より筆者作成。

上記，図表 3-17 から分かるように、小作地斤量は、1936 年度から 1941 年度にかけて全体の甘蔗斤量の約 70%から 77%を占めていたことが分かる。また、甘蔗代（小作人）は、小作人が受領した甘蔗代収入となる。

そのほか、南洋興発自らが決算書及び主要項目内訳明細上に、甘蔗代、割増奨励金を別建て表記した実務は少なくとも 1943 年度（第 38 期）まで続いた<sup>447</sup>。これらの事実は、第 26 期以降、南洋興発が拓務省へ提出の決算書及び主要項目内訳明細書上において、小作人との利益分配に関する情報の伝達を重視するようになっていたこと、また拓務省がその情報を把握することができたことを示唆している。特に、1937 年度以降、甘蔗代に関連する情報が精緻化されたことが分かる。

上記では、主として甘蔗代、割増奨励金、小作料に関する情報が決算書類上において

1936 年以降、小作料率は、1936 年度から 1938 年度まで 13%、1939 年度から 1940 年度まで 12%、1941 年度 11%の水準で推移した（JACAR, B06050162000；

B06050172700；B06050184600；B06050193800）。

<sup>444</sup> JACAR, B06050161800。

<sup>445</sup> JACAR, B06050162000。

当該情報は、1936 年度と 1937 年度の 2 年間分もあわせて明記されている（JACAR, B06050162000）。

<sup>446</sup> JACAR, B06050162000；B06050172700；B06050184600；B06050193800。

<sup>447</sup> JACAR, B06050208500。

どのような形で明記されるようになったのかを見てきた。ここで、南洋興発は、割増奨励金とは別に、臨時割増金を小作人に対して支払っていた<sup>448</sup>。南洋興発は、現存する決算史料から判断する限り、少なくとも 1937 年度（第 26 期）から甘蔗代に加算する形で、各等級（1 等から 3 等）に 5 銭ずつ臨時割増金の支払いを実施していたことが分かる（1,000 斤当り甘蔗買収価格は、実質 1 等 2.55 円、2 等 2.25 円、3 等 1.95 円となる）<sup>449</sup>。その後、1938 年度（第 27 期）、同社は、臨時割増金の支払額を各等級 20 銭ずつへと増加させた（1,000 斤当り甘蔗買収価格は、実質、1 等 2.7 円、2 等 2.4 円、3 等 2.1 円となる）<sup>450</sup>。

さらに、南洋興発は、更なる臨時割増金の増額を計画した。すなわち、南洋興発は、1939 年（4 月から 5 月にかけて）、臨時割増金について 1 等を 20 銭から 40 銭、2 等を 20 銭から 30 銭に増額、3 等は 20 銭のまま据え置くことを計画した<sup>451</sup>。しかしながら、南洋庁は、一時的収入である臨時割増金ではなく、基本的な収入である甘蔗買収価格そのものの増額を指示した<sup>452</sup>。それに対して、南洋興発は、1938 年度時点の小作人の収支状況に関するデータ（図表 3-18 の⑯実際手取金額）から、基本買収価格の増額ではなく、あくまで臨時割増金の増額として対応することを主張した<sup>453</sup>。

---

<sup>448</sup> これは、南洋群島における「物価ノ高騰」（JACAR, B06050157000）に対応する形で、南洋興発が支払いを行ったと推察される。

<sup>449</sup> JACAR, B06050157000。

<sup>450</sup> JACAR, B06050161800。

<sup>451</sup> CIA, 001503564100。

<sup>452</sup> CIA, 001503564100。

<sup>453</sup> CIA, 001503564100。

図表 3-18

1938 年度，サイパン，テニアンにおける小作人収支調（単位：戸，町，斤，円）

	サイパン	テニアン
①小作人戸数(戸)	636	733
②割当耕地(町)	5.74	5.89
③収穫面積(町)	4.60	5.07
④収穫原料(斤)	442,890	542,680
⑤原料代(円)	954.23	1,145.70
⑥割増奨励金(円)	297.77	294.25
⑦臨時割増金(円)	76.60	93.75
⑧計(円)	1,328.60	1,533.70
⑨小作料(円)	129.08	155.74
⑩借入金返済(円)	648.46	876.91
⑪計(円)	777.54	1,032.65
⑫差引手取金額(円)	551.05	501.05
⑬刈取運搬実際収入(円)	238.89	289.99
⑭奨励補助金 其他(円)	109.01	71.73
⑮計(円)	347.90	361.72
⑯実際手取金額(円)	898.95	862.77

注 1. ⑧の計は，⑤から⑦の合計金額である。⑪の計は，⑨と⑩の合計金額であり，⑧から⑪を減算した金額が，⑫の差引手取金額となる。そして，⑫と⑮の計（⑬と⑭の合計）の合計金額が，⑯の実際手取金額となる。

出典：CIA, 001503564100 より筆者作成。

とはいえ，監督官庁である南洋庁の意見を一定程度受け入れ，1939 年度は臨時割増金の増額で対応するものの，1940 年度から基本買収価格を増額することを決定し，各級とも 20 銭引き上げると同時に，1 等に 20 銭，2 等に 10 銭の臨時割増金を付加することとした<sup>454</sup>。この対応について，南洋興発は，1939 年度と 1940 年度の甘蔗買収価格に実質的な変化が生じない旨を主張している<sup>455</sup>。すなわち，1939 年度，基本買収価格を 1 等 2.5 円，2 等 2.2 円，3 等 1.9 円に据え置き，臨時割増金改定により 1 等 40 銭，2 等 30 銭，3 等 20 銭で対応することで，甘蔗買収価格は，1 等 2.9 円，2 等 2.7 円，3 等 2.1 円となる。一方，1940 年度は，基本買収価格の増額を実施することで，1 等 2.7 円，2 等 2.5 円，3 等 2.1 円とし，さらに臨時割増金 1 等 20 銭，2 等 10 銭を付加することで，甘蔗買収価格は，1 等 2.9 円，2 等 2.7 円，3 等 2.1 円となるという計算である。

ここで重要な点は，南洋興発が 1939 年（4 月から 5 月にかけて）に決定した臨時割増金の対応について拓務省へ伝達していたという事実である。すなわち，拓務省に提出された 1939 年度（第 29 期，1939 年 6 月末）決算書及び主要項目内訳明細における製糖費内訳明細の中に，甘蔗代に追記するかたちで，南洋興発が「臨時割増金ヲ含ム<sup>456</sup>」と明記していた。

<sup>454</sup> CIA, 001503564100。

<sup>455</sup> CIA, 001503564100。

<sup>456</sup> JACAR, B06050172500。

上記のように、1937年度（第26期）における臨時割増金の実施と1938年度（第27期）におけるその増額の明示、また1939年度の臨時割増金に関する対応を決算書及び主要項目内訳明細上に明記していた事実からも、南洋興発が、同書類を通じて、臨時割増金に関する自社の対応を、監督省庁である拓務省に伝達していた一方、拓務省はその情報を把握することができたことを意味する。この点からも、南洋興発と拓務省との間で、甘蔗代（各種割増金を含む）に関する情報が重要視されていたことが分かる。

### 3-5 小括

本章では、委任統治領であった南洋群島に設立された南洋興発を対象に、同社と関係を有していた拓務省、南洋庁、移民（小作人）において会計がどのように機能していたのかを問題意識として、アジア歴史資料センター（外務省茗荷谷研修所旧蔵記録）、国立公文書館（つくば分館）に所蔵されている史料等をもとに考察を進めた。特に1933年から1934年にかけて南洋興発が実施した小作料と割増奨励金制度の改定とその後、同社が東洋拓殖を通じて拓務省へ提出した決算書類上において会計情報がどのように利用され、機能していたのかという点に焦点を当て考察を行った。

南洋興発は、1921年から1945年まで南洋群島を中心に様々な事業に従事したが、それを支えたのは、製糖事業であった。製糖事業では、原料となる甘蔗栽培の大部分を日本からの移民であった小作人が担う一方、南洋興発が、その甘蔗原料の精製を行い、その製品を内地に供給した。南洋興発は、糖業規則にもとづき、小作人等から一定の価格で甘蔗を買収すると同時に、小作料の徴収、また割増奨励金（1937年からは割増奨励金とは別に臨時割増金）の支払いを行った。一方、南洋興発における製糖事業は、特に1930年代前半において、日本の製糖業界における砂糖生産量調整のための産糖高抑制圧力、すなわち、産糖高増加に基づく収益拡大が困難な状況と製糖費用の負担増加といった環境の変化に直面した。

他方、その甘蔗買収価格と小作料をめぐる、争議が、1923年から1933年にかけて、南洋興発をはじめとして監督官庁や国会議員、小作人といった様々な関係者を巻き込みながら生じていた。その中で、南洋群島を含めた外地の監督を担った拓務省と現地の執政機関であった南洋庁は、移民（小作人）と企業（南洋興発）の両方の立場を尊重する必要があったと考えられるが、南洋庁と南洋興発とは、密接な関係にあった一方、拓務省は、自身の廃止論にさらされながら、外地全体を監督する必要性に直面していた。というのも、1929年から1931年にかけて、日本では、金輸出解禁と緊縮財政政策のもと、激しい物価下落に直面していたのだが、その文脈の中で生じたのが、拓務省廃止論であった。その後、緊縮政策が転換され、拓務省廃止は取りやめになる一方、日本政府は、時局匡救予算のもと、内地への経済対策と外地における失業者の内地流入防止を目的とした対策を講じた。この状況に鑑みた時、拓務省は、自身が所管する外地において

更なる問題が生じることを懸念していただろうし、特に、拓務省は、外地の移民保護を重要視していたことから、当該問題に関して一定程度配慮する必要があったと考えられる。

このように南洋興発、南洋庁、拓務省、移民（小作人）がそれぞれ異なった状況に置かれた中、1933年から1934年にかけて実施されたのが、南洋興発製糖事業における小作料と割増奨励金制度の改定であった。

南洋興発は、平均20%（1930年時点）徴収していた小作料を、1934年、平均15%へと引き下げること、また、割増奨励金制度の改定を南洋庁、拓務省へ提案した。その提案の際、南洋興発は、以前より批判のあった小作料徴収の正当性を主張するため、小作料と小作人への支援のための負担額（農事管理費）を測定し、比較することで自社の負担割合が高いことを示した。また、同時に、南洋興発は、1933年度の小作人収入（小作斤量の）実績値をもとに、同改定により小作人収入が増加する情報を示したが、ここでは、割増奨励金制度改定部分の影響は明示されず、小作料改定部分の影響（小作人の手取斤量増加と当該増加分における割増奨励金の金額）、すなわち、南洋興発にとって有利となる情報のみが提示された。一方、割増奨励金制度改定に関して、南洋興発は、手取原料甘蔗1,000斤に対して所定の金額を支払うという算定方式から糖価と歩留率に応じた割増奨励金率をあらかじめ定め、当該率を手取原料代に乗じるという算定方式へ是正しようとした。加えて、南洋興発は、割増奨励金支給の基準となる糖価及び最低歩留率を引き上げることで、実質的な割増奨励金の引き下げを図ろうとした。他方、台湾では、1933年から1934年にかけて、各製糖会社が産糖高を抑制するため、甘蔗の買取価格とともに各種割増金・奨励金を引き下げた。しかしながら、台湾では、甘蔗以外に米栽培が農民の選択肢・収入源であったこともあり、甘蔗栽培が小作人における収入源であった南洋群島とは異なる状況にあった。

当該提案に対して、当時の状況を反映してか、拓務省（殖産局）は、小作人収入へ与える影響の大きさに鑑み、懸念を表明し、南洋庁に対してその調査実施を指示した。その際、拓務省は、南洋興発の製糖費（甘蔗代や割増奨励金）に関する会計情報を通じて、小作人収入への影響を認識し、その改定による影響額、特に割増奨励金制度の改定による当該金額の大幅な減少を指摘することで、その大きさを強調した。一方、拓務省側の懸念を払拭するため、南洋庁は、南洋興発製糖事業に関する情報をもとに、同改定前後の小作人収入比較（試算）を行い、改定後においても小作人側には、十分な利得が生じることを拓務省側に伝えた。その試算を受け、最終的に、改定案は了承されたのだが、同改定は、南洋興発側にとって製糖費の抑制につながった一方、小作人側においては、割増奨励金の受領金額の減少は見られたものの、南洋庁の試算に近い形で、利得を確保していた。

他方、改定以後、それに対する小作人の潜在的な不満（争議へと発展する危険性）を警戒していた拓務省は、南洋興発と小作人の利益分配の妥当性を継続的にモニターする

必要性に迫られていたものと考えられる。南洋興発は、東洋拓殖を通じて、拓務省に毎期決算に関する書類（決算書及び主要項目内訳明細）を提出していたが、そこでは、製糖事業に関する情報、特に南洋興発と小作人との利益分配に関する甘蔗代や割増奨励金、小作料、臨時割増金に関する情報が明記、伝達されていた。その伝達される情報は、定量的情報（甘蔗代、割増奨励金、小作料、臨時割増金）から定性的情報（甘蔗原料の買収価格に関する状況や臨時割増金に関する南洋興発の対応）にわたった。その伝達される情報をもとに、拓務省側は、南洋興発と小作人の利益分配状況を持続的に把握し、モニターすることができた。

このように、会計は、南洋群島経営の要であった製糖事業において、その中核をなしていた南洋興発と小作人との間の甘蔗代や割増奨励金、小作料をめぐる利害調整手段として、またその状況を南洋群島と地理的差異のある日本本土から、持続的に把握し、モニターするために利用されていた。

## 第4章 南洋興発株式会社による事業再編に関する会計情報の役割と利益捻出

### 4-1 開題

本章では、第3章に続いて、南洋興発に焦点を当てるが、特に、同社が戦時体制下、営利性と国策の両方を追求する中、会計がどのような機能を果たしていたのかという点に焦点を当てる<sup>457</sup>。その際、アジア歴史資料センター（外務省茗荷谷研修所旧蔵記録）に所蔵されている決算書類や1922年度から1944年度までの営業報告書、つくば分館に所蔵されている経営史料といった一次史料を中心に分析を行う。

特に、1937年の日中戦争勃発以後、南洋興発の会計実務に生じた変化に焦点を当てる。すなわち、南洋興発では、当初、国策に対応するため、一部の事業や工場閉鎖を実施するのだが、その際、事業別の収益性といった会計情報を認識・把握し、意思決定を行っていた一方、1941年の太平洋戦争勃発以後、同社における会計の利用のされ方に変化が生じた。すなわち、南洋興発は、株主の要求に応え、配当を実施するため、利益捻出を志向するようになった。

以下では、南洋興発の親会社であった東洋拓殖との関係や南洋群島経営において重要な役割を果たしていた日本海軍との関係性について考察したのち、日中戦争勃発後の展開、特に南洋興発が特殊工事（軍関連工事）や無水酒精の製造に傾斜し、主事業である製糖事業に労働力が割けなくなる中でどのように事業を展開していったのかという点を考察する。そして、太平洋戦争勃発後の展開、特に、軍令により南洋興発がギルバート諸島やニューギニア島方面へ事業所の設置や拡張を行う中でどのように事業を展開していき、そこでどのように会計を利用していたのかという点を考察する。最後に、本章の結論を導出する。

### 4-2 南洋興発株式会社と東洋拓殖株式会社との関係性

東洋拓殖は、1908年に施行された東洋拓殖株式会社法の下、設立された。同社は、日本における人口過剰の問題や食糧供給の問題を解決するために、日本の農民を日本から朝鮮へと移植することを目的として設立された<sup>458</sup>。上記の法律の下、同社は、朝鮮のみに事業地域を限定して移民事業を行っていたが、1917年の法律改正にもとづき、朝鮮だけでなく満州やモンゴル、華北、そして南洋群島へとその事業地域を拡大したほか、土地経営や金融業（貸付、出資）を行うようになった<sup>459</sup>。

1910年度から1919年度にかけて、東洋拓殖の収益全体の50%以上は、地所建物収

<sup>457</sup> 本章における考察と記述は、その多くを Sumi[2017]に依っている。

<sup>458</sup> 松永[2000] 37頁；Noguchi and Kanamori[2010] p. 276.

<sup>459</sup> 金[1992] 89-90, 113頁；黒瀬[2003] 1, 253頁；Noguchi and Kanamori[2010] p. 279.

入であったが、1920年度から1934年度にかけて、同社の収益全体の30%から53%が貸付金利息収入となった<sup>460</sup>。また、1933年度以降、株券債券収入の割合が増加していき、1940年度から1944年度にかけて、当該収入は、同社全体の収益の26%から31%を占めた<sup>461</sup>。図表4-1が示している通り、東洋拓殖における収益、費用ともに規模が大きいため、後者が前者を相殺し、純利益は、収益規模と比較して小規模にとどまっている。

---

<sup>460</sup> 金[1992] 109-110頁。

<sup>461</sup> 金[1992] 110頁。

図表 4-1

1935 年度から 1944 年度にかけての東洋拓殖の収益構造 (単位：円)

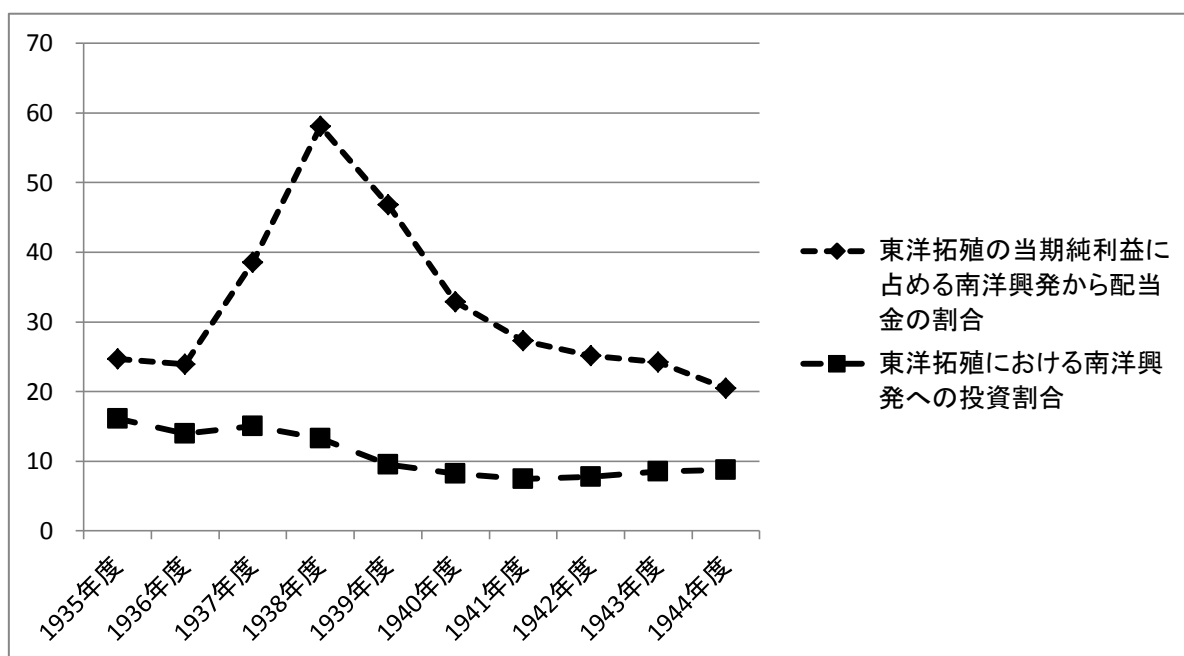
年度	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944
利益										
貸付金利息	7,811,297	8,796,338	9,381,613	10,547,425	12,097,261	13,429,243	15,106,429	16,899,255	16,372,907	17,732,584
株券及債券収入	2,564,962	3,259,123	3,741,514	5,512,405	7,564,325	11,041,621	12,359,344	14,423,093	17,316,854	18,961,185
地所収入	7,884,662	8,300,812	9,537,946	10,065,141	10,348,050	9,777,470	12,183,299	13,420,534	13,967,080	14,829,430
その他	3,746,677	3,833,031	4,136,304	7,988,894	8,249,302	8,158,412	33,297,187	6,871,210	7,677,456	7,917,349
合計	22,007,599	24,189,304	26,797,377	34,113,865	38,258,938	42,406,745	47,580,940	51,614,092	55,334,297	59,440,549
損失										
支払利息	10,269,633	11,347,552	12,604,326	14,851,970	16,735,268	19,492,301	22,016,514	25,215,677	26,569,239	29,703,207
為替差損	3,718,557	3,187,149	3,198,669	3,104,037	4,074,490	4,485,604	4,264,182	2,781,201	600,741	—
諸償却金	1,262,261	1,486,258	1,707,989	4,307,027	4,677,749	3,030,963	3,613,732	5,606,880	5,392,525	3,674,826
その他	4,711,017	5,709,165	6,754,510	9,203,186	9,484,550	11,503,143	12,719,420	12,666,041	16,367,091	18,880,626
合計	19,961,468	21,730,124	24,265,494	31,466,220	34,972,057	38,512,012	42,613,848	46,269,798	48,929,596	52,258,659
当期純益金	2,046,131	2,459,180	2,531,883	2,647,645	3,286,881	3,894,733	4,967,092	5,344,294	6,404,701	7,181,890

出典：JACAR, B06050234400 ; B06050234700 ; B06050241000 ; B06050241200 ; B06050246600 ; B06050246800 ; B06050251300 ;  
 B06050251500 ; B06050261700 ; B06050261800 ; B06050266300 ; B06050275200 ; B06050275400 ; B06050282000 ;  
 B06050282100 ; B06050289700 ; B06050295800 より筆者作成。

他方、1935年度から1944年度にかけて、東洋拓殖における全投資額（株券及債券）の7%から16%が南洋興発に対するものであった。その投資の結果として、同期間、東洋拓殖は、南洋興発から配当金を受領したが、その金額は、東洋拓殖の当期純利益（当期純益金）の20%以上を占めていた（図表4-2参照）。

図表 4-2

東洋拓殖における全投資額（株券及債券）の内、南洋興発株式が同投資額に占める割合と東洋拓殖の当期純利益に占める南洋興発から配当金の割合（単位：%）



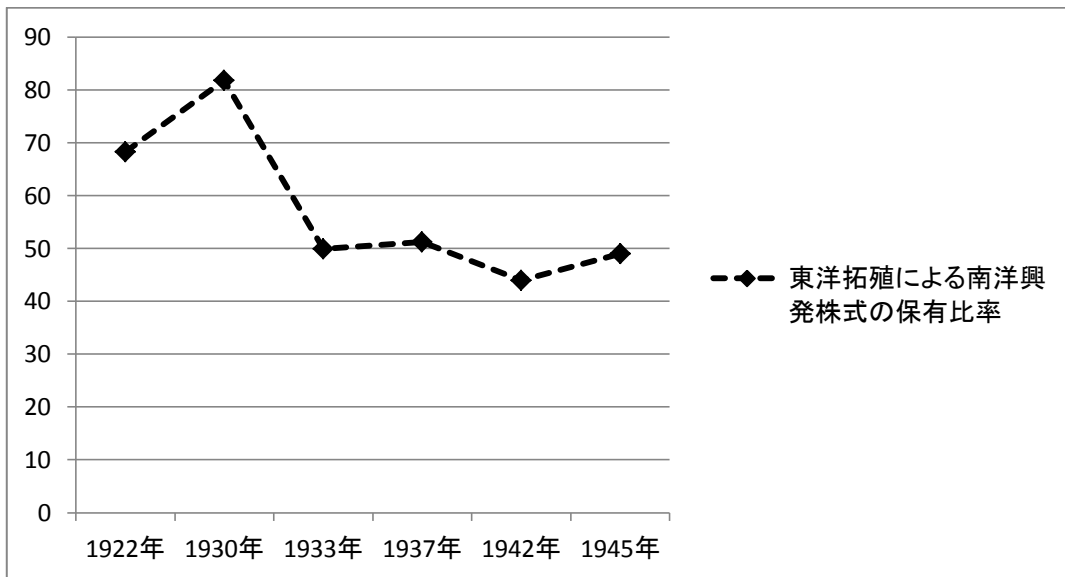
注1. 投資額は各年度の平均値によった。

出典：JACAR, B06050234400；B06050234500；B06050234700；B06050234900；  
 B06050241000；B06050241200；B06050246600；B06050246800；  
 B06050251300；B06050251500；B06050261700；B06050261800；  
 B06050266300；B06050275200；B06050275400；B06050282000；  
 B06050282100；B06050289700；B06050295800 より筆者作成。

また、東洋拓殖は、南洋興発の存続期間全体にわたって同社株式の保有を維持した。すなわち、東洋拓殖による南洋興発株式の保有比率は、1922年の68.3%から始まり、1930年の増資時（2,600,000円から7,000,000円へ増資）には、81.8%、1937年の増資時（20,000,000円から40,000,000円へ増資）には、51.2%となった。最終的に1945年南洋興発の閉鎖の際、東洋拓殖による南洋興発株式の保有比率は、49%となった（図表4-3参照）。

図表 4-3

東洋拓殖による南洋興発株式の保有比率（単位：％）



出典：南洋興発株式会社第3期営業報告書；南洋興発株式会社第12期営業報告書，12-13頁；南洋興発株式会社株主名簿，1937年11月30日付；南洋興発株式会社株主名簿，1942年11月30日付；高木[2008] 33頁；武村[1984] 16頁より筆者作成。

従って、南洋興発は国策会社である東洋拓殖から以下のような影響を受けた。1つは、設立当初見られたような役員派遣などの人事面への影響である。設立当初より南洋興発の役員は、松江春次を除いて、取締役や監査役が東洋拓殖から派遣された一方、南洋興発からの生え抜きとして取締役が就任するのは1931年が初めてであり、取締役、常務、監査役の地位には南洋興発が存続している期間のほとんどにおいて東洋拓殖出身者が在籍していた<sup>462</sup>。

加えて、東洋拓殖は南洋興発に対して、5万円以上の投資・貸付けや重要な事項並びに（利益処分を含む）決算に関して事前承認を求めていた<sup>463</sup>。また、南洋興発によって半期ごとに提出される決算書類は、東洋拓殖においてモニタリングツールの1つとして利用された。このことから分かるように、東洋拓殖は南洋興発に対して人事面だけでなく、資金面においても影響を与えていた。

<sup>462</sup> 高木[2008] 33-35頁；武村[1984] 104-105頁。

<sup>463</sup> JACAR, B06050193700。

「南興関係南方産業株式会社融資ノ件」の史料に南洋興発株式会社連絡規定として1937年時点における東洋拓殖との決まりが定められた文書が付されていた。また、当該史料は、1937年に当該連絡規定が変更されたために付されていたものであるから1937年時点より以前についても同様の規定が定められていたと考えられる。

柴田[2015]では、東洋拓殖が過半数を出資する企業の利益処分等に関して、（東洋拓殖を経由して）拓務省の承認が必要であったことを指摘している（柴田[2015] 93頁）。

さらに、南洋興発は、1925年度に配当を開始し、以後、1935年度まで8%から9%の配当率を維持した<sup>464</sup>。しかしながら、1937年度、配当に関して、南洋興発と東洋拓殖の間で交渉が行われた。そこで、南洋興発側は、普通配当10%と15周年記念配当2%を合わせた12%の配当を実施すると提案したが、東洋拓殖側は、20%（普通配当15%、記念配当5%）を配当するよう求めた<sup>465</sup>。それに対して、南洋興発は、現状10%の配当も重荷になるが、資本維持のため（増資のため）10%の配当を維持することが必要であるとの返答を行った<sup>466</sup>。一方、東洋拓殖は、「大東拓が後にいる<sup>467</sup>」との返事、すなわち、東洋拓殖が南洋興発の資金供給先（株主）であり続ける旨の返事を行った。最終的に、南洋興発は、普通配当12%と記念配当2%を合わせた14%の配当を実施した<sup>468</sup>。このように、南洋興発は、東洋拓殖から配当水準の維持や増加の圧力を受けていた。

#### 4-3 南洋興発株式会社と海軍との関係性

日本海軍は第一次世界大戦に際し、ドイツ領南洋群島を無血占領した後、防備隊を配置し、南洋群島を統治した<sup>469</sup>。その後、ヴェルサイユ条約の下、南洋群島の委任統治が決定し、軍隊の撤去とともに、パラオに南洋庁が設置された<sup>470</sup>。南洋庁設置後も、同庁においては、海軍省の在勤武官が置かれ、海軍関係事項の交渉・処理が行われた<sup>471</sup>。

また、南洋群島は1920年に調印された国際連盟規約第22条に準拠した「南洋群島ニ対スル帝国ノ委任統治条項」のもと委任統治されたが、その条項において軍備制限が設けられており、この条項によって南洋群島は、日本が国際連盟を脱退通告した2年後の1935年3月26日まで軍備制限を受けた一方、1936年末までは、ワシントン軍備制限条約のもと、要塞化（軍関連工事）を制限された<sup>472</sup>。その中で、南洋群島の土木建設関連工事は南洋興発が南洋庁より請負うことで実施されたが、それは主として道路や港湾、灯台、商業用飛行場の建設であった<sup>473</sup>。

<sup>464</sup> 南洋興発株式会社第6期・第24期営業報告書。

配当率は、払込資本金に対する配当の割合（年率）を示している。

<sup>465</sup> 木村[1966] 122頁；高木[2008] 35頁。

<sup>466</sup> 木村[1966] 122頁；高木[2008] 36頁。

<sup>467</sup> 木村[1966] 122頁；高木[2008] 36頁。

<sup>468</sup> 木村[1966] 123頁；高木[2008] 36頁。

記念配当は、1937年度上期に実施され、その後、同年度下期に増資が実施された（南洋興発株式会社第25期営業報告書、15頁；南洋興発株式会社第26期営業報告書、3-4頁）。

<sup>469</sup> 南洋庁長官官房編[1932] 35頁；矢崎[1999] 43頁。

<sup>470</sup> 南洋庁長官官房編[1932] 38, 53頁。

<sup>471</sup> 佐伯[1992] 231頁；防衛庁防衛研修所戦史室[1970] 15頁。

<sup>472</sup> 佐伯[1992] 246頁；[1994] 202-203頁；防衛庁防衛研修所戦史室[1970] 41, 45, 47-48頁。

<sup>473</sup> 今泉[2004] 313頁；佐伯[1992] 246頁；[2000] 232頁；防衛庁防衛研修所戦史室[1970]

1936年、日本政府により「国策の基準」において南進政策が明示、そこで南洋における軍備充実が認識された<sup>474</sup>。南洋群島はその拠点として地政学的に重要であった<sup>475</sup>。さらに、ワシントン軍備制限条約の消滅を境に軍関連施設の工事が増加したが、それらの工事は、日本海軍が監督・担当し、サイパン島やテニアン島では南洋興発に請け負わせた<sup>476</sup>。これが次節で言及するような特殊工事（軍関連工事）であり、これに対して南洋興発は労働力を供給することとなった。

他方で、日本海軍は、液体燃料（ガソリン）の自給化問題や南洋群島における基地としての戦略的価値について組織的な研究を行う目的で、1935年に「対南洋方策研究委員会」を発足させたほか、1936年には、軍務局の任務軽減や海軍政策の充実を目的として「海軍政策及制度研究調査委員会」を発足させた<sup>477</sup>。この2つの委員会において検討された方策（南進政策）を具体化する手段として、南洋興発に期待が寄せられていた<sup>478</sup>。実際、南洋興発は、1937年5月にオランダ領セレベスにおいてヤシ・ゴムの農園経営やコプラ貿易に従事した南太平洋貿易を設立したほか、1937年9月にはポルトガル領チモールにおいてコーヒー・ゴムなどの農園経営や貿易・海運業に従事したポルトガルとの合弁企業 S・A・P・T<sup>479</sup>に出資したわけだが<sup>480</sup>、その進出（南進）の際には、日本海軍が南洋興発を支援したという<sup>481</sup>。

このように南洋興発と海軍は南洋興発が設立された当初から関わりを持ち、国策遂行に関与していた。この関係は、日中戦争勃発後も続き、特に太平洋戦争期にはさらにその関係を深めていくこととなる。

#### 4-4 日中戦争勃発後の南洋興発株式会社の展開～製糖及び燐鉱事業に関する事業再編と軍関連工事への従事～

日中戦争勃発以降、日本は、戦時体制下において労働力不足に直面していた。特に南洋群島は、他の地域（台湾、朝鮮、満州）よりも人口が少なく、日本本土から海を挟ん

---

52頁。

<sup>474</sup> 大久保ほか編[1980] 291-292頁；佐伯[1994] 202-203頁。

<sup>475</sup> 森[2013] 343頁。

<sup>476</sup> 今泉[2004] 313頁；防衛庁防衛研修所戦史室[1970] 52-53頁。

<sup>477</sup> 佐伯[1992] 237, 243頁；波多野[1990] 151-152頁；防衛庁防衛研修所戦史室[1975] 290-291頁。

<sup>478</sup> 佐伯[1992] 238, 244, 247頁。

<sup>479</sup> 資本金 1,890,000 パタカで設立され、南洋興発は 1940 年 7 月時点で 40% 分出資していた (JACAR, B06050193400)。

<sup>480</sup> 武村[1984] 86-87頁

<sup>481</sup> 佐伯[1992] 240-241, 244頁；大久保ほか編[1980] 261-262頁；防衛庁防衛研修所戦史室[1975] 296頁。

だ海洋地域であり、島々が散在していた<sup>482</sup>。加えて、南洋興発における労働力の大半を担っていた日本人移民、特に沖縄県においても労働力不足が生じていた<sup>483</sup>。

その中で、日本海軍によってマリアナ諸島やマーシャル諸島において実施された軍関連工事に多くの労働者が必要とされた<sup>484</sup>。その需要に応じる形で、南洋興発は、海軍による航空基地整備や燃料貯蔵槽建設といった特殊工事（軍関連工事）に対して労働力を提供した<sup>485</sup>。特に 1939 年には、サイパン、テニアン、ロタ、その他の諸島にわたる「特殊工事ノ大拡張計画<sup>486</sup>」の下、サイパン島アスリート飛行場拡張工事、サイパン島サドツクターシ地下重油槽建設工事、ガソリン地下槽工事並びにテニアン島での一部工事が実施され、同社は、「本工事画カ国家ノ重要施設ニシテ急施ヲ要スルコトニ鑑ミ・・・ロタ製糖所ヲ閉鎖シ其ノ所属スル所ノ永年熱帯労働ニ練達セル労働者一千五百名之ニ弊社専属請負業保有労働者五百名及各事業地所属労働者ヲ<sup>487</sup>」提供するため 1939 年 4 月よりロタ製糖所を閉鎖した<sup>488</sup>。

日本海軍は、従来、特殊工事に必要な労働力を日本本土から募集することを企図していた<sup>489</sup>。しかしながら、その際、日本海軍では、内地の賃金を基準に外地手当を付与する条件を提示していたが、その金額が南洋興発の人夫賃と著しい差を生じさせること（特殊工事へ労働者が流出すること）を同社は懸念していた<sup>490</sup>。そのため、南洋興発は、自社の事業を犠牲にしてでも積極的に特殊工事に応えようとしていた<sup>491</sup>。

このように、南洋興発は、ロタ製糖所を閉鎖し、大規模な特殊工事に労働力を提供し

---

<sup>482</sup> 南洋群島は、付録 1 の地図が示している通り、カロリン群島、マリアナ群島、マーシャル群島から成った。特に、南洋群島は、サイパン、テニアン、ロタ、パラオ、ポナペ、ヤルートを含む 623 の島々から構成された（南洋庁長官官房編[1932] 3 頁）。

<sup>483</sup> 今泉[2004] 314 頁。

当該状況下、南洋興発は、朝鮮から労働者を募集したという（今泉[2004] 314-315 頁）。また 1940 年頃には、沖縄県の施策によって青年の沖縄県から南洋群島への渡航が困難になったという（森[2014] 20 頁）。

<sup>484</sup> 今泉[2004] 313 頁；防衛庁防衛研修所戦史室[1970] 60-62 頁。

<sup>485</sup> 今泉[2004] 313, 315 頁；防衛庁防衛研修所戦史室[1970] 60-61, 64-65 頁。

<sup>486</sup> JACAR, B06050173300。

<sup>487</sup> JACAR, B06050173200。

<sup>488</sup> JACAR, B06050173200 ; B06050173300 ; 今泉[2004] 315-316 頁。

1940 年 10 月よりロタでは、合成清酒の製造が開始された（南洋興発株式会社第 33 期営業報告書, 5, 8 頁；武村[1984] 91 頁）。合成清酒は、日本の酒精需要増加に応じて生産されたが、当該製造にあたっては、ロタ製糖所の設備の一部が用いられた（CIA, 001503565100）。

<sup>489</sup> CIA, 001503560100。

<sup>490</sup> CIA, 001503560100 ; 今泉[2004] 314 頁。

日本海軍は、特殊工事において内地の人夫を 1 人募集する際、人夫の手取りを 1 日あたり 2 円（2.25 円のうち厚生省管理費として 0.25 円が差し引かれるため）としていた一方、南洋興発における人夫は 1 日あたり 1.20 円と労賃に差が生じていた（CIA, 001503560100）。

<sup>491</sup> CIA, 001503560100 ; 今泉[2004] 314 頁。

たが、ロタ製糖所の閉鎖には以下のような理由があった。すなわち、ロタ製糖所における産糖高は他の製糖所と比較すると少なく、また同製糖所の「全能力ヲ發揮セシメンガ為メニハ広面積ニ亘ル土地改良ノ為メニ多額ノ資金ト数カ年ノ時日ヲ要スル<sup>492</sup>」ほど耕地の状態が芳しくなかった<sup>493</sup>。実際に、ロタ島の土地は土層が浅く、養分及び水分の欠乏を招きやすく、また甘蔗が育つのに十分なカリウム分が不足していた<sup>494</sup>。そのため、ロタ製糖所の生産性向上には、多くの時間と多額の資金が必要とされた<sup>495</sup>。またロタ製糖所の採算性についても問題が存在していた。すなわち、ロタ製糖所の収益性は、サイパン・テニアン製糖所のそれよりも劣っていた。それは「ロタ製糖所収支計算書」（図表 4-4 参照）と決算書類上における製糖事業全体の収益・費用（サイパン・テニアン・ロタを含めた）を比較した場合、明らかであった<sup>496</sup>。

図表 4-4  
ロタ製糖所収支計算書（単位：円）

	1936年度	1937年度	1938年度
収入之部			
製糖収入	795,111.40	785,855.14	1,160,988.14
砂糖	757,671.40	773,000.74	1,108,224.14
糖蜜	37,440.00	12,854.40	52,764.00
農事収入	5,566.12	2,753.14	19,449.97
雑収入	58,733.85	47,629.46	65,335.81
計	859,411.37	836,237.74	1,245,773.92
支出之部			
製糖費	390,419.91	447,426.32	777,277.08
農事費及家畜費	59,207.52	52,824.78	49,848.20
鉄道費	20,270.59	20,967.45	35,377.50
営業費	79,293.49	117,888.10	141,772.06
販売費	72,305.37	78,378.43	147,785.04
計	621,496.88	717,485.08	1,152,059.88
差引	237,914.49	118,752.66	93,714.04
固定設備償却	401,138.24	319,417.33	303,141.03
再差引	-163,223.75	-200,664.67	-209,426.99

出典：CIA, 001503560100 より筆者作成。

上記のように、ロタ製糖所は、固定設備償却を含めると 1936 年度から 1938 年度にかけて損失を計上していることが分かる。このロタ製糖所における収益性の低さは、「ロタ製糖所収支計算書」を通じて、南洋興発自身によって認識されていた。

一方で、この間、サイパン製糖所やテニアン製糖所に設備投資、特にサイパン製糖所に関連した大規模な設備投資が行われた。すなわち、南洋興発は、1937 年 1 月、サイ

<sup>492</sup> CIA, 001503560100 ; JACAR, B06050173200。

<sup>493</sup> CIA, 001503560100 ; JACAR, B06050173200 ; 今泉[2004] 316 頁。

<sup>494</sup> 川村・稲垣[1940] 479 頁 ; 川村・田中[1940] 447 頁。

<sup>495</sup> CIA, 001503560100 ; JACAR, B06050173200 ; 今泉[2004] 316 頁。

<sup>496</sup> JACAR, B06050156500 ; B06050157000 ; B060501618000 ; B06050162000。

パン製糖所の日産能力を1,400トンへ増強させた後、1939年末には四重圧搾機の設置、1940年3月末には日産能力300トンの工場を従来の工場に併設した<sup>497</sup>。このように、同社は各事業の収益性に関する会計情報に基づき、ロタ製糖所を閉鎖することを決定し、労働力を捻出することで海軍による特殊工事（軍関連工事）に応えながら収益性の確保にも努めた。

また、戦時下において、日本は化学肥料の需要を満たすため、多くの燐鉱石を必要としていた。日本における燐鉱石の消費は、1939年時点、1,200,000トンであり、その多くを海外に依存していた<sup>498</sup>。南洋興発は、ペリリュー、ロタ、トコベ、サイパン、新南群島、ボホール、テニアン各島で燐鉱石の生産を行っていたが、日本の需要に応えるため、当初、採算を顧みず、その増産を図った<sup>499</sup>。

しかしながら、その後、南洋興発は、各島における残鉱量減少や燐鉱石の品質低下、石油や船舶、労働力不足といった問題を背景に生じた収益性の問題を認識するようになった<sup>500</sup>。実際に、南洋興発は、収益性の問題に鑑み、ボホールや新南群島といった各燐鉱地における事業を閉鎖した。図表4-5が示している通り、燐鉱生産量は、1935年度から1940年度に増加した後、減少に転じた。

---

<sup>497</sup> 南洋興発株式会社第26期営業報告書、8頁；南洋興発株式会社第31期営業報告書、9頁；武村[1984] 91, 106頁。

1937年以前、サイパン製糖所の日産能力は、1,200トンであった（武村[1984] 106頁）。

<sup>498</sup> CIA, 001503564100。

<sup>499</sup> CIA, 001503564100。

南洋興発は、実際に1939年、170,000トンの生産目標をかかげていたが（CIA, 001503564100）、その目標が達成されることはなかった。

<sup>500</sup> CIA, 001503565100；001503567100；JACAR, B06050193800。

図表 4-5  
各燐鉍所における燐鉍生産高（単位：トン）

	ペリリュー	ロタ	トコベ	サイパン	新南群島	ボホール	テニアン	合計
1935年度	2,577	—	—	—	—	—	—	2,577
1936年度	19,128	—	—	—	—	—	—	19,128
1937年度	28,557	9,159	2,448	—	—	—	—	40,164
1938年度	25,865	45,241	5,283	3,659	—	—	—	80,047
1939年度	28,917	36,883	5,034	21,369	174	2,300	—	94,676
1940年度	16,108	52,926	10,236	21,800	3,773	—	—	104,844
1941年度	4,443	25,722	14,573	4,673	—	—	—	49,411
1942年度	2,062	43,709	7,008	14,842	—	—	2,393	70,014
1943年度	—	17,247	—	15,436	—	—	—	32,683
1944年度	—	3,948	—	5,596	—	—	—	9,544

出典：CIA, 001503567100 ; 001503572100 ; JACAR, B06050161800 ; B06050162000 ;  
B06050172500 ; B06050172700 ; B06050184400 ; B06050184600 ;  
B06050193000 ; B06050193800 ; B06050197300 ; B06050197800 ;  
B06050208300 ; B06050208500 ; B06050216200 より筆者作成。

当該減少は、各燐鉍地における燐鉍生産量の減少のほか、ボホールや新南群島の事業閉鎖が要因となった。実際に、収益性の問題が両燐鉍事業地（ボホール、新南群島）において認識されていた。ボホールのケースに関して言えば、南洋興発は、1939年度の実績<sup>501</sup>をもとに作成した「ボホール残鉍量収支計算表」（図表 4-6 参照）を通じて、収益性を認識していたほか、新南群島のケースに関して言えば、各燐鉍事業地別の収支内訳明細（図表 4-7 参照）を通じて、その収益性を認識していた<sup>502</sup>。

<sup>501</sup> 南洋興発は、採鉍費 53,704 円、船舶運賃（第一船運賃諸掛外）77,022 円を計上していた一方、燐鉍石の売渡価格（予想）として 79,334 円を計上した（CIA, 001503567100）。

<sup>502</sup> 1940 年度におけるボホール燐鉍事業の収益・費用の実績値については、確認することが出来ない。これは、1940 年 2 月にボホール燐鉍事業地が閉鎖されたため、1940 年には操業が行われなかったことが理由の 1 つとして考えられる（CIA, 001503567100）。また、ボホール燐鉍事業に関する収益・費用が興業費勘定において処理されていた可能性がある（JACAR, B06050184400）。南洋興発は、1939 年度（第 30 期）の新南群島の収支に関して、利益として 843 円を計上している（JACAR, B06050172700）。

図表 4-6

## ボホール残鉱量収支計算表

種別	噸当(円)	噸当(円)
収入ノ部		
売鉱価格	50.097	50.097
支出ノ部	(最高)	(最低)
山元生産費	18.187	16.801
本船運賃	30.000	30.000
東京事務所費	2.000	2.000
小計	50.187	48.801
差引損益	-0.090	1.296
生産費明細		
費別	噸当(比)	噸当(比)
ローヤルティ	0.750	0.750
ボイルス分税金	0.175	0.175
ライター借用料	2.500	2.500
荷役費	1.500	1.500
山元生産費	3.380	2.750
セブ社交費	0.250	0.250
計	8.555	7.925
	18.187円	16.801円
山元生産費明細		
費目	噸当(比)	噸当(比)
労銀(採掘)	1.00	1.00
俸給(採掘)	0.25	0.25
労銀(運搬積込)	0.40	0.40
俸給(運搬積込)	0.10	0.10
籠補修費	0.25	0.25
栈橋補修費	0.50	0.25
乾燥費	0.35	0.25
倉入費	0.13	0.075
倉庫修理費	0.15	0.05
雑費	0.25	0.125
計	3.38	2.75
	7.116円	5.83円

注1. 上記の図表は、1トン当りの収支の試算を示しており、費用について高く見積もった場合と低く見積もった場合の2パターンで試算を行っている。図表からも分かるように、費用について高く見積もった場合、1トン当たりの差引損益は0.090円の赤字になると試算された。

出典：CIA, 001503567100 より筆者作成。

図表 4-7

1940 年度（第 31 期）、各燐鉍事業の収支内訳明細（単位：円）

	ロタ	ペリリユー	トコベ	サイパン	新南群島
収入之部					
燐鉍	1,163,430.61	431,793.94	250,974.96	261,043.21	78,166.07
雑	819.03	4,403.96	4,469.68	—	978.72
計	1,164,249.64	436,197.90	255,444.64	261,043.21	79,144.79
支出之部					
燐鉍費	864,460.66	460,038.43	105,915.98	207,118.75	69,760.24
採鉍費	147,741.61	170,613.33	17,813.13	72,747.27	16,670.04
販売費	485,863.59	234,164.52	73,401.95	128,511.59	33,915.04
事務費	43,439.11	55,260.58	14,700.90	5,859.89	19,175.16
ロタ特別控除	187,416.35	—	—	—	—
雑損	20,572.70	—	—	—	—
差引利益	279,216.28	-23,840.53	149,528.66	53,924.46	9,384.55
諸償却金	103,652.75	62,340.44	15,752.32	19,996.92	9,384.55
興業費償却	33,652.75	27,804.20	1,556.91	11,204.05	9,384.55
固定設備償却	70,000.00	34,536.24	14,195.41	8,792.87	—
再差引利益	175,563.53	-86,180.97	133,776.34	33,927.53	0.00

注 1. 史料においては、各燐鉍所の合計（額）が算出されているが、一部欠損がみられたため省略した。

注 2. サイパンにおける差引利益と再差引利益は、史料において、それぞれ 153,924.46 円、133,927.53 円と記録されているが、筆者の計算に従って数字をそれぞれ、53,924.46 円と 33,927.53 円へ修正した。

出典：JACAR, B06050184400 より筆者作成。

最終的に、南洋興発は、上記試算（図表 4-6）をもとに将来的な採算性の悪化を懸念し、「余力ヲ南洋群島、新南群島其他ノ事業地ニ集中スル方得策ナル<sup>503</sup>」として 1940 年 2 月ボホール島の燐鉍事業を閉鎖した一方、収益性の観点から資産を「売却シ其代金ヲ他ノ有利事業ニ使用スルハ此際寧ロ採ルベキ手段<sup>504</sup>」として 1940 年 11 月新南群島の燐鉍事業を閉鎖した。

また、南洋興発は、1942 年までにペリリユーとトコベにおける燐鉍事業を閉鎖した。南洋興発の決算書類から判断する限り、ペリリユー燐鉍事業では、1936 年度から 1938 年度にかけて利益を計上した後、南洋興発が閉鎖を決定した 1941 年度まで損失を計上していたことが分かる<sup>505</sup>。また、トコベ燐鉍事業では、1938 年度から 1942 年度の下

<sup>503</sup> CIA, 001503567100。

<sup>504</sup> CIA, 001503565100。

<sup>505</sup> CIA, 001503569100 ; JACAR, B06050161800 ; B06050162000 ; B06050172500 ; B06050172700 ; B06050184400 ; B06050184600。

南洋興発は、1941 年（8 月）にペリリユー燐鉍事業地の閉鎖を決定したが、1942 年度の上期まで生産を継続した（CIA, 001503569100 ; JACAR, B06050197300）。

期にかけて（1940年度から1942年度の上期を除いた）損失を計上していたことが分かる<sup>506</sup>。このことから、南洋興発は、各燐鉍事業地を閉鎖する際、日本の燐鉍石需要を満たすため、燐鉍生産量を考慮しながらも収益の比較優位性に注意を払っていた。

#### 4-5 太平洋戦争勃発後の南洋興発株式会社の展開

1941年12月8日太平洋戦争の勃発により、南洋群島の地政学的重要性が増した。南洋興発はその状況下において重要な役割を果たした。すなわち、開戦後、同社はグアム島占領に伴う大宮事業所（グアム）の設置を手始めとして、戦局拡大とともに海軍と陸軍の軍命による「南方建設事業」において役割を果たすため、外領事業所の設置、拡張を行った<sup>507</sup>。また、外領事業所を展開していく中で、同社は1942年7月に南洋貿易を吸収合併した。この吸収合併は、「一元的経営ノ合理化ヲ図リ以テ南方経済建設工作ニ寄与<sup>508</sup>」するためのものであり、南洋興発を存続会社とした1:1の対等合併であった<sup>509</sup>。

##### 4-5-1 1942年におけるポナペ無水酒精工場の閉鎖と「南方建設事業」への従事

日中戦争勃発後、日本では、燐鉍石に加えて、石油資源の需要も高まっており、特に、石油については、日本政府が、石油に無水酒精（無水エタノール）を混合し、需要を賄おうと国営工場や製糖各社にその生産を要請し、専売局<sup>510</sup>において一括管理した<sup>511</sup>。

この一連の経緯のもと南洋興発は、その需要に応えるため無水酒精の製造に乗り出した。1938年には、テニアン無水酒精工場が操業を開始し、さらに1940年には、ポナ

<sup>506</sup> JACAR, B06050161800 ; B06050162000 ; B06050172500 ; B06050172700 ; B06050184400 ; B06050184600 ; B06050193000 ; B06050193800 ; B06050197300 ; B06050197800。

<sup>507</sup> 今泉[2004] 323頁；南洋興発株式会社第35期営業報告書，4，8頁；南洋興発株式会社第36期営業報告書，13-14頁；武村[1984] 1，92-94頁。

例えば、南洋興発は、大宮（グアム）事業所（1942年2月設置）、ジャワ事業所（1942年7月受命）、マニラ事業所（1943年2月設置）等を設置したほか、チモール事業所、マノクワリ（ニューギニア）事業所、ラバウル（ニューブリテン）事業所の拡張事業、メナド事業所、ギルバート事業所、東部ニューギニア事業所といった事務所・出張所の拡張を行った（今泉[2004] 323頁；南洋興発株式会社第35期営業報告書，4，8頁；南洋興発株式会社第36期営業報告書，13-14頁；武村[1984] 1，92-94頁）。

<sup>508</sup> JACAR, B06050196800。

<sup>509</sup> JACAR, B06050196800；南洋興発株式会社第36期営業報告書，8頁。

南洋貿易との合併により、南洋興発は、油脂事業と南洋群島における運輸事業を継承した（南洋興発株式会社第36期営業報告書，5，11-12頁）。

<sup>510</sup> 専売局は、1898年、葉たばこ専売事業の開始にともない、大蔵省の外局として設置された（秦編[2001] 403頁）。

<sup>511</sup> JACAR, B06050161900；都新聞経済部[1937] 376頁。

ペ無水酒精工場が操業を開始した<sup>512</sup>。テナアン無水酒精工場では、原料を製糖の副産物である糖蜜とした一方、ポナペ無水酒精工場では、原料を甘蔗とした<sup>513</sup>。ここで、無水酒精の生産量・移出量（両工場合計）をみると、以下の図表 4-8 に示す通りである。

図表 4-8  
無水酒精の生産量と移出量（単位：キロリットル）

年度	1939	1940	1941	1942	1943	1944
生産量	1,712	1,650	2,507	2,471	1,326	505
移出量	1,638	1,673	2,162	2,162	606	—

出典：JACAR, B06050172500；B06050172700；B06050184400；B06050184600；  
B06050193000；B06050193800；B06050197300；B06050197800；  
B06050208300；B06050208500；B06050216200 より筆者作成。

生産量は、1939 年度から 1942 年度にかけて増加した後、1943 年度より減少に転じたが、これは、ポナペ無水酒精工場の閉鎖に起因した。南洋興発は、「南方建設事業」という国策に応えなければならぬ中、ポナペ無水酒精工場を閉鎖し、労働力を捻出したが、その際、酒精事業における収支内訳明細を通じて、同工場の収益性の低さを認識・把握していた。

1941 年度から 1942 年度にかけて、酒精事業における収支内訳明細が南洋興発により作成された決算書類に添付されており、そこで酒精事業の収益性が認識・特定されている<sup>514</sup>。ここで、1942 年度（第 35 期）の酒精事業における収支内訳明細のデータを示すと、図表 4-9 が示す通りである。

<sup>512</sup> 南洋興発株式会社第 29 期営業報告書、5 頁；南洋興発株式会社第 33 期営業報告書、6 頁；武村[1984] 90-91 頁。

<sup>513</sup> JACAR, B06050193800。

テナアン無水酒精工場では、元々製造していた酒精工場に追加的に無水酒精製造に関する設備を据え付けるだけであったのに対して、ポナペ無水酒精工場では、元々稼働していた澱粉工場の設備を一部利用できたものの、圧搾機や蒸留装置など多額の新規投資を必要とした（JACAR, B06050161900）。

<sup>514</sup> CIA, 001503572100；JACAR, B06050193000；B06050197300；B06050197800。

図表 4-9

1942 年度（第 35 期）、酒精事業における収支内訳明細（単位：円）

	サイパン	テニアン	ロタ	ポナペ	計
収入之部					
酒精	52,741.16	447,342.55	—	241,440.99	741,524.70
合成酒	—	—	1,292,463.64	—	1,292,463.64
加工酒	626,368.65	—	—	—	626,368.65
雑収入	—	1,414.70	8,325.90	57,473.50	67,214.10
計	679,109.81	448,757.25	1,300,789.54	298,914.49	2,727,571.09
支出之部					
原料費	21,175.36	191,801.11	—	203,968.20	416,944.67
醸造費	23,318.62	90,916.47	—	62,179.42	176,414.51
包装費	6,005.42	32,538.93	—	—	38,544.35
加工酒費	44,052.92	—	376,292.80	—	420,345.72
計	94,552.32	315,256.51	376,292.80	266,147.62	1,052,249.25
税金	392,235.05	77.55	477,817.93	—	870,130.53
販売費	26,905.81	2,234.41	10,295.01	3,028.61	42,463.84
営業費	—	—	45,096.15	123,705.22	168,801.37
合計	513,693.18	317,568.47	909,501.89	392,881.45	2,133,644.99
家畜費	—	—	—	7,060.01	7,060.01
船舶費	—	—	—	13,010.17	13,010.17
幸福増進費	—	—	—	10,190.03	10,190.03
差引	165,416.63	131,188.78	391,287.65	-124,227.17	563,665.89
諸償却金	4,912.97	25,187.96	3,482.44	196,847.83	230,431.20
再差引	160,503.66	106,000.82	387,805.21	-321,075.00	333,234.69

注 1. 史料では、1941 年度（第 34 期）の収支状況と比較がなされている。

出典：JACAR, B06050197300 より筆者作成。

図表 4-9 から分かるように、ポナペ無水酒精工場のみが 321,075 円の損失を出しており、特に、収益に対して「原料費」が割高であり、また「営業費」や「家畜費」、「船舶費」、「幸福増進費」といった費用がさらに損益を圧迫している<sup>515</sup>。ポナペ無水酒精事業における収益性の問題の背景には、労働力の不足による原料不足と歩留の低下、労賃の高騰、そして原料投入不足による非効率な工場運転という問題が存在した<sup>516</sup>。

最終的に南洋興発は、1942 年、ポナペ無水酒精工場を閉鎖し、「緊急国家的事業ノ開発ニ即刻着手シ以テ共栄圏ノ達成ニ些カナリトモ寄与<sup>517</sup>」するため、余剰労働力を東部ニューギニアやマーシャル諸島方面への「南方建設事業」に提供した<sup>518</sup>。他方で、製糖

<sup>515</sup> ポナペ無水酒精工場では「営業費」が計上されているのに対してサイパン・テニアンでは、「営業費」が計上されていない。これは、「サイパン、テニアン酒精ハ製糖工場分ト営業費区分出来ズ、事実上製糖工場ニ附属シ居ルモノニシテ営業費ハ極メテ小額ナリ」（CIA, 001503572100）とあるように、サイパン・テニアン酒精工場が、製糖工場に併設される形で運営されていたのに対してポナペ無水酒精工場は単独で運営されていたことによるものであった。

<sup>516</sup> CIA, 001503568100。

<sup>517</sup> CIA, 001503568100。

<sup>518</sup> CIA, 001503568100；南洋興発株式会社第 36 期営業報告書，10 頁。

事業では、1941年度から1942年度にかけてサイパン製糖所において工場の増設とそれにかかわる社宅等への投資が行われた<sup>519</sup>。

上記のように、南洋興発は、収支内訳明細に見られるような会計情報をもとに採算、効率性を認識・把握（特定）したうえで、それをもとにポナペ無水酒精工場を閉鎖、そして「南方建設事業」という国策事業へその労働力を提供する一方で、収益の柱であった製糖事業、特に、サイパン製糖所に投資することで収益を確保しようとしていた。

#### 4-5-2 戦時体制下における利益捻出と配当維持～1941年から1943年にかけて～

南洋興発は、物価高による生産原価の増加や海上輸送難、「南方建設事業」による労働力不足を背景に<sup>520</sup>、利益水準の低下に直面していた。同社の当期純利益は、1938年度5,149,064円であったが、以降、減少が続き、1941年度には4,027,388円となった<sup>521</sup>。その状況下で南洋興発は、資本調達を株主に依っていたため、株主の配当要求に応える必要があった。図表4-10が示している通り、南洋興発における株主資本比率は、1934年度に70%を記録し、以後、減少するものの1944年度まで50%以上を維持していた。

---

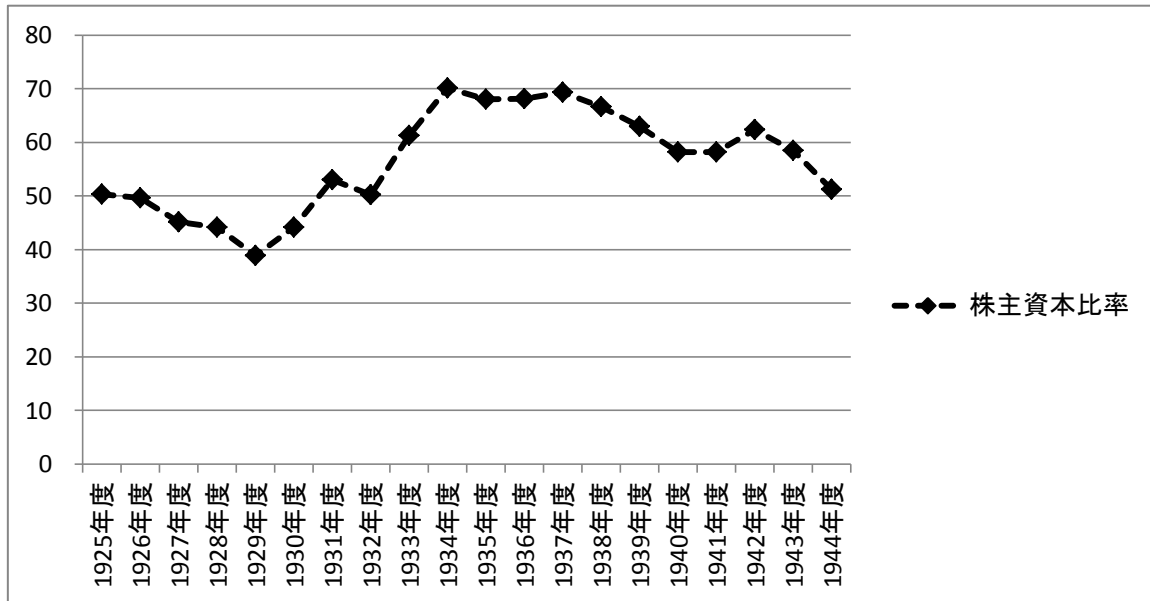
<sup>519</sup> JACAR, B06050193800 ; B06050197300。

<sup>520</sup> JACAR, B06050184600 ; B06050193800 ; B06050197300 ; B06050197800。

<sup>521</sup> 南洋興発株式会社第27期-第34期営業報告書。

図表 4-10

1925 年度から 1944 年度にかけての株主資本比率（単位：％）



注 1. 株主資本は、払込資本金、法定積立金、別途積立金・特別積立金、前期繰越金、当期純益金（当期純利益）とした。

注 2. 株主資本は各年度の平均値（(前年度末+当該年度末)÷2）によった。

出典：南洋興発株式会社第 5 期-40 期営業報告書より筆者作成。

実際に、南洋興発は、1933 年度、資本金を 7,000,000 円から 20,000,000 円（払込資本金、10,250,000 円）へと増資した<sup>522</sup>。1937 年度には、製糖、無水酒精、燐鉍事業に対する投資のみならず、海軍の期待に応える形で、ニューギニアやセレベス、チモールといった外国領に対する投資を行うため、資本金を 20,000,000 円から 40,000,000 円（払込資本金、25,000,000 円）へと増資した<sup>523</sup>。さらに、1942 年度、「南方建設事業」への投資や営業資金を支えるため、10,000,000 円を追加徴収した<sup>524</sup>。数回にわたる増資や未払込資本金の徴収にもかかわらず、東洋拓殖は、南洋興発の存続期間にわたり、筆頭株主であり続けた<sup>525</sup>。従って、南洋興発は、東洋拓殖による配当要求に応える必要があったと考えられる<sup>526</sup>。

<sup>522</sup> 南洋興発株式会社第 18 期営業報告書、2 頁。

<sup>523</sup> JACAR, B06050156400；佐伯[1992] 238, 240, 244, 247 頁。

南洋興発は、1935 年度に 1,950,000 円分、1937 年度（第 25 期）に 3,900,000 円分、未払込資本金を徴収した（南洋興発株式会社第 21 期-第 22 期営業報告書；南洋興発株式会社第 25 期営業報告書、3 頁）。

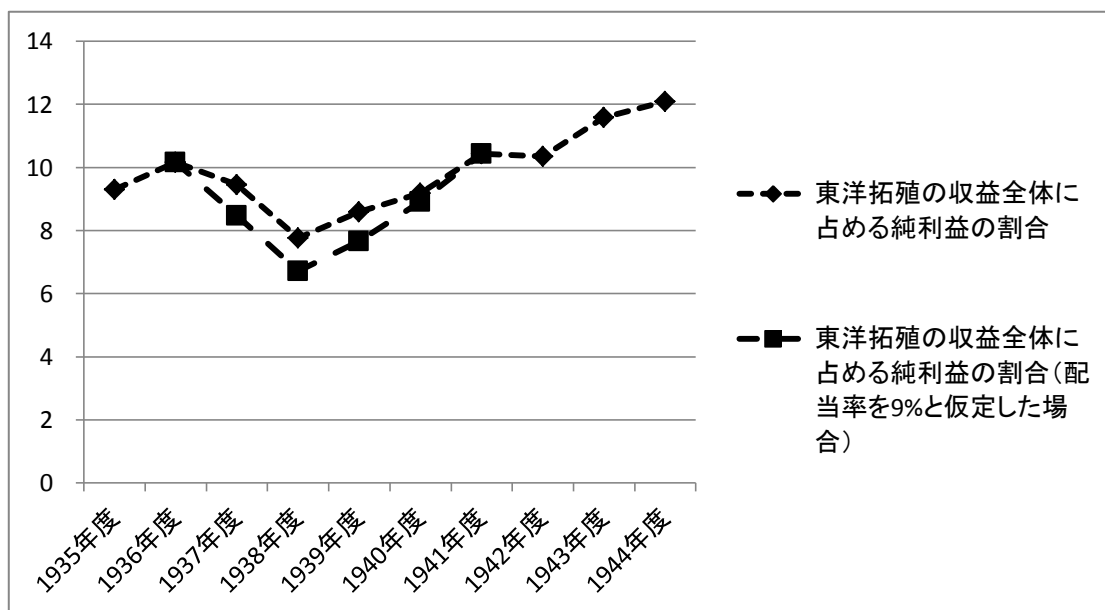
<sup>524</sup> JACAR, B06050197000。

<sup>525</sup> 東洋拓殖は、1933 年に南洋興発株式の一部を売却した（JACAR, B06050151300）。そのため、東洋拓殖における南洋興発株式の持株比率は低下した。

<sup>526</sup> 柴田[2015]によれば、東洋拓殖における南洋興発株式の保有比率が 50%を下回ったこ

前述のように、東洋拓殖は、1937年度、南洋興発に対してより高い配当を行うよう圧力をかけていた。その中で、南洋興発は、1942年度（配当率8%）以前、1937年度から1939年度にかけて12%、1940年度には、10%、1941年度には、9%の配当率に基づき、配当金を支払っていた<sup>527</sup>。南洋興発からの配当金は、1935年度から1944年度にかけて東洋拓殖の当期純利益の水準を支えた（図表4-2からも分かるように、南洋興発の配当金が東洋拓殖の当期純利益に占める割合は、平均29%であった）<sup>528</sup>。また、東洋拓殖の収益全体に占める純利益の割合をみると図表4-11が示す通りである。図表4-11は、2つのケース、すなわち、1935年度から1944年度にかけての東洋拓殖の収益全体に占める純利益の割合と1937年度から1940年度にかけて、南洋興発が配当金を9%の水準で行った場合の東洋拓殖の収益全体に占める純利益の割合を示している。

図表 4-11  
東洋拓殖の収益全体に占める純利益の割合（単位：%）



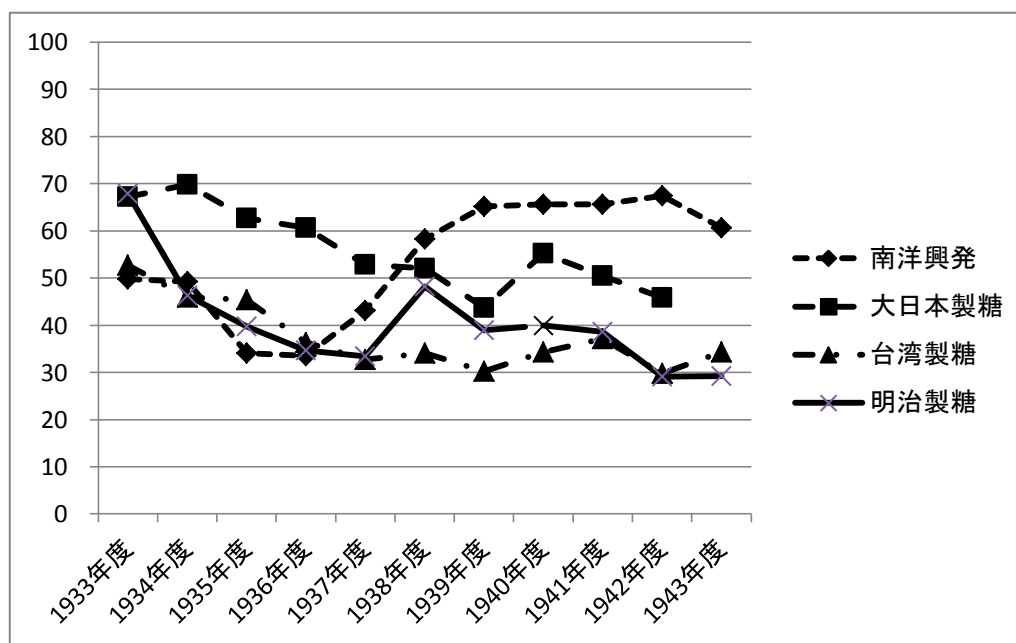
出典：JACAR, B06050234400；B06050234500；B06050234700；B06050234900；  
B06050241000；B06050241200；B06050246600；B06050246800；  
B06050251300；B06050251500；B06050261700；B06050261800；  
B06050266300；B06050275200；B06050275400；B06050282000；  
B06050282100；B06050289700；B06050295800 より筆者作成。

とにより、（東洋拓殖を通じた）政府からの圧力が軽減したという（柴田[2015] 380頁）。  
<sup>527</sup> 南洋興発株式会社第25期-第36期営業報告書。

<sup>528</sup> 高木[2008]によれば、南洋興発の配当金は、東洋拓殖の国策事業を支える原資になっていたという（高木[2008] 36, 43頁）。

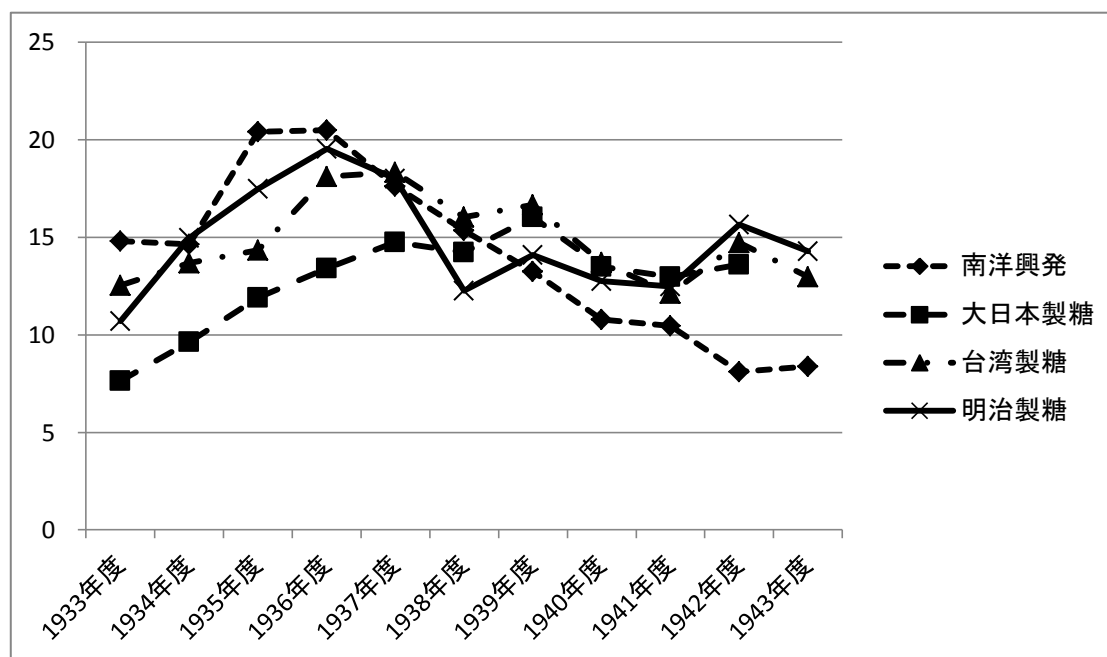
図表 4-11 が示す通り、1937 年度から 1940 年度にかけて、南洋興発が配当率 9%（実際には、配当率約 12%を維持していた）で配当金を支払っていた場合、東洋拓殖の当期純利益の水準は、低下し、東洋拓殖は、財務面においてより不利な状況に陥っていたと考えられる。すなわち、南洋興発による配当金の維持・増配により、東洋拓殖は業績悪化を防ぐことが出来た。実際に、南洋興発は、台湾において製糖事業に従事した大日本製糖、台湾製糖、明治製糖より高い水準の配当性向を維持していた（図表 4-12 参照）。他方で、大日本製糖、台湾製糖、明治製糖は、南洋興発より高い株主資本利益率（ROE）を維持していた（図表 4-13 参照）。

図表 4-12  
各企業の配当性向（単位：%）



出典：大阪屋商店調査部編[1933]；[1934]；[1935]；[1936]；[1937]；[1938]；[1939]；[1940]；[1941]；[1942]；証券引受会社統制会編[1943]；[1944]；南洋興発株式会社第 17 期-第 38 期営業報告書より筆者作成。

図表 4-13  
各企業の株主資本利益率 (ROE) (単位：%)



- 注 1. 株主資本は、払込資本金、法定積立金、別途積立金・特別積立金、配当準備積立金、前期繰越金、当期純益金（当期純利益）とした。
- 注 2. 株主資本は各年度の平均値（（前年度末＋当該年度末）÷2）によった。
- 出典：大阪屋商店調査部編[1933]；[1934]；[1935]；[1936]；[1937]；[1938]；[1939]；[1940]；[1941]；[1942]；証券引受会社統制会編[1943]；[1944]；東洋経済新報社編[1944]；南洋興発株式会社第 15 期-第 38 期営業報告書より筆者作成。

他方、当時、配当金は、日本の商法により未処分利益の中で行うとされていた<sup>529</sup>。従って、南洋興発が当期純利益の減少に直面していたにもかかわらず、配当金を維持していたという事実は、同社が、1941 年度以降、配当金維持のために当期純利益を捻出していたことを示すと考えられる。実際に、南洋興発は、1942 年度以降、当期純利益の水準を高めるために様々な会計処理を行った。

1 つ目は、費用の一部を興業費（繰延資産）へ繰延べする会計処理である。南洋興発は、1942 年度（第 36 期）から「東京事務所ニ於ケル総係費百二十万円中六十万円ヲ最近同社ハ南方ニ於ケル各種建設事業ヲ推進セシメツツアルニ鑑ミ此等相当諸経費ヲ経費支払セズシテ興業費ニ計上<sup>530</sup>」した。同社は、1943 年度（第 37 期・第 38 期）も同

<sup>529</sup> 南洋興発の定款では、総益金から総損金を差し引いた利益金から株主配当をすべき旨が定められていた（JACAR, B06050197700）。

<sup>530</sup> JACAR, B06050197800。

様に、少なくとも 600,000 円ずつ費用の繰延べを行っていることが分かる<sup>531</sup>。2つ目は、1942 年度（第 36 期）から 1942 年度（第 35 期）まで「営業費」において計上していた「法人諸税引当金」を「営業費」に計上せず、利益処分において処理するようになった点である<sup>532</sup>。1942 年度（第 36 期）には、当該金額が 650,000 円に上り、1943 年度（第 37 期・38 期）には、当該金額がそれぞれ 750,000 円、680,000 円に上った。3つ目は、1943 年度に「所有株式ノ評価増益計上十二万円及南貿ヨリ継承セル運輸事業及商品売買事業ニ於ケル保留益三十万円ヲ戻入<sup>533</sup>」したほか、固定資産の譲渡差益を計上した点である<sup>534</sup>。4つ目は、1942 年度から 1943 年度にかけて、製糖事業に関する費用を繰延べ計上した点である<sup>535</sup>。5つ目は、1942 年度から 1943 年度にかけて、「諸償却金」を減額した点である<sup>536</sup>。1942 年度から 1943 年度にかけて、南洋興発は、それぞれ 4,254,443 円、5,353,826 円の当期純利益を計上していたが、上記の会計処理の影響を考慮した場合、各年度それぞれ、当期純利益は、2,115,309 円、1,433,438 円になったと考えられる（図表 4-14 参照）。

また、上記の会計処理の影響を考慮した場合または、考慮しなかった場合（決算書類上の利益）の株主資本利益率（ROE）を示すと図表 4-15 が示す通りである。図表 4-15 からも分かるように、会計処理の影響を考慮しない場合（決算書類上の利益）、ROE は、1942 年度が 8.10%、1943 年度が 8.39%であった。それに対して、会計処理の影響を考慮した場合、ROE は 1942 年度が 4.12%、1943 年度が 2.35%であったと考えられる。実質的に ROE が低下している中で、南洋興発は、1942 年度、1943 年度とそれぞれ、配当金を 2,866,667 円、3,250,000 円支払っていた<sup>537</sup>。その結果として、南洋興発は、高い配当水準（60%を超える配当性向）を維持していた。以上のことから、南洋興発は、当期純利益の減少に直面する中で、利益捻出を志向しなければ、株主資本配当率（DOE）（図表 4-15 参照）を維持することが困難であったと考えられる。

<sup>531</sup> CIA, 001503575100 ; JACAR, B06050208200 ; B06050208300 ; B06050208500。

1943 年度（第 38 期）正確な金額は分からないものの、「興業費」の内訳において「南方開発事業総係費」が前年度から、少なくとも 1,200,000 円増加していることが分かる（JACAR, B06050197800 ; B06050208500）。よって少なくとも 1943 年度中に、南洋興発は、約 1,200,000 円分の費用を繰延べたと考えられる。

<sup>532</sup> CIA, 001503575100 ; JACAR, B06050197300 ; B06050197800 ; B06050208200 ; B06050208300 ; B06050208500。

<sup>533</sup> JACAR, B06050208200。

<sup>534</sup> CIA, 001503575100 ; JACAR, B06050208200 ; B06050208500。

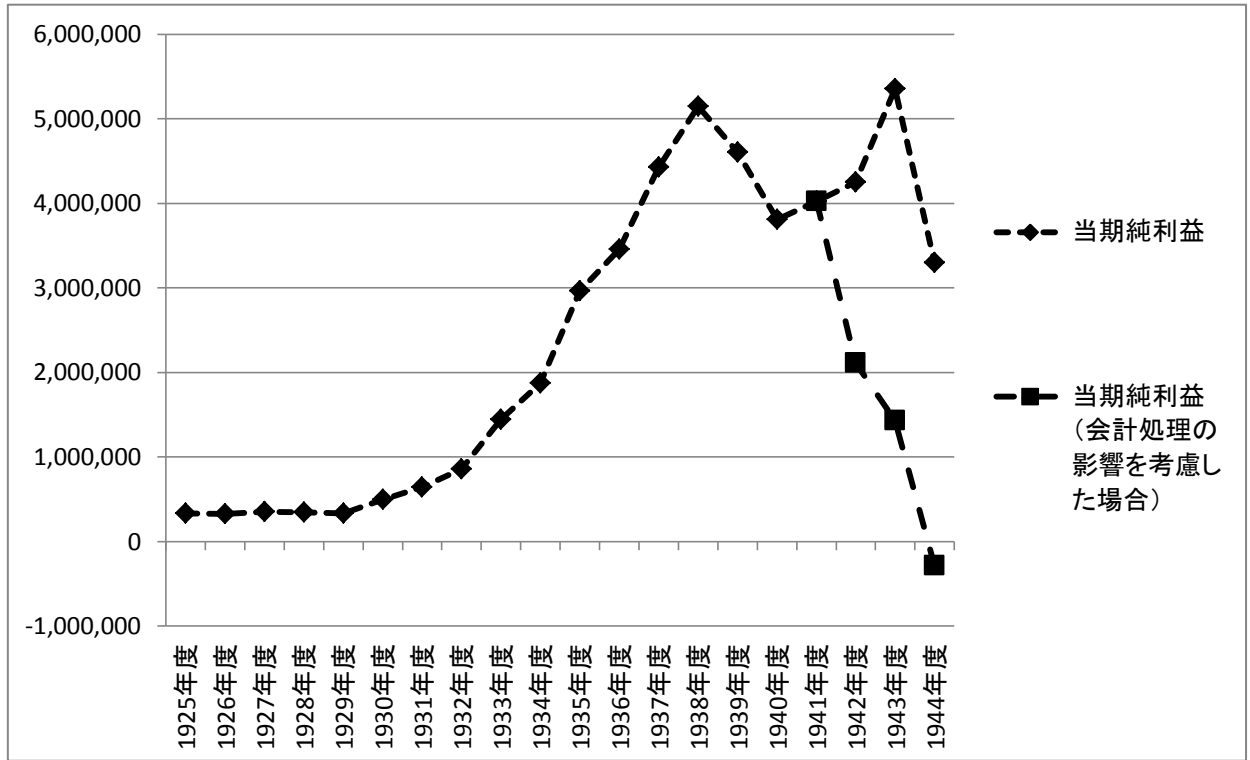
<sup>535</sup> CIA, 001503575100。

<sup>536</sup> CIA, 001503575100。

<sup>537</sup> JACAR, B06050197300 ; B06050197800 ; B06050208300 ; B06050208500。

図表 4-14

南洋興発における当期純利益（当期純益金）の推移（単位：円）

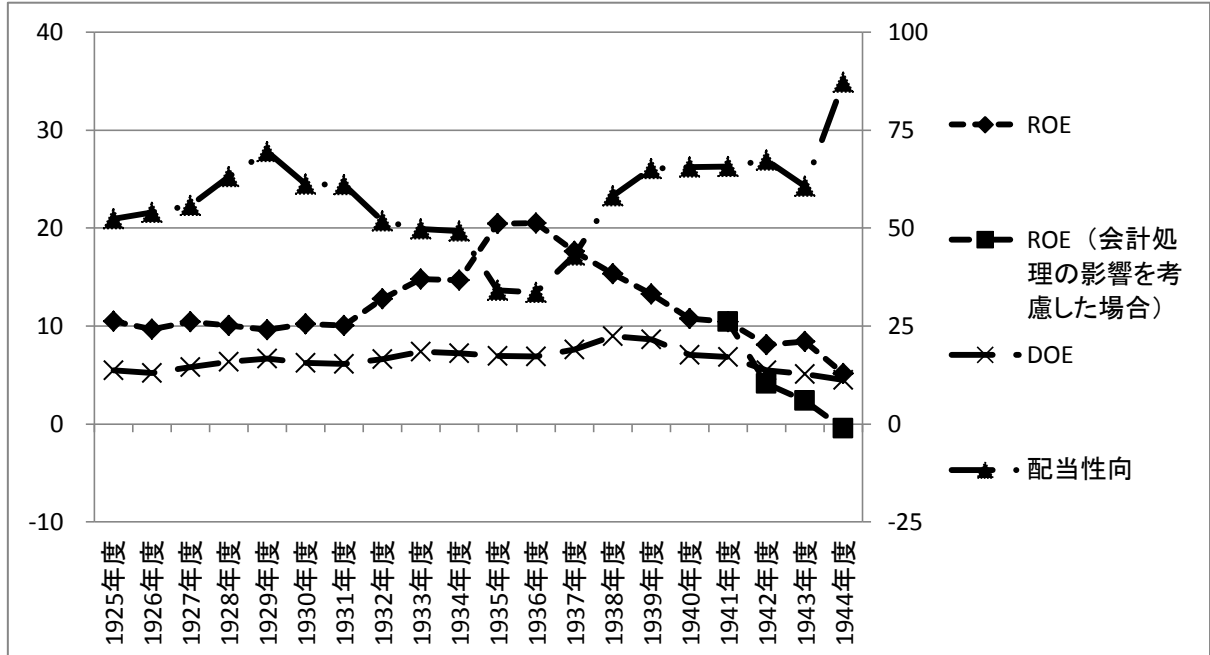


注 1. 上記図表は、南洋興発における当期純利益（決算書類上の利益）と会計処理の影響を考慮した場合の当期純利益の推移を示している。

出典：南洋興発株式会社第 6 期-第 40 期営業報告書；CIA, 001503575100；JACAR, B06050197300；B06050197800；B06050208200；B06050208300；B06050208500；B06050216200；B06050216500 より筆者作成。

図表 4-15

南洋興発における ROE, ROE (会計処理変更の影響を考慮した場合), DOE, 配当性向の推移 (ROE, DOE は左目盛り, 配当性向は右目盛りを参照) (単位: %)



注 1.  $DOE = \text{配当金} \div \text{株主資本} \times 100$ .

注 2. 株主資本は各年度の平均値 ((前年度末 + 当該年度末)  $\div$  2) によった。

出典: 南洋興発株式会社第 5 期-第 40 期営業報告書; CIA, 001503575100; JACAR, B06050197300; B06050197800; B06050208200; B06050208300; B06050208500; B06050216200; B06050216500 より筆者作成。

#### 4-5-3 戦火における利益捻出～1944 年から 1945 年にかけて～

1941 年 12 月 8 日より勃発した太平洋戦争以降, 戦闘が南洋群島周辺海域でも起こり, 南洋興発もその影響を受けた。すなわち, 1941 年より開始された南洋群島地域周辺の戦闘により日本軍 (海軍) は, ウェーク島の戦い (1941 年 12 月 8 日から同年 12 月 23 日) やグアム島の戦い (1941 年 12 月 8 日から同年 12 月 10 日), ギルバート諸島の占領 (1941 年 12 月 8 日から同年 12 月 10 日), ラバウル (ニューブリテン) の占領 (1942 年 1 月 23 日) などを通じて, 各地域を占領していたが, 1943 年 11 月には, 米軍によりギルバート諸島が奪還され, 1944 年初頭にはマーシャル諸島が占領された<sup>538</sup>。

戦局が切迫する中, 同社は, 1944 年 2 月 8 日に, 日本海軍によりマリアナ地区における兵站食糧の生産と戦力増強の協力を下命され, サイパン, テニアン両製糖所の操業を中止し, 蔗園の全面転換による兵站食糧, 民需食糧の確保とともに, 航空基地造成や

<sup>538</sup> 等松[2011] 178 頁; 防衛庁防衛研修所戦史室[1970] 156, 210, 257, 270-271, 315 頁。

軍事物資輸送に協力した<sup>539</sup>。さらに、1944年4月1日、南洋興発と日本海軍との間にマリアナ地区における軍民協定が成立、そのもとで、日本海軍による南洋興発への経済的支援が決定された<sup>540</sup>。1944年度以降、南洋興発は、日本海軍からの支援を受けながら、様々な会計処理を行うことで利益捻出を志向した。

1つ目は、「東京事務所総係費ノ南方開発事業興業費賦課」である。これは、東京事務所における総係費 580,624 円（内訳：人件費・事務費・雑費 383,028 円と事業投資金利息 197,595 円）を「興業費」へと繰延べたものであった<sup>541</sup>。2つ目は、「軍用農場借上料引当計上」である。これは、軍用農場として自社の土地を提供したことへの補償である。そこでは、借上料年額 4,800,000 円が 2 月 1 日を始期として交付することが内定し、それに基づき「契約調印未決済ナレドモ・・・二ヶ月分本期製糖収益補填ノタメ引当計上<sup>542</sup>」したもので、800,000 円が「製糖収入」に見越し計上された。3つ目は、「準備品評価引上差益引当計上」であり、これは、重要資材や家畜などの「準備品」を海軍が臨時買収（海軍へ払出整理）することに関連して生じた。すなわち、その「準備品」に関する「長期ノ管理人件費、事務費、金利等ノ間接費又ハ売買市価（家畜ニ付キ）ヲ目安トシテ評価引上実施中ナルガ此ノ見込差益ノ一部ヲ予定計上<sup>543</sup>」するとして、「商品収入」に準備品評価差益 500,000 円が計上された。4つ目は、「従業員賞与引当損計上取止メ」である。これは、「前期迄実際支給ニ先立チ東京事務所ニテ集約見込額ヲ一括シテ未払計上シ居レルモ今後ハ直接人件費トシテ各店ニ負担<sup>544</sup>」させるというものであった<sup>545</sup>。5つ目は、「諸償却金」を「非常時決算ノ経過的措置トシテ<sup>546</sup>」減額させるというものであった<sup>547</sup>。加えて、海軍との協定に基づき、経済的な補償が行われた。この補償を受けるため、同社は「マリアナ地区事業徴用諸計算見積書」を海軍に提出し、交渉の後、「海軍省ニ於イテ未決裁ナルガ部内ニ於テハ大体承認ノ意向ナリト経理局第五課柴倉中佐ヨリ連絡アリタリ<sup>548</sup>」として 10,750,000 円を「特殊事業収入」として見越し計上した。南洋興発は、1944 年度、当期純利益 3,296,839 円を計上していたが、一連の会計処理（「特殊事業収入」の影響は除く）の影響を考慮した場合、少なくとも約 280,000 円の当期純損失に陥っていたと考えられる（図表 4-14 参照）。

<sup>539</sup> 南洋興発株式会社第 39 期営業報告書；南洋興発株式会社第 40 期営業報告書；JACAR, B06050216200；武村[1984] 1-2, 97 頁。

<sup>540</sup> 武村[1984] 3, 6, 97 頁。

<sup>541</sup> JACAR, B06050216200。

<sup>542</sup> JACAR, B06050216200。

<sup>543</sup> JACAR, B06050216200

<sup>544</sup> JACAR, B06050216200。

<sup>545</sup> 実際の支払い額は、不明であるため、1944 年度における当該見込計上額をすべて会計処理の変更（影響額）としてとらえた。

<sup>546</sup> JACAR, B06050216200。

<sup>547</sup> JACAR, B06050216200；B06050216500。

<sup>548</sup> JACAR, B06050216500。

また、南洋群島周辺で繰り広げられた戦闘は、南洋興発の主事業地域であったサイパンやテニアンにも及び、結果として1944年、両島はアメリカ軍によって占領された<sup>549</sup>。サイパン・テニアンが失陥したため、南洋興発は、諸事業に従事することが不可能となった。当該状況下、日本海軍との軍民協定に基づき、南洋興発への経済的補償額が14,837,753円と正式決定し、それまでの見越し計上額の差額分2,837,753円が「特殊事業収入」に計上された<sup>550</sup>。マリアナ地区（サイパン・テニアンなど）が失陥したため、収益のほとんどは、海軍による補償金であった。その中で、南洋興発は、1945年度、大東亜省や海軍からの認可の下、配当年4.00%、金額にして1,000,000円の配当を行った<sup>551</sup>。こうして、南洋興発は、最後まで株主の配当要求に応えつづけた。

#### 4-6 小括

本章では、南洋興発を対象に、特に戦時体制下において営利性の確保と国策への従事が求められる中で、会計がどのような機能を果たしていたのかという点に焦点を当て、考察を行った。

南洋興発は1917年頃から南洋群島において製糖などの事業を手掛けていた西村拓殖、南洋殖産の事業を受け継ぐ形で設立された。南洋興発は、製糖事業開始当初、害虫被害や天候不順により十分な産糖高を確保できず、また関東大震災の被害により思うように利益が上げられないという状況にあった。その後、同社は、1925年の大幅な産糖高の増加をきっかけに利益を拡大していく一方、その事業規模も拡大させた。それは、1926年の酒精事業への進出、1935年の燐鉱事業への進出、1936年のサイパン・テニアン・ロタの三製糖所体制の確立であった。

日中戦争勃発後、日本は、戦時体制下、労働力不足に直面しており、南洋群島も日本本土から海を挟んだ群島地域という特殊性に加えて、沖縄県における労働力不足を背景にその問題に直面していた。その中で、酒精事業では、内地のガソリンの代用燃料として無水酒精の需要が高まっており、南洋興発もその需要に応えるためテニアン無水酒精工場、ポナペ無水酒精工場を操業する一方、海軍による特殊工事（軍関連工事）の実施に応じて、労働力を提供しなければならなかった。その需要に応えるため、製糖成績、特に採算性の問題に鑑みロタ製糖所を1939年に閉鎖した。一方で、南洋興発は、良好な製糖成績を収めていた他の2つの製糖所、特にサイパン製糖所に対して投資を行った。

---

<sup>549</sup> 武村[1984] 4頁。

<sup>550</sup> JACAR, B06050304000。

さらに、南洋興発は、以前より戦災補償として掛けていた戦災保険を受領した。ここでは、保険の対象となった物件の帳簿価額19,400,606円とその「保険金収納済額」39,701,404円の差額20,300,798円が保険金差益として「仮受金」に計上され、その内1,500,000円が収益として「未決算勘定より繰入」に計上された(JACAR, B06050304000)。

<sup>551</sup> JACAR, B06050304000 ; 武村[1984] 6頁。

また、南洋興発は、日本における燐鉱石需要に応えるため、当該事業を拡大していったが、「ボホール残鉱量収支計算表」や燐鉱事業地別の収支内訳明細を通じて、収益性の問題を認識し、ボホールや新南群島の燐鉱事業を閉鎖した。そして、南洋興発は、そこで生じた余剰（労働力・資本）を有利な事業へと転換していった。このように、南洋興発は、国策（無水酒精や軍関連工事）に応えつつ、企業として営利性を確保しようとしていた。

さらに、太平洋戦争勃発後、南洋興発は、軍命により「南方建設事業」においてギルバート諸島やマーシャル諸島方面への外領事業所の設置、拡張を行わなければならなかった。その中で、南洋興発は、事業別収支内訳明細に見られるような会計情報をもとに、各事業の採算性を認識・把握していた。実際に、南洋興発は、酒精事業において、労働力不足や労賃の高騰、非効率な工場運転により採算性に問題を抱えていたポナペ無水酒精工場を閉鎖し、余剰労働力を「南方建設事業」へ提供した。一方、同社は主事業であった製糖事業、特にサイパン製糖所に投資をすることで収益確保に努めた。

また南洋興発は、「南方建設事業」といった国策への労働力提供、物価高による生産コストの増加、海上輸送難に直面する中、株主、特に主要株主であった東洋拓殖に対して配当を行うため、利益を捻出する必要がある。そこで南洋興発は、1942年度以降、東京事務所費用の「興業費（南方開発事業費）」への繰延べ、製糖に関わる費用の繰延べ、「諸償却金」の減額、「営業費」に費用として計上していた「法人諸税引当金」の利益処分処理への変更、株式の評価益、資産譲渡益や保留益の戻入れ計上、「準備品」の評価益計上などによって利益を捻出し、配当を維持した。さらに、日本海軍の命令の下、食糧生産などの国策に全面的に協力するという状態にあっても、南洋興発は最後まで配当を継続した。

このように、日中戦争勃発後、南洋興発は無水酒精の製造や特殊工事（軍関連工事）、軍命による「南方建設事業」といった国策へ傾注しなければならない中、企業として営利性も同時に追求しなければならなかった。南洋興発は、この営利性と国策への従事というジレンマに、会計情報をもとに採算性を考慮の上、事業の再編を行うことで、応えようとしていた。他方、戦局が悪化するにつれて、利益水準の低下に直面した南洋興発は、株主の要求（配当金の維持）を満たすため、様々な会計処理を行い、利益捻出をするようになった。

## 第5章 南洋拓殖株式会社における会計情報の役割と利益捻出

### 5-1 開題

本章では、南洋群島経営において重要な役割を果たした企業の1つである南洋拓殖を対象に、国立公文書館（つくば分館）に所蔵されている決算書類、営業報告書といった一次史料を中心に分析を行う。

南洋拓殖は、1936年、「南洋群島開発十箇年計画」において設立が企図され、その際、南洋庁より燐鉱所の現物出資を受け、燐鉱事業を柱に出資・貸付事業を展開していった。特に、出資・貸付事業において、また、南洋拓殖が南洋庁に向けて提出していた決算書類において、会計情報がどのように利用されていたのかという点を考察する。加えて、南洋拓殖は、南洋興発と同様に、1941年以後、国策に傾斜していくのだが、その中で収益性の低下に直面し、利益捻出の行動をとった。この利益捻出において、どのような会計処理が用いられていたのかという点も考察する。

以下では、南洋拓殖の設立が企図された「南洋群島開発十箇年計画」を考察した後、南洋庁が現物出資した燐鉱所の資産がどのように評価されていたのかを考察する。そして、南洋拓殖の資産・収益構造を概観した後、燐鉱事業における展開を詳述するのに加えて、出資・貸付事業において、また、南洋庁によって南洋拓殖の会計情報がどのように利用されていたのかを考察する。そして、南洋拓殖における利益捻出とそれに伴う配当維持の行動について考察を行い、最後に本章の結論を導出する。

### 5-2 「南洋群島開発十箇年計画」と南洋拓殖株式会社

1936年、拓務省によって「南洋群島開発十箇年計画」が立案され、その中で南洋拓殖の設立が企図された。その後、1940年、時局の変化にともない当該計画案は修正（「南洋群島開発調査委員会再開ニ関スル件案」）されることとなった。同計画案が、どのような内容であったのか以下では見ていく。

1934年12月14日、岡田啓介内閣は、拓務省内に南洋群島開発調査委員会を設置した<sup>552</sup>。1934年、12月27日、第1回委員会が開かれた後、1935年、1月18日には第2回委員会が開かれ、意見の開陳と質疑応答が重ねられた<sup>553</sup>。しかしながら、同年、5月2日、第3回委員会において審議事項が広範囲にわたることに鑑み、同委員会を5分科（第一分科対南方方策、第二分科南洋群島統治方策、第三分科拓殖、第四分科水産、

<sup>552</sup> JACAR, A01200687500 ; 川島[2009] 53頁 ; 手嶋[2013] 3頁。

国際情勢の変化を背景に南洋群島の国防上の重要性が高まり、そのもとで統治方針の確立を図る必要があったため委員会が設置された（JACAR, A01200667800）。

<sup>553</sup> JACAR, A01200687500 ; 川島[2013] 122頁。

第五分科交通、通信、金融等)に区分し、調査・審議することとなった<sup>554</sup>。各委員会の審議の後、1935年、10月12日、委員総会を開いたうえで答申案を可決確定し、拓務大臣に対し答申(「南洋群島開発調査委員会答申」)を行った<sup>555</sup>。その後、同年12月17日、拓務大臣児玉秀雄は、岡田啓介内閣総理大臣に「南洋群島開発調査委員会廃止ノ件<sup>556</sup>」を提出し、同年12月20日に同委員会の廃止が閣議で決定された<sup>557</sup>。

「南洋群島開発調査委員会答申」では、第一分科・対南方方策、第二分科・南洋群島統治方策、第三分科・拓殖、第四分科・水産、第五分科・交通及金融、六・結論の6つのセクションに分けられており、特に、南洋拓殖(燐鉍事業を含む)に関しては、第一分科・対南方方策、第四分科・水産、第五分科・交通及金融において言及された。

第一分科・対南方方策では、当時の南洋地方に対する現状認識と南洋拓殖に関して以下のように言及された。

南洋地方殊ニ蘭領東印度東部地方ハ人口稀薄、海陸ノ資源豊富ナルニ拘ラズ概ネ未開拓ニ放置セラレ居ルヲ以テ・・・

・・・我国ハ同地方ニ近接シ殊ニ原料品ノ供給地トシテ我国産業ノ確立上下可決ナルト共ニ国防上ニ於テモ極メテ重要ナル地域ナル・・・<sup>558</sup>

上記のように、当該委員会は、南洋地方が日本の国防において重要であるにも関わらず開発(特に、オランダ領東印度)が十分に行われていないと認識していた。その認識のもと、特に、「南洋地方ニ於ケル調査ノ徹底ヲ期スルト共ニ企業及移住民ニ対シ一層之ガ指導情勢ヲ行フノ外資金ノ円滑ナル融通ヲ計ルコト<sup>559</sup>」が重要として、南洋拓殖の設立を企図した。

続いて、第三分科・拓殖では、鉍物資源(燐鉍事業)に関連して以下のことが言及された。

---

<sup>554</sup> JACAR, A01200687500 ; 川島[2013] 122 頁。

<sup>555</sup> JACAR, A01200687500 ; 川島[2013] 122 頁。

<sup>556</sup> 同史料に「南洋群島開発調査委員会答申」が添付されていた。

川島[2013]によれば、内閣に提出された答申は、南洋群島開発調査委員会の廃止に関する閣議請議書に添付された参考文書であり、閣議で承認を経していないため、厳密な意味での国策に類するものでなかったという(川島[2013] 123 頁)。

他方、1936年8月11日、広田内閣において「国策ノ基準」が策定されたが、これは、南洋群島開発調査委員会の答申に正統性を与えるものであったという(川島[2009] 52 頁)。

<sup>557</sup> JACAR, A01200687500 ; 川島[2013] 122 頁。

<sup>558</sup> JACAR, A01200687500。

<sup>559</sup> JACAR, A01200687500。

・・・南洋群島ニ於テハ鉍物資源ノ調査不十分ナルヲ以テ速ニ之ガ徹底的調査ヲ行ヒ以テ地下資源ノ開発ヲ計ルヲ要ス  
尚燐鉍ニ関シテハ既ニ調査済ノモノノ外其ノ他ノ島嶼ニ於ケル分布状態ヲモ調査スルヲ要ス<sup>560</sup>

上記のように、当該計画では、燐鉍を初めとした鉍物資源に関する調査・研究について言及されている。特に、燐鉍に関しては、更なる展開をめざして調査を実施することが企図されていた。

続いて、第四分科・水産では、南洋群島が位置する地理的優位を生かすべきとして水産業に関して以下のように言及された。

南洋群島ハ陸地狭少ナルモ之ヲ圍繞スル海面ニ富ミ水族多キ関係上・・・漁獲及加工生産額ハ漸次増加シ群島ノ主要産業トナリタルモ尚将来発展ノ余地少カラズ更ニ群島ニ近接セル蘭領東印度諸地方ニ於テモ水族極メテ豊富ナルニ拘ハラズ現在斯業萎微トシテ振ハズ今後ノ開拓ニ俟ツベキモノ多シ殊ニ水産業ニ依ル発展ハ邦人ノ外南洋進出上極メテ効果的ノ方法ト認メラル・・・<sup>561</sup>

上記のように、水産業において更なる展開を図るには、オランダ領東印度への進出が必要であるとされたほか、当該産業は、外南洋への進出という政策目標に対して有用な産業であるとされた。また、「群島及外南洋方面ニ於ケル水産業者ニ対シテハ主トシテ南洋拓殖株式会社ヲシテ資金ノ融通・・・ヲ要ス<sup>562</sup>」として、水産業においても南洋拓殖がその中心を担うべきことが示された。

そして、第五分科・交通及金融では、群島内の金融に関する方策が以下のように言及された。

・・・南洋群島ニ於ケル一般民衆ハ無盡業及信用組合ヲ利用スルニ過ギズ而シテ信用組合以外ノ預金及為替関係ハ全部郵便局ノ管掌スルトコロナルモ銀行又ハ其ノ支店ノ設立ハ現在群島一般民衆ノ経済力ニ照シ困難ナリト認メラルルヲ以テ南洋拓殖株式会社ヲシテ拓殖資金ノ供給ニ当ラシムルト同時ニ現存ノ機関ニ・・・改善ヲ加ヘ以テ金融ノ円滑ヲ図ルト共ニ金利ノ低下ニ努ムルコト緊切ナリト認ム・・・<sup>563</sup>

金融に関して、南洋群島では、元来、無盡業、信用組合並びに郵便局がその中心を担

---

<sup>560</sup> JACAR, A01200687500。

<sup>561</sup> JACAR, A01200687500。

<sup>562</sup> JACAR, A01200687500。

<sup>563</sup> JACAR, A01200687500。

っていたが、その代替・補完する企業として南洋拓殖に焦点が当てられた。

他方、「南洋群島開発十箇年計画」は、1940年に「南洋群島開発調査委員会再開ニ関スル件案」において修正されることとなった。以下では、当該修正案について見ていく。

「南洋群島開発調査委員会再開ニ関スル件案」は、諸言、対南方方策、基本整備、施政方針、財政方針によって構成された。当該史料冒頭では、「南洋群島開発十箇年計画」の修正を実施した理由を、以下のように言及している。

#### 諸言

・・・支那事変ニ因リ激変シタル内外ノ新情勢ニ照ラシ、殊ニ事変処理ト対南方方策ノ施行トガ不可分ノ関係ニ在リ・・・改メテ按画スルノ要極メテ切ナルモノアリ。

・・・第一 対南方方策

・・・対南方方策ノ基調ハ彼我ノ経済提携ニ依ル共存共栄・文化交流ニ依ル福祉増進ニ置き、平和的進出ヲ図リ、以テ外南洋ヲ我ガ経済圏内ニ包有スルヲ目途トスベシ<sup>564</sup>

上記からも分かるように、支那事変の勃発を契機とした国際情勢の変化を背景として、更なる南進政策推進が図られることとなった。その中で、南洋群島開発の促進が重要であり、「南洋群島開発十箇年計画」は修正されることとなった。

特に、南洋拓殖に関しては、対南方方策、施政方針において以下のように言及された。

・・・積極的経済工作ニ一大推進力ヲ与フル為メ対南方拓殖機構ノ拡充強化ヲ図リ、関係有力会社ノ事業ニ関シ之ガ総合調整ノ方途ヲ講ズルノ要アリト認ム。

尚外南洋現下ノ情勢ヲ以テシテハ、特殊会社即チ国策会社ナルノ故ヲ以テ、相手方ヲ警戒セシムルノ不利モアルニ付、・・・純粹ノ民間会社ヲ介在セシムルノ要アリト認メラル。・・・各社ガ互ニ摩擦ヲ避け、各其ノ特色ヲ發揮シ調整・協力・併進スルコトヲ図リ・・・外南洋ニ於ケル資源調査・既存企業ノ助成並ニ新規企業ノ助成・權益ノ獲得ト、内南洋ニ於ケル既存事業ノ助成並ニ新規事業ノ助成ニ力ヲ致シ、国策的見地ヨリ目前ノ利害ニ囚ハレズ、其ノ使命トスベキトコロニ邁進スルコト肝要ナリト信ズ<sup>565</sup>

上記からも分かるように、南洋拓殖は、南洋群島開発促進において不可欠な企業であるものの、国策会社という性格を持つが故に、時局情勢に鑑み、民間企業への助成（貸付・出資など）を通じて、間接的に南洋群島開発に携わるべきとされた。また、「国策的見地ヨリ目前ノ利害ニ囚ハレズ、其ノ使命トスベキトコロニ邁進スルコト肝要ナリト信ズ」として、積極的な投資が求められた。

<sup>564</sup> 南洋庁[1940] 1, 4 頁。

<sup>565</sup> 南洋庁[1940] 14-15 頁。

また、施政方針においては、鉱業に関して、燐鉱石に加えて、ボーキサイトといった重要鉱物資源の増産を図るため、助成を行うとして以下のように言及された。

## (二) 鉱業助成ノ拡充

- ・・・鉱業企業ノ勃興著シク、其ノ発展力モ強靱ナルベキヲ察知セラル・・・
- ・・・海外依存度ノ量最モ大ナル鉄・ボーキサイト・ニッケル等ノ原鉱採掘助成並ニ精製ニ対スル生産助成等ヲモ考慮スルノ必要ヲ生ズルニ至レリ。
- ・・・而シテ之ガ助成ノ方策トシテハ・・・特ニ国策会社ヲシテ前述ノ如キ必須資源ニ対スル探鉱調査並ニ之等鉱山ノ企業ニ対スル融資ヲ為サシムルノ要アリ<sup>566</sup>

上記からも分かるように、燐鉱やボーキサイトの開発拡充を図るため、南洋拓殖にその期待が寄せられていた。さらに、金融における南洋拓殖の位置づけに関して、修正案では以下のように言及された。

## 金融ノ合理化

群島ノ開発促進ニ伴ヒ、資金ノ需要・・・増加セルモ、現在金融機関トシテハ、郵便局ノ外・・・各島ニ於ケル六信用組合ガ、組合員相互間ニ於テ或限度ノ金融ヲ為セルノミニシテ、其ノ大部ハ内地ニ之ヲ需ムルカ、又ハ無盡ニ依リ之ヲ充タスノ外ナキ状態ナリ。近時南洋拓殖株式会社ガ一般貯金ノ取扱ヲ開始シタルモ、其ノ貸出ハ或種事業ニ限ラレ、一般ニ及バズ<sup>567</sup>

1936年から1940年にかけて、事業者や個人への貸出の多くは、郵便局、信用組合、内地における金融機関、無尽（組織）によって行われ、南洋拓殖による貸出しが一部の事業者に限られているとされた。加えて、南洋拓殖に関して、以下のように言及された。

---

<sup>566</sup> 南洋庁[1940] 130-132 頁。

<sup>567</sup> 南洋庁[1940] 136-137 頁。

### 南洋拓殖株式会社ノ監督

南洋拓殖株式会社ハ・・・将来南方拓殖政策遂行ノ成否ヲ決スル楔ナリ。然ルニ同社及其ノ投資会社ノ事業経営ノ跡ヲ觀ルニ、或ハ単ニ既存小企業ヲ吸収シテ之ガ経営ヲ其ノ手中ニ収メ、或ハ徒ラニ目前ノ小利ニ走リテ、未ダ積極的ニ外南洋邦人企業ニ対スル金融ヲ為シ居ラザル等本来ノ使命ニ添ハザルモノアリ、又其ノ事業経営ノ内容ニ於テモ、成績良好ト認メ難キモノアリ。

仍テ之ガ監督ノ徹底ヲ期スル為メ、左ノ事項ヲ実施スルノ要アリ。

・・・(ハ) 投資会社ノ監視ニ当ル専任係ヲ本店ニ置カシムルコト

投資会社ノ事業ノ消長ハ、南洋拓殖株式会社ノ事業ト密接不離ノ關係ニ在リ、且南洋ノ開發促進上忽諸ニ附スベカラザル所ナルヲ以テ、南洋拓殖株式会社ノ本店ニ、投資会社ノ監視ニ当ルベキ専任係ヲ置カシメ、投資会社ノ事業執行ノ狀況、資金ノ運用、事務ノ統制等ヲ監視セシムルヲ要ス<sup>568</sup>

以上のように、南洋拓殖は、設立以来、南洋群島の諸企業に対して積極的な貸出しを行っておらず、経営の内容も良好でないとされた。そして、同社の出資・貸付け業務を監視するため専任係を南洋拓殖内に置くこととした<sup>569</sup>。

「南洋群島開発十箇年計画」やその後の修正案において、南洋拓殖は、南洋群島経営・開発に積極的に関与することが期待されていた。その中で、同社は自身の存続・営利性の確保も同時に図る必要があった。

### 5-3 南洋庁による南洋拓殖株式会社への燐鉱所現物出資

「南洋群島開発十箇年計画」のもと設立が企図された南洋拓殖は、設立の際、南洋庁よりアンガウル・フハエス燐鉱所<sup>570</sup>の現物出資を受けた。アンガウル・フハエス燐鉱所は、ホスコルド方式により評価されたのだが、その一端が国立公文書館に所蔵されている史料<sup>571</sup>において見て取れる。

両燐鉱所の財産評価は、以下の過程で決定された。すなわち、1936年7月公布の「南洋群島官有財産評価委員会管制」に基づき、法制局参事官、樋貝詮三のほか19名が評価委員として任命された。それに先立ち、1936年5月から6月にかけて評価委員に内

<sup>568</sup> 南洋庁[1940] 144-146頁。

<sup>569</sup> 実際に、同計画案が発表された後の第10期(1941年・上期)南洋拓殖決算関係書類をみると、そこでは、資金係及株式係の人員費内訳として資金係6名、株式係3名の氏名とそれぞれに金額が掲げられている(CIA, 001300202100)。

<sup>570</sup> 南洋庁は、1922年から1936年にかけて1,226,000トンを採掘し、精鉱959,701トン、原鉱16,930トンを売却した。それにより、総収入は、20,335,843円、総支出は、6,034,954円、差引利益は、14,300,891円となった(付録6参照)。

<sup>571</sup> NAJ, 平16会計00048100。

定していた農事試験場技師，林義三のほか2名により南洋庁採鉱所長立会の下，アンガウル島，フハエス島の現地調査が実行された。その調査をもとに，評価委員会が開かれ，1936年8月26日，南洋庁が南洋拓殖に出資する財産は，10,546,000円（1936年12月31日時点）に決定された<sup>572</sup>。その際，同燐鉱所の資産は，以下の方法によって評価された。

・・・「アンガウル」島ニ於ケル燐鉱ノ採掘ニ関スル権利及右採鉱事業ニ使用スル建物，工作物，器具機械，船舶其他一切ノ設備	八,六二四,〇〇〇円
「フェイス」島ニ於ケル燐鉱ノ採掘ニ関スル権利	一,九二二,〇〇〇円
合計	一〇,五四六,〇〇〇円

而シテ右評価ハ「ホスコルド」公式ニ依リ算出セルモノニシテ評価額算定内容ヲ示セバ左記ノ如シ

甲.アンガウル島ノ部

評価金額	八,六二四,〇〇〇円	(註一)
評価ノ根拠		
一. 評価ノ時期	昭和十一年十二月三十一日現在	
二. 鉱量(精鉱)	一,六一五,〇〇〇噸	(註二)
三. 毎年精鉱生産高	八〇,〇〇〇噸	(註三)
四. 可採年限	二〇年	
五. 毎年粗収益	一,三一八,〇〇〇円	(註四)
六. 収益率	一割二分	(註五)
七. 償還基金積立利率	四分	(註六)
八. 採掘完了後ニ於ケル残余財産価額	四二,四二〇円	(註七)

註一. 評価ハ「ホスコルド」公式ニ基キ左記計算式ニ拠レリ

S	収益率
r	償還基金積立利率
n	可採年限
a	毎年粗収益
Pn	可採年限ヲnトスル投資最高限度

<sup>572</sup> NAJ, 平16会計00048100。

$$Pn = a \times \frac{1}{S + \frac{r}{(1+r)^n - 1}}$$

註二. 鉍量（精鉍）ハ林農事試験場技師石井商工技師及及川商工省囑託ノ調査報告ニ基ク昭和十一年五月一日現在鉍量（精鉍）一,六七五,〇〇〇噸ヲ基礎トシ其ノ内ヨリ同年五月一日以降同年十二月三十一日迄ニ南洋庁採鉍所ニ於テ採掘見込ノ鉍量（精鉍）六〇,〇〇〇噸ヲ控除シタルモノナリ

註三. 毎年精鉍生産高八〇,〇〇〇噸ハ「アンガウル」島ニ於ケル現有設備ヲ以テ生産シ得ル最高限度一〇〇,〇〇〇噸ニ対シ二割ノ安全率ヲ見込ミタルモノナリ

註四. 毎年粗収益一,三一八,〇〇〇円ハ左記ニ依リ算出セリ

収入 (一噸当二十四円 精鉍八〇,〇〇〇噸分) 一,九二〇,〇〇〇円

支出 (一噸当七円五二五精鉍八〇,〇〇〇噸分) 六〇二,〇〇〇円

差引粗収益 一,三一八,〇〇〇円

(イ) 精鉍一噸当単価二四円ノ既往ノ実績ヲ基礎トシテ算出セリ

(ロ) 支出ハ主トシテ既往ノ実績ヲ参酌スルト共ニ排水準面以下ノ採掘費総掛費割掛等ヲ加算セリ

註五. 収益率一割二分ハ本事業ノ性質其ノ他諸般ノ事情ヲ参酌シテ決定セリ

註六. 償還基金積立利率四分ハ金融界ノ現勢其ノ他諸般ノ事情ヲ参酌シテ決定セリ

註七. 採掘完了後ニ於ケル残余財産価額ハ現在価額八四五,〇〇〇円ノ五分トシテ之ヲ加算セリ<sup>573</sup>

上記のように、燐鉍所はホスコルド方式<sup>574</sup>により評価された。上記の公式に基づき、筆者が、アンガウル燐鉍所の財産評価を計算すると以下のようなになる。

<sup>573</sup> NAJ, 平 16 会計 00048100。

<sup>574</sup> ホスコルド方式は、1877年ホスコルドが公式を組立てて以来、鉍山や炭鉍などの資産評価に利用されてきた（奥村[1951] 23頁）。ホスコルド方式においては、収益率（S）、償還基金積立利率（r）、可採年限（操業年数）（n）、毎年粗収益（a）が鉍山評価に影響を与える（信田[1962] 95頁）。また、鉍山（鉍区）評価においては、鉍量の見積りが最も重要とされる（貴志[1925] 337頁）。償還基金積立利率（r）は、一般に国債などの利率、収益率（S）は、8%以上（または場合によっては20%）で計算されることがあるという（奥村[1951] 23頁）。加えて、鉍山の評価においては、機械設備や土地買収費など操業開始までの費用を算定する必要があるとしている（貴志[1925] 342頁）。

$$1,318,000 \times \left( \frac{1}{0.12 + \frac{0.04}{(1+0.04)^{20}-1}} \right) + 42,250 = 8,623,998$$

アンガウル燐鉍所の評価方法を順にみていくと以下のようなになる。すなわち、鉍量は、1,615,000 トンと見積もられた。これは、林農事試験場技師、石井商工技師、及川商工省囑託による現地調査に基づき、算出された残鉍量 1,675,000 トン（1936 年 5 月 1 日現在）から南洋拓殖への出資完了まで（1936 年 12 月 31 日まで）の南洋庁による採掘見込 60,000 トンを減算した数字となる。毎年精鉍生産高は、アンガウル燐鉍所において生産可能である限度量 100,000 トンに対して 2 割の余裕を持たせた 80,000 トンと見積もられた。鉍量と毎年精鉍生産高より、可採年限は、20 年と見積もられた（1,615,000 トン÷80,000 トン）。毎年粗収益（1,318,000 円）は、収入 1,920,000 円（24 円×80,000 トン）から支出 602,000 円（7.525 円×80,000 トン）を減算することで算出された。支出に関しては、「既往ノ実績ヲ参酌スルト共ニ排水準面以下ノ採掘費総掛費割掛等ヲ加算セリ」とあるように、間接費などが過去の実績値に加算された<sup>575</sup>。収益率 S は、12%、償還基金積立利率 r は、4%と想定された。また、最後に採掘完了後における残余財産価格として、42,420 円が燐鉍所評価に加算された。そして、上記の計算式のもと、アンガウル燐鉍所は、8,624,000 円と評価された。

フハエス燐鉍所もアンガウルと同様の方法において評価された。

#### 乙フハイアス島ノ部

評価金額	一,九二二,〇〇〇円	(註一)
評価ノ根拠		
一. 評価ノ時期	昭和十一年十二月三十一日現在	
二. 鉍量(精鉍)	四〇〇,〇〇〇噸	(註二)
三. 毎年精鉍生産高	四〇,〇〇〇噸	(註三)
四. 可採年限	一〇年	
五. 毎年粗収益	五〇二,〇〇〇円	(註四)
六. 収益率	一割二分	(註五)
七. 償還基金積立利率	四分	(註六)
八. 事業開始迄ノ据置年限	一年	(註七)
九. 採掘完了後ニ於ケル残余財産価額	五〇,〇〇〇円	(註八)

<sup>575</sup> 収入、支出における 1 トンあたりの数値は、付録 6 で示された南洋庁時代の燐鉍所収入・支出の実績数値と大幅な乖離が無いことが分かる。筆者の計算によれば、1922 年から 1936 年までの燐鉍払下高（収入）合計を精鉍売払高（数量）合計で除した場合、1 トンあたりの燐鉍収入は、20.82 円となる。また、1922 年から 1936 年までの燐鉍払下高（支出）合計を精鉍売払高（数量）合計で除した場合、1 トンあたりの燐鉍支出は、6.17 円となる（NAJ, 平 16 会計 00048100）。

註二.鉍量（精鉍）ハ林農事試験場技師石井商工技師及及川商工省囑託ノ調査報告ニ拠レリ但シ浅層区ニ賦存スル燐鉍一三五,〇〇〇噸ハ薄層ナルカ為採掘甚タ困難ニシテ収支償ハスト認メラルルヲ以テ本評価ニ当リテハ無価値トシテ計算ヨリ之ヲ除外シタリ

註三.毎年精鉍生産高四〇,〇〇〇噸ハ其埋蔵量採掘及搬出設備等ノ諸点ヲ勘案シ此ノ程度ト為スヲ適当ト認メタリ

註四.毎年粗収益五〇二,〇〇〇円ハ左記ニ依リ算出セリ

収入	(一噸当二十一円 精鉍四〇,〇〇〇噸分)	八四〇,〇〇〇円
支出	(一噸当八円四五 精鉍四〇,〇〇〇噸分)	三三八,〇〇〇円
差引粗収益		五〇二,〇〇〇円

(イ) 精鉍一噸当単価ハ「アンガウル」島ニ於ケル燐鉍ト対比シ二一円トスルヲ認メタリ

(ロ) 支出ハ主トシテ「アンガウル」島ニ於ケル実績ヲ参酌スルト共ニ「フェイス」島特殊ノ事情ヲ加味セリ

註五.収益率一割二分ハ本事業ノ性質其ノ他諸般ノ事情ヲ参酌シテ決定セリ

註六.償還基金積立利率四分ハ金融界ノ現勢其ノ他諸般ノ事情ヲ参酌シテ決定セリ

註七.本島ニ於テハ新規ニ事業ヲ起スモノナリヲ以テ其ノ準備ノ為一年ヲ要スルモノト見之ニ応スル減価ヲ為セリ（減価額九四,〇〇〇円）

註八.採掘完了後ニ於ケル残余財産価額ハ採掘設備起業費五〇四,〇〇〇円ノ一割トシテ之ヲ算入セリ

即チ前記評価ハ普通鉍山ノ評価ニ使用セラレル「ホスコルド」公式ヲ適用セルモノナルモ其ノ当否関シテハ疑義ノ有スルトコロナリ<sup>576</sup>

アンガウル燐鉍所における財産評価と同様に、筆者が、フハエス燐鉍所の財産評価を計算すると以下のようなになる。

$$502,000 \times \left( \frac{1}{\left( 0.12 + \frac{0.04}{(1+0.04)^{10}-1} \right)} \right) - 94,000 - 504,000 + 50,400 = 1,921,767$$

<sup>576</sup> NAJ, 平 16 会計 00048100。

「フハイアス」と「フェイス」はフハエスのことを指す。

上記、筆者の計算数値は、史料数値と若干異なるものの、ほぼ同等である。フハエス燐鉍所の評価方法を順にみていくと以下ようになる。すなわち、鉍量は、400,000 トンと見積もられた。これは、林農事試験場技師、石井商工技師、及川商工省嘱託による現地調査に基づき算出された残鉍量より、採掘不可能な 135,000 トンを減算した数字となる。毎年精鉍生産高は、フハエス燐鉍所において生産可能な見積数量として 40,000 トンとされた。鉍量と毎年精鉍生産高より、可採年限は、10 年と見積もられた (400,000 トン÷40,000 トン)。毎年粗収益 (502,000 円) は、収入 840,000 円 (21 円×40,000 トン) から支出 338,000 円 (8.45 円×40,000 トン) を減算することで算出された。アンガウルと同様、収益率は 12%、償還基金積立利率は、4%と想定された。また、フハエス燐鉍所では、アンガウル燐鉍所とは異なり、新規事業であったため、事業準備費用と操業開始までに関する費用である採掘設備起業費が燐鉍所評価から減算されるとともに、採掘完了後における残余財産価格として、採掘設備起業費 504,000 円の 10%が燐鉍所評価に加算された。そして、上記の計算式のもと、フハエス燐鉍所は、1,922,000 円と評価された。

以上のように、アンガウル・フハエス両燐鉍所は、現地調査と南洋庁による燐鉍収入・支出の実績数値を参考に、ホスコルド方式により評価された。

ここで、拓務省 (南洋庁) によってなされた当該燐鉍所に関する言及を取り上げる。当該言及は、第 74 回帝国議会 (1938 年 12 月 26 日から 1939 年 3 月 25 日にかけて) において、山川端夫の質問に政府委員である北島謙二郎 (拓務省) が答弁した際になされた。

山川端夫君

燐鉍の採掘の将来性はどうですか、・・・まだ十分掘出して日本の需要に応ずる・・・ものは出るのですか<sup>577</sup>

政府委員 (北島謙次郎君)

アンガウルの燐鉍は・・・現在では南洋拓殖に現物出資をして其の会社で採掘致して居りますが・・・之は現物出資を致します際に、色々な具体的に実地調査をして其の埋蔵量を調査したのでありますが、出資当時の埋蔵量は百七十万トンと評価して大体計画を立てて居ります・・・あと百五十万トンはあると云ふ計算になりますが・・・殊に評価の際には、水準面以下のものは非常にあることは分つて居つても評価の中には入れないとか、或は又パーセンテージの非常に悪い所は其の評価から除外するとか云ふやうなことを、寧ろ会社の為によりに計算した結果さうなつて居りますから・・・

578

<sup>577</sup> 中央情報社編[1939] 貴-106 頁。

<sup>578</sup> 中央情報社編[1939] 貴-106 頁。

上記からも分かるように、拓務省（南洋庁）は、アンガウル燐鉍所の評価に関して、「評価の際には、水準面以下のものは非常あることは分つて居つても評価の中には入れないとか、或は又パーセンテージの非常に悪い所は其の評価から除外」して埋蔵量を少なく見積もり、「会社の為により有利に計算した」としている。実際に、前述の計算式を考慮した時、燐鉍埋蔵量は、可採年限に影響を与える。すなわち、拓務省（南洋庁）側は、燐鉍埋蔵量を保守的に見積もることにより、アンガウル燐鉍所評価額（出資額全体）を引き下げたことを意味する。これにより南洋拓殖は、民間からより多くの資金を募ることができた<sup>579</sup>。

#### 5-4 南洋拓殖株式会社各事業の展開と利益捻出

##### 5-4-1 南洋拓殖株式会社の資産及び収益構造

南洋拓殖は、燐鉍事業を軸に、出資・貸付事業を展開していった。そこで、国立公文書館（つくば分館）所蔵の決算書類や営業報告書をもとに、南洋拓殖の資産と収益の構造を概観していく。以下では、時系列に従い、資金調達、資産構成とそれに対する収益の観点から考察を進める。

南洋拓殖は、資金調達方法として株式のほかに社債や借入金に依った。第1章で言及した通り、同社においては、「南洋拓殖債券」の発行が認められていた。当該社債は、設立当初、払込資本金の3倍（その後、1944年には払込資本金の4倍）まで発行が可能であった。南洋拓殖による社債の引受者は主として銀行、信託会社であった一方、借入金に関して、南洋拓殖は、主として、銀行、信託会社に依った。

南洋拓殖は、設立当初から1938年度（第5期）にかけて、資金調達を株式の払込み（1938年度・第4期に2,363,500円を追加払込）<sup>580</sup>と借入金に依った。その後、同社は、1939年度（第6期）、借入金を返済する代わりに、社債を発行した後、1940年度（第9期）にかけて、再度、借入金により資金調達を行った（図表5-1、5-2、5-3参照）。

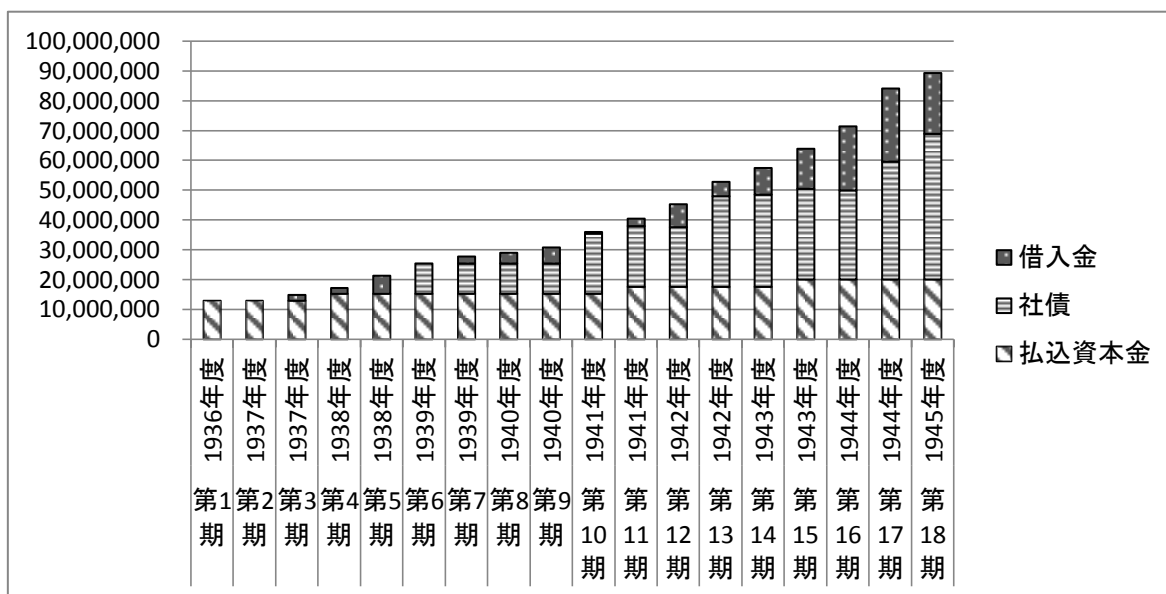
---

<sup>579</sup> 南洋拓殖の資本金は、20,000,000円とされた。その枠内で、南洋庁の現物出資額が増加すると仮定した場合、民間からの出資（現金）額は、減少することになる。そのため、南洋庁は、南洋拓殖株式の過半数を維持しつつも、同社の事業資金確保のため、燐鉍所を保守的に評価したと考えられる。

<sup>580</sup> 第1回目（第4期）の払込金は、約2,000,000円の借入金の返済に充てられた。当該借入金は、南興水産への払込金700,000円、同社への貸付金130,000円、日本真珠への払込金250,000円、太洋真珠への払込金300,000円のほか、アンガウル・フハエス燐鉍所への設備投資資金600,000円であった（CIA, 001300381100）。

図表 5-1

資金調達（払込資本金，社債，借入金）の推移（単位：円）



出典：南洋拓殖株式会社第1期-第18期営業報告書より筆者作成。

図表 5-2

1944年（1月）時点における南洋拓殖発行社債（単位：円，%）

區別	第一回	第二回
発行額	10,000,000	10,000,000
利率	4.3	4.3
発行条件	二年据置後毎半期200,000円以上抽選又ハ買入償還	二年据置後毎半期200,000円以上抽選又ハ買入償還
発行日	1939年3月1日	1941年6月5日
償還期限	1949年3月1日	1951年6月5日
償還額	1,000,000	200,000
引受者	日本興業，第一銀行，三井銀行，三菱銀行	日本興業，第一，三井，三菱，安田，第百，住友，三和銀行，三井，三菱，安田，住友信託
區別	第三回	特い第一回
発行額	10,000,000	100,000
利率	4.3	3.6
発行条件	二年据置後毎半期200,000円以上抽選又ハ買入償還	五年据置後毎半期1,000円以上償還
発行日	1942年8月15日	1939年5月10日
償還期限	1952年8月15日	1959年5月1日
償還額	-	50,000
引受者	日本興業，第一，三井，三菱，安田，第百，住友，三和銀行，三井，三菱，安田，住友信託	大蔵省預金部
區別	特い第二回	特い第三回
発行額	80,000	295,000
利率	3.6	3.6
発行条件	五年据置後毎半期1,000円以上償還	五年据置後毎半期3,000円以上償還
発行日	1940年7月15日	1941年7月21日
償還期限	1960年6月1日	1961年2月1日
償還額	-	-
引受者	大蔵省預金部	大蔵省預金部
區別	特い第四回	特い第五回
発行額	490,000	410,000
利率	3.6	3.4
発行条件	五年据置後毎半期5,000円以上償還	五年据置後毎半期7,000円以上償還
発行日	1942年7月6日	1943年2月1日
償還期限	1962年2月1日	1963年2月1日
償還額	-	-
引受者	大蔵省預金部	大蔵省預金部
區別	特い第六回	
発行額	290,000	
利率	3.4	
発行条件	五年据置後毎半期3,000円以上償還	
発行日	1943年5月31日	
償還期限	1963年2月1日	
償還額	-	
引受者	大蔵省預金部	

出典：JACAR, A03010209800；証券引受会社統制会編[1943] 964頁より筆者作成。

図表 5-3

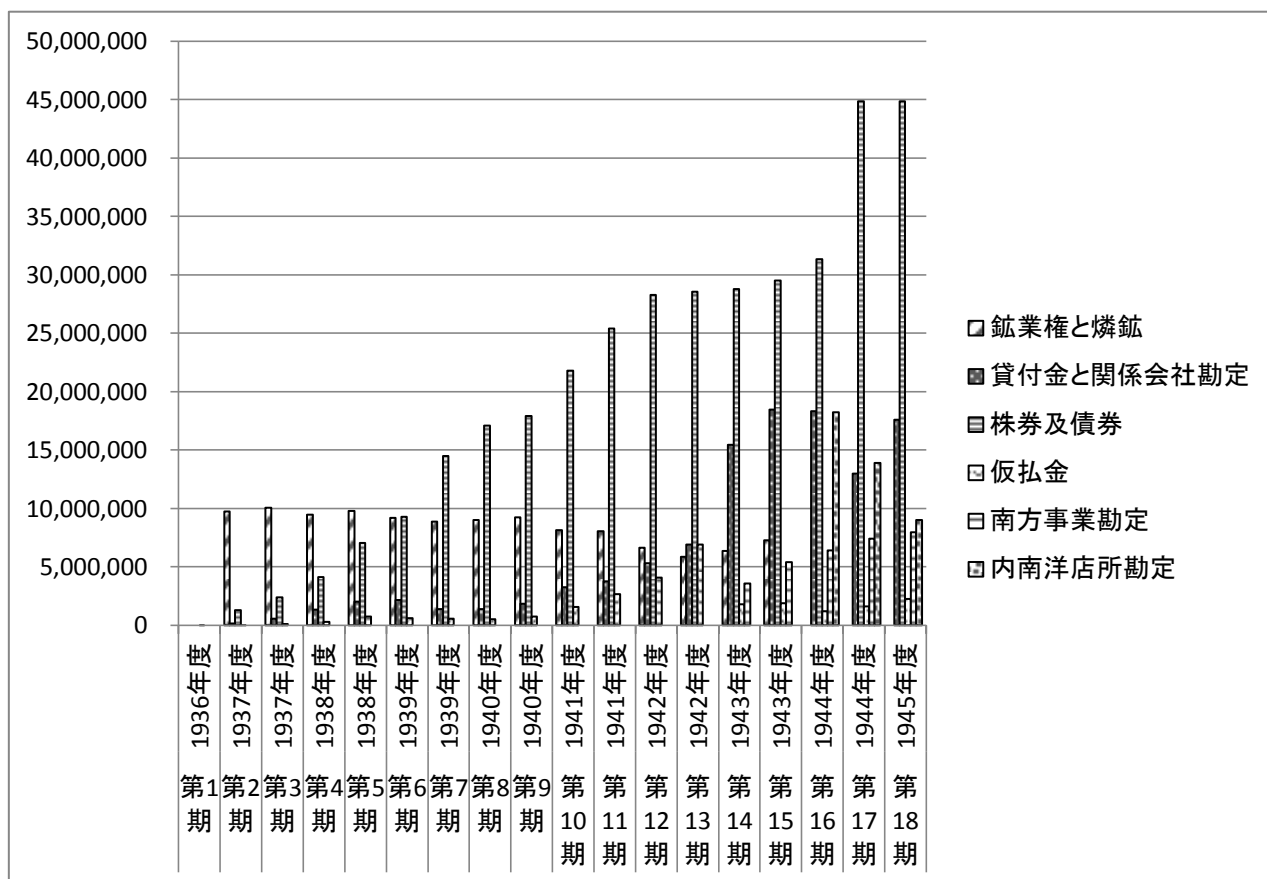
借入金内訳明細（単位：円）

	第1期 1936年度	第2期 1937年度	第3期 1937年度	第4期 1938年度	第5期 1938年度	第6期 1939年度	第7期 1939年度	第8期 1940年度
日本興業銀行	—	—	1,000,000	1,000,000	3,050,000	—	600,000	900,000
第一銀行	—	—	1,000,000	1,000,000	3,050,000	—	600,000	900,000
三井銀行	—	—	—	—	—	—	600,000	900,000
帝国銀行	—	—	—	—	—	—	—	—
三菱銀行	—	—	—	—	—	—	600,000	900,000
安田銀行	—	—	—	—	—	—	—	—
第百銀行	—	—	—	—	—	—	—	—
住友銀行	—	—	—	—	—	—	—	—
三和銀行	—	—	—	—	—	—	—	—
三井信託	—	—	—	—	—	—	—	—
三菱信託	—	—	—	—	—	—	—	—
安田信託	—	—	—	—	—	—	—	—
住友信託	—	—	—	—	—	—	—	—
大蔵省預金部	—	—	—	—	—	—	—	—
日本銀行	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	2,000,000	2,000,000	6,100,000	—	2,400,000	3,600,000
	第9期 1940年度	第10期 1941年度	第11期 1941年度	第12期 1942年度	第13期 1942年度	第14期 1943年度	第15期 1943年度	第16期 1944年度
日本興業銀行	1,350,000	500,000	175,000	595,000	400,000	760,000	1,080,000	1,700,000
第一銀行	1,350,000	—	175,000	595,000	400,000	—	—	—
三井銀行	1,350,000	—	175,000	595,000	400,000	—	—	—
帝国銀行	—	—	—	—	—	1,520,000	2,137,000	3,370,000
三菱銀行	1,350,000	—	175,000	595,000	400,000	1,520,000	2,137,000	3,370,000
安田銀行	—	—	175,000	595,000	400,000	760,000	1,134,000	1,998,000
第百銀行	—	—	175,000	595,000	400,000	—	—	—
住友銀行	—	—	175,000	595,000	400,000	760,000	1,134,000	1,998,000
三和銀行	—	—	175,000	595,000	400,000	760,000	1,134,000	1,998,000
三井信託	—	—	175,000	595,000	400,000	760,000	1,028,000	1,490,000
三菱信託	—	—	175,000	595,000	400,000	760,000	1,028,000	1,490,000
安田信託	—	—	175,000	595,000	400,000	760,000	1,028,000	1,490,000
住友信託	—	—	175,000	595,000	400,000	760,000	1,028,000	1,490,000
大蔵省預金部	—	—	—	500,000	—	—	—	—
日本銀行	—	—	500,000	—	—	—	610,000	998,500
合計	5,400,000	500,000	2,600,000	7,640,000	4,800,000	9,120,000	13,478,000	21,392,500

出典：CIA, 001300187100 ; 001300189100 ; 001300193100 ; 001300194100 ;  
001300196100 ; 001300200100 ; 001300205100 ; 001300211100 ;  
001300215100 ; 001300222100 ; 001300409100 ; 001300411100 より筆者作成。

他方、同社は、1937年度から株券及債券への投資並びに企業への融資（貸付金）を増加させたが、その内、前者が後者を上回った。（図表 5-4 参照）。

図表 5-4  
各資産項目の推移（単位：円）



出典：南洋拓殖株式会社第1期-第18期営業報告書より筆者作成。

特に、株券及債券においては、南興水産、南拓興業、日本真珠、南洋アルミ、南国企業への投資がその多くを占めている一方、貸付金においては、南興水産のほか、南方産業、日本真珠、南拓鳳梨、南洋タピオカなどへの融資がその多くを占めている。また、同社は、企業以外の個人や組合・連合会に対しても融資を行った（図表 5-5, 5-6, 付録 7 参照）。さらに、同時期における同社の収益（また費用）構造を見ると、その多くが燐鉱収入であり、株券及債券収入並びに貸付金利息収入は、少額であることが分かる（図表 5-7 参照）。

図表 5-5

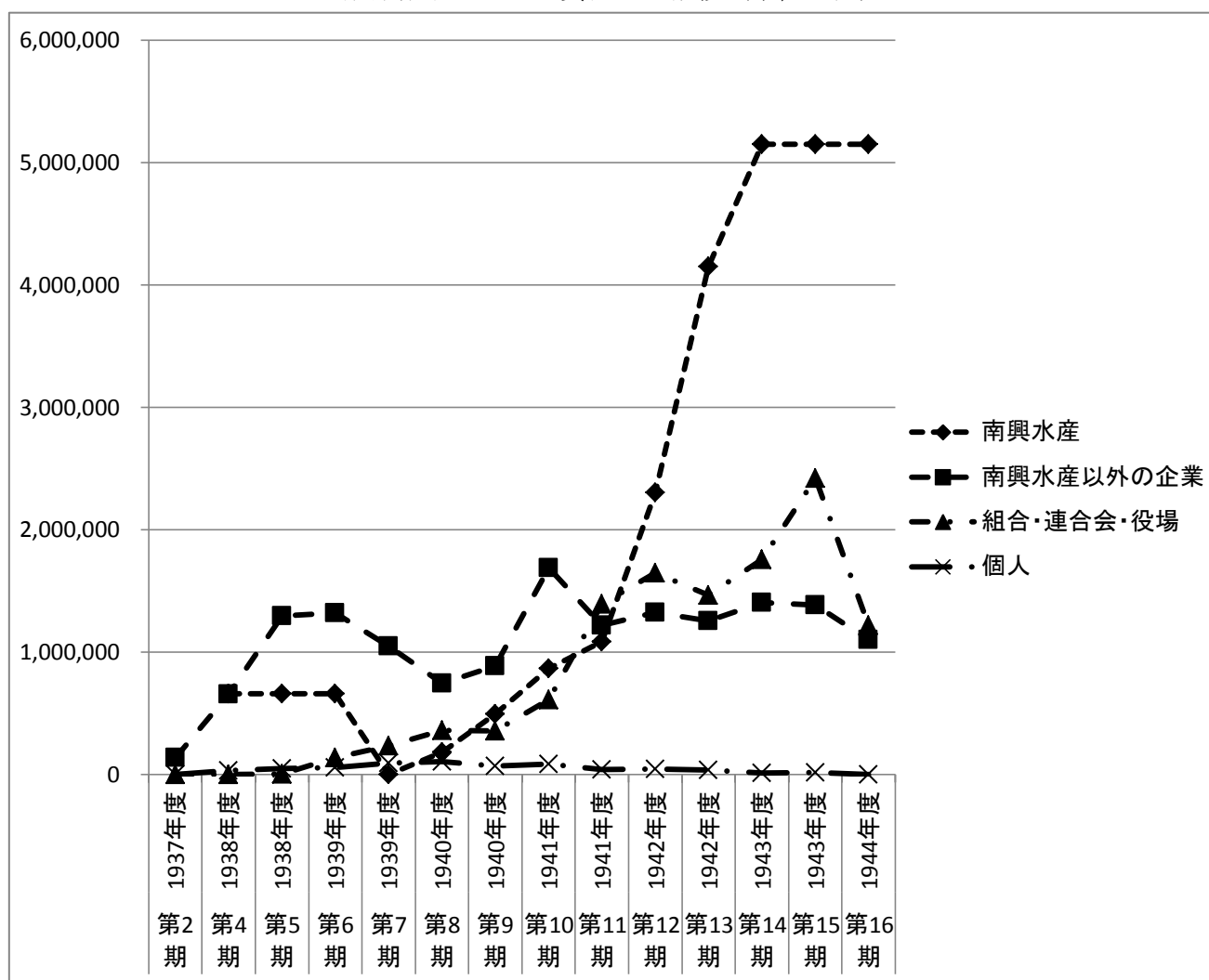
株券及債券内訳明細 (単位：円)

	第1期 1936年度	第2期 1937年度	第3期 1937年度	第4期 1938年度	第5期 1938年度	第6期 1939年度	第7期 1939年度	第8期 1940年度
南興水産	—	—	N/A	1,425,900	1,425,900	1,425,900	3,725,900	3,725,900
豊南産業	—	—	N/A	—	25,000	50,000	75,000	100,000
南拓鳳梨	—	252,500	N/A	260,750	260,750	260,750	260,750	260,750
南拓興業	—	—	N/A	—	1,000,000	2,500,000	4,000,000	4,000,000
二葉商会	—	—	N/A	—	—	295,000	200,000	200,000
ボルネオ水産	—	—	N/A	—	—	—	—	—
南方産業	—	—	N/A	60,000	60,000	120,000	120,000	240,000
南洋新報	—	—	N/A	10,000	10,000	10,000	10,000	18,000
日本真珠	—	—	N/A	743,750	743,750	743,750	743,750	1,993,750
大洋真珠	—	293,750	N/A	587,500	587,500	587,500	1,195,000	1,195,000
南洋汽船	—	—	N/A	—	600,000	600,000	600,000	1,050,000
南洋電気	—	62,500	N/A	125,000	200,000	240,000	240,000	350,000
南洋アルミ	—	190,625	N/A	381,250	1,562,500	1,562,500	2,362,500	2,362,500
極洋捕鯨	—	—	N/A	37,500	37,500	37,500	75,000	75,000
熱帯農産	—	—	N/A	—	60,000	60,000	60,000	180,000
大日本燐鉱	—	—	N/A	—	—	325,000	325,000	325,000
南国企業	—	—	N/A	—	—	—	—	550,000
印度支那燐鉱	—	—	N/A	—	—	—	—	—
東洋軽金属 (三井軽金属)	—	—	N/A	—	—	—	—	—
メナド造船	—	—	N/A	—	—	—	—	—
南洋毎日	—	—	N/A	—	—	—	—	—
帝国石油	—	—	N/A	—	—	—	—	—
戦時金融金庫	—	—	N/A	—	—	—	—	—
南洋交通	—	—	N/A	—	—	—	—	—
日本協同証券	—	—	N/A	—	—	—	—	—
セレベス開発鉄道	—	—	N/A	—	—	—	—	—
国債	—	490,000	N/A	490,000	490,000	490,000	490,000	490,000
合計	—	1,289,375	2,389,025	4,121,650	7,062,900	9,307,900	14,482,900	17,115,900
	第9期 1940年度	第10期 1941年度	第11期 1941年度	第12期 1942年度	第13期 1942年度	第14期 1943年度	第15期 1943年度	第16期 1944年度
南興水産	3,725,900	6,225,900	7,471,400	9,971,400	9,971,400	9,971,400	9,971,400	9,971,400
豊南産業	100,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
南拓鳳梨	260,750	260,750	260,750	260,750	260,750	260,750	260,750	260,750
南拓興業	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
二葉商会	200,000	200,000	200,000	410,000	410,000	410,000	410,000	510,000
ボルネオ水産	—	412,060	412,060	412,060	412,060	12,060	12,060	12,060
南方産業	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000
南洋新報	18,000	18,000	18,000	103,000	103,000	—	—	—
日本真珠	1,993,750	1,993,750	1,993,750	1,993,750	1,993,750	1,993,750	1,993,750	1,993,750
大洋真珠	1,195,000	1,195,000	1,195,000	1,195,000	1,195,000	1,195,000	1,195,000	1,195,000
南洋汽船	1,050,000	1,050,000	1,050,000	1,050,000	1,050,000	1,050,000	1,050,000	1,050,000
南洋電気	350,000	350,000	1,100,000	1,100,000	1,350,000	1,350,000	1,350,000	1,350,000
南洋アルミ	2,362,500	3,162,500	3,162,500	3,162,500	3,162,500	3,162,500	3,162,500	3,962,500
極洋捕鯨	112,500	112,500	112,500	112,500	112,500	112,500	112,500	112,500
熱帯農産	180,000	180,000	180,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000
大日本燐鉱	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000
南国企業	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,380,500	1,925,000	1,925,000
印度支那燐鉱	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	205,000	205,000	205,000
東洋軽金属 (三井軽金属)	—	—	1,567,500	1,567,500	1,567,500	1,567,500	1,567,500	3,135,000
メナド造船	—	—	—	—	—	300,000	300,000	300,000
南洋毎日	—	—	—	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
帝国石油	—	—	62,500	62,500	100,000	103,500	103,500	103,500
戦時金融金庫	—	—	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	75,000
南洋交通	—	—	—	—	—	25,000	50,000	50,000
日本協同証券	—	37,500	—	—	—	—	—	—
セレベス開発鉄道	—	—	—	—	—	—	125,000	125,000
国債	490,000	490,000	490,000	490,000	490,000	646,800	658,800	—
合計	17,933,400	21,782,960	25,408,460	28,273,460	28,560,960	28,798,760	29,505,260	31,351,460

注 1. 第 3 期の内訳明細は、史料欠損のため不明。

出典：CIA, 001300186100 ; 001300187100 ; 001300188100 ; 001300190100 ;  
 001300191100 ; 001300193100 ; 001300194100 ; 001300196100 ;  
 001300200100 ; 001300205100 ; 001300211100 ; 001300215100 ;  
 001300222100 ; 001300409100 ; 001300411100 より筆者作成。

図表 5-6  
 南洋拓殖における貸付金の推移 (単位：円)

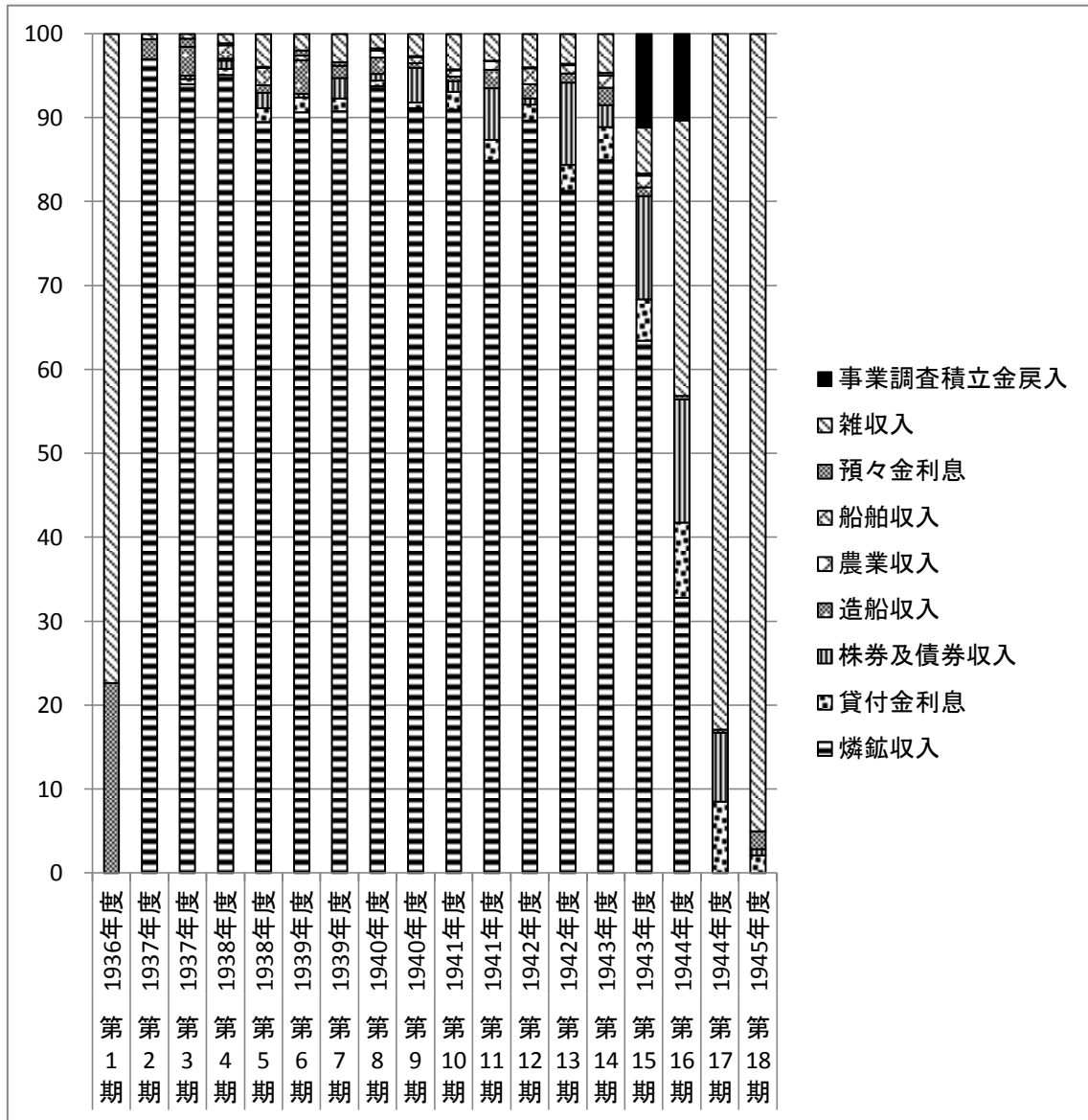


注 1. 第 3 期の内訳明細は、史料欠損のため不明。

出典：CIA, 001300186100 ; 001300187100 ; 001300188100 ; 001300190100 ;  
 001300191100 ; 001300193100 ; 001300194100 ; 001300196100 ;  
 001300200100 ; 001300205100 ; 001300211100 ; 001300215100 ;  
 001300222100 ; 001300409100 ; 001300411100 より筆者作成。

図表 5-7

南洋拓殖の収益全体に占める各事業収益の割合（単位：％）



注 1. 上記各値は、各事業収益を全体（合計）で除し、100 を掛けた値となる。

出典：南洋拓殖株式会社第 1 期-第 18 期営業報告書より筆者作成。

特に株券及債券収入においては、南興水産からの配当金とその多くを占める一方、貸付金においては、南興水産や太洋真珠、日本真珠からの利息収入がその多くを占めた(図表 5-8, 5-9 参照)。

図表 5-8

株券及債券収入内訳明細 (単位：円)

	第1期 1936年度	第2期 1937年度	第3期 1937年度	第4期 1938年度	第5期 1938年度	第6期 1939年度	第7期 1939年度	第8期 1940年度
南興水産	—	—	N/A	—	48,036.82	—	78,570.00	—
南洋アルミ	—	—	N/A	—	—	—	—	—
極洋捕鯨	—	—	N/A	—	—	937.50	1,687.50	2,625.00
大日本燐鉱	—	—	N/A	—	—	—	—	15,770.48
戦時金融金庫	—	—	N/A	—	—	—	—	—
帝国石油	—	—	N/A	—	—	—	—	—
南方産業	—	—	N/A	—	1,500.00	1,800.00	3,756.00	6,271.20
南国企業	—	—	N/A	—	—	—	—	—
南拓鳳梨	—	—	N/A	—	—	7,822.50	9,126.25	—
日本協同証券	—	—	N/A	—	—	—	—	—
日本肥料	—	—	N/A	—	—	—	—	—
大洋眞珠	—	—	N/A	20,425.64	—	—	—	—
国債利子	—	—	N/A	8,750.00	8,662.50	8,662.50	8,750.00	8,750.00
合計	—	—	6,400.70	29,175.64	58,199.32	19,222.50	101,889.75	33,416.68
	第9期 1940年度	第10期 1941年度	第11期 1941年度	第12期 1942年度	第13期 1942年度	第14期 1943年度	第15期 1943年度	第16期 1944年度
南興水産	184,140.00	—	225,158.90	—	539,955.25	—	443,125.73	246,206.29
南洋アルミ	—	—	—	—	—	94,814.25	94,794.00	94,794.00
極洋捕鯨	2,625.00	4,500.00	4,500.00	4,500.00	3,892.50	3,405.94	2,919.38	—
大日本燐鉱	—	19,500.00	—	19,500.00	—	16,867.52	—	—
戦時金融金庫	—	—	—	—	—	1,546.34	—	1,518.75
帝国石油	—	—	—	1,452.04	—	2,849.63	—	4,192.10
南方産業	—	—	—	—	—	—	—	—
南国企業	—	28,129.20	38,500.00	—	—	—	—	—
南拓鳳梨	—	—	—	—	—	—	—	—
日本協同証券	—	—	—	2,025.00	—	—	—	—
日本肥料	—	—	—	—	—	—	—	8,837.66
大洋眞珠	—	—	—	—	—	—	—	—
国債利子	8,750.00	8,750.00	8,750.00	8,750.00	8,750.00	8,750.00	11,550.00	—
合計	195,515.00	60,879.20	276,908.90	36,227.04	552,597.75	128,233.68	552,389.11	355,548.80

注 1. 第 3 期の内訳明細は、史料欠損のため不明。

出典：CIA, 001300187100 ; 001300188100 ; 001300190100 ; 001300191100 ;  
001300193100 ; 001300194100 ; 001300196100 ; 001300200100 ;  
001300205100 ; 001300211100 ; 001300215100 ; 001300222100 ;  
001300409100 ; 001300411100 より筆者作成。

図表 5-9

貸付金利息収入内訳明細 (単位：円)

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
	1936年度	1937年度	1937年度	1938年度	1938年度	1939年度	1939年度	1940年度	1940年度	1941年度	1941年度	1942年度	1942年度	1943年度	1943年度	1944年度
南拓鳳梨	-	-	N/A	-	-	-	2,736.99	3,547.40	4,234.52	4,211.51	N/A	8,762.48	6,427.40	6,392.47	7,057.53	-
二葉商会	-	-	N/A	-	-	-	-	-	-	299.18	N/A	1,708.77	-	-	-	-
南興水産	-	-	N/A	14,637.87	19,962.74	21,089.09	19,637.27	2,092.32	1,173.21	32,320.27	N/A	17,367.12	96,519.45	120,164.39	156,747.95	154,356.15
豊南産業	-	-	N/A	-	-	-	-	313.64	977.75	761.08	N/A	548.98	769.39	-	-	2,094.25
南方産業	-	-	N/A	-	-	3,636.17	6,526.19	4,265.87	-	23,766.63	N/A	18,421.11	6,036.27	10,002.17	7,637.67	-
南拓興業	-	-	N/A	-	-	14.79	-	-	-	21,169.32	N/A	-	-	-	-	-
ボルネオ殖産	-	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	N/A	7,917.81	11,473.98	12,016.44	12,098.63	12,098.63
東洋電化	-	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	N/A	-	-	-	-	2,194.53
個人名義合計額	-	-	N/A	556.42	1,114.34	1,678.53	1,784.42	3,491.08	4,336.31	3,484.93	N/A	2,734.73	1,730.93	1,398.58	502.88	-
南洋電気	-	-	N/A	373.97	728.49	703.56	1,209.87	316.49	601.64	946.02	N/A	957.53	665.75	-	5,967.12	5,715.62
南洋タビオカ	-	-	N/A	-	407.67	4,265.20	2,439.45	-	3,875.07	-	N/A	-	-	-	-	-
南洋新報	-	-	N/A	-	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	203.29	N/A	-	1,292.60	-	-	-
日本真珠	-	-	N/A	-	1,232.88	19,767.14	6,690.41	5,503.40	5,172.16	5,144.05	N/A	2,557.97	10,394.13	8,272.60	-	-
大洋真珠	-	30,977.09	N/A	5,308.07	28,439.40	18,609.13	14,992.55	44.38	-	-	N/A	-	-	-	-	-
マーシャル真珠	-	-	N/A	-	-	-	1,440.00	-	207.34	-	N/A	-	-	-	-	-
南洋汽船	-	-	N/A	-	-	-	440.00	2,252.06	-	1,722.74	N/A	1,883.84	1,814.79	1,804.93	4,855.89	4,806.57
南洋真珠	-	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	N/A	214.41	-	-	-	-
南洋電力	-	-	N/A	-	-	4,068.45	1,587.95	398.15	-	-	N/A	-	-	-	-	-
開栄社	-	-	N/A	-	-	2,112.66	685.59	212.38	-	-	N/A	-	-	-	-	-
国産産業	-	-	N/A	500.82	642.38	850.84	545.09	227.94	524.27	398.90	N/A	338.41	-	-	-	-
紀美水産	-	-	N/A	-	-	1,020.00	1,020.00	1,020.00	1,020.00	820.00	N/A	620.00	-	-	-	-
ハラオ水産鉄工所	-	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	N/A	-	636.10	-	-	-
其他三口	-	-	N/A	-	-	-	571.73	-	-	-	N/A	-	-	-	-	-
組合・連合会合計額	-	-	N/A	-	-	-	3,923.04	6,353.13	9,244.76	7,669.16	N/A	28,735.01	35,505.72	32,545.97	24,715.47	34,547.34
合計	-	30,977.09	8,832.89	21,377.15	52,702.90	77,990.56	66,246.94	30,213.24	31,542.04	102,917.08	113,751.70	92,568.17	173,266.51	192,597.55	219,583.14	215,813.09

注 1. 第 3 期と第 11 期の内訳明細は、史料欠損のため不明。

出典：CIA, 001300186100 ; 001300187100 ; 001300188100 ; 001300190100 ;  
 001300191100 ; 001300193100 ; 001300194100 ; 001300196100 ;  
 001300200100 ; 001300205100 ; 001300211100 ; 001300215100 ;  
 001300222100 ; 001300409100 ; 001300411100 より筆者作成。

他方、南洋拓殖の主な費用は、報酬及給料、労銀（労賃）、支払利息、償却金であった。報酬及給料は、主として、南洋拓殖の役員、社員に対する給料であった一方、労銀（労賃）は、主として、アンガウル・フハエス燐鉱所等の鉱夫賃が占めた<sup>581</sup>。支払利息は、社債利息と借入金利息がその多くを占めた一方、償却金は、燐鉱所に関連して生じた鉱区償却金と設備償却金がその多くを占めた<sup>582</sup>。

上記のように、南洋拓殖は、1936 年度から 1940 年度にかけて、株式の払込み、社債や借入金を通じて、特に、南洋群島に関わる企業への投資を拡大させた。その際、同社における配当収入（株券及債券収入）は乏しく、その収益を支えたのは燐鉱収入であった。このことから、設立初期、南洋拓殖は、燐鉱事業を支えとして資金調達手段・金額を多様化・増加させつつ、当該資金を南洋群島開発に関連する諸企業へ投資していったことが分かる。

続いて、1941 年度から 1945 年度にかけての南洋拓殖における資金調達と資産・収益構成を見ていく。南洋拓殖は、1941 年度（第 10 期）に株式の払込みにより資金調達

<sup>581</sup> CIA, 001300186100 ; 001300188100 ; 001300190100 ; 001300191100 ; 001300192100 ;  
 001300194100 ; 001300196100 ; 001300200100 ; 001300205100 ; 001300211100 ;  
 001300215100 ; 001300222100 ; 001300229100 ; 001300409100 ; 001300411100。

<sup>582</sup> CIA, 001300186100 ; 001300188100 ; 001300190100 ; 001300191100 ; 001300192100 ;  
 001300194100 ; 001300196100 ; 001300200100 ; 001300205100 ; 001300211100 ;  
 001300215100 ; 001300222100 ; 001300229100 ; 001300409100 ; 001300411100。

した後<sup>583</sup>、1942年度（第13期）より社債と借入金にその多くを依った。特に、同社は、1944年度から1945年度にかけて社債・借入金を増加させていたことが分かる（図表5-1、5-2、5-3参照）。その間、1943年度（第15期）において、再度、株式の払込みにより資金調達しているが、当該資金は、新規事業への資金並びに借入金8,400,000円の一部返済のための資金として充当された<sup>584</sup>。他方、同社は、さらに株券及債券への投資並びに企業への融資（貸付金）を増加させた（図表5-4参照）。1940年に「南洋群島開発十箇年計画」が、国際情勢における時局の変化に応じて修正されることとなり、その中で、南洋拓殖は、南洋群島開発に関する企業への積極的な貸付けや出資（投資）を期待されていた。

南洋拓殖は、株券及債券において、南興水産<sup>585</sup>、南洋アルミ、日本真珠、南国企業への投資を増加させたほか、東洋軽金属をはじめとして投資先を多様化させていった（図表5-5参照）。また、1939年度（第7期）から1940年度（第9期）にかけて停滞していた貸付金が増加に転じたことが、図表5-10から見てとれる。

---

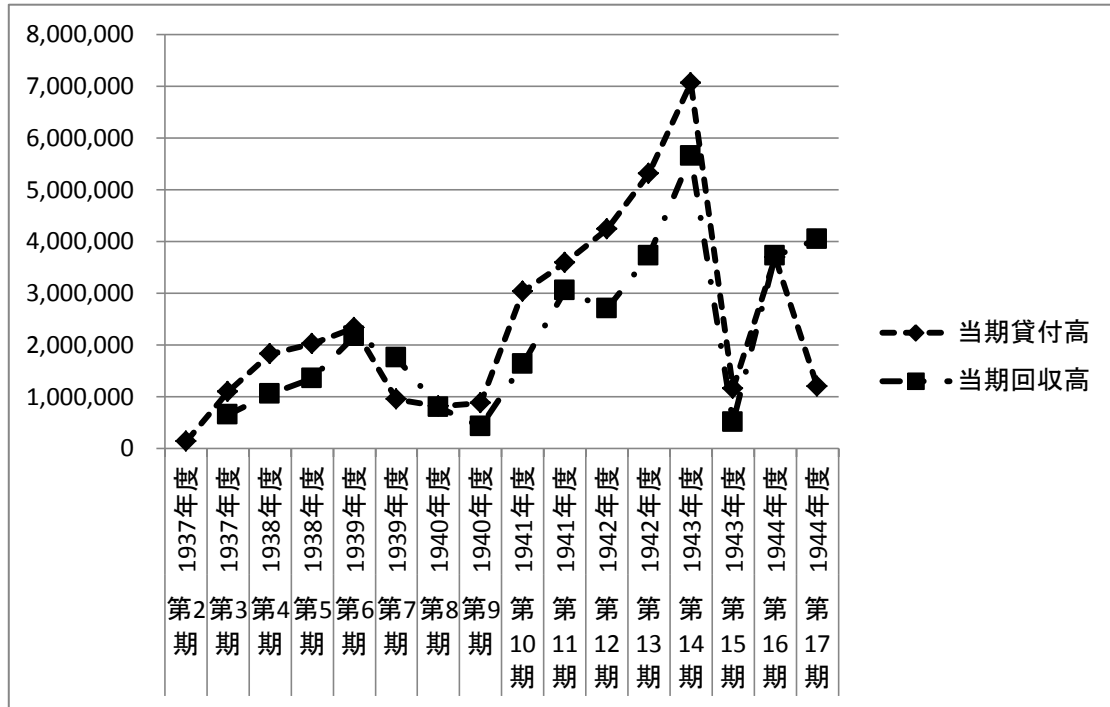
<sup>583</sup> 当該払込金は、興業銀行からの借入金3,000,000円の返済並びに新規事業への資金に充てられた（CIA, 001300381100）。

<sup>584</sup> CIA, 001300381100。

<sup>585</sup> 第17期における株券及債券の増加は、主として南興水産株式会社における未払込資本金（13,520,000円）の徴収に応じたものであった（南洋拓殖株式会社第17期営業報告書、4頁）。

図表 5-10

各期における新規貸付高と回収高の推移（単位：円）



注 1. 第 1 期は、新規貸付がないため図表から除いた。

出典：南洋拓殖株式会社第 2 期-第 17 期営業報告書より筆者作成。

また、1941 年度（第 11 期）の決算書類上において、南洋拓殖は、貸付けに関して以下のように言及している。

不動産担保貸付就中個人貸付ノ減少ハ超非常時国防国家経済統制ノ強化確立ニ呼応シ所謂時局産業以外ノ此ノ種貸出ヲ極力警戒シ新規貸出ヲ見送り回収ニ勉メタル結果ニシテ一方定期公共団体無担保貸付ノ増加ハ世界情勢ノ緊迫化ニ伴フ時局ノ重大性ト群島ノ特殊地域ニ鑑ミ一朝有事ノ際ニ於ケル食糧物資問題ヲ顧慮シ農事組合商業組合ニ於テ之レガ貯蔵資金ニ充当シタル新規貸付ナリ  
年賦公共団体無担保貸付ハ当局ト緊密ナル連絡ノ下ニ組合ノ将来性等ヲ十分検討ノ上・・・監督ヲ厳ニシ以テ群島金融ノ確立ヲ期シ度シ<sup>586</sup>

特に、南洋拓殖は、元々少額であった個人への貸付けをさらに減少させつつ、企業や組合・連合会に対する貸付けを増加させた。貸付先は、南興水産のほか、組合・連合会がその多くを占めていることが分かる。（図表 5-6 参照）。出資や貸付先に関して、南興水産がその多くを占めていることが分かるが、南興水産は、1941 年以後、日本海軍占

<sup>586</sup> CIA, 001300203100.

領地であったグアムでの食糧供給や外南洋のラバウル並びにビスマルク諸島における物資供給において役割を果たした<sup>587</sup>。そのほか、南国企業は、フィリピンにおいて、日本陸軍のもと林業や船舶の建造・修理でその役割を果たした<sup>588</sup>。

そのほか、資産項目に関して、1943年度（第14期）以降、関係会社勘定、南方事業勘定が勘定科目として表記されている。各勘定科目の内訳をみると、関係会社勘定では、関係会社に対する仮払貸付金や立替金が計上されている一方、南方事業勘定では、燐鉍事業や外南洋事業（セレベス・ラバウル・ニューギニア・マカッサル）に関連する資産が計上されていることが分かる<sup>589</sup>。

次に、同時期における同社の収益（また費用）構造を見ると、1941年度から1943年度にかけて収益全体の8割以上が燐鉍事業に依ったが、その後、1943年度（第15期）から1944年度（第16期）にかけて、収益全体に占める燐鉍事業収入の割合が、約6割から約3割へと減少した。一方で、貸付金利息収入の割合の増加は見られなかったものの、株券及債券収入、雑収入、事業調査積立金戻入の割合が増加した（図表5-7参照）。株券及債券収入は、南興水産と南洋アルミによる配当金はその大半を占めた（図表5-8参照）。また、1944年度（第16期）には、日本政府からの補助金500,000円が雑収入として計上された（相手勘定は未収金）<sup>590</sup>。加えて、1943年度（第15期）と1944年度（第16期）には、事業調査積立金戻入益が収益としてそれぞれ、500,000円、250,000円計上された<sup>591</sup>。

費用に関して、特に、1943年度（第15期）から1944年度（第16期）にかけて、償却金額が805,135円から23,617円へと減少しており、1944年度（第16期）は、燐鉍所に関連する償却が実施されなかったことが分かる<sup>592</sup>。そのほか、1944年度（第16期）には、報酬及給料、雑給等、合計51,086円の費用が南方事業費繰入として繰延べられた<sup>593</sup>。

---

<sup>587</sup> 川上[1994] 176-182頁；柴田[2015] 388頁。

<sup>588</sup> 柴田[2015] 389頁；疋田編[1995] 734-735頁。

<sup>589</sup> CIA, 001300215100；001300222100；001300411100。

第14期以降、南洋拓殖は、南興水産に対して貸付金と仮払貸付金を合わせて約10,000,000円以上の貸付けを行っていたことが分かる。

<sup>590</sup> CIA, 001300411100。

当該補助金は、「南洋群島生産責任会社令ニ基ク事業経営補助金・・・（農業、燐鉍）」（CIA, 001300381100）として雑収入に計上された。南洋群島生産責任会社令は、1944年6月13日に制定され、そこでは、南洋群島における重要鉍産物、食糧、そのほか、重要物資の生産増強を図るため、南洋庁長官が当該事業に従事可能な企業を指定した（JACAR, A03022295000）。

<sup>591</sup> 南洋拓殖株式会社第15期営業報告書、12頁；南洋拓殖株式会社第16期営業報告書、12頁。

<sup>592</sup> 第16期時点では、「戦局ノ影響ヲ蒙リ採掘積出共著シク減少」（南洋拓殖株式会社第16期営業報告書、4頁）したが、燐鉍採掘自体は行っていたことが分かる。

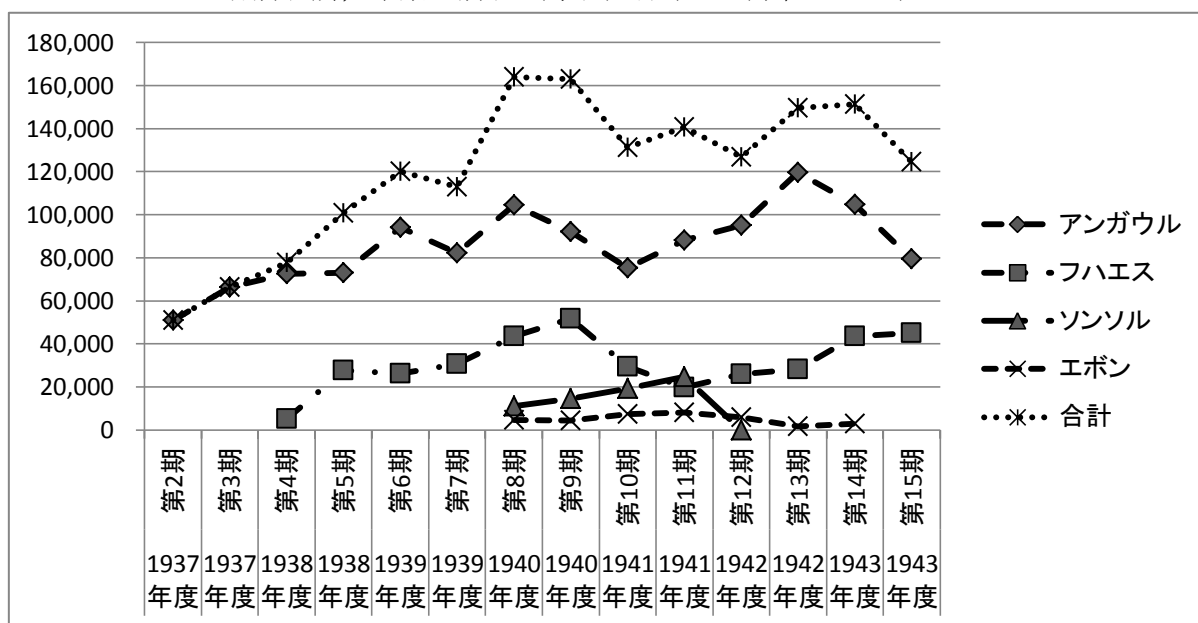
<sup>593</sup> CIA, 001300411100。

以上のように、南洋拓殖は、1941年度から1945年度にかけて、株式の払込みや社債、借入金を通じて、資金を調達し、株式への投資や貸付け（関係会社勘定を含む）を通じて南洋群島における企業や組合・連合会への資金供給を行いつつ、個人への貸付けを絞ることで資金供給先と金額を集中・拡大させたほか、南方事業勘定に見られるように自社も外南洋事業においてその役割を果たした。当該企業行動は、国策に沿ったものであったと考えられる。その際、同社における株券及債券収入並びに貸付金利息収入の多くは、南興水産に依った。また、1941年度から1943年度にかけて収益のほとんどを燐鉍事業に依ったが、その後、戦局の悪化とともに燐鉍事業収入の割合が減少する一方で株券及債券収入の割合が増加した。しかしながら、同事業の収入は、燐鉍事業のそれを補うほど多くはなく、同社は、雑収入において、政府からの補助金を収益として計上したほか、事業調査積立金の収益計上や費用の繰延べを通じて利益を捻出した。

#### 5-4-2 南洋拓殖株式会社における燐鉍事業と出資・貸付事業

南洋拓殖は、設立以来、その収益の多くを燐鉍事業に依った。ここで、決算書類より、各燐鉍所の燐鉍（原鉍）採掘量の推移を見てみる。

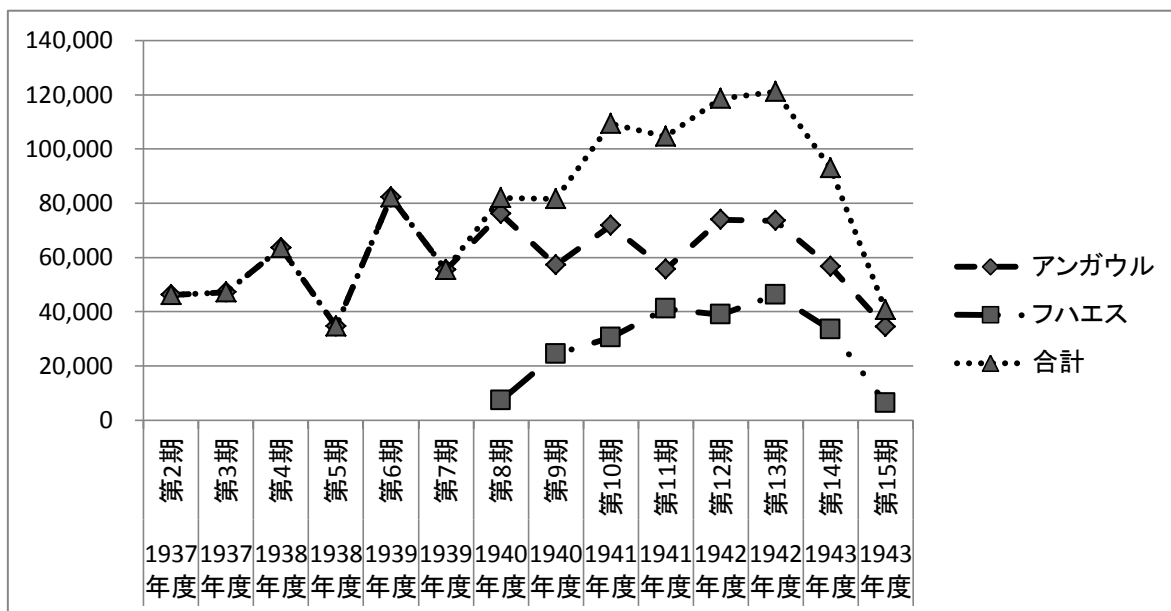
図表 5-11  
各燐鉍所，半期別燐鉍（原鉍）採掘量（単位：トン）



出典：CIA, 001300186100；001300187100；001300189100；001300191100；  
001300193100；001300195100；001300196100；001300201100；  
001300202100；001300206100；001300211100；001300215100；  
001300222100；001300409100 より筆者作成。

図表 5-11 は、各燐鉍所における半期別燐鉍採掘量の推移を示している。また、精鉍の生産量は、図表 5-12 が示す通りである。

図表 5-12  
各燐鉍所，半期別燐鉍（精鉍）生産量（単位：トン）



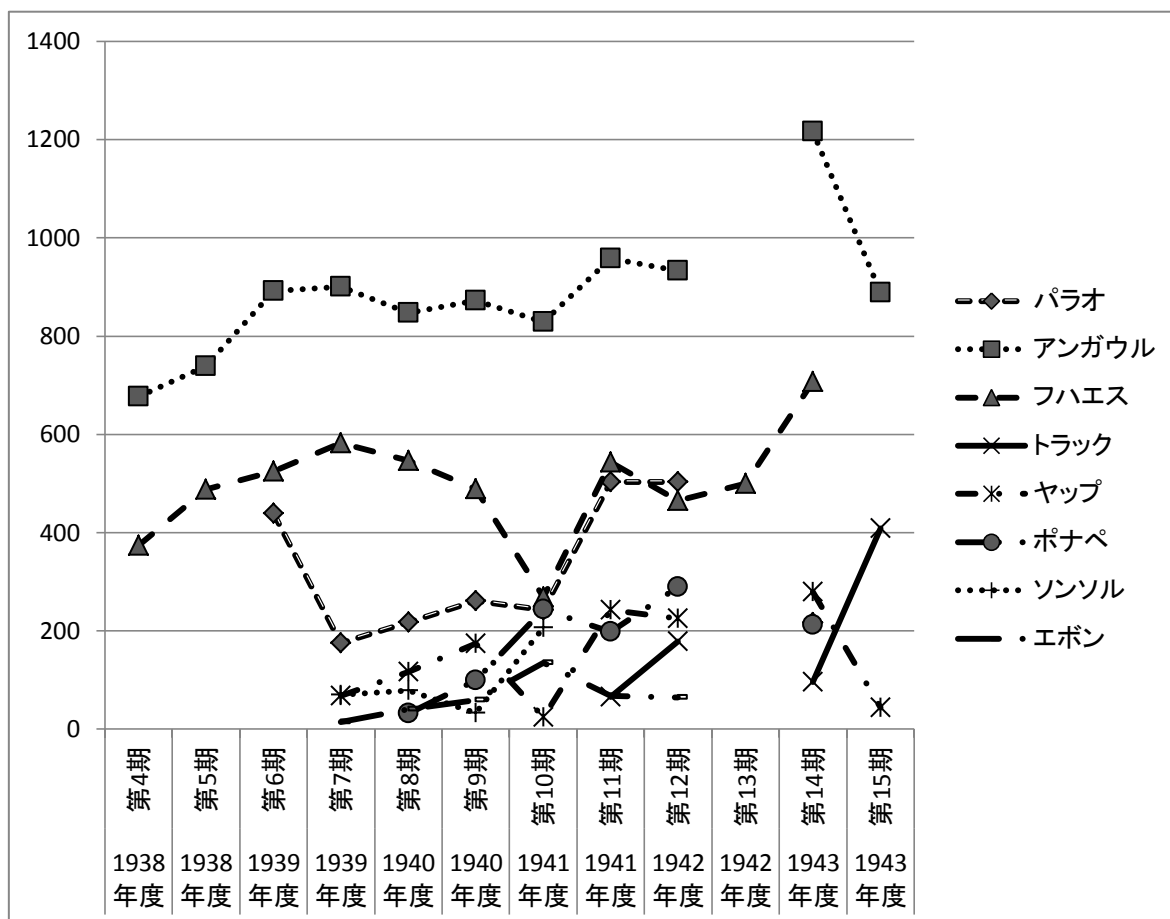
出典：CIA, 001300186100 ; 001300187100 ; 001300189100 ; 001300191100 ;  
001300193100 ; 001300195100 ; 001300196100 ; 001300201100 ;  
001300202100 ; 001300206100 ; 001300211100 ; 001300215100 ;  
001300222100 ; 001300409100 より筆者作成。

図表 5-11, 5-12 より、アンガウル燐鉍所における燐鉍生産量が顕著であり、次いで、フハエス、ソンソル、エボン燐鉍所が続いていることが分かる。そのほか、ソンソルにおける採掘は、第 12 期（1942 年度・上期）、エボンにおける採掘は、第 14 期（1943 年度・上期）時点で終了したことが分かる。

また、各燐鉍所の燐鉍生産は、日本人移民や島民、また朝鮮からの労働者が担った。決算書類に記載された各燐鉍所（各島の事業地を含む）の労働者数の推移を見ると以下のようなになる<sup>594</sup>。

<sup>594</sup> 労働者数は、基本的に各期末の人数となるが、第 11 期は、1942 年 1 月 31 日時点、第 13 期は、期中の労働者数となる（CIA, 001300188100 ; 001300191100 ; 001300193100 ; 001300195100 ; 001300196100 ; 001300202100 ; 001300206100 ; 001300207100 ; 001300209100 ; 001300213100 ; 001300410100）。

図表 5-13  
各島の労働者数の推移（単位：人）



注 1. 労働者は、採鉱夫、農夫、職工、人夫を含む。

注 2. 第 13 期の労働者数は、フハエスのみ史料から判明している。

注 3. 第 15 期の労働者数は、アンガウル、トラック、ヤップのみ史料から判明している。

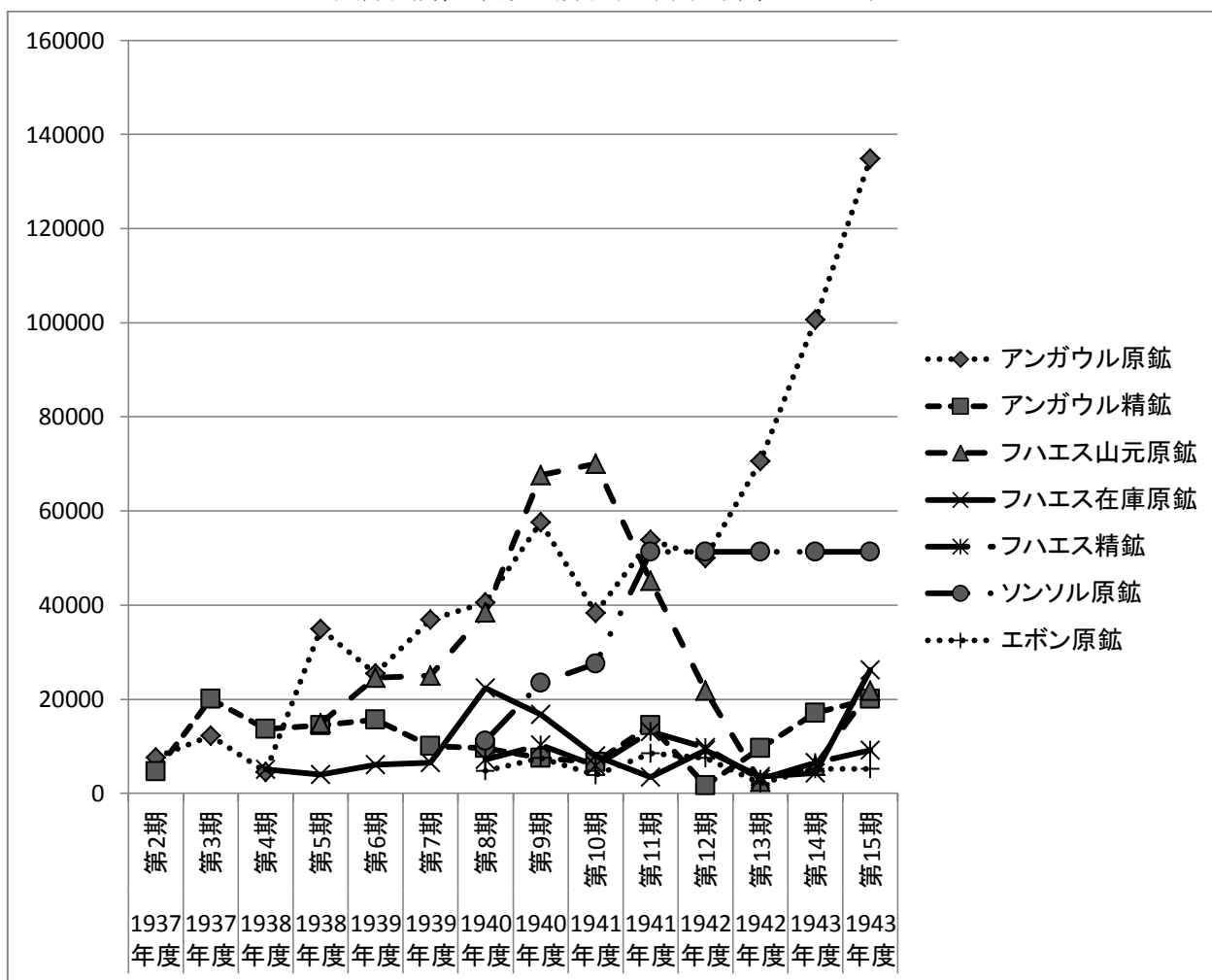
出典：CIA, 001300188100 ; 001300191100 ; 001300193100 ; 001300195100 ;  
001300196100 ; 001300202100 ; 001300206100 ; 001300207100 ;  
001300209100 ; 001300213100 ; 001300410100 より筆者作成。

上記、図表 5-13 で示されているように、アンガウル、フハエス燐鉱所に多くの労働力が配置されている。ここで、図表 5-11、5-12 から分かるように第 9 期（1940 年度・下期）から第 11 期（1941 年度・下期）にかけて、フハエスにおける燐鉱（原鉱）採掘量は、減少した一方、ソンソル、エボンにおけるそれは、増加した。また、図表 5-13 が示している通り、第 8 期（1940 年度・上期）から第 10 期（1941 年度・上期）にかけてフハエス燐鉱所の労働者数は、減少した一方、ソンソル、エボン燐鉱所に加えて、

ポナペ<sup>595</sup>における労働者数は増加した。

ここで各燐鉱所の在庫高の推移をみると以下のようなになる。

図表 5-14  
各燐鉱所，半期別燐鉱在庫高（単位：トン）



出典：CIA, 001300186100 ; 001300187100 ; 001300189100 ; 001300191100 ;  
001300192100 ; 001300194100 ; 001300196100 ; 001300201100 ;  
001300206100 ; 001300211100 ; 001300215100 ; 001300222100 ; 001300409100  
より筆者作成。

図表 5-14 が示している通り，フハエス燐鉱所における山元原鉱（鉱山所在地における在庫と考えられる）の在庫高は，第7期から第10期にかけて増加した後，減少を辿った。特に，これはフハエス燐鉱所において燐鉱採掘高と労働者数が減少した時期（第

<sup>595</sup> 南洋拓殖は，ポナペにおいて主として農場を運営していたが，海軍の要請を受けて，食糧農産物の生産を積極的に行った（南拓会[1982] 120-121頁）。

9期から第11期にかけて)と重なる。実際に、南洋拓殖第10期営業報告書では、採掘量を減少させる一方、「フハエス島ニ於テハ積出ニ全力ヲ集中シタル<sup>596</sup>」とし、さらに第11期営業報告書においても「採掘ハ減少セシモ積出ハ順調ニ経過セリ<sup>597</sup>」と言及されている。

他方、南洋拓殖における燐鉍収入の内訳明細を示すと、図表5-15が示す通りである。

図表 5-15  
燐鉍収入内訳明細 (単位：トン, 円)

区分	数量(トン)	単価(円)	金額(円)
第2期			
売却収入			
第一船			
第二船-第十二船			
前期第十六船分精算払戻見込額超過分			
前期評価収入計上分戻入			
小計			1,070,646.52
貯蔵評価			
原鉍	7,675.000	12.00	92,100.00
原鉍			
精鉍	4,671.000	18.00	84,078.00
小計			
合計			1,246,824.52
第4期			
売却収入			
第一船	5,884.481	27.00	158,880.99
第二船-第十二船	63,102.929	45.00	2,839,631.81
前期第十六船分精算払戻見込額超過分			-4,904.70
前期評価収入計上分戻入			-626,240.00
小計	68,987.411		2,367,368.10
貯蔵評価			
原鉍	4,590.000	16.00	73,440.00
原鉍	5,147.500	16.00	82,360.00
精鉍	13,734.000	23.00	315,882.00
小計	23,471.500		471,682.00
合計	92,458.911		2,839,050.10
第5期			
売却収入			
アンガウル第十三船-第十九船	33,557.948		1,497,677.54
フハエス第一船-第三船	13,998.000		592,677.01
前期精算払戻予定額ト実績トノ差額			55,119.38
前期評価収入計上分戻入			-471,682.00
小計	47,555.948		1,673,791.93
貯蔵評価			
アンガウル精鉍	14,409.000	23.00	331,407.00
アンガウル原鉍	34,906.000	16.00	558,496.00
フハエス在庫原鉍	3,944.000	16.00	63,104.00
フハエス山元原鉍	14,862.500	15.00	222,937.50
小計	68,121.500		1,175,944.50
合計			2,849,736.43
第6期			
売却収入			
アンガウル第一船-第十四船	80,306.5563		3,384,523.80
フハエス第一船-第四船	13,968.4160		596,817.93
前期精算払戻予定額ト実績トノ差額			2,867.74
前期評価収入戻入			-1,175,944.50
小計	94,274.972		2,808,264.97
貯蔵評価			
アンガウル精鉍	15,715.000	23.00	361,445.00
アンガウル原鉍	25,478.000	16.00	407,648.00
フハエス在庫原鉍	6,086.500	16.00	97,384.00
フハエス山元原鉍	24,581.000	15.00	368,715.00
小計	71,860.500		1,235,192.00
合計			4,043,456.97
第7期			
売却収入			
アンガウル第十五船-第二十四船	60,883.706	41.47	2,525,019.88
フハエス第五船-第十一船	29,165.640	37.29	1,087,840.70
前期評価収入戻入			-1,235,192.00
小計	90,049.346		2,377,668.58
貯蔵評価収入			
アンガウル原鉍	36,948.000	18.00	665,064.00
アンガウル精鉍	10,006.000	25.00	250,150.00
フハエス山元原鉍	25,056.500	17.00	425,960.50
フハエス在庫原鉍	6,521.000	18.00	117,378.00
小計	78,531.500		1,458,552.50
合計			3,836,221.08

596 南洋拓殖株式会社第10期営業報告書, 3頁。

597 南洋拓殖株式会社第11期営業報告書, 2頁。

	売却収入			
	アンガウル 第一船-第十三船	75,723.390		3,056,198.21
	フハエス 第一船-第二船	5,854.967		213,709.45
	ソソル(アンガウル第八船南星丸積)	5.695		142.38
	前期評価収入戻シ			-1,458,552.50
	燐鉱石代金精算払戻剰余金			4,656.77
	小計	81,584.052		1,816,154.31
第8期	貯鉱評価収入			
	アンガウル原鉱	40,560.000	18.00	730,080.00
	アンガウル精鉱	9,582.000	25.00	239,550.00
	フハエス山元原鉱	38,499.000	17.00	654,483.00
	フハエス在庫原鉱	22,422.000	18.00	403,596.00
	フハエス精鉱	7,169.000	25.00	179,225.00
	ソソル原鉱	11,186.000	10.00	111,860.00
	小計	129,418.000		2,318,794.00
	合計			4,134,948.31
	売却収入			
	アンガウル 第十四船-第二十一船	59,026.915		2,382,136.82
	フハエス 第三船-第九船	21,046.973		893,729.80
	ソソル第二船	2,369.266		63,998.45
	エボン第一船	1,518.414		45,552.66
	前期評価収入戻シ			-2,318,794.00
	小計	83,961.568		1,066,623.730
第9期	貯鉱評価収入			
	アンガウル原鉱	57,602.000	18.00	1,036,836.00
	アンガウル精鉱	7,520.000	25.00	188,000.00
	フハエス山元原鉱	67,624.500	17.00	1,149,616.50
	フハエス在庫原鉱	16,806.300	18.00	302,513.40
	フハエス精鉱	10,267.900	25.00	256,697.50
	ソソル原鉱	23,445.340	10.00	234,453.40
	エボン原鉱	7,520.000	10.00	75,200.00
	小計	190,786.040		3,243,316.80
	合計			4,309,940.53
	売却収入			
	アンガウル 第一船-第十四船	70,398.088		2,833,844.25
	フハエス 第一船-第十一船	33,548.707		1,425,093.02
	ソソル第一船-第五船	14,614.485		394,590.55
	エボン第一船-第八船	10,837.063		270,928.09
	前期評価収入戻シ			-3,243,316.80
	燐鉱石代金精算払戻剰余金			5,975.75
	小計	129,398.343		1,687,114.86
第10期	貯鉱評価収入			
	アンガウル原鉱	38,346.000	18.00	690,228.00
	アンガウル精鉱	6,682.000	25.00	167,050.00
	フハエス山元原鉱	70,064.000	17.00	1,191,088.00
	フハエス在庫原鉱	7,905.000	18.00	142,290.00
	フハエス精鉱	5,867.000	25.00	146,675.00
	ソソル原鉱	27,562.000	10.00	275,620.00
	エボン原鉱	3,855.000	10.00	38,550.00
	小計	160,281.000		2,651,501.00
	合計			4,338,615.86
	売却収入			
	アンガウル 第十五船-第二四船	47,257.490		1,891,649.68
	フハエス 第十二船-第二十船	32,591.276		1,392,212.80
	ソソル第六船	912.518		24,637.54
	エボン第九船-第十船	3,003.168		75,078.54
	前期評価収入戻シ			-2,651,501.00
	小計	83,764.452		732,077.56
第11期	貯鉱評価収入			
	アンガウル原鉱	53,889.000	18.00	970,002.00
	アンガウル精鉱	14,433.000	25.00	360,825.00
	フハエス山元原鉱	45,165.000	17.00	767,805.00
	フハエス在庫原鉱	3,397.000	18.00	61,146.00
	フハエス精鉱	13,095.000	25.00	327,375.00
	ソソル原鉱	51,316.000	10.00	513,160.00
	エボン原鉱	8,472.000	10.00	84,720.00
	小計			3,085,033.00
	合計			3,817,110.56
	売却収入			
	アンガウル 第一船-第十五船	85,676.818		3,313,979.33
	フハエス 第一船-第八船	41,907.563		1,759,698.56
	エボン第一船-第二船	6,530.132		163,252.56
	前期評価収入戻シ			-3,085,033.00
	小計	134,114.513		2,151,897.45
第12期	貯鉱評価収入			
	アンガウル原鉱	50,016.000	18.00	900,288.00
	アンガウル精鉱	1,673.000	25.00	41,825.00
	フハエス山元原鉱	21,790.000	17.00	370,430.00
	フハエス在庫原鉱	9,193.000	18.00	165,474.00
	フハエス精鉱	9,707.000	25.00	242,675.00
	ソソル原鉱	51,343.000	10.00	513,430.00
	エボン原鉱	7,562.000	10.00	75,620.00
	小計	151,284.000		2,309,742.00
	合計			4,461,639.45

	売却収入	121,818.046			2,353,404.39	
	アンガウル 第十六船-第二十七船	64,058.738	第十六-第二十二	40.22 第二十三-二十七	38.22	2,382,434.15
	フハエス 第九船-第二十一船	50,848.540	第九-第十八	42.99 第十九-第二十一	42.64	2,128,675.34
	エボン 第三-第四船	6,910.768	26.90			152,036.90
	前期評価収入戻シ					-2,309,742.00
	貯蔵評価収入	142,713.000				2,226,313.00
第13期	アンガウル原鉱	70,584.000	18.00			1,270,512.00
	アンガウル精鉱	9,590.000	25.00			239,750.00
	フハエス山元原鉱	2,464.000	17.00			41,888.00
	フハエス在庫原鉱	3,576.000	18.00			64,368.00
	フハエス精鉱	2,987.000	25.00			74,675.00
	ソソル原鉱	51,343.000	10.00			513,430.00
	エボン原鉱	2,169.000	10.00			21,690.00
	合計					4,579,717.39
	売却収入	75,786.426				713,252.50
	アンガウル	47,807.761	37.22			1,779,404.85
	フハエス	27,978.665	41.47			1,160,160.65
	前期評価収入戻シ					-2,226,313.00
	貯蔵評価収入	190,868.000				3,455,220.00
第14期	アンガウル原鉱	76,022.000	18.00	24.00	1,368,396	589,920
	アンガウル精鉱	17,089.000	32.00			546,848.00
	フハエス山元原鉱	5,838.000	17.00			99,246.00
	フハエス在庫原鉱	4,341.000	18.00			78,138.00
	フハエス精鉱	6,486.000	32.00			207,552.00
	ソソル原鉱	51,343.000	10.00			513,430.00
	エボン原鉱	5,169.000	10.00			51,690.00
	合計					4,168,472.50
	売却収入	34,559.814				1,300,478.68
	アンガウル	31,110.995	37.22			1,157,904.50
	フハエス	3,448.819	41.34			142,574.18
	貯蔵評価収入	268,600.000				4,992,039.50
第15期	アンガウル原鉱	134,842.000	19.50			2,629,419.00
	アンガウル精鉱	20,019.000	30.00			600,570.00
	フハエス山元原鉱	21,796.000	18.50			403,226.00
	フハエス在庫原鉱	26,219.000	19.50			511,270.50
	フハエス精鉱	3037.000	32.00	30.00		282,434.00
	ソソル原鉱	51,343.000	10.00			513,430.00
	エボン原鉱	5,169.000	10.00			51,690.00
	前期評価収入戻シ	190,868.000				-3,455,220.00
	合計					2,837,298.18
						受入金額
					単価	金額
第16期	第一船豊川丸	2,659.800	37.61		6.33	16,833.88
	第二船空知丸	4,949.000	37.61		4.52	22,394.22
	第三船室蘭丸	4,227.060	37.61		5.97	25,240.62
	第四船大阪丸	4,339.336	37.61		5.45	23,649.38
	第五船北京丸	2,000.000	37.61		5.45	10,900.00
	第六船ハーブル丸	1,830.000	37.61		5.45	9,973.50
	第七船吉備丸	1,400.000	37.61		5.45	7,630.00
	アンガウル(計)	21,405.196	37.61			116,621.60
	第一船眞洋丸	2,602.500	41.97		1.61	4,190.03
	フハエス(計)	2,602.500	41.97			109,226.93
	合計	24,007.696				914,276.35
						120,811.63
						793,464.72

注 1. 第 3 期の内訳明細は、史料欠損のため不明。

出典：CIA, 001300186100；001300187100；001300189100；001300190100；  
001300192100；001300194100；001300196100；001300200100；  
001300205100；001300211100；001300215100；001300222100；  
001300409100；001300411100 より筆者作成。

図表 5-15 から分かるように、燐鉱収入は、当期売上高（売却収入）から前期評価収入を差引いた金額（戻入れ）に当期貯蔵の評価金額（貯蔵評価）を加算することによって算出されている。当該計算式からも分かるように、当期売上高のみならず貯蔵（在庫）評価が当期の収益に影響を与える。その観点から、図表 5-15 をみると、第 6 期（1939 年度・上期）から第 7 期（1939 年度・下期）にかけて、貯蔵は、アンガウル原鉱が 1 トンあたり 16 円から 18 円へ、アンガウル精鉱が 23 円から 25 円へ、フハエス山元原鉱が 15 円から 17 円へ、フハエス在庫原鉱が 16 円から 18 円へ評価替えされている。当該評価替えによる燐鉱収入への影響は、評価替えの金額と鉱量を考慮すれば、157,063 円であったと考えられる。

第 7 期以降の貯蔵（在庫）の評価に関して、第 13 期（1942 年度・下期）から第 14 期（1943 年度・上期）にかけて貯蔵の評価は、それぞれ、アンガウル原鉱が 1 トンあ

たり 18 円から 24 円へ、アンガウル精鉱が 25 円から 32 円へ、フハエス精鉱が 25 円から 32 円へ評価替えされている。ここで当該評価替えに関して、南洋拓殖は、第 14 期決算書類において以下のように言及している。

当期末貯鉱ノ内配船順調ナレバ・・・当期半ニ於テ積出得ベカリシ左記数量（前期末貯鉱量ニ比シ増加セル分）ニ付評価額ヲ引上セリ

アンガウル精鉱	一七,〇八九屯
アンガウル原鉱	二四,五八〇屯
フハエス精鉱	六,四八六屯
計	四八,一五五屯

(一) 精鉱屯当評価額三二円（七円引上）トセル根拠

	アンガウル	フハエス
当期販売価格（精算払戻見込）	三七円二二銭	四一円四七銭
ヨリ積出ニ依リテ増加スベキ左記経費		
積区費	一円二六銭	二円八六銭
設備償却金	二円四七銭	四円七三銭
計	三円七三銭	七円五九銭
ヲ差引ケバ		
残額（売価ヨリ換算セル精鉱屯当価額）	三三円四九銭	三三円八八銭

トナルモ、評価ハ多少ノ余裕ヲ見込ミアンガウル、フハエス共ニ三二円トセリ

(二) 原鉱屯当評価額二四円（六円引上）トセル根拠

従来ノ評価額ハ精鉱二五円、原鉱一八円ニシテ七円ノ差額アリタルモ  
 当期ニ於テハ之ニ一円ヲ加ヘ差額八円トシ精鉱新評価額三二円ニ対シ  
 二四円ト決定セリ<sup>598</sup>

上記のように、南洋拓殖は、アンガウル、フハエスの精鉱・原鉱に関する評価替えが、販売価格と費用（燐鉱権と燐鉱設備に関する償却）を考慮した場合、保守的な評価であることを主張している。当該評価替えによる燐鉱収入への影響は、評価替えの金額と鉱量を考慮すれば、312,505 円であったと考えられる。

他方、上記で言及した通り、南洋拓殖の資産構成をみると株券及債券、貸付金が多くを占めていることが分かる。現存する史料から判断する限り、南洋拓殖は、決算書類上で貸付金と株券及債券を管理していたことが分かる。貸付金に関してみると、南洋拓殖は、貸付先、利率、貸出（日）、期限（返済日）に加えて、担保物件、当期貸付高、

<sup>598</sup> CIA, 001300213100。

当期回収高などを決算書類上に記載していた。担保には、各貸付先に対して、それぞれ不動産、船舶、生産物、証券などが設定されていたほか、組合（連合会）に対しては、無担保で貸付けが行われていた。当該貸付金に関する実務は、第16期（1944年度・上期）まで継続されていたことが確認できる。一方、株券及債券に関してみると、出資先、当期計上高（受入高）などに加えて、出資先の配当金に関する情報（配当率、決算期を含む）を決算書類上に記載していた。当該実務も、貸付金と同様に、第16期（1944年度・上期）まで継続されていた。

また、貸付金に関して、南洋拓殖は、第9期（1940年度・下期）決算書類に「貸付金回収見透」として貸付金額や回収方法に関する書類を添付している<sup>599</sup>。そこでは、図表5-16に見られるように、各貸付先の金額とその回収方法について言及がなされていた。

図表 5-16  
貸付金回収見透

貸付先	償還期日	貸付金額	回収見透
南洋汽船	1941.6.20	80,000	第一及第二華山丸売却代金
南拓鳳梨	1941.6.20	140,000	事業収入
南拓鳳梨	1941.12.20	35,000	事業収入
南方産業	1943.12.20	80,000	南洋庁借上官舎賃貸料
南方産業	1943.12.31	223,300	南洋庁借上官舎賃貸料
南洋電気	1941.6.20	35,000	増資払込直後
豊南産業	1941.6.20	25,300	事業収入
上田良武外一名	1940.12.20	12,000	事業収入
国晃産業	1941.3.20	10,000	事業収入
深見栄一	1945.3.8	20,000	事業収入
深見栄一	1944.3.31	10,000	事業収入
南洋眞珠貝採取業組合	1944.4.6	16,800	担保ノ一部ヲ以テ回収
南洋群島コプラ同業組合	1941.12.20	95,000	低利資金借入金並事業収入及株式配当金
パラオ商業組合	1941.6.20	60,000	事業収入 大蔵省預金部低利資金ニ依リ借換ノ予定
パラオ信用組合外	1941.6.21	183,000	事業収入

CIA, 001300197100 より筆者作成。

同社は、各企業の営業報告書を手入し、閲覧していたことが国立公文書館に所蔵されている史料から確認出来る。その中でも、南洋拓殖自身が南拓鳳梨、南方産業、南洋電気の営業報告書を手入し、閲覧していたことが分かる<sup>600</sup>。

さらに、南洋拓殖は、第10期（1941年度・上期）決算書類において、「貸付金回収見込調」として企業、組合、個人に対する貸付金の状況について説明した書類を添付している<sup>601</sup>。そこでは、南洋タピオカ株式会社（以下、南洋タピオカ）、国晃産業株式会社（以下、国晃産業）、南洋群島コプラ同業組合連合会、上田良武（ほか1名）に関して以下のように言及していた。

<sup>599</sup> CIA, 001300197100。

<sup>600</sup> CIA, 001300371100 ; 001300364100 ; 001300365100。

<sup>601</sup> CIA, 001300202100。

まず初めに、南洋タピオカに関して見ていく。南洋タピオカに対する貸付金額は、70,000円、貸出月日1940年10月31日、利率年8%、償還期限1941年10月31日であり、担保として工場、建物、借地権、建物〇〇、機械器具が設定されていた<sup>602</sup>。南洋拓殖は、南洋タピオカに関して「当社が融資スル以前ハ、経営相当困難ヲ極メツツアリシモ事後漸次立直リ昭和十五年度・・・向上ヲ辿リ引続キ好況ニ至リ、以テ、従来ノ不振状態ヲ脱シ得タリ<sup>603</sup>」と言及した。その状況の中、南洋拓殖は、南洋タピオカが「目下、化学澱粉即デキストリン及ソリュブルスターチノ製造ヲ計画中ニシテ本件、商工省ノ了解ヲ得、近ク増資拡張ノ予定・・・当社ヨリノ借入金ヲ引続キ右資金ノ充当ノ為期限延期乃願出アリ・・・五万円ハ一カ年間延期シ、別ニ、二万円ハ期限迄ニ償還セシメル<sup>604</sup>」として、最終的に、南洋タピオカの「担保・・・ヲ考慮シ償還ニ不安ナシ<sup>605</sup>」と評価した<sup>606</sup>。

続いて、国晃産業株式会社に対する貸付金額は、9,000円、貸出月日1941年3月20日、利率年8%、償還期限1941年9月20日であり、担保として土地、建物、機械、器具が設定されていた<sup>607</sup>。しかしながら、南洋拓殖は、国晃産業株式会社の事業（デリス、シキグ殺虫剤、キャッサバ）の採算性を問題視しており、代替事業として「シトロネラグラス、レモングラス等香料油製造ニ着手シタルモ・・・失敗セリ・・・一方製材ハ、船腹不定ノ為十分ナ成績ヲ挙げ得ザリシトコロ<sup>608</sup>」とその経営状況を懸念した。そして「同社ハ最初当社が援助シタル当時ニ比シ、事業ニモ変更ヲ為シ、且ツ経営状態不明ニテ成績良好ナラザルニ付、専ラ回収ニ努メツツアリ<sup>609</sup>」とした。最終的に、南洋拓殖は、担保物件に関して「ポナペ島官有貸付地・・・ヲ除ク、建物、機械、器具<sup>610</sup>」があるものの、それらは「相当年数ヲ経過シ居レバ殆ド当時・・・三万円也ノ半額以下ナラント推察セラル・・・本貸付金回収ニ付キ多少ノ不安アルモノト断スベシ<sup>611</sup>」と結論付けた<sup>612</sup>。

続いて、南洋群島コプラ同業組合連合会に対する貸付金額は、95,000円、貸出月日1940年12月20日、利率年6%、償還期限1941年12月20日であり、担保として日

---

<sup>602</sup> CIA, 001300202100。

<sup>603</sup> CIA, 001300202100。

<sup>604</sup> CIA, 001300202100。

<sup>605</sup> CIA, 001300202100。

<sup>606</sup> また、同文書の最後に、南洋タピオカ株式会社第3回営業報告書（決算期間は、1939年8月1日から1940年7月31日）も合わせて添付されている（CIA, 001300202100）。

<sup>607</sup> CIA, 001300202100。

<sup>608</sup> CIA, 001300202100。

<sup>609</sup> CIA, 001300202100。

<sup>610</sup> CIA, 001300202100。

<sup>611</sup> CIA, 001300202100。

<sup>612</sup> また、同文書の最後に、国晃産業株式会社の営業報告書、2年分（決算日は、1939年11月30日並びに1940年11月30日）も合わせて添付されている（CIA, 001300202100）。

本コプラ株式会社の株式が設定されていた<sup>613</sup>。同組合への貸付金について、「昭和十四年十月九日ヨリ昭和十五年十二月二日迄運転資金ノ貸出ヲナシ、更ニ一カ年期限ノ延長、本年十二月ガ償還期限ナルモ同組合ノ現状本貸付金ニ対スル全部償還ハ困難ナリ・・・昭和十六年度低利資金借入ノ希望アリ同借入金ニ依リテ返済予定ニ付キ其レ迄更ニ期限延期申出<sup>614</sup>」があったが、同組合は「昭和十五年度移出納付金収入一三五、〇〇〇円・・・南洋庁ノ補助金四五、〇〇〇円株式配当金六、〇〇〇円合計金一八万六、〇〇〇円他ノ収入ヲ計上シ健全ナル経営ヲ続ケ本年度モ大差ナク順調ニ推移<sup>615</sup>」していた。そして最終的に、南洋拓殖は、「右貸付金ニ対スル償還資源ハ低利資金借入金並事業収入及株式配当金ニシテ、担保トヲ考慮スレバ回収上ノ懸念無キモノト認メラル<sup>616</sup>」と結論付けた。

最後に、上田良武（ほか1名）に対する貸付金額は、12,000円、貸出月日1940年12月20日、利率率8%、償還期限1941年6月20日であり、担保として土地、建物、珊瑚、漁船が設定されていた<sup>617</sup>。同氏と貸付金について南洋拓殖は、「同氏ハ退役海軍中将ニシテ現在義勇財団海防義会理事長・・・三菱航空機製作会社顧問<sup>618</sup>」であり、担保である「土地建物有シ資産状態善過ナリ、本貸付金ハ海産商上岡柳馬氏ト連帯、昭和十三年金一万五千元ヲ借入テ同十四年三千元ヲ内入、書替継続シテ・・・目下延滞中ノモノナリ<sup>619</sup>」と言及した。続けて、事業の現状について、「事業ハ南洋群島パラオ島付近ニ於ケル珊瑚採取ナルモ、事業ノ採取ノ困難ナルト珊瑚ノ値下リノ為、一時、鮪漁業ニ転業セントシタルモ燃料油ノ割当配給困難ノ為、ソノ計取止<sup>620</sup>」と言及した。最終的に、南洋拓殖は、「依ツテ当社ハ貸付金回収ニ努メツツアリ、同氏ト現在交渉中ナルモ、九月十八日・・・担保物件ノ内珊瑚ノ一部ヲ売却ニテ、三千元ヲ内入シ、十月ニ、同氏手持珊瑚ヲ売却シテ残金ノ決裁ヲ充当スル約束ニシテ、近ク本貸付金ハ完済ヲ見ル予想ナリ<sup>621</sup>」と結論付けた。

上記、4つの貸出先についてみると、第10期（1941年度・上期）以後、南洋タピオカに対する貸付金は、第11期（1941年度・下期）時点で回収、国産産業に対する貸付金は、第11期（1941年度・下期）時点で回収、南洋群島コプラ同業組合連合会に対する貸付金は、第13期（1942年度・下期）から第14期（1943年度・上期）にかけて回収、上田良武（ほか1名）に対する貸付金は、少なくとも第13期（1942年度・下期）時点で回収されたことが史料から分かる（付録7参照）。

<sup>613</sup> CIA, 001300202100。

<sup>614</sup> CIA, 001300202100。

<sup>615</sup> CIA, 001300202100。

<sup>616</sup> CIA, 001300202100。

<sup>617</sup> CIA, 001300202100。

<sup>618</sup> CIA, 001300202100。

<sup>619</sup> CIA, 001300202100。

<sup>620</sup> CIA, 001300202100。

<sup>621</sup> CIA, 001300202100。

上記のように、南洋拓殖は、貸付金並びに株券及債券に関する資産を決算書類上で把握、管理していた。また限られた期間の史料ではあるものの、南洋拓殖が、営業報告書などを通じて、貸付先に関する情報（回収状況）を把握、分析していたことが分かる。

#### 5-4-3 南洋庁による南洋拓殖株式会社に関する決算書類の利用

南洋庁は、南洋拓殖の全株式 400,000 株の内、210,920 株を保有した。その中で、南洋拓殖は、南洋庁に対して営業報告書とは別に決算書類を提出していた一方、南洋庁側は、それをもとに同社の経営（業務）内容に関して説明を求めていることが史料から分かる<sup>622</sup>。筆者が把握した限りにおいて、当該史料は、第 10 期（1941 年度・上期）、第 11 期（1941 年度・下期）、第 13 期（1942 年度・下期）となる。そこで、第 10 期、第 11 期、第 13 期において南洋庁が南洋拓殖に対してどのような説明を求めていたのかを見ていく。

第 10 期において南洋庁は、貸付金、貸出先の信用調査、ニューカレドニア鉱区買収費用 54,197 円の処理方法、パロポ<sup>623</sup>金山関係（費用）などを南洋拓殖に照会した<sup>624</sup>。南洋拓殖は、それぞれの照会に対して以下のように言及している。「貸付金ノ貸出先信用調査ハ目下作成中ニ付出来次第報告ス<sup>625</sup>」と言及した。またニューカレドニア鉱区買収費用の処理方針に関しては、「関係官庁タル商工省ヨリ当分其儘トシ置ク様希望アリタリ且ツ他ノ共同出資会社トノ関係アリ其儘トシテ整理ヲ保留セリ<sup>626</sup>」と言及した。そして、パラポ金山関係（費用）について、今期は造船所やフハエス燐鉱所において特別損金（失）があったため、第 11 期においてそれを整理すると応えた<sup>627</sup>。

続いて、第 11 期において南洋庁は、予算額と決算額の乖離、各勘定の処理方法などを南洋拓殖に照会した<sup>628</sup>。特に、各勘定の処理方法について、南洋庁は、「ニューカレドニア鉱区買収金ハ今尚雑興業費ニ存置シアルモ之ヲ損失ニ計上スヘキニ非ズヤ<sup>629</sup>」また、「パロポ金山調査費ハ江守属東京出張ノ際損失ニ計上スル由説明アリタルモ今尚仮払金ニ計上シアルハ如何<sup>630</sup>」と言及した。当該照会に対する南洋拓殖の回答は不明であるが、ニューカレドニア鉱区に関わる費用の興業費（資産）計上について、第 10 期時点において指摘されていたにもかかわらず、第 11 期時点においても同様に指摘されたことを考慮すれば、南洋拓殖の行動（会計処理）は、変化しなかったことが伺える。当

<sup>622</sup> CIA, 001300202100 ; 001300204100 ; 001300210100。

<sup>623</sup> パロポは、インドネシアに位置する（南拓会[1982] 165 頁）。

<sup>624</sup> CIA, 001300202100。

<sup>625</sup> CIA, 001300202100。

<sup>626</sup> CIA, 001300202100。

<sup>627</sup> CIA, 001300202100。

<sup>628</sup> CIA, 001300204100。

<sup>629</sup> CIA, 001300204100。

<sup>630</sup> CIA, 001300204100。

該ニューカレドニア鉦区に関わる費用は、少なくとも、第15期（1943年度・下期）時点、興業費に計上されていたことが確認できる<sup>631</sup>。また、パロボ金山に関する費用についても、少なくとも、第12期（1942年度・上期）時点、仮払金に計上されていたことが確認できる<sup>632</sup>。

続いて、第13期において南洋庁は、仮払金の急激な増加、興業費に関する会計処理、雑費の内訳明細などを南洋拓殖に照会した<sup>633</sup>。特に、南洋庁は、興業費に関して「興業費中特殊蔬菜農事関係ヲ計上シアルト思料セラルルモ本農事関係ノ支出ガ特殊方面ヨリ全額補助セラルベキモノナラズ従テ資産勘定ノ対照ニアラザルガ故ニ損益勘定ニテ処理スベキモノト認ム<sup>634</sup>」と言及した。実際に、南洋拓殖は、第12期、蔬菜栽培補助金（32,541円）を受領した一方、第13期、当該補助金の受領はみられなかった<sup>635</sup>。

その後、第14期（1943年度・上期）において、南洋拓殖は、興業費中に「特殊蔬菜純損金」を計上している<sup>636</sup>。すなわち、南洋拓殖は、パラオ農場建設費として23,142円、ポナペ農場建設費として99,167円、トラック農場建設費として32,734円、合計155,043円を興業費に計上した<sup>637</sup>。このように、南洋拓殖は、南洋庁より「興業費中特殊蔬菜農事関係」は費用処理すべきとの指摘を受けた後もその処理方法を変更しなかった<sup>638</sup>。

そのほかにも、第13期、南洋庁は、仮払金に関して「仮払金ノ激増ハ時局柄不得止トスルモ出来得ル限り各科目ニ振替フノ必要アリ其ノ内容及今後ノ処理方法如何ナリヤ<sup>639</sup>」と言及した。実際に、第13期時点において、仮払金は6,901,587円計上されていたが、第14期時点において、その金額は、1,812,059円へと減少した<sup>640</sup>。これは、仮払金に計上されていた関係会社に対する仮払貸付金や立替金が、「関係会社勘定」へ振替えられたことに起因する<sup>641</sup>。

---

<sup>631</sup> CIA, 001300222100。

<sup>632</sup> CIA, 001300207100。

<sup>633</sup> CIA, 001300210100。

<sup>634</sup> CIA, 001300210100。

<sup>635</sup> CIA, 001300212100。

第14期、第15期における補助金の受領に関しては、史料から判断することができない（CIA, 001300214100 ; 001300222100）。

<sup>636</sup> CIA, 001300213100。

<sup>637</sup> CIA, 001300213100。

また、第15期も、南洋拓殖は、パラオ、ポナペ、トラックにおいて特殊蔬菜農場建設費146,652円を計上した（CIA, 001300222100）。しかしながら、建設費との記述しかないため、第14期の「特殊蔬菜純損金」とは性質が異なる可能性がある。

<sup>638</sup> その後、南洋拓殖は、第16期（1944年度・上期）の利益処分において「特別償却金」として227,851円を計上したが、これは、パラオ、ヤップ、ポナペにおける建設費経費の償却であった（CIA, 001300381100）。

<sup>639</sup> CIA, 001300210100。

<sup>640</sup> CIA, 001300215100。

<sup>641</sup> CIA, 001300215100。

上記のように、南洋庁は、南洋拓殖提出の決算書類を通じて、同社の決算処理や経営に関する事項を把握していた一方、南洋拓殖は、南洋庁より当該事項に関して指摘を受けていたことが分かる。

#### 5-4-4 南洋拓殖株式会社における利益捻出と配当維持

南洋拓殖の収益は、第1期（1936年度）から第14期（1943年度・上期）に至るまでそのほとんどを燐鉱業に依った。その中で、第13期（1942年度・下期）から第14期にかけて貯鉱の評価替えが行われ、当該評価替えは、当期純利益に312,505円寄与した。しかしながら、第15期（1943年度・下期）以降、燐鉱業の収益そのものが低下した。その中で、南洋拓殖は、第15期、第16期（1944年度・上期）において、政府補助金や積立金の戻入益を計上することで利益を捻出した。他方、南洋拓殖は、第14期において興業費中に特殊蔬菜純損金（費用）を155,043円ほど繰延べたほか、第16期においても、南方事業に関わる費用（「南方事業費繰入」）を繰延べた。一連の会計処理の影響を除いた場合、第14期から第16期にかけて、同社は、少なくともそれぞれ、92,903円、436,666円、785,518円の純損失に直面していたと考えられる。

この利益捻出の行動は、南洋拓殖が、株主（民間）に対する配当金を確保するという動機に端を発する。南洋拓殖は、設立以来、年率4%から7%の配当率を維持していた（図表5-17参照）。すなわち、第5期（1938年度・下期）以前、配当率は、6%であったのに対して、第5期から第7期（1939年度・下期）にかけて、7%で推移した。その後、第8期（1940年度・上期）以降は、6%の水準で推移した。

図表 5-17

各期配当率と配当金額（単位：%，円）

	第1期 1936年	第2期 1937年	第3期 1937年	第4期 1938年	第5期 1938年	第6期 1939年	第7期 1939年	第8期 1940年	第9期 1940年
配当率	—	6.00	6.00	6.00	6.00	7.00	7.00	6.00	6.00
配当金額	—	387,285	387,285	422,738	458,190	534,555	534,555	458,190	458,190
	第10期 1941年	第11期 1941年	第12期 1942年	第13期 1942年	第14期 1943年	第15期 1943年	第16期 1944年	第17期 1944年	第18期 1945年
配当率	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	4.00	4.00	4.00	—
配当金額	458,190	471,426	529,095	529,095	212,715	178,718	189,080	189,080	—

出典：南洋拓殖株式会社第1期-第18期営業報告書より筆者作成。

第 5 期決算書類において南洋拓殖は、配当に関して以下のように言及している。

・・・最近ニ於テ当社ノ燐鉍増産計計画ニ対スル直接的投資並ニ関係会社ニ対スル間接的投資頓ニ増加シ現在ニ於ケル本年度ノ所要資金ノ不足額ハ・・・社債一千万円ノ取入レヲ行ヒテモ尚六百ニ拾万円内外ニ達スル見込ナリ  
而シテ右資金ハ其ノ用途ヨリ觀テ之ヲ社債又ハ資本ノ増加ニ依ルガ妥当ニシテ等ガ国策会社トシテ将来一層其ノ機能ヲ發揮センガ為ニハ此ノ資金吸収ノ点ニ付特ニ考慮ヲ払ハザルベカラズ  
故ニ近ク払込又ハ増資ヲ予定シ之ガ実現ヲ容易ナラシメンガ為今般一分ノ増配金額ハ七万六千三百六拾五円ニシテ今期ハ燐鉍収入以外ノ収入參拾參万四千四百円ヲ計上シタルガ将来共此ノ種収入漸次増加スルヲ以テ格別懸念ヲ要セズシテ増配ヲ維持シ得ル見込ナリ<sup>642</sup>

上記の文言からも分かるように、南洋拓殖は、第 5 期時点より、社債のほかに株式の追加払込みを円滑に進めるために、配当の維持、増加を意識していたことが分かる

しかしながら、第 14 期から第 16 期にかけて、南洋拓殖は、業績悪化のため配当を維持することが困難な状況に直面していた。その状況の中で、同社は、第 14 期から第 16 期にかけて民間保有の株式（189,080 株）<sup>643</sup>に対してのみ配当を行ったのだが、その金額は、それぞれ、212,715 円、178,718 円、189,080 円であった。

上記の利益捻出が無ければ、民間保有の株式に対する配当の実施、または配当率（年率 4%から 6%）の維持は困難であったと考えられる。特に、第 16 期決算書類において、南洋拓殖は、株主（南洋庁を除いた民間の株主）に年率 4%の配当を実施するために補助金や積立金を収益計上する旨の文書を添付している<sup>644</sup>。そこで、南洋拓殖は、少なくとも国債と同等の配当金を株主に対して支払うべき旨を言及しており、株主の期待に応えようとしていたことが分かる<sup>645</sup>。

## 5-5 小括

本章では、南洋拓殖を対象に、特に同社の出資・貸付事業、また、南洋庁に向けて提

---

<sup>642</sup> CIA, 001300188100。

<sup>643</sup> 同社の定款第 55 条において、配当金は、民間へ優先的に支払う旨、すなわち、政府所有の株式に優先して、民間所有株式（払込）に対して年 6%を支払う旨を定めていた（南拓会[1982] 52 頁）。

<sup>644</sup> そこで、南洋拓殖は、同会計処理を通じて利益を捻出することで商法や定款に抵触することなく民間株式に配当を行うことが可能である旨を言及している（CIA, 001300411100）。

<sup>645</sup> CIA, 001300411100。

出していた決算書類に関する会計情報の利用と 1941 年以後、同社が収益の低下に直面する中で、どのようにして利益を確保していたのかという点に焦点を当て、考察を行った。

南洋拓殖は「南洋群島開発十箇年計画」の一環として設立され、設立当初より国策への従事が期待されていた。同社は、設立の際、南洋庁よりアンガウル・フハエス燐鉱所の現物出資を受けた。そのため、南洋庁が南洋拓殖の株式の過半数を保有した。その関係の中で、南洋拓殖は、南洋庁に対して営業報告書とは別に決算書類を提出していた一方、南洋庁側は、当該資料をもとに同社の経営内容に関して説明を求めている。このことは、南洋庁が南洋群島経営の一環として、決算書類を通じて、南洋拓殖の事業を一定程度モニターしていたことを意味する。

また、南洋拓殖は、燐鉱事業のみならず、特に、水産業や鉱業、農林業といった南洋群島開発に関わる企業や組合・連合会へ出資・貸付けを行っていた。特に、貸付金に関して、南洋拓殖は、当該資産を決算書類上で把握、管理していたほか、営業報告書などを通じて、貸付先に関する情報を把握、分析していた。

出資・貸付事業において、南洋拓殖は、多額の資金を必要としたが、その多くを、湊・齊藤[2013]でも指摘されている通り、燐鉱事業からの収益とその収益をもとにした（民間）株主からの払込みや社債のほか、借入金に依った。特に、株式の払込みに関しては、拓務省（南洋庁）による燐鉱所の保守的な評価が南洋拓殖の資金調達を支えた。1941 年以後、「南洋群島開発十箇年計画」の修正とともに、南洋拓殖は、さらに南興水産、南洋アルミ、南国企業並びに東洋軽金属といった企業や組合・連合会への出資・貸付けを拡大させることで間接的に国策に関わる一方、南洋拓殖自身も外南洋への進出・開発並びに日本軍への食糧供給を通じて、直接的に国策に従事した。一連の国策への従事において、南洋拓殖は、更なる資金調達の必要性に迫られるのだが、戦況が進展するにつれて、燐鉱業における収益悪化に直面した。その中で、南洋拓殖は、燐鉱事業における貯鉱の評価替えのほか、政府補助金や積立金の戻入益計上並びに食糧生産や南方事業に関わる費用の繰延べを通じて、利益を確保し、配当金を維持することで、株主（民間）への期待に応えようとした。その一連の行動は、南洋拓殖における株式の追加払込みとそれに応じた社債発行可能額の拡大を促進し、自身の国策事業への従事と資金供給（出資・貸付け）を支えた。

企業としての営利性の確保と国益の追求（国策への従事）という状況に直面する際、利益捻出を通じて、利益を確保し、配当金を維持することで株主の期待に応えるという現象は、南洋興発のケースにも見られたが、燐鉱事業における貯鉱の評価替えや積立金の戻入益計上といった行動は、南洋拓殖特有のものであった。

## 結章

本論文では、19世紀後半から20世紀前半にかけて、日本が日清戦争をはじめとした戦争を経て、植民地を拡大していく中で、当該植民地経営において重要な役割を果たした統治機関や企業、その中でも、南洋群島経営における防備隊、南洋庁、南洋興発、南洋拓殖に焦点を当て、考察を行った。特に、統治機関、企業を含めた南洋群島経営に生じていた特有の問題・現象並びに同時期の企業が同様に直面していた営利性（私益）の確保・追求と国益の追求（国策への貢献）というジレンマにおいて、会計がどのような機能を果たしていたのかまた、南洋群島経営がどのような特徴を持っていたのかという点を、会計というレンズを通じて、明らかにすることを問題意識・目的として考察を行った。

日本は、第一次世界大戦勃発に際して、ドイツ領であった南洋群島を占領・統治した。その際、日本海軍において防備隊が組織され、同組織が南洋群島の教育、医療・公衆衛生、産業振興やインフラ整備において役割を担った。防備隊では、占領間もない南洋群島を経営するために必要な資金を同群島内より徴税するのに税制を確立したほか、予算・決算を作成した。このように、日本海軍が占領からその後の行政を独自の予算・決算制度のもと行うという事象は、他の日本の植民地で見られない南洋群島特有のものであった。

防備隊の第1代目司令官松村の時代における予算・決算制度は日本政府の会計制度を模倣する形で成立するものの、予算は、形式上のものとどまっていた。一方、第2代目司令官東郷、第3代目司令官吉田の時代において、予算・決算に関する計算書類は、現況報告書として海軍大臣に提出されたが、日本の政府会計に組み込まれることはなかった。東郷、吉田の時代においては、実際の収支状況（手元現金）が予算より重要視されており、収入・支出予算と決算の乖離は、ほとんど重要視されていなかった。そのため、予算は、決算の規範値としてではなく、単に基準値として捉えられていた。第4代目司令官であった永田の時代においては、予算規模が拡大したうに、原予算と決算の乖離が顕著になった。その中で、年度途中で数回の予算改定が実施され、予算と決算の整合性が強調されるようになった。しかしながら、そこでは、予算を実際の収支に合わせる形で、調整するにとどまっていたと考えられる。永田の時代においては、決算に対する原予算の予測の向上は見られたものの、予算の規範性までは重要視されていなかった。

防備隊のケースでは、公的部門においても、予算と決算の整合性は、常に重要視されず、予算の規範性よりも実際の収支状況（手元現金）に重点が置かれていた。防備隊においては、南洋群島経営を開始して間もない時期にあり、支出をコントロールすることを目的として予算を見積ることは困難であったと考えられる。実際に、防備隊では、（予備金・予備費を除いた）各支出項目において予算超過が見込まれる場合、予算に計上し

ていた多額の予備金（予備費）を、司令官の同意の下、充当することでそれを賄った。そして、防備隊において、予備金（予備費）を含めた予算残額は、利用可能な資金として次年度へ繰越されたため、予算を無理に消化する必要はなかった。以上のように、防備隊における予算の作成は、その規範性というよりもむしろ、同領域内の税金の徴収とその配分のためのものであったと考えられる。

防備隊解体後、1922年には、南洋庁が組織され、文官であった南洋庁長官が内閣総理大臣や拓務省などの指揮・監督のもと南洋群島経営に責任を負った。南洋庁は、南洋群島経営において必要な資金を確保するため、税制を確立したほか、南洋庁特別会計法をもとに毎年度予算・決算を作成し、それを関係省庁（大蔵省や拓務省など）を通じて、帝国議会に提出した。

1922年以降、南洋庁の予算・決算制度は、正式に日本の政府会計の一部として組み込まれた。その中で、南洋庁においては、防備隊の時代と比較して、南洋庁の歳出予算における予備金（予備費）の計上割合やその執行プロセス（の厳格化）に変化が生じた。加えて、南洋庁では、ほとんどの年度にわたって歳出予算内で歳出決算が実行されたことから分かるように、予算の規範性（予算と決算の整合性も含めて）が重要視されるようになった。以上のことから公的組織であった防備隊と南洋庁において、予算の性質が、組織や統率主体（軍人・文官）の移行の過程において変化したこと、公的組織においてもその予算の規範性は常に意識されているわけではなかったことが明らかとなった。

他方、南洋群島では、防備隊の時代から製糖事業に従事していた西村拓殖と南洋殖産が事業に失敗し、多くの日本人移民が失業に陥った。その状況下、東洋拓殖が出資する形で1921年に設立された企業が南洋興発であった。以後、東洋拓殖は、筆頭株主として南洋興発の経営に影響力を有した。南洋興発は、南洋群島内での製糖事業（サイパン・テニアン・ロタ）を中心に、酒精、燐鉍事業を展開したほか、オランダ領ニューギニアやセレベスといった領域においても事業を拡大しつつ、出港税として多額の税金を南洋庁に収めることで南洋群島経営を支えた。

特に、主事業であった製糖事業においては、原料となる甘蔗栽培の大部分を小作人（日本からの移民）が担う一方、南洋興発が、甘蔗原料の精製を行った。そこでは、南洋興発が、小作人等から一定の価格で甘蔗を買収すると同時に、小作料を徴収したほか、製糖成績に応じて事後的に報奨金として割増奨励金（1937年からは割増奨励金とは別に臨時割増金も）を小作人に支払った。特に、甘蔗買収に関する争議が、1923年から1933年にかけて、断続的に生じていた一方、南洋興発では、1933年より製糖費用の負担増加に直面していた。加えて、南洋群島を含めた植民地全体を監督していた拓務省においては、日本国内で自身の存続問題に晒されており、自身が所管する外地において問題が生じることを懸念していたと考えられる。その中で1933年から1934年にかけて実施されたのが、南洋興発における小作料と割増奨励金制度の改定であった。他方、台湾に

においても、1933年から1934年にかけて、各製糖会社が産糖高抑制のため、甘蔗の買取価格に加えて、各種割増金・奨励金の引き下げを実施した。しかしながら、台湾では、甘蔗とは別に米栽培が農民の収入源として存在していたため、南洋群島とは異なる状況にあった。

南洋興発は、1934年、平均20%（1930年時点）徴収していた小作料を平均15%へと引き下げること並びに割増奨励金制度の改定を南洋庁、拓務省へ提案した。そこで南洋興発は、割増奨励金の算定方式に関して、従来の手取原料甘蔗1,000斤に対して所定の金額を支払うという方式から糖価と歩留率に応じた割増奨励金率をあらかじめ定め、当該率を手取原料代に乗じるという方式へ変更するとともに、割増奨励金の算定において基準となる糖価及び最低歩留率を引き上げることで、実質的な割増奨励金の引き下げ、すなわち会社負担の軽減を図ろうとした。当該提案に対して、当時の状況や南洋群島における小作人の収入源が甘蔗栽培であったことを反映してか、拓務省（殖産局）は、南洋興発における甘蔗代や割増奨励金といった製糖費に関する会計情報を通じて、小作人収入への影響を認識したうえで、懸念を表明し、南洋庁にその調査実施を指示した。そこで、南洋庁は、南洋興発の製糖事業に関する情報をもとに、同改定前後の小作人収入の試算を行い、拓務省側に改定後も小作人には十分な利得が生じることを伝達した。最終的に、当該試算を受けて改定案は了承された。同改定以後、南洋興発では製糖費の抑制が図られた一方、小作人側では、割増奨励金の減少は見られたものの、南洋庁の試算に沿う形で収入を確保していた。

他方、改定以後、南洋興発は、東洋拓殖を通じて、拓務省に毎期決算書類を提出していた。そこでは、南洋興発と小作人との利益分配に関する甘蔗代や割増奨励金、小作料、臨時割増金に関する情報が拓務省に伝達されていた。その伝達される情報をもとに、拓務省は、南洋興発と小作人の利益分配状況を持続的に把握し、モニターすることができた。

一方、日中戦争勃発後、日本では労働力不足に直面していた。日本本土から太平洋を挟み遠距離である群島地域という特殊性並びに沖縄県における労働力不足が重なり南洋群島も同様の問題に直面していた。その中で、南洋興発は、日中戦争勃発以後、海軍による航空基地整備や重油貯蔵槽建造といった特殊工事（軍関連工事）へ労働力を提供した。加えて、同社は、ガソリンの代用燃料であった無水酒精（無水エタノール）の需要の高まりを受け、テナアンやポナペにおいて無水酒精事業に従事した。特に、南洋興発は、海軍による特殊工事に、労働力を提供するため、1939年にロタ製糖所を閉鎖した。その閉鎖決定の際に、同社は、製糖成績、特にロタ製糖所の収支内訳明細を通じて、採算性の問題を認識・把握していた。一方で、南洋興発は、良好な製糖成績を収めていた製糖所、特にサイパン製糖所に対して集中的に投資を行った。同時期、南洋興発は、日本の燐鉱石需要に応じたが、収益が見込めないことを考慮して、ボホールや新南群島における燐鉱事業を閉鎖し、その余剰を有利な事業へ転換していった。その決定の際に

も、南洋興発は、「ボホール残鉱量収支計算表」や燐鉱事業地別の収支内訳明細といった会計情報を通じて、採算性の問題を認識・把握していた。さらに、太平洋戦争勃発後、南洋興発は、軍命による「南方建設事業」においてギルバート諸島やマーシャル諸島方面への外領事業所の設置、拡張に従事した。当該状況下、南洋興発は、酒精事業において、労働力不足や非効率な工場運転により採算性に問題を抱えていたポナペ無水酒精工場の収支状況を認識し、採算性の問題を把握していた。そこで、南洋興発は、当該情報に基づき、ポナペ無水酒精工場を閉鎖する一方、そこで生じた余剰労働力を「南方建設事業」に提供することで国策に応えた。他方、南洋興発は、製糖事業、特にサイパン製糖所に追加的に投資を行うことで、収益性の確保にも努めた。

しかしながら、太平洋戦争により戦域が拡大するにつれて、南洋興発は、国策への労働力提供や物価高による生産コストの増加、海上輸送難に直面した。その中で、南洋興発は、利益水準の低下に直面したが、株主、特に東洋拓殖からの配当要求に応えるためにも、配当を維持する必要があった。そこで、南洋興発は、配当水準の維持に必要なだけの利益を捻出するため、様々な会計処理を繰り出した。すなわち、南洋興発は、1942年度以降、費用の繰延べ（東京事務所費用の「興業費（南方開発事業費）」への繰延べや製糖に関わる費用の繰延べ）、費用として計上していた「法人諸税引当金」の利益処分処理への変更や「諸償却金」の減額に加えて、株式の評価益、資産譲渡益や保留益の戻入計上といった会計処理を繰り出し、利益を捻出することで配当を維持し続けた。そして南洋興発における配当維持の姿勢は、最後まで変わらなかった。

このように、日中戦争勃発後においても、南洋興発は特殊工事、無水酒精の製造や軍令による「南方建設事業」といった国策へ従事することで国益を追求すると同時に、企業として営利性も確保しなければならなかった。この営利性（私益）と国策（国益）の追求というジレンマに、南洋興発は、事業再編を行うことで応えようとしたが、そこでは会計情報が機能していた。その後、戦局が悪化するにつれて、利益水準の低下に直面した南洋興発は、株主、特に東洋拓殖からの配当要求に応えるため、様々な会計処理を繰り出すことで、利益捻出を志向するようになった。

その間、1936年には、南洋興発とは別に、拓務省によって立案された「南洋群島開発十箇年計画」のもと南洋拓殖が設立された。南洋拓殖は、南洋庁による現物出資により設立されたため、南洋庁が筆頭株主として同社の経営に影響を与えた。また、南洋拓殖は、株式や借入金のほかに、社債を発行することで資金調達を行い、事業を展開した。事業展開において、南洋拓殖は、主として燐鉱事業（アンガウル、フハエス、エボン並びにソンソル）に従事しつつ、貸付・出資事業において、南洋群島を中心に活動した諸企業や組合・連合会へ多額の資金を提供することが求められた。すなわち、南洋拓殖は、設立当初より資金供給を通じて、南洋群島経営・開発への積極的な関与が求められた。

その中で、特に、南洋拓殖は、主事業の1つであった貸付・出資事業において、貸付先の情報を決算書類上で把握、管理していた。また、同社が、営業報告書を通じて、貸

付先に関する情報を把握、分析していたことが分かる。さらに、南洋拓殖は、南洋庁に営業報告書とは別に決算書類を提出していたが、南洋庁側は、当該書類を通じて同社における費用の会計処理方法や勘定の内訳明細などを含めた経営内容を把握し、同社にその説明を求めていた。このように、南洋庁によって南洋拓殖の経営をモニターするために会計情報が利用されていた。

他方、1941年以後、「南洋群島開発十箇年計画」の修正とともに、南洋拓殖は、さらに南興水産、南洋アルミ、南国企業並びに東洋軽金属といった企業や組合・連合会への出資・貸付けを拡大させた。加えて、同社は、軍への食糧供給や占領地における行政の協力、ラバウル、セレベスといった南洋群島外の領域における開発事業への関与を求められた。その中で、南洋拓殖は、資金調達必要性に迫られるのだが、戦況が進展するにつれて、燐鉱業における収益の悪化とともに利益水準の低下に直面した。特に、南洋拓殖自身も言及している通り、その中で株主の期待に応える必要があった。そこで、南洋拓殖は、燐鉱事業における貯鉱の評価替えのほか、政府補助金の収益計上や積立金の戻入益計上並びに食糧生産や南方事業に関わる費用の繰延べを行うことで、利益を捻出し、配当を維持した。南洋興発においても、様々な会計処理を通じて、利益を確保することで、株主への配当を維持したが、燐鉱事業における貯鉱の評価替えや積立金の戻入益計上といった会計処理は、南洋拓殖特有のものであった。

上記が本論文の第1章から第5章までのまとめとなるが、以上の考察から得られる貢献またはインプリケーションは以下ようになる。

1 つ目は、Funnell[2009]で研究の重要性が指摘されている戦争・軍と会計という共通テーマのもとで非アングロサクソン・セッティングの新たなケースを蓄積することができた点にある。これにより、本研究は、比較国際研究に貢献できたと考えられる。防備隊のケースでは、Funnell[2009]において指摘されていたような戦争・軍隊の動員が、南洋群島の占領とその後の経営という管理問題を生じさせ、その問題に対処するための手段として予算・決算の作成という会計的アプローチが必要とされた。また、南洋興発のケースでは、日中戦争勃発以後、戦争という刺激が国策への従事と労働力不足を通じて、南洋興発の経営に影響を与えた。そして、そこで生じた管理問題（事業再編）において収支内訳明細に見られるような会計情報が機能した。加えて、南洋興発、南洋拓殖のケースに見られるように、戦争が両社の業績、特に利益水準の低下を招いた。その中で、両社は、株主の要求や期待に応えるための方法として会計数値の操作性という特性を利用した。

2 つ目は、同時期の植民地経営において重要な役割を果たしていた諸企業が直面した現象、すなわち、営利性（私益）の確保・追求と国益の追求（国策への貢献）というジレンマに関して、南洋群島においても南洋興発、南洋拓殖が同現象に直面し、そこで会計が機能していたことが明らかになった点である。

南洋興発のケースでは、戦時体制下、特殊工事や軍令による「南方建設事業」といっ

た国策への従事とそのため事業再編（営利性の確保を図る過程）において、事業別の収支内訳明細といった会計情報が利用された。これまでの先行研究において、こうした会計情報の利用のされ方は、検討されてこなかった。そのほか、南洋興発や南洋拓殖では、1942年以降、国策事業に応えるとともに、株主の要求・期待に応えるために費用の繰延べや過度な収益の見越し計上などの利益捻出を通じて、営利性の確保が図られた。先行研究で指摘されているように植民地経営において重要な役割を果たしていた南満州鉄道や台湾拓殖といった企業は、国策に応えるとともに、株主などの期待に応えるため、利益捻出の行動をとっていた。先行研究とは、対象の年代、地域、業種は異なるけれども、利益捻出により株主の要求・期待に応えるという行動が南洋群島における企業においても見られた。

3つ目は、南洋群島を含めた各植民地経営のマクロ的側面を会計が支えていたという点である。先行研究においても指摘されているように、朝鮮・満州・台湾といった植民地経営における重要企業では、予算・決算に見られるような会計情報や利益捻出といった会計手段が機能し、各植民地経営を支えていた。これは、南洋群島経営においても同様で、行政において役割を果たしていた防備隊・南洋庁、移出主導型の経済発展をとげた南洋群島においてそこで主動的な役割を果たしていた南洋興発や南洋拓殖においても、上記で言及してきた通り、予算・決算や事業管理目的のための会計情報並びに利益捻出といった会計手段が利用されていた。このことから、南洋群島経営というマクロ的側面を会計が支えていたと捉えることができる。

4つ目は、南洋群島経営の特徴を明らかにすることができた点にある。すなわち、南洋群島においては、会計が民主的なかつその経営を安定させるツールとして機能するための土壌が備わっていた。例えば、日本は、ドイツに取って代わる形で、南洋群島経営を開始した。そのドイツ統治時代からの連続性の中で、すなわち、南洋群島が他国による統治経験を持つ領土であったため、防備隊は、占領の間もない時期から予算・決算といった会計ツールを利用しながら、徴税とその配分を実施することで経営を展開することができたと考えられる。また、溝口[1980]、[1988]でも指摘されている通り、南洋群島では、日本人とミクロネシア人による二重の経済活動が形成されたため、それほど両者の間で利害対立が生じなかった。また日本人による経済発展が南洋群島経済全体の発展を支えた。そのため、南洋群島において、経済的利害が生じた場合の主な説得対象は日本人であり、また日本人同士の利害が過度に対立しないことが重要であった。その中で、南洋興発のケースに見られるように、割増奨励金制度の改定をめぐることは、その利害の調整が、日本人の間で、会計というツールを通じた民主的な手続きのもと図られた。

5つ目は、会計が19世紀後半から20世紀前半にかけて生じた領土拡大の中にあっても自明のツールとして存在していたという点である。すなわち、南洋群島経営においては、防備隊による占領当初から、軍隊としての武力だけでなく、予算・決算といった会計ツールが自明なものとして利用された。また、防備隊解体後に展開された南洋庁、ま

た南洋興発や南洋拓殖といった企業においても会計が 1 つのツールとして利用されていた。このことから分かるように、会計は、19 世紀後半から 20 世紀前半にかけての領土拡大の中にあっても、1 つのツールとしてその社会の中に埋め込まれていた。

最後に、今後の研究の可能性について言及する。本研究では、主として南洋群島の諸機関、諸企業を対象に研究を行ったが、それ以外の企業に関する史料が、アジア歴史資料センターや国立公文書館（つくば分館）に現存している。それらの企業を対象に研究を進めることで、植民地経営と会計との関係性をより浮き彫りにすることが出来ると考えられる。また、本研究と既存研究で取り上げられている企業とを比較検討することで、新たな示唆を提示することが出来ると考えられる。



付録2 南洋興発（西村拓殖を含めた）の貸借対照表（単位：円）

	第1期 1920年度	第2期 1921年度	第3期 1922年度	第4期 1923年度	第5期 1924年度	第6期 1925年度	第7期 1926年度	第8期 1927年度	第9期 1928年度	第10期 1929年度	第11期 1930年度	第12期 1930年度
(借方)												
未払込株金	3,750,000.00	3,425,000.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,760,000.00
土地	794,966.22	795,016.22	1,492,400.00	1,572,857.48	1,625,839.23	1,652,838.86	1,675,371.41	1,635,969.09	1,598,090.99	2,018,603.48	2,137,591.33	2,152,672.44
機械	136,171.00	138,100.33	72,078.31	-	-	-	-	-	-	-	-	-
工場機械及建物	-	-	-	1,570,825.33	1,605,417.14	1,623,054.53	1,776,861.06	2,122,524.45	1,875,721.79	2,139,221.92	3,995,541.35	4,000,017.27
雑機械	-	-	-	13,632.80	43,658.72	46,661.73	39,553.73	-	-	-	-	-
建物	342,897.41	305,653.41	405,581.74	487,765.55	501,478.52	503,662.07	533,541.26	-	-	-	-	-
道路及軌道	144,692.01	148,131.91	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水路及棧橋	-	-	-	15,571.58	-	-	-	-	-	-	-	-
電燈及電話	-	-	-	13,302.60	-	-	-	-	-	-	-	-
鉄道	-	-	150,981.91	1,017,654.12	1,212,835.28	1,263,667.23	1,147,796.83	1,185,471.09	1,026,087.28	1,057,086.12	1,671,122.04	1,649,397.47
船舶	257,000.00	77,000.00	29,253.68	27,360.90	27,360.90	27,910.90	-	-	-	10,153.43	9,138.09	8,544.12
什器	77,588.83	82,089.51	95,773.85	41,105.98	41,643.98	41,933.58	26,018.99	34,327.85	32,929.45	32,917.02	27,282.02	27,299.83
家畜	16,317.60	15,865.76	17,193.77	15,059.77	14,857.77	17,892.27	20,390.00	20,222.00	22,790.82	48,314.00	63,573.00	70,998.20
創業費	11,250.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
工場製品	-	-	30,866.07	8,698.36	-	-	-	-	-	-	-	-
農産物	-	-	6,361.66	7,970.67	-	-	-	-	-	-	-	-
酒保	-	-	61,100.02	57,252.60	-	-	-	-	-	-	-	-
準備品	10,287.66	14,520.32	291,083.32	184,700.80	290,199.20	196,393.97	309,835.45	276,833.35	322,306.01	649,984.54	705,646.07	755,494.53
サイパン出張所	88,778.21	31,174.47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
在庫製品	88,067.54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託製品	15,970.00	-	-	116,364.44	-	-	-	-	-	-	-	-
未経過利息	13,358.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
積送品	-	-	4,646.00	-	-	17,020.21	74,788.88	690.42	15,851.06	41,257.43	9,187.00	29,428.12
生産品	-	-	-	-	9,204.37	399,386.35	476,379.40	518,502.60	518,065.53	322,525.25	548,981.19	698,374.12
諸前貸金	-	-	132,645.87	230,453.52	386,112.39	386,019.17	348,436.36	191,014.58	205,804.68	688,780.51	1,064,036.41	817,768.42
貸付金	-	-	59,763.28	49,020.05	-	-	-	-	-	-	-	-
酒類納税金	-	-	-	-	-	-	-	218,336.38	124,463.52	136,133.57	150,244.17	262,548.82
次期農事費	170,039.90	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
耕作仮払金	-	-	5,374.99	39,825.58	75,217.22	1,255.56	-	-	-	-	-	-
底作農場仮払金	-	-	19,852.05	17,941.52	-	-	-	-	-	-	-	-
稀作農場仮払金	-	-	1,463.05	2,584.81	-	-	-	-	-	-	-	-
工事仮払金	-	-	1,242,008.83	-	8,162.49	12,333.87	127,535.70	605,486.54	1,004,506.35	2,068,996.70	91,531.89	247,746.10
次年度勘定	-	-	-	-	86,298.33	43,603.04	56,434.89	44,711.02	110,999.61	142,307.86	195,721.44	342,218.93
仮払金	7,605.80	31,650.59	31,493.61	47,856.22	17,677.85	15,104.31	18,469.38	62,461.47	58,822.95	46,133.55	34,450.35	49,012.13
未収金	-	-	10,514.80	42,712.02	17,032.96	7,599.67	82,611.51	6,678.00	22,971.61	16,302.70	7,594.28	23,181.72
受取手形	-	16,878.00	5,000.00	-	10,050.00	1,550.00	1,200.00	160,871.07	212,894.33	588,117.59	286,130.43	345,695.88
取引先	-	-	-	-	-	-	-	-	1,014.95	-	11,943.10	-
有価証券及出資金	-	-	-	-	-	-	-	40,500.00	5,000.00	-	-	-
預々金及現金	48,975.30	5,347.15	34,773.75	40,585.31	10,225.93	524,305.08	79,165.47	1,134,123.21	154,487.11	693,173.58	237,309.56	72,838.31
金・銀	-	-	37,307.94	33,183.51	4,827.61	-	-	-	-	-	-	-
当期損失金	107,904.52	967,095.48	12,150.45	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前期損失金	-	107,904.52	-	12,150.45	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	6,081,870.00	6,161,427.67	4,249,668.95	5,666,435.93	5,988,099.89	6,782,192.40	6,794,390.32	8,258,723.12	7,312,808.04	10,700,009.25	11,247,023.72	13,313,236.41
(貸方)												
株金	5,000,000.00	5,000,000.00	3,000,000.00	3,000,000.00	3,000,000.00	3,000,000.00	3,000,000.00	3,000,000.00	2,600,000.00	2,600,000.00	2,600,000.00	7,000,000.00
法定積立金	-	-	-	-	4,500.00	7,100.00	24,100.00	41,100.00	81,100.00	121,100.00	151,100.00	176,100.00
諸償却積立金	-	-	-	-	70,000.00	100,000.00	210,000.00	320,000.00	-	-	-	-
別途積立金・特別積立金	-	-	-	-	-	-	-	-	390,000.00	460,000.00	520,000.00	580,000.00
前期繰越金	-	-	-	-	2,571.47	21,686.78	29,865.87	27,997.98	45,418.11	32,540.57	18,429.82	53,018.04
借入金	48,992.90	-	560,000.00	1,625,000.00	1,875,000.00	1,875,000.00	1,975,000.00	1,975,000.00	1,975,000.00	3,725,000.00	3,375,000.00	2,275,000.00
支払手形	1,032,000.00	967,392.29	600,000.00	725,000.00	600,000.00	577,000.00	430,000.00	700,000.00	309,850.00	950,000.00	1,390,000.00	59,824.70
預り金	199.00	1,015.91	23,008.33	65,789.51	12,879.55	59,427.52	60,407.77	82,649.26	142,229.22	242,092.97	280,847.78	107,502.05
使用人身許保証預り金	-	-	-	-	10,093.74	18,207.49	32,313.22	45,051.54	52,938.55	82,659.35	102,315.97	112,096.16
保証預り金	-	-	-	-	-	-	-	109,000.00	63,500.00	180,000.00	237,000.00	307,000.00
酒保商品引換金	-	-	1,334.40	-	-	-	-	-	-	-	-	-
酒類納税預り金	-	-	-	-	-	-	-	150,871.07	202,894.33	438,117.59	279,130.43	328,097.23
仮受金	678.10	193,019.47	40,904.45	12,549.43	6,547.52	116,246.22	1,992.78	2,403.59	12,459.60	388,027.56	5,710.25	5,582.63
未払金	-	-	24,421.77	45,840.07	77,557.30	20,845.30	18,163.57	386,789.68	221,870.75	187,925.14	977,271.14	144,686.20
未納税金	-	-	103,035.00	277,235.00	650,500.00	686,415.00	1,034,154.49	870,361.02	927,984.54	1,034,130.11	1,424,776.32	-
取引先	-	-	-	-	-	-	-	28,285.38	-	27,672.28	-	514,956.30
当期純益金	-	-	-	89,221.92	51,715.31	336,179.09	326,132.11	355,420.13	345,186.46	336,889.25	276,088.22	224,596.78
合計	6,081,870.00	6,161,427.67	4,249,668.95	5,666,435.93	5,988,099.89	6,782,192.40	6,794,390.32	8,258,723.12	7,312,808.04	10,700,009.25	11,247,023.72	13,313,236.41

	第13期 1931年度	第14期 1931年度	第15期 1932年度	第16期 1932年度	第17期 1933年度	第18期 1933年度	第19期 1934年度	第20期 1934年度	第21期 1935年度	第22期 1935年度	第23期 1936年度	第24期 1936年度	第25期 1937年度	第26期 1937年度
<b>(借方)</b>														
未払込株金	1,760,000.00	1,760,000.00	1,760,000.00	1,760,000.00	-	9,750,000.00	9,750,000.00	9,750,000.00	9,750,000.00	7,800,000.00	7,800,000.00	7,800,000.00	3,900,000.00	15,000,000.00
土地	2,199,769.57	2,204,842.73	2,213,367.70	2,200,462.95	2,217,843.83	2,200,993.83	2,180,993.83	2,254,765.13	2,377,521.59	2,544,638.30	2,935,854.13	3,193,685.92	3,524,406.78	3,832,293.46
機械及建物	4,207,508.98	4,174,179.42	4,258,473.91	4,140,406.19	3,933,051.14	3,714,447.19	3,392,839.41	3,386,572.83	4,859,396.06	4,635,932.84	6,463,660.41	6,727,887.22	6,725,902.74	7,806,484.78
鉄道	1,694,981.18	1,662,259.56	1,680,432.16	1,633,413.08	1,421,705.46	1,352,511.60	1,288,122.76	1,238,077.65	1,956,312.33	1,809,120.56	2,230,545.39	2,284,103.31	2,307,800.97	2,380,738.49
船舶	7,729.87	6,972.34	6,326.33	5,713.05	4,396.77	3,321.86	2,531.15	2,039.46	11,561.28	81,945.74	49,798.52	38,310.36	168,994.08	162,483.72
什器	39,783.68	42,649.52	63,025.14	68,350.03	58,254.24	55,046.27	45,912.53	44,313.77	41,830.45	32,990.93	36,672.56	52,341.69	145,137.44	146,741.18
家畜	65,399.20	113,549.00	119,362.00	114,318.61	86,858.59	92,709.59	91,754.59	96,389.59	77,601.47	93,979.47	123,106.23	107,550.98	118,609.83	125,955.43
準備品	635,476.29	605,565.40	640,983.07	523,829.81	653,430.79	647,137.28	757,231.34	574,656.73	1,078,019.87	901,922.11	1,414,385.84	1,230,985.74	1,761,022.32	2,470,728.16
積送品	48,304.43	43,183.31	47,758.17	52,123.02	100,755.93	85,412.07	47,737.94	73,996.88	147,226.22	185,265.59	83,165.07	173,727.35	449,542.50	882,850.95
生産品	982,660.04	980,309.28	2,909,698.19	3,235,363.96	4,534,296.44	3,931,455.48	2,135,915.12	1,593,861.31	3,407,149.60	2,328,706.42	3,739,342.61	2,250,550.85	4,987,493.10	5,731,637.57
諸前貸金	1,088,767.21	692,472.32	1,004,318.13	741,937.39	825,509.95	425,336.61	732,081.07	563,009.47	1,425,823.76	1,303,346.58	1,648,445.21	1,880,339.16	2,411,382.04	3,747,842.76
仮納税金	226,434.53	205,731.21	255,559.85	183,328.51	302,876.81	219,440.52	214,948.73	502,183.71	394,913.00	438,959.70	330,179.17	512,921.80	477,926.08	100,085.53
工事仮払金	126,171.79	195,042.39	171,097.18	317,187.26	795,095.88	1,619,878.51	3,059,740.25	3,981,471.87	3,130,567.44	4,266,789.55	1,888,777.47	2,687,146.02	2,720,393.93	1,967,251.73
興業費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	665,047.45	822,213.17
次年度勘定	212,988.45	120,036.83	187,888.67	92,714.72	45,863.20	106,381.97	78,639.95	25,391.52	170,732.16	92,217.76	311,831.87	486,046.28	777,975.34	719,279.93
仮払金	10,153.68	24,907.52	42,679.43	168,961.18	124,823.28	38,412.61	39,179.33	63,295.44	94,637.07	124,410.54	171,726.17	205,427.14	496,994.71	772,572.25
未収金	75,324.49	10,212.44	19,917.28	16,773.61	16,795.29	37,827.06	176,981.63	87,672.43	32,956.62	107,356.36	195,595.60	133,316.11	442,999.63	384,107.34
受取手形	330,084.72	306,783.34	368,586.16	293,665.55	543,555.02	801,740.01	1,205,597.63	826,601.89	569,723.54	891,547.46	848,476.18	1,057,464.12	835,315.08	1,002,910.53
取引先	994,626.56	-	106,940.29	-	-	33,570.93	959.38	-	346,140.25	665,516.45	1,111,069.45	719,532.02	587,919.65	1,219,127.42
有価証券及出資金	18,000.00	18,000.00	19,543.54	33,543.54	434,257.37	480,592.03	604,003.42	647,587.38	1,117,643.29	418,545.53	611,045.53	1,212,045.53	2,338,980.22	6,687,454.78
預々金及現金	377,065.89	1,141,397.50	154,087.32	367,337.99	631,850.10	1,886,946.79	1,583,576.92	2,764,169.88	574,806.33	3,004,321.03	1,060,119.89	628,872.71	1,489,417.96	5,939,101.25
合計	15,101,230.56	14,308,094.11	16,030,044.52	15,949,430.45	16,731,220.09	27,483,162.21	27,388,746.98	28,476,056.94	31,564,571.33	31,727,521.92	33,053,797.30	33,382,254.31	37,333,261.85	61,901,860.43
<b>(貸方)</b>														
株金	7,000,000.00	7,000,000.00	7,000,000.00	7,000,000.00	7,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	40,000,000.00
法定積立金	191,100.00	211,100.00	240,000.00	270,000.00	320,000.00	390,000.00	460,000.00	530,000.00	600,000.00	670,000.00	770,000.00	870,000.00	970,000.00	1,080,000.00
別途積立金・特別積立金	610,000.00	660,000.00	730,000.00	810,000.00	910,000.00	910,000.00	910,000.00	910,000.00	910,000.00	910,000.00	1,560,000.00	2,210,000.00	2,860,000.00	3,510,000.00
退職慰勞金及扶助基金	-	-	-	-	-	150,000.00	300,000.00	450,000.00	600,000.00	750,000.00	1,000,000.00	1,150,000.00	1,300,000.00	1,450,000.00
南洋調査基金	-	-	-	-	-	-	150,000.00	300,000.00	450,000.00	550,000.00	550,000.00	550,000.00	550,000.00	550,000.00
幸福増進基金	-	-	-	-	-	-	-	300,000.00	450,000.00	550,000.00	600,000.00	750,000.00	900,000.00	1,050,000.00
前期繰越金	47,966.88	72,641.85	90,324.45	132,305.27	189,826.88	234,021.55	241,591.72	267,573.67	351,647.13	415,266.10	556,989.29	569,909.50	593,932.76	767,277.70
借入金	3,375,000.00	1,975,000.00	2,735,000.00	2,975,000.00	1,900,000.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-
使用人身許(身元)保証預り金	129,817.33	131,676.97	128,966.78	140,163.10	157,391.57	143,285.56	162,173.92	158,376.39	208,400.57	223,098.67	254,251.81	279,309.02	316,428.90	317,320.13
保証預り金	287,000.00	108,000.00	109,500.00	84,350.00	85,000.00	90,000.00	80,000.00	127,000.00	130,800.00	134,300.00	158,000.00	158,000.00	158,000.00	8,000.00
酒精稅担保預り金	277,834.40	282,638.76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
税金引当預り金	-	-	333,203.98	249,870.21	467,105.47	453,087.01	294,738.05	711,422.80	553,367.75	591,292.98	556,631.74	648,749.36	492,250.10	106,786.64
預り金	228,817.90	447,524.07	340,486.08	406,434.90	500,749.89	406,084.43	471,249.08	575,488.86	678,612.63	719,446.50	843,241.21	964,551.07	1,028,319.78	1,677,883.31
支払手形	-	-	852,000.00	-	297,000.00	-	-	-	1,427,550.00	-	-	-	1,800,000.00	2,902,647.85
仮受金	7,858.01	7,329.98	5,010.32	88,149.56	630,222.64	490,663.49	225,903.13	441,907.40	53,958.83	36,383.05	73,811.11	99,523.78	712,709.54	154,469.76
未払配当金	-	-	-	-	-	-	303.75	383.25	204.01	252.60	226.66	397.66	451.66	547.19
未払金	901,401.54	240,990.42	1,246,436.29	636,842.82	1,877,916.94	583,327.75	1,517,393.33	354,798.11	1,823,833.48	792,465.14	1,990,711.28	510,522.31	1,230,917.00	794,573.04
未納税金	1,735,259.53	2,825,258.43	1,832,535.80	2,646,804.45	1,789,624.08	2,778,122.25	1,668,162.05	2,492,133.92	2,431,297.96	3,564,293.69	2,448,013.99	2,857,268.35	2,312,994.97	5,211,100.72
取引先	-	12,851.03	-	36,188.53	13,411.95	-	-	191,649.08	-	-	-	-	-	-
当期純益金	311,174.97	333,082.60	386,580.82	473,321.61	592,970.67	854,570.17	907,231.95	965,323.46	1,044,808.97	1,920,723.19	1,691,920.21	1,764,023.26	2,107,257.14	2,321,254.09
合計	15,103,230.56	14,308,094.11	16,030,044.52	15,949,430.45	16,731,220.09	27,483,162.21	27,388,746.98	28,476,056.94	31,564,481.33	31,727,521.92	33,053,797.30	33,382,254.31	37,333,261.85	61,901,860.43

	第27期 1938年度	第28期 1938年度	第29期 1939年度	第30期 1939年度	第31期 1940年度	第32期 1940年度	第33期 1941年度	第34期 1941年度	第35期 1942年度	第36期 1942年度	第37期 1943年度	第38期 1943年度	第39期 1944年度	第40期 1944年度	第41期 1945年度
(借方)															
未払込株金	15,000,000.00	15,000,000.00	15,000,000.00	15,000,000.00	15,000,000.00	15,000,000.00	10,000,000.00	10,000,000.00	10,000,000.00	-	-	-	-	-	-
土地	4,165,533.54	4,512,218.62	4,585,396.72	4,847,234.24	5,048,024.53	5,220,581.15	5,738,703.70	6,003,848.29	6,140,191.64	6,245,060.17	6,349,389.28	6,799,771.96	7,079,096.91	7,216,295.81	2,712,539.43
機械及建物	7,790,817.72	7,929,972.06	8,648,025.18	9,362,143.87	10,038,574.80	10,327,365.64	11,640,663.39	12,625,563.98	12,952,940.76	14,669,732.43	14,206,078.90	14,110,517.32	15,370,097.56	9,383,997.59	8,558,576.01
鉄道	2,425,223.55	2,573,897.25	2,548,546.06	2,577,240.08	2,703,159.02	2,662,914.24	3,055,193.55	3,029,283.02	2,941,878.61	3,031,619.18	2,940,416.48	2,877,305.48	2,830,604.41	1,047,923.74	1,056,667.77
船舶	127,053.12	142,402.59	109,295.33	342,175.97	434,062.11	446,141.54	420,636.04	326,790.33	398,909.92	2,348,099.07	2,398,101.46	2,451,974.90	2,492,775.37	3,113,343.98	2,616,908.47
什器	172,652.21	153,955.72	158,598.02	227,097.00	288,943.71	252,412.17	249,814.02	277,530.53	289,241.00	531,653.68	605,176.71	591,102.87	579,442.44	727,146.31	457,276.94
家畜	146,545.68	153,925.42	151,138.42	148,357.92	144,790.28	117,272.89	139,221.79	167,149.16	179,311.14	139,118.30	168,155.48	176,787.26	361,675.98	384,728.95	362,833.37
準備品	3,245,076.50	3,618,582.40	4,440,016.32	5,994,230.28	7,153,032.57	7,466,065.88	8,908,235.37	8,741,116.44	8,610,653.62	11,051,019.08	12,726,389.72	13,067,295.62	10,849,957.21	11,582,770.39	8,693,726.85
積送品	369,417.13	161,615.82	169,712.07	117,642.17	247,878.36	1,742,569.96	417,967.51	945,164.42	1,983,512.16	4,533,799.56	4,956,458.26	5,948,631.94	4,162,857.47	2,276,218.65	-
生産品	7,178,177.06	8,763,307.72	5,931,572.71	5,592,804.65	4,216,514.16	7,017,978.62	5,930,341.22	6,672,586.89	8,792,020.87	8,447,417.89	11,360,550.78	10,409,358.82	3,751,099.01	850,264.30	657,035.16
諸前貸金	4,170,222.58	3,562,534.52	4,230,274.54	3,744,786.43	4,289,222.30	4,002,576.62	4,693,742.04	3,982,368.93	4,804,750.32	4,082,880.58	4,656,845.88	3,690,788.83	5,561,477.98	4,856,903.10	3,433,988.09
仮納税金	29,400.00	39,240.00	19,200.00	24,830.00	-	-	-	17,850.00	44,850.00	22,500.00	-	-	-	-	-
工事仮払金	2,859,536.53	3,173,793.04	2,704,299.40	3,013,906.03	3,770,042.93	3,747,515.94	4,069,981.29	6,103,532.29	5,489,782.90	4,108,619.79	3,369,744.27	4,631,718.16	4,046,873.18	1,898,860.91	1,153,624.52
興業費	962,732.87	1,339,332.24	1,945,740.83	1,842,338.31	2,245,593.23	3,516,053.15	2,165,796.50	1,820,274.73	3,392,077.20	8,320,089.62	8,925,290.50	9,097,867.69	9,384,127.90	11,290,592.32	7,710,983.82
戦時災害勘定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27,673,396.91	2,752,759.31
次年度勘定	1,298,037.84	950,831.76	1,162,600.68	947,358.79	1,336,728.92	1,113,682.64	1,387,101.87	864,768.86	1,049,241.40	1,528,871.43	1,019,967.93	1,633,962.72	1,131,651.64	83,665.14	83,665.14
仮払金	864,733.48	833,701.11	918,180.76	1,489,212.43	1,514,255.10	2,888,354.61	3,339,679.28	2,454,672.38	2,108,536.58	5,491,706.68	7,635,841.59	9,902,403.83	17,782,972.37	12,218,597.95	2,263,633.62
未収金	627,136.91	641,850.43	1,074,914.65	1,040,937.20	1,535,941.53	801,266.22	909,656.74	980,577.35	1,141,927.94	4,165,034.77	3,130,963.94	3,240,502.68	4,089,727.24	16,122,443.99	16,936,015.92
受取手形	2,000,321.63	2,359,106.90	2,677,437.43	2,993,452.10	1,916,384.63	1,466,348.05	1,299,348.05	1,244,348.05	1,290,533.90	2,352,302.98	3,298,589.40	4,152,327.30	3,007,888.97	3,285,988.97	3,462,321.92
取引先	858,710.54	890,560.40	888,415.41	1,155,571.44	805,550.13	416,655.50	387,629.42	315,271.07	1,104,485.40	639,571.04	745,458.50	408,095.01	426,556.35	390,837.78	628,455.82
保証差入有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	309,000.00	234,000.00	304,000.00	304,000.00	306,000.00	306,000.00
有価証券及出資金	6,980,692.86	7,887,131.58	7,915,712.00	8,188,937.00	7,718,176.80	9,271,673.20	9,573,273.20	9,027,667.54	9,572,028.45	14,801,759.80	14,993,280.94	17,667,637.40	17,852,445.74	19,086,533.04	15,615,317.85
預々金及現金	3,791,840.25	3,954,745.47	3,843,840.67	3,231,381.97	3,222,206.67	2,394,386.44	3,786,925.17	1,597,983.63	2,624,547.01	3,281,366.17	4,837,179.92	5,337,119.67	4,139,692.94	2,686,740.13	19,110,490.16
金・銀	-	-	-	-	-	-	308,161.60	452,200.11	624,107.21	617,081.40	738,642.34	654,027.53	479,690.18	-	-
南方開発事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22,650,420.94
合計	65,063,862.00	68,642,705.05	69,122,917.20	71,791,637.88	73,629,081.78	79,871,814.46	78,422,071.75	77,650,548.00	85,041,528.03	100,718,303.62	109,296,522.28	117,153,196.99	115,684,710.85	131,983,249.96	121,223,241.11
(貸方)															
株金	40,000,000.00	40,000,000.00	40,000,000.00	40,000,000.00	40,000,000.00	40,000,000.00	40,000,000.00	40,000,000.00	40,000,000.00	50,000,000.00	50,000,000.00	50,000,000.00	50,000,000.00	50,000,000.00	50,000,000.00
法定積立金	1,200,000.00	1,340,000.00	1,470,000.00	1,590,000.00	1,710,000.00	1,810,000.00	1,910,000.00	2,040,000.00	2,170,000.00	2,826,000.00	2,956,000.00	3,106,000.00	3,256,000.00	3,356,000.00	3,456,000.00
別途積立金・特別積立金	4,160,000.00	4,810,000.00	5,210,000.00	5,560,000.00	5,760,000.00	5,960,000.00	6,210,000.00	6,460,000.00	6,710,000.00	6,868,616.50	6,968,616.50	7,068,616.50	7,168,616.50	7,268,616.50	7,368,616.50
退職慰勞金及扶助基金	1,600,000.00	1,750,000.00	1,900,000.00	2,050,000.00	2,200,000.00	2,300,000.00	2,400,000.00	2,500,000.00	2,100,000.00	2,150,000.00	2,150,000.00	2,150,000.00	2,150,000.00	1,780,000.00	1,780,000.00
南洋調査基金	550,000.00	550,000.00	550,000.00	550,000.00	550,000.00	550,000.00	550,000.00	550,000.00	550,000.00	550,000.00	550,000.00	550,000.00	550,000.00	550,000.00	550,000.00
幸福増進基金	1,200,000.00	1,350,000.00	1,500,000.00	1,650,000.00	1,800,000.00	1,900,000.00	2,000,000.00	2,100,000.00	2,050,000.00	2,100,000.00	2,100,000.00	2,100,000.00	2,100,000.00	2,100,000.00	2,100,000.00
税金引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	650,000.00	1,400,000.00	2,080,000.00	-	-
納税積立金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,579,390.71	1,598,101.21
前期繰越金	783,758.79	809,107.48	812,822.79	820,993.34	828,134.07	880,036.17	959,329.61	982,421.26	1,004,350.38	1,341,373.98	1,345,812.29	1,366,830.59	1,403,638.21	1,105,197.60	1,155,942.32
借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,000,000.00	15,569,000.00	22,618,165.17	16,863,000.00
使用人身許保証預り金	378,069.31	402,975.29	477,481.68	499,663.90	572,169.84	606,578.84	692,473.44	716,381.25	789,137.30	830,038.15	887,164.98	893,532.37	859,457.34	844,697.77	844,175.57
保証預り金	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00	756,250.00	736,250.00	-	-	-	-	-	-	-
税金引当預り金	10,511.32	49,431.32	3,071.32	27,361.32	1,511.32	11.32	-	17,850.00	17,850.00	22,500.00	-	-	-	-	-
預り金	1,476,672.51	1,390,919.68	1,539,604.44	1,529,798.57	1,509,545.35	1,874,384.43	1,972,352.30	1,876,628.54	2,240,258.34	3,379,452.54	3,247,559.05	3,554,244.22	2,819,066.25	2,705,628.71	2,711,999.10
支払手形	5,664,759.21	4,302,147.50	6,561,055.28	8,619,809.21	10,500,000.00	13,580,962.00	12,250,000.00	8,612,000.00	16,500,000.00	16,750,000.00	26,400,000.00	21,437,000.00	18,500,000.00	23,341,790.00	2,250,000.00
仮受金	270,925.33	421,808.55	266,361.72	386,150.40	670,814.39	1,064,909.89	437,771.30	463,851.95	453,965.19	2,315,068.65	1,552,379.63	2,105,347.77	1,266,027.24	4,625,892.00	20,874,056.00
未払配当金	719.37	2,657.90	1,978.85	2,532.87	3,530.93	1,857.26	2,152.82	3,950.25	6,653.45	47,228.39	2,063.91	22,625.00	112,807.74	115,519.77	186,912.19
未払金	1,983,610.40	1,258,194.37	2,709,615.31	1,644,084.47	2,787,280.25	1,856,209.42	3,244,892.25	2,072,578.83	3,914,926.31	3,259,884.72	3,282,211.02	1,638,214.17	1,885,444.08	5,964,286.93	5,783,525.09
未納税金	3,061,487.07	7,763,747.65	3,734,755.26	4,626,103.07	2,826,193.53	5,569,571.69	3,495,390.25	6,902,706.80	4,741,049.31	5,515,035.71	4,191,696.60	7,117,978.75	4,679,094.10	2,266,785.08	2,266,785.08
借受有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	302,000.00	182,000.00	120,000.00	120,000.00	-	-
当期繰越金	2,715,348.69	2,433,715.31	2,378,170.55	2,227,140.73	1,901,902.10	1,909,293.44	1,961,459.78	2,065,929.12	1,793,337.75	2,461,104.98	2,831,018.30	2,522,807.62	1,535,559.39	1,761,279.72	1,434,127.99
合計	65,063,862.00	68,642,705.05	69,122,917.20	71,791,637.88	73,629,081.78	79,871,814.46	78,422,071.75	77,650,548.00	85,041,528.03	100,718,303.62	109,296,522.28	117,153,196.99	115,684,710.85	131,983,249.96	121,223,241.11

出典：南洋興発株式会社第3期-第40期営業報告書；西村拓殖株式会社第1期-第2期営業報告書；JACAR, B06050150300；

B06050150400；B06050156500；B06050157000；B06050161800；B06050162000；B06050172500；B06050172700；  
 B06050184400；B06050184600；B06050193000；B06050193800；B06050197300；B06050197800；B06050208300；  
 B06050208500；B06050216200；B06050216500；B06050222400；B06050304000 より筆者作成。

付録3 南洋興発（西村拓殖を含めた）の損益計算書（単位：円）

	第1期 1920年度	第2期 1921年度	第3期 1922年度	第4期 1923年度	第5期 1924年度	第6期 1925年度	第7期 1926年度	第8期 1927年度	第9期 1928年度	第10期 1929年度	第11期 1930年度	第12期 1930年度
総益金												
農事収入	112,726.06	79,199.98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
工場収入	-	-	49,180.07	-	-	-	-	-	-	-	-	-
販売損益	-	-	-	272,197.77	-	-	-	-	-	-	-	-
製糖収入	-	-	-	233,904.00	1,241,434.15	2,545,301.27	2,748,309.53	4,068,110.88	3,632,337.99	3,146,941.41	3,284,322.99	2,226,572.59
酒精収入	-	-	-	5,659.53	6,983.67	-	-	-	-	-	-	-
綿作収入・蔗作収入/農事収入・家畜収入	-	-	-	1,532.69	12,761.74	105,445.98	112,067.73	148,151.65	118,608.80	149,033.87	20,264.20	198,515.02
船舶収入	21,181.07	13,997.25	8,148.09	29,877.66	67,128.39	-	-	-	-	-	-	-
鉄道収入	-	-	7,764.52	4,517.72	3,750.00	5,322.00	6,027.05	-	-	-	-	-
雑収入	-	-	-	1,624.80	3,268.45	3,910.56	3,576.10	6,201.99	10,472.85	26,121.12	6,991.31	4,905.89
収入利息	-	-	104,168.39	44,803.40	115,330.05	84,905.45	117,779.87	108,675.18	108,377.22	129,073.74	88,606.27	86,324.23
補助金	-	-	12,347.00	11,861.08	19,480.25	31,457.80	271,286.98	188,534.62	241,990.05	283,705.66	377,882.97	211,065.70
雑損益	5,155.41	-	-	123,360.00	82,454.01	124,131.71	-	-	-	-	-	-
合計	139,062.54	93,197.23	181,608.07	729,338.65	1,552,590.71	2,900,474.77	3,259,047.26	4,519,674.32	4,111,786.91	3,734,875.80	3,778,067.74	2,727,383.43
総損金												
製糖費	-	-	35,512.07	246,849.75	502,712.81	-	-	-	-	-	-	-
酒精費	-	-	6,355.41	2,448.37	2,424.41	1,502,384.90	1,783,536.32	2,662,223.00	2,380,608.92	2,125,762.19	2,264,451.42	1,673,944.78
税金	-	-	762.77	111,081.02	282,242.52	-	-	-	-	-	-	-
蔗作農事費・綿作農事費/農事費・家畜費	-	-	12,910.89	36,897.92	79,906.31	131,952.48	75,124.61	179,843.13	89,999.20	195,133.22	69,587.33	43,277.24
農業費	48,236.55	415,562.47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
船舶費	59,515.54	48,806.57	33,412.93	1,969.73	634.3	5,661.89	23,537.22	207,578.57	156,602.54	140,336.45	127,952.91	48,414.44
鉄道費	-	-	-	19,330.67	92,595.74	150,039.40	238,534.48	-	-	-	-	-
営業費	50,783.82	63,285.15	47,229.14	62,333.22	138,503.23	-	-	-	-	-	-	-
販売費	3,060.86	85,324.26	2,023.21	19,857.48	76,121.88	774,257.01	812,182.52	948,868.53	987,801.33	785,724.63	759,987.86	637,036.15
支払利息	69,598.21	144,913.11	53,527.60	35,780.56	302,142.91	-	-	-	-	-	-	-
病院費	14,446.99	8,809.99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放牧費	1,323.09	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
移民費	-	7,499.32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑費	-	-	-	113.00	-	-	-	-	-	-	-	-
雑損	-	286,091.84	2,024.50	-	4,615.04	-	-	15,740.96	1,588.46	1,030.06	-	114.04
震災損失金	-	-	-	100,705.56	-	-	-	-	-	-	-	-
諸償却金	-	-	-	-	-	-	-	150,000.00	150,000.00	150,000.00	280,000.00	100,000.00
合計	246,967.06	1,060,292.71	193,758.52	640,116.73	1,500,875.40	2,564,295.68	2,932,915.15	4,164,254.19	3,766,600.45	3,397,986.55	3,501,979.52	2,502,786.65
差引純益金	-107,904.52	-967,095.48	-12,150.45	89,221.92	51,715.31	336,179.09	326,132.11	355,420.13	345,186.46	336,889.25	276,088.22	224,596.78

	第13期 1931年度	第14期 1931年度	第15期 1932年度	第16期 1932年度	第17期 1933年度	第18期 1933年度	第19期 1934年度	第20期 1934年度	第21期 1935年度	第22期 1935年度	第23期 1936年度	第24期 1936年度	第25期 1937年度	第26期 1937年度
總益金														
製糖收入	4,198,343.95	4,174,032.51	4,462,398.21	4,424,916.20	5,773,239.35	4,582,411.60	5,082,347.46	4,564,155.26	6,534,367.67	8,075,551.49	7,654,379.34	5,900,607.83	7,787,370.84	10,877,350.23
酒精收入					172,509.55	192,107.87	203,264.39	327,065.18	197,231.86	183,567.34	157,805.04	312,710.24	268,326.93	302,524.81
製粉收入	-	-	-	-	-	-	-	-	5,987.50	37,925.63	65,087.86	113,076.30	46,208.34	127,978.09
燐鉍收入	-	-	-	-	-	-	-	-	19,294.21	62,442.01	213,554.46	329,375.53	423,876.51	681,720.75
農事收入及家畜收入	11,895.99	239,460.95	4,898.00	266,429.79	-	275,938.12	-	219,844.52	-	317,301.09	-	213,153.93	-	198,756.56
船舶收入及鐵道收入	2,204.05	1,251.58	667.91	203.25	298.37	872.13	550.38	1,039.76	1,506.54	1,757.79	142.95	-	-	-
雜收入	46,704.12	66,316.74	121,131.52	65,518.74	101,178.42	92,231.72	134,299.98	122,779.26	179,983.17	164,838.56	135,655.41	207,694.65	109,916.86	260,151.77
收入利息	306,332.59	296,750.07	284,319.71	285,557.66	206,878.15	188,953.39	169,676.03	136,619.20	228,798.75	172,295.00	228,442.45	-	40,682.85	-
補助金														
合計	4,565,480.70	4,777,811.85	4,873,415.35	5,042,625.64	6,254,103.84	5,391,233.22	5,610,368.58	5,411,213.93	7,167,169.70	9,015,678.91	8,546,133.87	7,137,071.42	8,691,317.41	12,588,846.96
總損金														
製糖費					2,126,394.66	1,409,934.85	1,684,660.50	1,125,263.63	2,072,186.78	1,898,864.75	1,880,113.40	1,074,653.41	1,640,908.06	2,576,639.12
酒精費	3,108,067.01	2,906,177.42	3,315,343.50	3,053,830.37	85,608.66	72,529.27	79,190.57	143,510.32	109,394.73	126,775.26	86,440.83	149,242.51	110,198.03	142,333.19
税金					1,494,934.25	1,599,308.13	1,367,627.64	1,240,619.21	1,991,314.23	2,098,723.61	2,168,227.49	1,430,231.80	1,871,811.59	3,535,948.81
製粉費	-	-	-	-	-	-	-	-	5,825.50	88,708.00	55,001.74	96,120.28	43,563.68	108,786.96
燐鉍費	-	-	-	-	-	-	-	-	19,294.21	63,521.87	144,269.05	258,399.73	264,464.51	565,782.94
農事費	147,675.84	231,290.24	78,916.52	186,014.99	197,233.01	79,440.70	77,461.74	220,947.39	113,406.78	252,690.37	169,292.19	206,012.14	141,320.41	284,921.55
家畜費					18,248.98	3,382.65	3,458.11	4,187.00	4,959.58	7,057.00	6,062.05	7,943.78	6,382.17	12,373.97
船舶費					4,751.33	2,467.83	5,985.75	3,599.72	12,772.65	125,826.86	27,450.99	7,430.79	3,117.94	5,154.44
鐵道費	130,919.96	143,527.18	93,783.29	74,887.97	242,933.56	61,437.44	86,713.55	76,633.22	89,030.23	99,423.94	96,619.33	99,016.10	94,038.01	117,116.35
營業費					595,994.09	402,218.28	437,371.70	485,727.84	578,242.72	889,403.90	791,901.08	733,332.01	933,299.69	1,036,884.17
販賣費	717,642.92	1,009,386.88	841,339.94	998,075.41	357,561.98	449,322.58	381,258.83	436,962.07	408,930.34	663,324.10	555,168.67	471,800.00	333,633.34	984,167.81
支弘利息					182,100.99	106,621.32	29,408.24	33,440.07	44,942.98	30,636.06	60,159.26	42,929.10	81,910.92	77,951.84
雜費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63,507.58	-	-	-
其他	-	-	-	-	5,371.66	-	100,000.00	-	122,000.00	-	-	-	-	-
幸福增進費	-	-	-	-	-	-	-	225,000.00	-	-	-	40,000.00	-	45,000.00
南洋調査費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,936.51	9,411.92	24,531.72
創立15周年記念費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300,000.00	-
雜損	-	4,347.53	7,451.28	6,495.29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
諸償却金	150,000.00	150,000.00	150,000.00	250,000.00	350,000.00	350,000.00	450,000.00	450,000.00	550,000.00	750,000.00	750,000.00	750,000.00	750,000.00	750,000.00
合計	4,254,305.73	4,444,729.25	4,486,834.53	4,569,304.03	5,661,133.17	4,536,663.05	4,703,136.63	4,445,890.47	6,122,300.73	7,094,955.72	6,854,213.66	5,373,048.16	6,584,060.27	10,267,592.87
差引純益金	311,174.97	333,082.60	386,580.82	473,321.61	592,970.67	854,570.17	907,231.95	965,323.46	1,044,868.97	1,920,723.19	1,691,920.21	1,764,023.26	2,107,257.14	2,321,254.09

	第27期 1938年度	第28期 1938年度	第29期 1939年度	第30期 1939年度	第31期 1940年度	第32期 1940年度	第33期 1941年度	第34期 1941年度	第35期 1942年度	第36期 1942年度	第37期 1943年度	第38期 1943年度	第39期 1944年度	第40期 1944年度	第41期 1945年度
総益金															
特殊事業収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,750,000.00
製産収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22,779.79
製糖収入	9,768,072.23	14,803,667.01	12,515,197.28	12,599,824.76	10,142,568.89	14,201,426.99	10,902,506.53	15,272,979.13	11,822,076.57	10,218,444.01	10,879,223.71	14,272,684.03	8,729,117.03	341,766.19	-
酒精収入	523,993.33	543,797.71	458,267.71	486,740.40	644,811.50	739,750.96	1,971,237.65	1,446,755.89	1,367,893.35	1,377,991.82	1,110,604.98	1,403,421.22	1,325,184.51	14,668.50	-
合成清酒収入	-	-	-	-	-	-	-	1,397,141.45	1,292,463.64	926,972.48	673,619.84	516,365.72	272,140.16	-	-
製粉収入	70,706.30	146,427.49	134,434.19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
燐鉱収入	1,270,152.07	1,503,416.20	1,565,590.06	1,324,417.63	2,196,080.18	882,682.32	808,426.53	340,475.35	990,489.01	538,923.55	355,359.55	170,097.40	146,421.90	8,256.71	-
油脂収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農事収入及家畜収入	9,617.88	239,685.62	18,141.97	245,183.54	16,065.34	212,725.28	17,915.84	241,496.44	58,816.41	225,484.72	20,333.81	276,697.19	195,557.66	-	-
船舶収入	24,428.74	20,812.24	13,305.54	18,678.12	7,822.74	34,002.75	32,582.26	13,212.29	10,482.50	-	-	-	-	-	-
運輸収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	459,328.39	2,343,446.63	1,984,212.24	1,856,153.98	1,616,482.81	52,284.71
商品収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	409,952.10	1,205,155.35	1,125,703.23	1,243,058.53	74,218.45	10,805.63
雑収入	548,040.38	308,542.53	449,564.36	333,626.49	909,204.50	281,646.70	430,241.42	612,637.99	760,514.93	731,222.00	772,268.81	504,751.66	378,177.35	230,295.39	101,120.75
収入利息	199,082.04	194,083.29	142,245.87	205,056.54	162,777.95	157,333.67	126,696.12	157,436.29	107,832.20	233,149.82	177,358.31	189,006.32	99,938.20	128,847.07	245,803.66
補助金	10,000.00	-	-	-	62,050.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
未決算勘定ヨリ繰入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,500,000.00
合計	12,424,092.97	17,760,432.09	15,296,746.98	15,213,527.48	14,141,381.10	16,509,568.67	14,289,606.35	19,482,134.83	16,410,568.61	16,072,764.06	18,143,092.62	21,447,768.15	15,154,095.13	14,119,698.18	5,102,476.14
総損金															
特殊事業費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,552,857.94
製産費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34,598.26
製糖費	2,435,394.53	3,385,957.03	3,285,176.14	2,801,645.10	2,646,863.64	3,003,121.73	2,692,711.05	3,475,933.45	3,503,964.18	2,006,652.35	3,205,800.00	3,409,464.14	1,782,076.37	-	-
酒精費	191,101.06	330,933.97	298,237.37	356,223.31	466,306.31	426,312.61	959,674.81	819,775.17	675,956.45	643,751.74	502,145.96	396,031.90	601,203.50	-	-
税金	2,876,233.53	5,652,294.70	3,715,555.26	4,601,273.05	2,826,231.63	5,562,791.01	3,527,987.81	6,778,896.21	4,877,513.41	5,007,192.04	3,872,135.13	7,473,811.46	4,992,356.92	242,328.50	-
合成清酒費	-	-	-	-	-	-	-	375,002.61	376,292.80	340,795.28	218,293.87	122,852.84	104,472.97	-	-
製粉費	54,499.02	128,336.32	111,084.21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
燐鉱費	1,001,885.01	1,309,247.23	1,445,865.61	1,282,700.21	1,707,294.06	587,586.18	466,836.66	314,889.93	418,762.00	383,344.68	271,846.33	216,882.35	219,301.52	-	-
油脂費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	837,544.39	516,852.55	913,726.03	806,087.93	829,626.26	417,233.24
農事費	182,972.87	203,609.81	267,132.16	169,092.61	428,164.20	436,352.48	314,206.06	598,844.35	340,916.70	283,179.08	622,870.77	242,468.85	614,244.72	-	-
家畜費	18,188.88	20,543.10	22,660.83	26,553.33	24,591.28	15,315.22	35,817.26	24,291.18	25,347.27	26,719.39	14,532.68	24,298.72	35,763.21	-	-
船舶費	28,256.13	35,811.36	52,432.83	36,374.99	61,318.04	73,400.58	55,356.88	19,897.15	23,131.52	-	-	-	-	-	-
鉄道費	137,375.21	143,268.66	168,612.90	106,248.72	217,870.98	167,382.53	183,752.13	210,916.93	205,900.49	90,024.72	263,990.96	127,467.79	200,320.51	-	-
運輸費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,546,169.38	1,254,504.43	1,110,884.75	1,059,605.57	487.50
商務費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	572,672.79	551,433.16	243,832.53	49,787.86	358.72
営業費	1,070,925.52	1,462,102.14	1,600,063.65	1,403,489.40	1,863,774.08	1,924,360.34	1,902,002.24	2,048,836.34	2,068,451.48	1,592,905.88	1,350,852.11	1,540,680.89	1,180,389.81	2,191,517.20	1,015,736.01
販売費	750,079.93	1,634,816.26	935,141.81	1,066,088.36	556,173.65	998,456.34	569,734.87	1,143,526.75	721,660.76	875,826.68	758,651.27	914,648.15	645,141.05	70,574.56	-
支払利息	153,919.23	167,919.10	237,699.16	246,145.59	381,980.14	337,390.22	421,984.47	283,640.63	338,965.23	311,213.84	346,999.01	406,732.54	243,892.45	607,675.48	262,506.66
幸福増進費	-	51,877.10	-	77,387.14	79,032.81	106,058.20	130,587.58	204,814.94	229,419.86	204,595.47	248,183.91	289,768.29	228,772.76	350,105.33	29,535.75
南洋調査費	7,913.36	-	78,914.50	7,160.47	30,559.86	8,648.31	26,932.44	49,802.94	-	-	-	-	-	-	-
調査研究費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19,851.99
雑損	-	-	-	106,004.47	149,318.32	153,099.48	90,562.31	67,137.13	10,949.34	7,913.54	77.60	40,188.99	9,794.74	84,487.77	4,979.18
諸償却金	800,000.00	800,000.00	700,000.00	700,000.00	800,000.00	800,000.00	950,000.00	1,000,000.00	800,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	600,000.00	300,000.00	200,000.00
合計	9,708,744.28	15,326,716.78	12,918,576.43	12,986,386.75	12,239,479.00	14,600,275.23	12,328,146.57	17,416,205.71	14,617,230.86	13,611,659.08	15,312,074.32	18,924,960.53	13,618,535.74	12,358,418.46	3,668,348.15
差引純益金	2,715,348.69	2,433,715.31	2,378,170.55	2,227,140.73	1,901,902.10	1,909,293.44	1,961,459.78	2,065,929.12	1,793,337.75	2,461,104.98	2,831,018.30	2,522,807.62	1,535,559.39	1,761,279.72	1,434,127.99

出典：南洋興発株式会社第3期-第40期営業報告書；西村拓殖株式会社第1期-第2期営業報告書；JACAR, B06050150300；  
 B06050150400；B06050156500；B06050157000；B06050161800；B06050162000；B06050172500；B06050172700；  
 B06050184400；B06050184600；B06050193000；B06050193800；B06050197300；B06050197800；B06050208300；  
 B06050208500；B06050216200；B06050216500；B06050222400；B06050304000より筆者作成。

付録4 南洋拓殖の貸借対照表（単位：円）

	第1期 1936年度	第2期 1937年度	第3期 1937年度	第4期 1938年度	第5期 1938年度	第6期 1939年度	第7期 1939年度	第8期 1940年度	第9期 1940年度
(借方)									
未払込資本金	7,090,500.00	7,090,500.00	7,090,500.00	4,727,000.00	4,727,000.00	4,727,000.00	4,727,000.00	4,727,000.00	4,727,000.00
鉱業権	-	9,570,753.00	9,419,970.00	8,984,963.00	8,595,987.00	7,982,550.56	7,426,099.50	6,704,768.28	5,997,624.21
土地	-	-	-	94,702.96	108,190.01	209,895.06	301,000.64	409,535.95	457,172.71
建物	-	269,623.27	311,110.11	417,938.48	800,370.57	935,706.36	1,326,070.94	1,555,816.68	1,501,508.46
工作物	-	213,031.55	195,136.78	264,430.22	314,461.67	330,187.61	339,968.07	463,140.75	456,706.60
船舶	-	233,848.78	252,274.27	253,289.55	264,710.15	276,827.69	302,053.37	86,877.90	217,371.25
機械器具	23,944.10	323,484.21	306,131.64	358,848.23	598,718.74	765,078.99	750,676.45	1,146,246.60	1,175,586.97
家畜	-	-	-	-	-	-	3,602.39	8,303.33	20,111.65
貸付金	-	137,000.00	578,950.00	1,348,925.00	2,013,050.00	2,176,575.00	1,379,425.00	1,394,000.00	1,843,200.00
株券及債券	-	1,289,375.00	2,389,025.00	4,121,650.00	7,062,900.00	9,307,900.00	14,482,900.00	17,115,900.00	17,933,400.00
燐鉱	-	176,178.00	626,240.00	471,682.00	1,175,944.50	1,235,192.00	1,458,552.50	2,318,794.00	3,243,316.80
生産物	-	-	-	-	-	-	-	5,886.86	17,951.89
倉庫品	-	223,574.12	309,438.49	843,549.59	851,025.14	932,291.23	1,169,809.64	1,217,992.92	1,205,553.01
仮払金	2,023.11	24,548.39	86,258.50	291,512.35	754,115.72	594,165.41	583,664.19	540,540.20	742,802.25
未収金	-	383,439.29	323,694.42	661,213.16	875,667.42	960,415.49	1,625,891.65	874,583.62	1,089,644.15
関係会社勘定	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南方事業勘定	-	-	-	-	-	-	-	-	-
内南洋店所勘定	-	-	-	-	-	-	-	-	-
興業費	-	18,234.62	525,514.48	627,024.75	1,333,200.72	1,584,625.58	1,570,714.28	1,208,610.65	1,045,095.46
政府現物出資	10,546,000.00	-	-	-	-	-	-	-	-
設立費	82,331.20	-	-	-	-	-	-	-	-
債券価格較差	-	-	-	-	-	130,500.00	123,750.00	117,000.00	110,250.00
預々金	2,255,350.72	794,573.91	892,625.13	-	-	-	-	-	-
現金	157.39	212,096.51	184,598.69	-	-	-	-	-	-
預金及現金	-	-	-	793,445.88	651,844.85	3,556,372.00	1,073,150.78	840,997.61	746,234.30
未達勘定	-	2,970.68	3,084.82	7,986.73	112,803.30	24,047.49	-	-	-
店所勘定	-	-	-	-	-	-	-	71,165.10	236,275.72
合計	20,000,306.52	20,963,231.33	23,494,552.33	24,268,161.90	30,239,989.79	35,729,330.47	38,644,329.40	40,807,160.45	42,766,805.43
(貸方)									
資本金	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00
欠損補填準備積立金	-	245.22	48,245.22	96,245.22	178,245.22	261,245.22	361,245.22	461,245.22	526,245.22
配当平均準備積立金	-	61.30	12,061.30	24,061.30	45,061.30	66,061.30	116,061.30	166,061.30	186,061.30
事業調査積立金	-	-	-	50,000.00	100,000.00	200,000.00	300,000.00	400,000.00	500,000.00
別途積立金	-	-	-	-	-	-	150,000.00	300,000.00	400,000.00
前期繰越金	-	-	108,616.29	161,781.23	563,934.84	876,145.23	1,074,783.20	1,102,092.45	1,041,055.84
退職給与基金(退職基金)	-	18,381.05	40,720.48	121,779.19	195,820.14	287,892.36	385,362.66	490,320.17	555,434.14
債券発行高	-	-	-	-	-	10,100,000.00	10,100,000.00	10,100,000.00	10,180,000.00
借入金	-	-	2,000,000.00	2,000,000.00	6,100,000.00	-	2,400,000.00	3,600,000.00	5,400,000.00
保証金	-	3,652.10	27,126.81	64,106.90	101,419.58	137,427.58	190,051.21	240,337.66	305,624.21
定期預金(定期預り金)	-	-	284,478.18	271,424.53	1,464,118.52	644,737.64	1,351,327.56	2,350,251.28	1,707,969.59
未払金	-	44,034.62	31,709.60	136,071.01	77,111.51	351,450.11	461,880.62	377,120.96	406,815.00
仮受金	-	1,229.94	22,179.22	49,762.46	45,108.46	1,428,262.86	181,417.69	222,685.08	320,233.87
日本銀行特定保管金	-	299,725.81	328,965.29	275,038.95	334,769.83	182,915.20	520,896.44	254,892.94	440,602.16
店所勘定	-	-	-	-	-	-	29,439.25	-	-
当期純益金	306.52	595,901.29	590,449.94	1,017,891.11	1,034,400.39	1,193,192.97	1,021,864.25	742,153.39	796,764.10
合計	20,000,306.52	20,963,231.33	23,494,552.33	24,268,161.90	30,239,989.79	35,729,330.47	38,644,329.40	40,807,160.45	42,766,805.43

	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
	1941年度	1941年度	1942年度	1942年度	1943年度	1943年度	1944年度	1944年度	1945年度
(借方)									
未払込資本金	4,727,000.00	2,363,500.00	2,363,500.00	2,363,500.00	2,363,500.00	-	-	-	-
鉱業権	5,491,932.97	4,952,110.48	4,340,586.83	3,616,092.84	2,896,089.73	2,290,947.30	-	-	-
土地	502,053.08	513,674.81	551,472.46	588,182.42	590,118.40	610,054.68	120,325.58	120,325.58	120,325.58
建物	1,749,168.21	1,711,255.82	1,619,008.46	1,821,096.44	1,768,210.56	1,662,240.75	12,428.72	30,513.78	28,988.09
工作物	415,128.05	408,341.49	340,171.74	308,658.61	278,685.96	267,166.68	-	-	-
船舶	200,868.56	349,028.40	353,974.93	325,031.81	302,602.37	293,833.79	-	-	-
機械器具	1,113,481.08	1,041,522.54	988,395.07	862,537.95	780,953.39	744,110.38	22,456.25	28,110.86	11,603.49
家畜	20,409.43	19,112.33	36,989.10	41,814.62	46,851.98	46,982.56	-	-	-
貸付金	3,247,945.00	3,781,800.00	5,322,755.00	6,909,510.00	8,327,190.74	8,973,666.95	7,470,000.00	4,623,000.00	4,743,000.00
株券及債券	21,782,960.00	25,408,460.00	28,273,460.00	28,560,960.00	28,798,760.00	29,505,260.00	31,351,460.00	44,871,460.00	44,881,460.00
燐鉱	2,651,501.00	3,085,033.00	2,309,742.00	2,226,313.00	3,455,220.00	4,992,039.50	-	-	-
生産物	6,748.63	6,319.60	16,548.70	3,793.10	3,195.21	3,195.21	-	-	-
倉庫品	1,351,419.72	1,454,582.91	1,408,368.47	1,539,959.51	1,700,149.89	1,683,766.46	187,049.91	178,530.06	-
仮払金	1,555,604.46	2,675,732.06	4,102,058.54	6,901,587.17	1,812,059.65	1,885,241.04	1,217,533.67	1,599,202.09	2,270,283.50
未収金	911,858.49	827,847.24	1,558,249.61	1,727,349.90	1,137,452.56	562,362.40	552,794.61	5,534,629.91	30,140.61
関係会社勘定	-	-	-	-	7,105,438.73	9,482,630.31	10,881,445.76	8,368,585.58	12,868,183.40
南方事業勘定	-	-	-	-	3,566,206.21	5,426,392.09	6,431,202.17	7,401,281.20	7,952,103.71
内南洋店所勘定	-	-	-	-	-	-	18,218,592.83	13,895,769.38	9,018,541.15
興業費	1,029,451.30	1,126,073.24	1,748,768.33	3,515,209.54	2,004,239.16	2,315,276.14	79,666.12	79,666.12	79,666.12
政府現物出資	-	-	-	-	-	-	-	-	-
設立費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債券価格較差	227,645.00	214,645.00	201,645.00	307,395.00	288,145.00	268,895.00	249,645.00	394,249.00	527,395.00
預々金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
預金及現金	886,306.75	3,547,853.54	3,257,258.84	4,788,119.77	4,547,410.21	3,553,478.00	438,659.58	1,834,166.76	12,434,968.34
未達勘定	-	-	-	-	-	-	-	-	-
店所勘定	238,533.28	502,211.14	371,119.50	873,636.68	355,771.90	689,238.57	-	-	-
合計	48,110,015.01	53,989,103.60	59,164,072.58	67,280,748.36	72,128,251.65	75,256,777.81	77,233,260.20	88,959,490.32	94,966,658.99
(貸方)									
資本金	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00
欠損補填準備積立金	591,245.22	655,000.00	713,000.00	773,000.00	833,000.00	863,000.00	869,000.00	871,000.00	875,000.00
配当平均準備積立金	206,061.30	222,000.00	237,000.00	252,000.00	267,000.00	277,000.00	279,000.00	280,000.00	281,000.00
事業調査積立金	600,000.00	700,000.00	750,000.00	750,000.00	750,000.00	250,000.00	-	-	-
別途積立金	500,000.00	600,000.00	700,000.00	800,000.00	900,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
前期繰越金	1,046,629.94	1,047,796.83	1,033,366.89	1,039,823.45	1,042,369.92	1,047,299.47	923,915.97	519,552.33	356,255.66
退職給与基金(退職基金)	462,629.27	424,285.33	462,245.07	439,116.70	465,382.98	499,741.30	524,639.84	357,526.32	396,170.90
債券発行高	20,180,000.00	20,275,000.00	20,045,000.00	30,335,000.00	30,815,000.00	30,415,000.00	30,015,000.00	39,561,000.00	48,952,000.00
借入金	500,000.00	2,600,000.00	7,640,000.00	4,800,000.00	9,120,000.00	13,478,000.00	21,392,500.00	24,626,000.00	20,317,000.00
保証金	361,855.65	428,158.33	483,974.92	565,458.44	640,291.86	525,322.97	196,124.48	188,186.90	183,348.74
定期預金(定期預り金)	1,462,657.54	2,536,115.12	2,523,142.50	2,536,785.79	2,525,333.66	3,117,640.38	1,287,754.91	658,723.36	943,689.96
未払金	475,745.74	522,355.60	614,201.49	665,681.60	462,008.02	434,360.68	478,419.91	409,383.19	714,349.80
仮受金	306,258.07	174,264.77	186,759.71	392,534.13	381,479.39	512,313.51	251,337.24	447,334.89	823,377.12
日本銀行特定保管金	629,881.91	3,091,131.96	3,031,830.44	3,191,706.78	3,551,741.27	2,773,764.60	-	-	-
店所勘定	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純益金	787,050.37	712,995.66	743,551.56	739,641.47	374,644.55	63,334.90	15,567.85	40,783.33	114,466.81
合計	48,110,015.01	53,989,103.60	59,164,072.58	67,280,748.36	72,128,251.65	75,256,777.81	77,243,260.20	88,959,490.32	94,966,658.99

出典：南洋拓殖株式会社第1期-第18期営業報告書；CIA, 001300229100 より筆者作成。

付録5 南洋拓殖の損益計算書（単位：円）

	第1期 1936年度	第2期 1937年度	第3期 1937年度	第4期 1938年度	第5期 1938年度	第6期 1939年度	第7期 1939年度	第8期 1940年度	第9期 1940年度
利益之部									
燐鉱収入	-	1,246,824.52	1,336,145.58	2,839,050.10	2,849,736.43	4,043,456.97	3,836,221.08	4,134,948.31	4,309,940.53
貸付金利息	-	-	8,832.89	21,377.15	52,702.90	77,990.56	66,246.94	30,213.24	31,542.04
株券及債券収入	-	-	6,400.70	29,175.64	58,199.32	19,222.50	101,889.75	33,416.68	195,515.00
造船収入	-	-	48,000.00	7,637.87	27,827.30	178,276.62	61,403.40	85,478.86	25,838.72
農業収入	-	-	-	-	-	-	-	37,456.67	34,922.75
船舶収入	-	-	-	48,000.00	66,257.52	24,890.98	-	-	-
預々金利息	2,118.07	30,977.09	13,674.08	7,310.44	4,392.59	25,974.62	19,598.48	11,637.27	5,985.36
雑収入	7,230.71	7,825.85	8,601.75	32,753.27	125,021.48	89,418.53	141,737.50	76,297.85	125,102.28
事業調査積立金戻入	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	9,348.78	1,285,627.46	1,421,655.00	2,985,304.47	3,184,137.54	4,459,230.78	4,227,097.15	4,409,448.88	4,728,846.68
損失之部									
報酬及給料	4,686.80	91,400.04	133,873.75	197,374.70	244,615.62	329,511.26	343,150.94	366,115.50	389,620.81
雑給	574.80	59,381.84	82,266.84	117,494.15	162,779.32	184,454.08	222,567.20	238,399.93	270,168.12
退職給与費	-	-	-	80,213.57	72,664.33	96,313.65	102,326.57	105,810.83	72,763.45
労銀(労賃)	-	74,157.55	104,263.39	192,976.43	311,134.78	395,330.25	489,514.11	618,474.00	630,630.15
旅費	716.56	22,835.97	38,316.90	44,090.45	40,486.24	85,994.69	63,231.04	56,098.23	88,394.19
諸税	304.86	4,650.20	3,471.00	18,398.10	90,111.89	197,978.83	101,096.65	253,875.87	102,268.47
支払利息	-	69.43	8,339.53	62,710.01	95,359.56	215,850.84	260,580.28	331,910.80	353,038.64
修繕費	-	24,102.70	41,756.98	37,382.79	57,865.32	193,992.98	148,745.25	90,488.50	136,181.32
物品費	797.97	73,769.62	84,562.03	216,602.70	224,732.94	358,464.49	266,297.77	340,575.14	358,912.44
通信及運搬費	117.13	7,229.46	18,769.77	56,158.19	88,766.60	94,781.11	110,094.60	69,140.38	80,650.01
雑費	1,844.14	36,132.92	86,276.19	110,688.44	208,806.21	226,899.36	242,365.05	267,351.20	344,426.01
償却金	-	295,996.44	229,308.68	833,323.83	552,414.34	886,466.27	855,263.44	929,055.11	1,105,028.97
当期純益金	306.52	595,901.29	590,449.94	1,017,891.11	1,034,400.39	1,193,192.97	1,021,864.25	742,153.39	796,764.10
合計	9,348.78	1,285,627.46	1,421,655.00	2,985,304.47	3,184,137.54	4,459,230.78	4,227,097.15	4,409,448.88	4,728,846.68
	第10期 1941年度	第11期 1941年度	第12期 1942年度	第13期 1942年度	第14期 1943年度	第15期 1943年度	第16期 1944年度	第17期 1944年度	第18期 1945年度
利益之部									
燐鉱収入	4,338,615.86	3,817,110.56	4,461,639.45	4,579,717.39	4,168,472.50	2,837,298.18	793,464.73	-	-
貸付金利息	102,917.08	113,751.70	92,568.17	173,266.51	192,597.55	219,583.14	215,813.09	169,151.27	42,300.14
株券及債券収入	60,879.20	276,908.90	36,227.04	552,597.75	128,233.68	552,389.11	355,548.80	162,953.56	15,029.50
造船収入	26,384.77	97,999.27	86,936.92	62,668.93	102,918.83	46,159.69	-	-	-
農業収入	34,001.92	45,095.69	91,677.34	54,419.39	72,130.31	61,343.18	-	-	-
船舶収入	-	566.01	-	-	-	-	-	-	-
預々金利息	4,628.33	3,497.63	8,227.87	11,786.17	15,137.79	10,349.43	9,667.17	8,012.89	42,479.63
雑収入	203,143.41	143,245.21	197,136.04	199,052.56	227,239.96	245,863.15	792,760.91	1,647,362.98	1,894,693.40
事業調査積立金戻入	-	-	-	-	-	500,000.00	250,000.00	-	-
合計	4,770,570.57	4,498,174.97	4,974,412.83	5,633,508.70	4,906,730.62	4,472,985.88	2,417,254.70	1,987,480.70	1,994,502.67
損失之部									
報酬及給料	459,589.31	508,856.72	485,135.34	485,590.75	459,816.26	470,130.31	139,622.42	-	-
雑給	243,428.11	253,111.02	217,021.10	257,696.88	239,781.31	232,978.92	87,216.95	-	-
退職給与費	81,252.00	84,247.72	47,036.09	47,255.40	43,158.14	77,992.76	48,715.07	-	-
労銀(労賃)	641,260.60	619,536.28	747,722.31	876,953.28	920,447.57	926,179.54	-	732,169.60	601,529.82
燐鉱原価	-	-	-	-	-	-	748,764.46	-	-
旅費	76,598.01	83,154.64	61,803.63	83,153.24	41,739.30	71,252.59	19,207.42	-	-
諸税	159,097.28	51,666.94	179,440.45	219,642.11	192,505.32	292,106.32	3,570.12	-	-
支払利息	444,991.65	552,618.98	608,654.60	724,129.00	814,938.40	862,058.39	918,320.67	1,189,939.23	1,240,957.60
修繕費	138,595.93	118,266.21	111,988.19	102,128.27	122,776.24	55,583.39	411.28	-	-
物品費	305,815.13	318,768.31	380,957.88	392,578.26	307,444.99	340,969.65	17,997.80	-	-
通信及運搬費	107,717.79	76,889.60	61,945.07	91,045.60	100,504.29	78,279.50	17,376.02	-	-
雑費	254,213.11	228,224.97	213,718.06	364,573.03	223,601.24	196,984.75	376,867.70	-	-
償却金	1,070,961.28	889,837.92	1,115,438.55	1,249,121.41	1,065,373.01	805,134.86	23,616.94	24,588.54	37,548.44
当期純益金	787,050.37	712,995.66	743,551.56	739,641.47	374,644.55	63,334.90	15,567.85	40,783.33	114,466.81
合計	4,770,570.57	4,498,174.97	4,974,412.83	5,633,508.70	4,906,730.62	4,472,985.88	2,417,254.70	1,987,480.70	1,994,502.67

注1. 第17期と第18期の損失之部における732,169.60円と601,529.82円は、営業費を示している。

出典：南洋拓殖株式会社第1期-第18期営業報告書；CIA, 001300186100；001300188100；001300190100；001300192100；001300194100；001300196100；001300200100；001300205100；001300211100；001300215100；001300222100；001300229100；001300409100；001300411100より筆者作成。

付録6 南洋庁における燐鉱採掘事業収入実績（単位：円）

年度	原鉱採掘量	精鉱売払高		収入		支出						合計	差引利益	順当利益
		精鉱	原鉱	燐鉱払下高	俸給	事務費	採鉱費	諸支出金	営繕費	採鉱所職員退職特別賜金				
1922年	51,314	56,299	—	1,019,897	24,035	40,688	197,034	296	27,743	—	289,796	730,101	12,968	
1923年	74,108	59,987	—	1,049,772	17,066	26,539	358,530	228	44,834	—	447,197	602,575	10,045	
1924年	80,617	60,657	—	1,097,891	18,489	25,042	343,201	239	32,035	—	419,006	678,885	11,192	
1925年	100,685	65,864	—	1,320,573	22,283	16,960	342,312	449	47,727	—	429,731	890,842	13,525	
1926年	78,078	62,912	—	1,299,132	22,071	16,522	350,304	744	47,851	—	437,495	861,637	13,695	
1927年	92,734	63,128	—	1,335,157	21,953	14,297	329,866	578	87,707	—	454,404	880,753	13,951	
1928年	77,740	64,326	—	1,386,225	19,927	13,733	376,720	1,149	52,508	—	464,038	922,187	14,336	
1929年	84,276	64,459	—	1,414,875	15,819	13,878	348,116	278	47,926	—	426,019	988,856	15,340	
1930年	71,853	55,455	—	1,153,464	17,135	11,422	315,355	389	47,831	—	392,135	761,329	13,728	
1931年	69,085	59,251	—	1,125,769	20,461	12,072	290,099	157	47,537	—	370,326	755,443	12,749	
1932年	78,158	64,570	—	1,205,172	21,457	11,175	260,835	218	47,790	—	341,475	863,697	13,375	
1933年	90,346	65,442	—	1,308,840	21,624	13,912	299,869	446	47,839	—	383,690	925,150	14,136	
1934年	96,630	71,008	—	1,778,750	22,288	12,501	329,660	879	47,926	—	413,554	1,365,196	19,225	
1935年	92,957	69,355	—	1,762,310	22,402	14,445	330,849	235	47,898	—	415,830	1,306,479	19,410	
1936年	87,782	76,984	16,930	2,078,016	17,815	13,818	299,110	177	7,984	11,346	350,270	1,727,746	—	
合計	1,226,363	959,701	16,930	20,335,843	304,845	257,004	780,462	6,827	683,135	11,346	6,034,954	14,300,891	—	

注1. 史料の数字と筆者による実際との計算において差異が生じる場合があるが、その場合は史料の数字に従った。

出典：NAJ，平16会計00048100より筆者作成。

付録 7 南洋拓殖における貸付金内訳明細（単位：円）

企業名	第2期 1937年度	第3期 1937年度	第4期 1938年度	第5期 1938年度	第6期 1939年度	第7期 1939年度	第8期 1940年度	第9期 1940年度	第10期 1941年度	第11期 1941年度	第12期 1942年度	第13期 1942年度	第14期 1943年度	第15期 1943年度	第16期 1944年度
企業名															
東洋電化工業	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30,000.00	30,000.00	-
南興水産	-	N/A	660,000.00	660,000.00	660,000.00	-	184,000.00	495,000.00	865,000.00	1,085,000.00	2,305,000.00	4,150,000.00	5,150,000.00	5,150,000.00	5,150,000.00
豊南産業	-	N/A	-	-	-	20,000.00	25,900.00	25,300.00	25,300.00	25,300.00	25,300.00	70,000.00	70,000.00	70,000.00	70,000.00
南拓鳳梨	-	N/A	-	-	90,000.00	90,000.00	140,000.00	175,000.00	255,000.00	255,000.00	255,000.00	255,000.00	280,000.00	280,000.00	280,000.00
南拓興業	-	N/A	-	-	-	-	-	-	585,000.00	-	-	-	-	-	-
二業商会	-	N/A	-	-	-	-	-	-	135,000.00	135,000.00	-	-	-	-	-
ボルネオ水産	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	150,000.00	300,000.00	400,000.00	400,000.00	400,000.00	400,000.00
紀美水産合資会社	-	N/A	-	25,500.00	25,500.00	25,500.00	25,500.00	20,500.00	20,500.00	15,500.00	15,500.00	-	-	-	-
開業社	-	N/A	17,000.00	17,000.00	17,000.00	17,000.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南方産業	-	N/A	-	20,000.00	210,000.00	368,300.00	268,300.00	303,300.00	301,970.00	293,150.00	284,330.00	275,510.00	265,090.00	253,770.00	-
南洋新報	-	N/A	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	-	5,000.00	15,000.00	40,000.00	-	-	-	-
日本真珠	-	N/A	-	520,000.00	220,000.00	220,000.00	171,000.00	171,000.00	171,000.00	246,000.00	321,000.00	195,000.00	-	-	-
マンヤル真珠	-	N/A	-	5,500.00	5,500.00	5,500.00	5,500.00	5,500.00	5,500.00	-	-	-	-	-	-
大洋真珠	137,000.00	-	575,850.00	575,850.00	597,250.00	30,000.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南洋汽船	-	N/A	-	-	-	100,000.00	-	-	80,000.00	80,000.00	60,000.00	60,000.00	60,000.00	160,000.00	160,000.00
南洋タビオカ	-	N/A	-	70,000.00	50,000.00	70,000.00	70,000.00	60,000.00	70,000.00	-	-	-	-	-	-
国産産業	-	N/A	15,000.00	14,000.00	14,000.00	13,000.00	13,000.00	10,000.00	9,000.00	-	-	-	-	-	-
南洋電気	-	N/A	-	10,000.00	40,000.00	40,000.00	20,000.00	35,000.00	25,000.00	25,000.00	25,000.00	-	200,000.00	190,000.00	190,000.00
南洋電力	-	N/A	45,000.00	45,000.00	45,000.00	45,000.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人名															
上田良武	-	N/A	15,000.00	15,000.00	12,000.00	12,000.00	12,000.00	12,000.00	12,000.00	-	2,000.00	-	-	-	-
佐久川紀重	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,000.00	-
末吉辰五郎	-	N/A	-	10,000.00	9,000.00	-	-	-	-	-	3,000.00	-	-	-	-
深見栄一	-	N/A	-	-	10,000.00	10,000.00	30,000.00	30,000.00	27,500.00	20,000.00	20,000.00	20,000.00	12,500.00	12,500.00	-
河井常吉	-	N/A	-	-	-	8,000.00	8,000.00	8,000.00	3,000.00	-	-	-	-	-	-
末吉辰五郎	-	N/A	-	-	-	8,000.00	7,000.00	-	5,000.00	-	-	-	-	-	-
渋谷栄七郎	-	N/A	-	-	7,000.00	7,000.00	5,600.00	-	-	-	-	-	-	-	-
大杉教太郎	-	N/A	-	-	4,000.00	4,000.00	3,200.00	-	3,200.00	-	-	-	-	-	-
藍浦藤八	-	N/A	-	-	-	-	3,500.00	-	3,500.00	-	-	-	-	-	-
小島重蔵	-	N/A	-	-	-	29,000.00	29,000.00	29,000.00	25,375.00	21,750.00	18,125.00	14,500.00	-	-	-
坪井一	-	N/A	-	-	-	3,000.00	3,000.00	-	-	-	-	-	-	-	-
山本耕三	-	N/A	4,000.00	4,000.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	-	-	-	-	-	-	-	-
最上三郎	-	N/A	5,000.00	3,750.00	2,500.00	2,500.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-
本橋正二	-	N/A	5,200.00	5,200.00	5,200.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
斎藤登一	-	N/A	-	-	2,000.00	2,000.00	-	-	2,000.00	-	500.00	500.00	-	-	-
荻原伊知郎	-	N/A	-	-	-	4,000.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プリス	-	N/A	-	-	-	-	1,500.00	-	1,000.00	-	-	-	-	-	-
山下末春	-	N/A	-	-	-	-	1,500.00	-	-	-	-	-	-	-	-
丸山次郎	-	N/A	-	-	2,500.00	2,500.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オйкаワサン	-	N/A	-	-	-	-	-	-	1,500.00	-	1,000.00	1,000.00	500.00	500.00	-
メリー	-	N/A	1,875.00	1,250.00	625.00	625.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-
組合、連合会等															
南洋真珠貝採取業組合	-	N/A	-	-	21,000.00	21,000.00	21,000.00	16,800.00	12,600.00	-	4,000.00	-	-	-	-
パラオ製材組合	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	-	10,000.00	5,000.00	-	-	-
パラオ共同水産組合	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	-	20,000.00	-	-	-	-
南洋群島コブラ連合会	-	N/A	-	-	-	95,000.00	95,000.00	95,000.00	95,000.00	95,000.00	95,000.00	45,000.00	-	-	-
南洋群島商業組合連合会	-	N/A	-	-	-	-	-	-	250,000.00	700,000.00	700,000.00	610,000.00	610,000.00	1,220,000.00	1,220,000.00
南洋群島農事組合連合会	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コロール町役場	-	N/A	-	-	10,000.00	10,000.00	-	-	-	22,000.00	-	30,000.00	85,000.00	85,000.00	-
パラオ農事組合連合会	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	70,000.00	10,000.00	60,000.00	59,213.52	58,409.95	-
パラオ商業組合	-	N/A	-	-	-	-	60,000.00	60,000.00	60,000.00	175,000.00	70,000.00	225,000.00	225,000.00	225,000.00	-
パラオ土木建築工業組合	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80,000.00	-
テナアン購、販、利、組合	-	N/A	-	-	-	-	3,000.00	3,000.00	-	-	-	-	-	-	-
テナアン購販組合	-	N/A	-	3,000.00	3,000.00	-	-	-	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	-
テナアン商業組合	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	10,000.00	205,000.00	30,000.00	60,000.00	60,000.00	-
テナアン水産組合	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	15,000.00	25,000.00	25,000.00	25,000.00	25,000.00	-
パラオ信用組合	-	N/A	-	50,000.00	50,000.00	80,000.00	80,000.00	80,000.00	80,000.00	130,000.00	130,000.00	80,000.00	130,000.00	130,000.00	-
パラオ水産組合	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	15,000.00	20,000.00	20,000.00	20,000.00	19,880.57	-
パラオ農事組合	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	-	30,000.00	10,000.00	-	-	-
ボナベ信用組合	-	N/A	-	-	30,000.00	30,000.00	30,000.00	30,000.00	30,000.00	-	-	-	-	-	-
端糖村農事組合	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	-	6,000.00	6,000.00	5,842.70	5,681.00	-
大和村農事組合	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	-	6,000.00	6,000.00	6,000.00	5,856.68	-
トラック信、購、販、組合	-	N/A	-	-	-	-	20,000.00	20,000.00	-	-	-	-	-	-	-
トラック信販購組合	-	N/A	-	20,000.00	20,000.00	-	-	-	30,000.00	30,000.00	20,000.00	20,000.00	-	-	-
トラック商業組合	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	-	25,000.00	25,000.00	25,000.00	-	-
トラック水産組合	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	-	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	-
サイハン信用組合	-	N/A	-	-	-	-	40,000.00	40,000.00	40,000.00	40,000.00	40,000.00	40,000.00	90,000.00	90,000.00	-
サイハン商業組合	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	50,000.00	90,000.00	90,000.00	110,000.00	110,000.00	-
サイハン水産組合	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	-	10,000.00	10,000.00	30,000.00	30,000.00	-
ガラバン信、購、販、利、組合	-	N/A	-	-	-	-	10,000.00	10,000.00	-	-	-	-	-	-	-
ガラバン信販利組合	-	N/A	-	-	-	-	-	-	10,000.00	20,000.00	20,000.00	20,000.00	20,000.00	20,000.00	-
ヤップ商業組合	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	-	40,000.00	40,000.00	59,044.52	58,068.01	-
ヤップ農事組合	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	-	3,000.00	3,000.00	8,000.00	8,000.00	-
ヤップ島民公益組合	-	N/A	6,000.00	6,000.00	6,000.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロタ商業組合	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	-	15,000.00	15,000.00	45,000.00	45,000.00	-
ヤルート商業組合	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	20,000.00	40,000.00	40,000.00	60,000.00	60,000.00	-
サイハン農事組合連合会	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,000.00	5,000.00	-
ヤルートコブラ同業組合	-	N/A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,000.00	10,000.00	-
其他	-	N/A	-	-	-	-	-	36,800.00	-	40,100.00	-	-	-	-	-
合計	137,000.00	578,950.00	1,348,925.00	2,013,050.00	2,176,575.00	1,379,425.00	1,394,000.00	1,843,200.00	3,247,945.00	3,781,800.00	5,322,755.00	6,909,510.00	8,327,190.74	8,973,666.21	7,470,000.00

注 1. 第 3 期の内訳明細は、史料欠損のため不明。

出典：CIA, 001300186100 ; 001300187100 ; 001300188100 ; 001300190100 ;  
001300191100 ; 001300193100 ; 001300194100 ; 001300196100 ;  
001300200100 ; 001300205100 ; 001300211100 ; 001300215100 ;  
001300222100 ; 001300409100 ; 001300411100 より筆者作成。

## 参考史料・文献

### 参考史料

#### アジア太平洋資料室

——西村拓殖株式会社第1期-第2期営業報告書。

——南洋興発株式会社第3期-第15期営業報告書。

#### 神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫

中外商業新報「月曜特輯会社批判」1937年5月17日付、

[http://www.lib.kobe-u.ac.jp/das/jsp/ja/ContentViewM.jsp?METAID=10032537&TYPE=IMAGE\\_FILE&POS=1](http://www.lib.kobe-u.ac.jp/das/jsp/ja/ContentViewM.jsp?METAID=10032537&TYPE=IMAGE_FILE&POS=1)、2016年11月13日。

#### ジャパンデジタルアーカイブスセンター

——南洋興発株式会社第16期-第40期営業報告書。

南洋興発株式会社株主名簿、1937年11月30日付。

南洋興発株式会社株主名簿、1942年11月30日付。

南洋拓殖株式会社第1期-第18期営業報告書。

南洋拓殖株式会社株主名簿、1937年3月1日現在。

#### CIA, 国立公文書館（つくば分館）、閉鎖機関整理委員会

——001300186100「南洋拓殖株式会社・第2期決算説明書」。

——001300187100「南洋拓殖株式会社・第4期決算説明資料」。

——001300188100「南洋拓殖株式会社・第5期決算説明書」。

——001300189100「南洋拓殖株式会社・第5期決算説明書」。

——001300190100「南洋拓殖株式会社・第6期決算説明書」。

——001300191100「南洋拓殖株式会社・第6期決算説明資料」。

——001300192100「南洋拓殖株式会社・第7期決算説明書」。

——001300193100「南洋拓殖株式会社・第7期決算説明資料」。

——001300194100「南洋拓殖株式会社・第8期決算説明書」。

——001300195100「南洋拓殖株式会社・第8期決算関係」。

——001300196100「南洋拓殖株式会社・第9期決算説明書」。

——001300197100「南洋拓殖株式会社・第9期決算説明資料」。

——001300200100「南洋拓殖株式会社・第10期決算関係」。

——001300201100「南洋拓殖株式会社・第10期決算説明書」。

——001300202100「南洋拓殖株式会社・第10期決算説明資料」。

——001300203100「南洋拓殖株式会社・第11期決算書」。

——001300204100「南洋拓殖株式会社・第11期決算関係」。

——001300205100「南洋拓殖株式会社・第11期決算書」。

- 001300206100 「南洋拓殖株式会社・第 11 期決算説明資料」。
- 001300207100 「南洋拓殖株式会社・第 12 期決算説明資料」。
- 001300209100 「南洋拓殖株式会社・第 13 期各店所決算書」。
- 001300210100 「南洋拓殖株式会社・第 13 期各店所決算書」。
- 001300211100 「南洋拓殖株式会社・第 13 期決算説明書」。
- 001300212100 「南洋拓殖株式会社・第 13 期決算説明書」。
- 001300213100 「南洋拓殖株式会社・第 14 期決算説明書」。
- 001300214100 「南洋拓殖株式会社・第 14 期決算説明書」。
- 001300215100 「南洋拓殖株式会社・第 14 期決算説明書」。
- 001300222100 「南洋拓殖株式会社・第 15 期決算書」。
- 001300229100 「南洋拓殖株式会社・会計報告表」。
- 001300364100 「南洋拓殖株式会社・南方産業 K.K 考課状」。
- 001300365100 「南洋拓殖株式会社・南方電気 K.K 考課状」。
- 001300371100 「南洋拓殖株式会社・南洋農林 K.K 考課状」。
- 001300381100 「南洋拓殖株式会社・南拓興業 K.K 報告綴」。
- 001300409100 「南洋拓殖株式会社・第 12 期決算書綴」。
- 001300410100 「南洋拓殖株式会社・第 15 期仮決算書綴（外地各店）」。
- 001300411100 「南洋拓殖株式会社・第 16 期決算内訳書綴」。
- 001503560100 「東洋拓殖株式会社・南洋興発 KK 関係（1/2）」。
- 001503563100 「東洋拓殖株式会社・南洋興発 KK 関係（一般）（2/2）」。
- 001503564100 「東洋拓殖株式会社・南洋興発 KK 関係（1/2）」。
- 001503565100 「東洋拓殖株式会社・南洋興発 KK 関係」。
- 001503567100 「東洋拓殖株式会社・南洋興発 KK 関係（2/2）」。
- 001503568100 「東洋拓殖株式会社・南洋興発 KK 関係（1/2）」。
- 001503569100 「東洋拓殖株式会社・南洋興発 KK 関係（2/2）」。
- 001503572100 「東洋拓殖株式会社・南洋興発 KK 関係（1/4）」。
- 001503575100 「東洋拓殖株式会社・第 37 期決算関係他（4/4）」。

JACAR, アジア歴史資料センター

- A01200569200 「大蔵省所管南洋庁パラオ医院庁舎其他風水害応急費南洋庁特別会計第二予備金ヨリ支出ス・外一件」。
- A01200589200 「拓務省官制制定 各省官制通則中 鉄道省官制中 台湾総督府官制中 関東庁官制中 樺太庁官制中 南洋庁官制中 領事官職務規則中 産婆規則中 明治三十九年勅令第二百六十三号旅順港規則制定及該規則違反者罰則ノ件中 奏任文官特別任用令中改正 拓務理事官ノ特別任用ニ関スル件ヲ定ム」。
- A01200667800 「南洋群島開発調査委員会ヲ設置ス」。

- A01200687500「南洋群島開發調査委員会ヲ廃止ス」。
- A01200730000「南洋拓殖株式会社令ヲ定ム」。
- A02030214400「昭和十五年度歳入歳出総予算 昭和十五年度各特別会計歳入歳出予算 予算外国庫ノ負担トナルベキ契約ヲ為スヲ要スル件 臨時軍事費 予算追加（臨第一号） 臨時陸軍材料資金予算追加（臨材第一号）」。
- A03010209800「南洋拓殖株式会社令中ヲ改正ス」。
- A03022295000「昭和十九年・勅令第四〇三号・南洋群島生産責任会社令」。
- A08071852100「大正 12 年度特別会計第 1 予備金支出総計算書」。
- A13100567000「大正十一年歳入歳出総予算追加 大正十一年度特別会計歳入歳出予算追加」。
- A13100567200「大正十一年歳入歳出総予算並大正十一年度各特別会計歳入歳出予算」。
- A13100634000「大正十二年度歳入歳出総予算並大正十二年度各特別会計歳入歳出予算 予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件及附属書」。
- A13100698400「大正十三年度各特別会計実行予算ヲ編成ス」。
- A13100699200「大正十三年度各特別会計追加予算」。
- A13100754000「大正十四年度歳入歳出総予算 大正十四年度各特別会計歳入歳出予算 予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件附属書, 大正十四年度歳入予算明細書, 各省所管予定経費要求書其他」。
- A13100754400「大正十四年度歳入歳出総予算追加（第一号） 大正十四年度各特別会計歳入歳出予算追加（特第一号） 予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件（追第二号）」。
- A13100757100「大正十一年度歳入歳出総決算 大正十一年度各特別会計歳入歳出決算 大正十一年度歳入歳出決算検査報告」。
- A14100027300「大正十五年度歳入歳出総予算並大正十五年度各特別会計歳入歳出予算 予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件」。
- A14100027700「大正十五年度歳入歳出総予算追加（第一号） 大正十五年度歳入歳出総予算追加（第二号） 大正十五年度各特別会計歳入歳出予算追加（特第一号）」。
- A14100028500「大正十二年度歳入歳出総決算 大正十二年度各特別会計歳入歳出決算 大正十二年度歳入歳出決算検査報告」。
- A14100029700「大正十三年度歳入歳出総決算 大正十三年度各特別会計歳入歳出決算 大正十三年度歳入歳出決算検査報告」。
- A14100085200「昭和二年度歳入歳出総予算 昭和二年度各特別会計歳入歳出予算 予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件参照書」。
- A14100085600「大正十四年度歳入歳出総決算 大正十四年度各特別会計歳入

- 歳出決算 大正十四年度歳入歳出決算検査報告」。
- A14100149400「昭和三年度一般会計及各特別会計実行予算並追加予算ヲ編成ス」。
- A14100152500「昭和三年度歳入歳出総予算追加（第一号）（第二号）（第三号）（第四号） 昭和三年度各特別会計歳入歳出予算追加（特第一号）（特第二号）（特第三号） 予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ要スル件（追第一号）」。
- A14100153000「大正十五昭和元年度歳入歳出総決算 大正十五昭和元年度各特別会計歳入歳出決算 大正十五昭和元年度歳入歳出決算検査報告」。
- A14100194400「昭和四年度歳入歳出総予算 昭和四年度各特別会計歳入歳出予算 予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件（昭和四年度歳入明細書以下参照書）」。
- A14100196700「昭和二年度歳入歳出総決算同年度各特別会計歳入歳出決算及会計検査院検査報告」。
- A14100235800「昭和五年一般会計及各特別会計実行予算並追加予算ヲ編成ス」。
- A14100235900「昭和五年度歳入歳出総予算追加（第一号） 昭和五年度各特別会計歳入歳出予算追加（特第一号） 予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件」。
- A14100236300「昭和三年度歳入歳出総決算 昭和三年度各特別会計歳入歳出決算 昭和三年度歳入歳出決算検査報告」。
- A14100272600「昭和六年度歳入歳出総予算並昭和六年度各特別会計歳入歳出予算 予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件（昭和六年度歳入明細書以下参照書）」。
- A14100275700「昭和四年度歳入歳出総決算 昭和四年度各特別会計歳入歳出決算 昭和四年度歳入歳出決算検査報告」。
- A14100327100「昭和七年度歳入歳出総予算追加・（第一号）・昭和七年度各特別会計歳入歳出総予算追加・（特第一号）・予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件」。
- A14100327700「昭和七年度各特別会計実行予算及追加予算ヲ決定ス」。
- A14100368500「昭和八年度歳入歳出総予算追加・（第一号）・昭和八年度各特別会計歳入歳出予算追加・（特第一号）・予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件・（追第一号）」。
- A14100369300「昭和八年度歳入歳出総予算 昭和八年度各特別会計歳入歳出予算 予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件（昭和八年度歳入明細書以下参照書）」。
- A14100370300「昭和五年度歳入歳出総決算 昭和五年度各特別会計歳入歳出

- 決算 昭和五年度歳入歳出決算検査報告」。
- A14100372100「昭和六年度歳入歳出総決算 昭和六年度各特別会計歳入歳出決算 昭和六年度歳入歳出決算検査報告」。
- A14100418000「昭和九年度歳入歳出総予算 昭和九年度各特別会計歳入歳出予算 予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件(昭和九年度歳入予算明細書以下参照書)」。
- A14100419800「昭和七年度歳入歳出総決算 昭和七年度各特別会計歳入歳出決算 昭和七年度歳入歳出決算検査報告」。
- A14100462600「昭和十年度歳入歳出総予算 昭和十年度各特別会計歳入歳出予算 予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件」。
- A14100463700「昭和八年度歳入歳出総決算 昭和八年度各特別会計歳入歳出決算 昭和八年度歳入歳出決算検査報告」。
- A14100508900「昭和十一年度一般会計及各特別会計実行予算並追加予算編成ノ件ヲ決定ス」。
- A14100510600「昭和十一年度歳入歳出総予算追加・(第一号)・昭和十一年度各特別会計歳入歳出予算追加・(特第一号)・予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件」。
- A14100510700「昭和十一年度歳入歳出総予算追加・(第二号)・昭和十一年度各特別会計歳入歳出予算追加・(特第二号)・予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件・(追第一号)」。
- A14100511100「昭和九年度歳入歳出総決算 昭和九年度各特別会計歳入歳出決算 昭和九年度歳入歳出決算検査報告」。
- A14100579200「昭和十二年度歳入歳出総予算 昭和十二年度各特別会計歳入歳出予算 予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件」。
- A14100580300「昭和十年度歳入歳出総決算 昭和十年度各特別会計歳入歳出決算 昭和十年度決算検査報告」。
- A14100666300「昭和十三年度歳入歳出総予算 昭和十三年度各特別会計歳入歳出予算 予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件」。
- A14100667100「昭和十三年度歳入歳出総予算追加・第三号・昭和十三年度各特別会計歳入歳出予算追加・特第二号・予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件・追第三号」。
- A14100667400「昭和十一年度歳入歳出総決算 昭和十一年度各特別会計歳入歳出決算 昭和十一年度歳入歳出決算検査報告」。
- A14100739000「昭和十四年度歳入歳出総予算追加・(第二号)・昭和十四年度各特別会計歳入歳出予算追加・(特第二号)・予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件・(追第三号)・臨時陸軍材料資金予算」。

- A14100739900「昭和十四年度歳入歳出総予算 昭和十四年度各特別会計歳入歳出予算 予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件」。
- A14100740200「昭和十二年度歳入歳出総決算 昭和十二年度各特別会計歳入歳出決算 昭和十二年度歳入歳出決算検査報告」。
- A14100825700「第十五年度歳入歳出総予算追加（第二号） 昭和十五年度各特別会計歳入歳出予算追加（特第二号） 予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件（追第三号）」。
- A14100826000「昭和十三年度歳入歳出総決算 昭和十三年度各特別会計歳入歳出決算 昭和十三年度歳入歳出決算検査報告」。
- A14100917100「昭和十六年度歳入歳出総予算 昭和十六年度各特別会計歳入歳出予算 予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件」。
- A14100917800「昭和十六年度歳入歳出総予算追加・（第一号）・昭和十六年度各特別会計歳入歳出予算追加・（特第一号）・予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件・（追第一号）・臨時軍事費予算追加・（臨第一号）」。
- A14100918200「昭和十五年度歳入歳出総予算追加・（第三号）・昭和十五年度特別会計歳入歳出予算追加・（特第三号）・昭和十六年度歳入歳出総予算追加・（第一号）・昭和十六年度各特別会計歳入歳出予算追加・（特第一号）・予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件・（追第一号）・臨時陸軍材料資金予算追加・（臨材第一号）」。
- A14100926000「昭和十四年度歳入歳出総決算 昭和十四年度各特別会計歳入省歳出決算 昭和十四年度決算検査報告」。
- A14101018200「昭和十七年度歳入歳出総予算 昭和十七年度各特別会計歳入歳出予算 予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件」。
- A14101018800「昭和十六年度歳入歳出総予算追加・（第一号）・昭和十六年度各特別会計歳入歳出予算追加・（特第一号）・昭和十七年度歳入歳出総予算追加・（第一号）・昭和十七年度各特別会計歳入歳出予算追加・（特第一号）・予算外国庫ノ負担トナルベキ契約ヲ為スヲ要スル件・（追第一号）」。
- A14101022700「昭和十五年度歳入歳出総決算 昭和十五年度各特別会計歳入歳出決算 昭和十五年度決算検査報告」。
- A14101123700「昭和十八年度歳入歳出総予算 昭和十八年度各特別会計歳入歳出予算 予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件」。
- A14101124000「昭和十七年度歳入歳出総予算追加（第一号） 昭和十七年度各特別会計歳入歳出予算追加（特第一号） 昭和十八年度歳入歳出総予算追加（第一号） 昭和十八年度各特別会計歳入歳出予算追加（特第一号） 予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スヲ要スル件（追第一号） 特殊財産資金予算」。
- A14101128000「昭和十六年度歳入歳出総決算 昭和十六年度各特別会計歳入

歳出決算 臨時陸軍材料資金歳入歳出決算 昭和十六年度歳入歳出決算検査報告 臨時陸軍材料資金歳入歳出決算検査報告」。

- A14101222300「昭和十八年度歳入歳出総予算追加(第一号) 昭和十八年度特別会計歳入歳出予算追加(特第一号) 昭和十九年度歳入歳出総予算追加(第一号) 昭和十九年度特別会計歳入歳出予算追加(特第一号) 予算外国庫ノ負担トナルベキ契約ヲ為スヲ要スル件(追第一号)」。
- A14101225500「昭和十七年度歳入歳出総決算 昭和十七年度各特別会計歳入歳出決算 昭和十七年度歳入歳出決算検査報告」。
- A14101318700「昭和十八年度歳入歳出総決算 昭和十八年度各特別会計歳入歳出決算 昭和十八年度歳入歳出決算検査報告」。
- A15060264000「行政整理案, 拓務省廃止拓務院設置(行政整理準備委員会)」。
- B06050150300「東洋拓殖株式会社ノ関係会社関係ノ14」。
- B06050150400「東洋拓殖株式会社ノ関係会社関係ノ15」。
- B06050150500「東洋拓殖株式会社ノ関係会社関係ノ16」。
- B06050150600「東洋拓殖株式会社ノ関係会社関係ノ17」。
- B06050151300「東洋拓殖株式会社ノ関係会社関係ノ22」。
- B06050156400「南洋興発株式会社ノ増資並ニ定款変更ノ件」。
- B06050156500「南洋興発株式会社第二十五期決算並ニ利益金処分ノ件」。
- B06050157000「南洋興発株式会社第二十六期決算並ニ利益金処分ノ件」。
- B06050158500「南興ノ南太平洋貿易設立並株式会社引受ノ件」。
- B06050161800「東洋拓殖株式会社ノ関係会社関係ノ分割6」。
- B06050161900「東洋拓殖株式会社ノ関係会社関係ノ分割7」。
- B06050162000「東洋拓殖株式会社ノ関係会社関係ノ分割8」。
- B06050172500「南洋興発株式会社第二九期決算並ニ利益金処分ニ関スル件」。
- B06050172700「南洋興発株式会社第三〇期決算並ニ利益金処分ノ件」。
- B06050173200「南洋興発株式会社ロタ製糖所休止ニ関スル件」。
- B06050173300「南洋興発株式会社ロタ製糖所休止ニ関スル件(8-2) 南洋興発株式会社特殊請負工事ニ関スル件」。
- B06050184400「南洋興発株式会社第三十一期決算並ニ利益金処分ノ件」。
- B06050184600「南洋興発株式会社第三十二期決算並ニ利益金処分ノ件」。
- B06050193000「海林木材株式会社第三年度決算及利益金処分ニ関スル件」。
- B06050193400「南洋興発株式会社第三十三期決算及利益金処分ニ関スル件」。
- B06050193500「南洋興発株式会社第三十三回定時株主總會ノ件」。
- B06050193700「南興関係南方産業株式会社融資ノ件」。
- B06050193800「南洋興発株式会社第三十四期決算及利益金処分ニ関スル件」。
- B06050196800「南洋興発株式会社及南洋貿易株式会社ノ合併ニ関スル件並ニ

- 東拓ノ南洋興発株式会社買収ニ関スル件」。
- B06050197000「南洋興発株式会社ノ未払込株金徴収ニ関スル件」。
- B06050197300「南洋興発株式会社第三十五期決算及利益金処分ニ関スル件」。
- B06050197700「南洋興発株式会社定款中改正ニ関スル件」。
- B06050197800「南洋興発株式会社第三十六期決算及利益金処分ニ関スル件」。
- B06050208200「南洋興発株式上場ニ関スル件」。
- B06050208300「南洋興発株式会社第三十七期決算及利益金処分ニ関スル件」。
- B06050208500「南洋興発株式会社第三十八期決算及利益金処分ニ関スル件」。
- B06050216200「南洋興発株式会社第三十九期決算及利益金処分ノ件」。
- B06050216500「南洋興発株式会社第四十期決算及利益金処分ニ関スル件」。
- B06050222400「南洋興発，南洋林業両株式会社ニ対スル投資関係」。
- B06050234400「昭和十年度上期（第三十三期）利益金処分ノ件」。
- B06050234500「昭和十年度上期（第三十三期）利益金処分ノ件／（1）認可申請書」。
- B06050234700「昭和十年度下期（第三十四期）利益金処分ノ件」。
- B06050234900「昭和十年度下期（第三十四期）利益金処分ノ件／（2）参考表」。
- B06050241000「昭和十二年上期（第三十七期）利益金処分ノ件」。
- B06050241200「昭和十二年下期（第三十八期）利益金処分ノ件」。
- B06050246600「同利益金処分ニ関スル件」。
- B06050246800「同利益金処分ニ関スル件」。
- B06050251300「昭和十四年上期利益金処分ニ関スル件」。
- B06050251500「昭和十四年下期利益金処分ニ関スル件 分割1」。
- B06050261700「昭和十五年上期利益金処分ニ関スル件」。
- B06050261800「昭和十五年下期利益金処分ニ関スル件」。
- B06050266300「昭和十六年上期利益金処分ニ関スル件」。
- B06050275200「昭和十六年下期利益金処分認可申請ノ件 分割1」。
- B06050275400「昭和十七年上期利益金処分ニ関スル件」。
- B06050282000「東洋拓殖株式会社昭和十七年下期利益金処分ニ関スル件」。
- B06050282100「東洋拓殖株式会社昭和十八年上期利益金処分ニ関スル件」。
- B06050289700「昭和十八年下期利益金処分ニ関スル件」。
- B06050295800「昭和十九年下期利益金処分ノ件」。
- B06050304000「南洋興発株式会社第四十一期決算及利益金処分ニ関スル件」。
- C10080194000「臨時南海防備隊戦時日誌 大正3年12月28日～大正4年1月31日（2）」。
- C10080194100「臨時南海防備隊戦時日誌 大正4年2月」。

- C10080194200 「臨時南海防備隊戰時日誌 大正 4 年 3 月 (1)」。
- C10080194300 「臨時南海防備隊戰時日誌 大正 4 年 3 月 (2)」。
- C10080209000 「公報第 7 号 大正 4 年 2 月 6 日」。
- C10080209200 「公報第 10 号 大正 4 年 3 月 11 日」。
- C10080209300 「公報第 11 号 大正 4 年 3 月 18 日」。
- C10080209400 「公報第 12 号 大正 4 年 4 月 5 日」。
- C10080209500 「公報第 13 号 大正 4 年 4 月 11 日」。
- C10080209600 「公報第 14 号 大正 4 年 4 月 26 日」。
- C10080209700 「公報第 15 号 大正 4 年 5 月 9 日」。
- C10080210400 「公報第 22 号 大正 4 年 7 月 17 日」。
- C10080210500 「公報第 12 号 大正 4 年 4 月 5 日」。
- C10080210800 「公報第 15 号 大正 4 年 5 月 9 日」。
- C10080211600 「公報第 27 号 大正 4 年 8 月 24 日」。
- C10080211700 「公報第 28 号 大正 4 年 9 月 10 日」。
- C10080211900 「公報第 30 号 大正 4 年 9 月 19 日」。
- C10080212000 「公報第 31 号 大正 4 年 10 月 18 日」。
- C10080212300 「公報第 32 号 大正 4 年 11 月 1 日」。
- C10080212700 「公報第 35 号 大正 4 年 12 月 5 日 (2)」。
- C10080212900 「公報第 2 号 大正 5 年 1 月 25 日 (1)」。
- C10080213200 「公報第 4 号 大正 5 年 4 月 13 日 (1)」。
- C10080213300 「公報第 4 号 大正 5 年 4 月 13 日 (2)」。
- C10080213700 「公報第 7 号 大正 5 年 7 月 3 日」。
- C10080213900 「公報第 9 号 大正 5 年 8 月 1 日」。
- C10080214000 「公報第 10 号 大正 5 年 8 月 27 日」。
- C10080215100 「公報第 1 号 大正 6 年 2 月 10 日」。
- C10080215400 「公報第 4 号 大正 6 年 6 月 29 日 (1)」。
- C10080215500 「公報第 4 号 大正 6 年 6 月 29 日 (2)」。
- C10080215900 「公報第 10 号 大正 6 年 12 月 25 日」。
- C10080216300 「公報第 3 号 大正 7 年 2 月 20 日」。
- C10080216600 「公報第 6 号 大正 7 年 5 月 24 日」。
- C10080217000 「公報第 8 号 大正 7 年 7 月 25 日」。
- C10128130600 「施設経営 1 (3)」。
- C10128150100 「防備隊現況概要報告 (1)」。
- C10128150200 「防備隊現況概要報告 (2)」。
- C10128150300 「防備隊現況概要報告 (3)」。
- C10128150400 「防備隊現況概要報告 (4)」。

- C10128150500 「防備隊現況概要報告 (5)」。
- C10128150600 「防備隊現況概要報告 (6)」。
- C10128364300 「南洋群島委任統治関係 3 止 (7)」。
- C10128558800 「臨時南洋群島防備隊現況概要 (3)」。
- C10128559400 「臨時南洋群島防備隊現況概要 (9)」。
- C10128559600 「臨時南洋群島防備隊現況概要 (11)」。
- C10128559700 「臨時南洋群島防備隊現況概要 (12)」。
- C10128566800 「臨時南洋群島防備隊公報 (大正 3 年 12 月 30 日以降大正 4 年 6 月迄) (4)」。
- C10128567000 「臨時南洋群島防備隊公報 (大正 3 年 12 月 30 日以降大正 4 年 6 月迄) (6)」。
- C10128568200 「臨時南洋群島防備隊公報 (大正 4 年 7 月以降 (4))」。
- C10128568300 「臨時南洋群島防備隊公報 (大正 4 年 7 月以降) (5)」。
- C10128570600 「臨時南洋群島防備隊公報 (大正 6 年) (1)」。
- C10128574100 「臨時南洋群島防備隊公報 (大正 8 年) (3)」。
- C10128574200 「臨時南洋群島防備隊公報 (大正 8 年) (4)」。
- C10128574300 「臨時南洋群島防備隊公報 (大正 8 年) (5)」。
- C10128575100 「臨時南洋群島防備隊公報 (大正 9 年) (1)」。
- C10128575900 「臨時南洋群島防備隊公報 (大正 9 年) (9)」。
- C10128577300 「臨時南洋群島防備隊民政部公報 (大正 9 年) (3)」。
- C10128577400 「臨時南洋群島防備隊民政部公報 (大正 9 年) (4)」。
- C10128578000 「臨時南洋群島防備隊民政部公報 (大正 8 年) (2)」。
- C10128578300 「臨時南洋群島防備隊民政部公報 (大正 8 年) (5)」。
- C10128579100 「臨時南洋群島防備隊民政部公報 (大正 10 年) (5)」。
- C10128579600 「臨時南洋群島防備隊民政部公報 (大正 11 年) (1)」。
- C10128582000 「臨時南洋群島防備隊民政例規 完 (16)」。
- C10128582500 「臨時南洋群島防備隊民政例規 完 (21)」。

NAJ, 国立公文書館

- 平 16 会計 00048100「特別会計 拓務省所管 南洋庁 燐鉍採掘事業の状況」。

#### 参考文献

- 安仁屋政昭・仲地哲夫 (1972) [1989] 「慢性的不況と県経済の再編」琉球政府編『沖縄県史 3 経済 復刻版』国書刊行会, (1972 年) 1989 年, 571-781 頁。
- 安倍惇[1985a] 「日本の南進と軍政下の植民政策—南洋群島の領有と植民政策 (1) —」愛媛経済論集, 第 5 巻第 1 号, 71-97 頁。
- [1985b] 「南洋庁の設置と国策会社東洋拓殖の南進—南洋群島の領有と植民

- 政策 (2) 一」愛媛経済論集, 第 5 巻第 2 号, 27-64 頁。
- 飯高伸五[1999]「日本統治下マリアナ諸島における製糖業の展開—南洋興発株式会社の  
沖縄県人労働移民導入と現地社会変容—」史学, 第 69 巻第 1 号, 107-140 頁。
- 今泉裕美子[1990]「日本の軍政期南洋群島統 (1914-22)」国際関係学研究, 第 17 号別  
冊, 1-18 頁。
- [1992]「南洋興発(株)の沖縄県人政策に関する覚書—導入初期の方針を中心  
として—」沖縄文化研究, 第 19 号, 131-177 頁。
- [1997]「サイパン島における南洋興発株式会社と社会団体」波形昭一編『近  
代アジアの日本人経済団体』同文館, 1997 年, 65-87 頁。
- [2002]「南洋群島」具志川市史編さん委員会編『具志川市史 第四巻 移民・  
出稼ぎ論考編』具志川教育委員会, 2002 年, 547-750 頁。
- [2004]「南洋群島経済の戦時化と南洋興発株式会社」柳沢遊・木村健二編  
『戦時下アジアの日本経済団体』日本経済評論社, 2004 年, 299-328 頁。
- [2009]「南洋群島への朝鮮人の戦時労働動員—南洋群島経済の戦時化からみる  
一側面—」戦争責任研究, 第 64 号, 50-61 頁。
- 岩崎清七[1939]『財界楽屋漫談』富士書房。
- 上原轍三郎[1940]『植民地として観たる南洋群島の研究』南洋群島文化協会,  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1453883>, 2017 年 11 月 11 日。
- 浦崎康華[1977]『逆流の中で—近代沖縄社会運動史—』沖縄タイムス社。
- 大蔵省編[1936]『明治大正財政史 第二巻 会計制度』財政経済学会。
- 大蔵省昭和財政史編集室編[1955]『昭和財政史 第三巻—歳計—』東洋経済新報社。
- [1959]『昭和財政史 第十七巻—会計制度—』東洋経済新報社。
- [1960]『昭和財政史 第十五巻—旧外地財政(上)—』東洋経済新報社。
- [1961]『昭和財政史 第十六巻—旧外地財政(下)—』東洋経済新報社。
- 大久保達正・永田元也・前川邦生・吉宗宏編[1980]『昭和社会経済史料集成 第二巻 海  
軍省資料 (2)』大東文化大学東洋研究所。
- 大阪屋商店調査部編[1933]『昭和八年度 株式年鑑』大同書院,  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1075593>, 2017 年 11 月 12 日。
- [1934]『昭和九年度 株式年鑑』大同書院,  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1075637>, 2017 年 11 月 12 日。
- [1935]『昭和十年度 株式年鑑』大同書院,  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1075666>, 2017 年 11 月 12 日。
- [1936]『昭和十一年度 株式年鑑』大同書院,  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1072565>, 2017 年 11 月 12 日。
- [1937]『昭和十二年度 株式年鑑』大同書院,  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1072575>, 2017 年 11 月 12 日。

- [1938]『昭和十三年度 株式年鑑』大同書院,  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1072579>, 2017年11月12日。
- [1939]『昭和十四年度 株式年鑑』大同書院,  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1072581>, 2017年11月12日。
- [1940]『昭和十五年度 株式年鑑』大同書院,  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1072584>, 2017年11月12日。
- [1941]『昭和十六年度 株式年鑑』大同書院,  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1069950>, 2017年11月12日。
- [1942]『昭和十七年度 株式年鑑』大同書院,  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1069958>, 2017年11月12日。
- 大島久幸[2009]「砂糖流通過程の錯綜性とメーカー主導型流通機構の形成」久保文克編『近代製糖業の発展と糖業連合会—競争を基調とした協調の模索—』日本経済評論社, 2009年, 69-107頁。
- 奥村誠次郎[1951]「ホスコルド公式の新解釈と鉱業会計理論への若干の提案」企業会計, 第3巻第4号, 23-28頁。
- 小倉榮一郎[1962]『江州中井家帖合の法』ミネルヴァ書房。
- 海軍大臣官房編[1940]『海軍制度沿革 卷十二』海軍大臣官房,  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1886731>, 2017年, 12月23日。
- 海軍歴史保存会編[1995]『日本海軍史 第六巻 部門小史(下)』海軍歴史保存会。
- 上總康行[1989a]『アメリカ管理会計史(上巻) 萌芽期—生成期』同文館。
- [1989b]『アメリカ管理会計史(下巻) 成立期—展開期』同文館。
- 片野一郎[1977]『日本・銀行会計制度史 増補版』同文館。
- 金子文夫[1987]「資本輸出と植民地」大石嘉一郎編『日本帝国主義史 2 世界大恐慌期』東京大学出版会, 1987年, 331-365頁。
- [1991]『近代日本における対満州投資の研究』近藤出版社。
- [1993]「植民地投資と工業化」大江志乃夫ほか編『岩波講座 近代日本と植民地 3 植民地化と産業化』岩波書店, 1993年, 27-50頁。
- [1994]「植民地・占領地支配」大石嘉一郎編『日本帝国主義史 3 第二次大戦期』東京大学出版会, 1994年, 399-439頁。
- [1995]「対外経済膨張の構図」原朗編『日本の戦時経済—計画と市場—』東京大学出版会, 1995年, 175-200頁。
- [2007]「占領地・植民地支配」石井寛治・原朗・武田晴人編『日本経済史 4 戦時・戦後期』東京大学出版会, 2007年, 191-259頁。
- 亀井孝文[2006]『明治国づくりのなかの公会計』白桃書房。
- 川上善九郎[1994]『南興水産の足跡』南水会。
- 川島淳[2009]「戦間期国際社会と日本の南洋群島の統治・経営方針—一九三五年にお

- ける南洋群島開発調査委員会の答申の紹介を中心に一」駒沢史学，第73号，47-71頁。
- [2013]「南洋群島開発調査委員会の設置と廃止について一制度的位置と性格に焦点をあてて一」駒沢史学，第81号，100-125頁。
- 川村一水・稲垣恒雄[1940]「サイパン，テニアン及ロタの土壤に就いて 第二報 化学分析之部」日本土壤肥料学雑誌，第14巻第8号，469-484頁。
- ・田中徳一[1940]「サイパン，テニアン及ロタの土壤に就いて 第一報 現地調査及器械的分析之部」日本土壤肥料学雑誌，第14巻第7号，439-458頁。
- 外務省条約局法規課編[1963]『委任統治領南洋群島 後編』外務省条約局法規課。
- 我部政明[1982a]「日本のミクロネシア占領と「南進」(一)一軍政期(一九一四年から一九二二年)を中心として一」法学研究，第55巻7号，70-89頁。
- [1982b]「日本のミクロネシア占領と「南進」(二・完)一軍政期(一九一四年から一九二二年)を中心として一」法学研究，第55巻第8号，67-87頁。
- 貴志敏雄[1925]「鉱山の評価に就て」日本鉱業会誌，第41巻第481号，336-355頁。
- 金早雪[1992]「国策会社・東拓〔東洋拓殖〕の事業展開」信州大学経済学論集，第29号，87-117頁。
- 金洛年[2002]『日本帝国主義下の朝鮮経済』東京大学出版会。
- 木村国太郎[1966]「東拓の陰謀のおもい出の一つ」木村国太郎編『松江社長を偲ぶ』南興会，1966年，122-124頁。
- 久保文克[1997]『植民地企業経営史論一「準国策会社の実証的研究」一』日本経済評論社。
- [2009a]「糖業連合会の変遷と規約改正」久保文克編『近代製糖業の発展と糖業連合会一競争を基調とした協調の模索一』日本経済評論社，2009年，1-20頁。
- [2009b]「近代製糖業界の対立構図と糖業連合会」久保文克編『近代製糖業の発展と糖業連合会一競争を基調とした協調の模索一』日本経済評論社，2009年，21-68頁。
- [2014a]「甘蔗栽培奨励規程に見る甘蔗買収価格の決定プロセス(Ⅰ)一1930年代における製糖会社と甘蔗作農民の関係一」商学論算，第55巻第3号，473-527頁。
- [2014b]「甘蔗栽培奨励規程に見る甘蔗買収価格の決定プロセス(Ⅱ)一1930年代における製糖会社と甘蔗作農民の関係一」商学論算，第55巻第5・6号，565-642頁。
- [2016]『近代製糖業の経営史的研究』文眞堂。
- 黒瀬郁二[2003]『東洋拓殖会社一日本帝国主義とアジア太平洋一』日本経済評論社。
- 具志川市史編さん室編[2002]『移民・出稼ぎ関係新聞記事集成一アジア・太平洋地域一』

- 具志川市教育委員会。
- 小池聖一[1992]「臨時軍事費から見た第一次大戦と海軍」海軍史研究, 第2号, 37-48頁。
- [1995]「海軍南方『民政』」疋田康行編『「南方共栄圏」—戦時日本の東南アジア経済支配—』多賀出版, 1995年, 135-172頁。
- 高栢真一[1999]『アメリカ鉄道管理会計生成史—業績評価と意思決定に関連して—』同文館。
- [2014a]「株式会社と管理会計の生成—鉄道業から製造業へ—」中野常男・清水泰洋編『近代会計史入門』同文館出版, 2014年, 195-212頁。
- [2014b]「経営管理組織に適合した管理会計システムの生成と発展—デュポン社の事例を中心として—」日本会計史学会年報, 第33号, 63-77頁。
- 小林英夫[1975]『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』御茶の水書房。
- [2012]『「大東亜共栄圏」と日本企業』社会評論社。
- 郷隆[1942]『南洋貿易五十年史』南洋貿易株式会社,  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1068050>, 2017年11月11日。
- 齊藤直[2008]「国策会社における「国策性」と「営利性」—戦時期の台湾拓殖における増資をめぐる議論の検討—」早稲田商学, 第416号, 71-103頁。
- [2009]「戦時経済下における資本市場と国策会社—台湾拓殖が直面した株式市場からの制約—」経営史学, 第43巻第4号, 28-54頁。
- 佐伯康子[1992]「海軍の南進と南洋興発（一九二〇年～一九三六年）—南洋群島委任統治から『国策の基準』迄—」法学研究, 第65巻第2号, 229-250頁。
- [1994]「海軍の南進と南洋興発Ⅱ（1936～1941）—『国策の基準』以降, 太平洋戦争勃発迄—」名古屋明德短期大学紀要, 第5号, 201-212頁。
- [2000]「海軍の南進と南洋興発—一九一四年～一九三〇年を中心に—」法政論叢, 第36巻第2号, 229-237頁。
- 櫻井通晴[2015]『管理会計 第六版』同文館出版。
- 信田正[1962]「ホスコルド公式の解釈と批判」産業経理, 第22巻第5号, 94-97頁。
- 柴田善雅[2005]『南洋日系栽培会社の時代』日本経済評論社。
- [2012]「南洋興発株式会社の関係会社投資」東洋研究, 第185号, 121-160頁。
- [2015]『植民地事業持株会社論—朝鮮・南洋群島・台湾・樺太—』日本経済評論社。
- 清水泰洋・藤村聡[2009]「戦間期兼松における羊毛取引の変革—仲介取引から自己勘定取引へ—」国民経済雑誌, 第200巻第5号, 17-34頁。
- 証券引受会社統制会編[1943]『株式会社年鑑 昭和十八年版』証券引受会社統制会,  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1139323>, 2017年11月12日。
- [1944]『株式会社年報 昭和十九年版』証券引受会社統制会,

- <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1139336>, 2017年11月12日。
- 鈴木均[1993]『サイパン夢残—「玉砕」に潰えた「海の満鉄」—』日本評論社。
- 高岡熊雄[1954]『ドイツ内南洋統治史論』日本学術振興会。
- 高木茂樹[1998]「松江春次の南進論—蘭領ニューギニア買収構想をめぐって—」アジア経済, 第39巻第2号, 51-69頁。
- [2008]「南洋興発の財政状況と松江春次の南進論」アジア経済, 第49巻第11号, 26-46頁。
- 高寺貞男[1974]『明治減価償却史の研究』未来社。
- 拓務省大臣官房文書課編[1930]『拓務要覧 昭和四年版』拓務省大臣官房文書課,  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1135456>, 2017年11月12日。
- 武村次郎[1984]『南興史—南洋興発株式会社興亡の記録—』南興会。
- 丹野勲[2015]「戦前日本企業の南洋群島進出の歴史と戦略—南洋興発, 南洋拓殖, 南洋貿易を中心として—」国際経営論集, 第49号, 13-36頁。
- [2017]『日本企業の東南アジア進出のルーツと戦略—戦前期南洋での国際経営と日本人移民の歴史—』同文館出版。
- 千葉準一[1987a]「英国会社会計制度(1844-1885)と我国初期財務報告制度への投影—2完—」会計, 第131巻第3号, 82-97頁。
- [1987b]「British company accounting 1844-1885 and its influence on the modernisation of Japanese financial accounting」経済と経済学, 第60号, 1-27頁。
- 中央情報社編[1933]『第六十四議会 拓務外地議事詳録』中央情報社,  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1712294>, 2017年11月11日。
- [1934]『第六十五帝国議会 拓務議事詳録』中央情報社,  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1280073>, 2017年11月11日。
- [1938]『第七十三議会 拓務議事詳録』中央情報社,  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1457596>, 2017年11月11日。
- [1939]『第七十四回帝国議会 拓務議事詳録』中央情報社,  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1446112>, 2017年11月11日。
- 手嶋泰伸[2013]「日本海軍と南洋群島開発調査委員会」福井工業高等専門学校研究紀要 人文・社会科学, 第47号, 1-9頁。
- 寺井順一[2004]「財務省今昔物語第4回 オリンピックイヤーの国家予算(上)—戦前編—」ファイナンス, 第40巻第1号, 92-95頁。
- 東郷吉太郎[1921]「領内南洋の産業」南洋協会雑誌, 第7巻第6号, 51-57頁。
- 等松春夫[2011]『日本帝国と委任統治—南洋群島をめぐる国際政治 1914-1947—』名古屋大学出版会。
- 東洋経済新報社編[1944]『企業統計総覧 昭和十八年版』東洋経済新報社,

- <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1070018>, 2017年11月11日。
- 豊島義一[2006]『長崎造船所原価計算生成史』同文館出版。
- 中村隆英[1981]『『高橋財政』と公共投資政策—『時局匡救』農村土木事業の再評価—』  
中村隆英編『戦間期の日本経済分析』山川出版社, 1981年, 111-133頁。
- 中村将人[2013]「南満州鉄道における固定資産評価」日本会計史学会年報, 第32号,  
31-43頁。
- 南拓会[1982]『南拓誌』南拓会。
- 南洋興発[1940]『伸びゆく"南興"—南洋開拓と南洋興発株式会社の現況—』南洋興発株  
式会社。
- 南洋庁[1940]『南洋群島開発調査委員会再開ニ関スル件案』南洋庁,  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1454118>, 2017年5月16日。
- 南洋庁編[1938]『南洋庁法令類聚』内閣印刷局,  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1272267>, 2017年11月11日。
- 南洋庁長官官房編[1932]『南洋庁施政十年史』南洋庁長官官房。
- 南洋庁長官官房文書課編[1937]『第五回 南洋庁統計年鑑』南洋庁長官官房文書課,  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1463309>, 2017年11月11日。
- 南洋庁内務部企画課編[1941]『第九回 南洋庁統計年鑑』南洋庁内務部企画課,  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1463331>, 2017年11月11日。
- 西川登[1993]『三井家勘定管見—江戸時代の三井家における内部会計報告制度および会  
計処理技法の研究—』白桃書房。
- 西川義朗[1963]「日本鉱業株式会社における予算経理制度の発達(2)」ビジネスレビュー,  
第10巻第4号, 87-102頁。
- 日本航空協会編[1975]『日本航空史 昭和前期編』日本航空協会。
- 農商務省編[1921]『会社通覧』国産時報社, <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/932054>,  
2017年11月28日。
- 秦郁彦編[2001]『日本官僚制総合事典—1868-2000—』東京大学出版会。
- 波多野澄雄[1990]「日本海軍と南進政策の展開」杉山伸也・イアン・ブラウン編『戦間  
期東南アジアの経済摩擦—日本の南進とアジア・欧米—』同文館, 1990年,  
141-169頁。
- 原朗[1976]『『大東亜共栄圏』の経済的実態』土地制度史学, 第18巻第3号, 1-28頁。  
———[2013]『日本戦時経済研究』東京大学出版会。
- 疋田康行[2006]「『大東亜共栄圏』における経済統制と企業—満州を中心に—」杉山伸  
也編『岩波講座 「帝国」日本の学知 第2巻 「帝国」の経済学』岩波書店,  
2006年, 257-302頁。
- 疋田康行編[1995]『『南方共栄圏』—戦時日本の東南アジア経済支配—』多賀出版。
- 久野秀男[1987]『わが国財務諸表制度生成史の研究』学習院大学。

- [1992]『会計制度史比較研究』学習院大学。
- 平井廣一[1997]『日本植民地財政史研究』ミネルヴァ書房。
- 平井健介[2017]『砂糖の帝国—日本植民地とアジア市場—』東京大学出版会。
- 藤田幸敏[2009a]「産糖処分協定成立の障壁と糖業連合会の模索」久保文克編『近代製糖業の発展と糖業連合会—競争を基調とした協調の模索—』日本経済評論社，2009年，109-155頁。
- [2009b]「砂糖供給組合の結成・解散と産糖調節協定の成立」久保文克編『近代製糖業の発展と糖業連合会—競争を基調とした協調の模索—』日本経済評論社，2009年，157-197頁。
- 閉鎖機関整理委員会編[1954]『閉鎖機関とその特殊清算』在外活動関係閉鎖機関特殊清算事務所。
- 防衛庁防衛研修所戦史室[1970]『戦史叢書 中部太平洋方面海軍作戦（1）—昭和十七年五月まで—』朝雲新聞社。
- [1975]『戦史叢書 大本営海軍部・連合艦隊（1）—開戦まで—』朝雲新聞社。
- 堀和生[2016]「東アジアの高度成長の歴史的条件—国際分業の視点から—」堀和生編『東アジア高度成長の歴史的起源』京都大学学術出版会，2016年，3-55頁。
- ・中村哲編[2004]『日本資本主義と朝鮮・台湾—帝国主義下の経済変動—』京都大学学術出版会。
- 前川守仁[1978]『湧上聾人とその時代—炎の政治家・三千三百六十九文字の闘い—』ひるぎ書房。
- 松江春次[1932]『南洋開拓拾年誌』南洋興発株式会社。
- 松永達[2000]「東洋拓殖株式会社の設立とその背景」河合和男・金早雪・羽鳥敬彦・松永達編『国策会社・東拓の研究』不二出版，2000年，31-56頁。
- 水野直樹[1997]「戦時期の植民地支配と『内外地行政一元化』」人文学報，第79号，77-102頁。
- 溝口敏行[1980]「日本統治下における『南洋群島』の経済発展—1922-38年—」経済研究，第31巻第2号，128-134頁。
- [1988]『『南洋群島』の経済』溝口敏行・梅村又次編『旧日本植民地経済統計推計と分析』東洋経済新報社，1988年，112-115頁。
- ・梅村又次編[1988]『旧日本植民地経済統計 推計と分析』東洋経済新報社。
- 湊照宏[2005]「日中戦争期における台湾拓殖会社の金融構造」日本台湾学会報，第7号，1-17頁。
- [2006]「太平洋戦争期における台湾拓殖会社の金融構造」日本植民地研究，第18号，35-50頁。
- ・齊藤直[2013]「戦時日本の海外進出と国策会社」大阪産業大学産業研究所報，第36号，127-131頁。

- 都新聞経済部[1937]『生産力拡充産業読本—国防産業の新体制—』千倉書房，  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1871390>，2017年11月12日。
- 宮本又郎・コウゾウ・ヤマムラ[1981]「両大戦間期小作争議の数量分析への一試論」中  
 村隆英編『戦間期の日本経済分析』山川出版社，1981年，389-425頁。
- 三和良一[2003]『戦間期日本の経済政策史的研究』東京大学出版会。
- 森亜紀子[2013]「委任統治領南洋群島における開発過程と沖縄移民—開発主体・地域・  
 資源の変化に着目して—」野田公夫編『日本帝国圏の農林資源開発「資源化」  
 と総力戦体制の東アジア』京都大学学術出版会，2013年，317-374頁。
- [2014]「戦時期南洋群島における資源開発・要塞化とその帰結—境界を生きた  
 沖縄の人びとに着目して—」農業史研究，第48号，15-28頁。
- 谷ヶ城秀吉[2010]「戦時経済下における国策会社の利益確保行動—台湾拓殖を事例に—」  
 日本植民地研究，第22号，37-52頁。
- 矢崎幸生[1999]『ミクロネシア信託統治の研究』御茶の水書房。
- 矢内原忠雄[1935]『南洋群島の研究』岩波書店。
- 山口不二夫[1998]『日本郵船会計史[財務会計篇]—個別企業会計史の研究—』白桃書房。
- [2000]『日本郵船会計史[予算・原価計算篇]—個別企業会計史の研究—』白桃  
 書房。
- 山崎丹照[1943]『外地統治機構の研究』高山書院，  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1276442>，2016年11月11日。
- 山下正喜[1995]『三菱造船所の原価計算—三菱近代化の基礎—』創成社。
- 山地秀俊・藤村聡[2007]「明治期における兼松商店の会計帳簿組織」国民経済雑誌，第  
 195巻第6号，25-47頁。
- [2009]「大正末期における兼松商店の会計帳簿改革」国民経済雑誌，第199  
 巻第2号，33-52頁。
- 山本清[2012]「政府会計の基盤」大塚宗春・黒川行治編『体系現代会計学 第9巻 政  
 府と非営利組織の会計』中央経済社，2012年，19-50頁。
- 山本有造[1989]「植民地経営」中村隆英・尾高煌之助編『日本経済史6 二重構造』岩  
 波書店，1989年，231-274頁。
- [1992]『日本植民地経済史研究』名古屋大学出版会。
- [2003]『「満州国」経済史研究』名古屋大学出版会。
- [2011]『「大東亜共栄圏」経済史研究』名古屋大学出版会。
- Chwastiak, M. [1999] “Accounting and the Cold War: the transformation of waste  
 into riches,” *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 10, No. 6, pp.  
 747-771.
- [2001] “Taming the untamable: planning, programming and budgeting and  
 the normalization of war,” *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 26,

- No. 6, pp. 501-519.
- [2006] “Rationality, performance measures and representations of reality: planning, programming and budgeting and the Vietnam War,” *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 17, No. 1, pp. 29-55.
- Ezzamel, M. [2002a] “Accounting and redistribution: the palace and mortuary cult in the middle kingdom, ancient Egypt,” *The Accounting Historians Journal*, Vol. 29, No. 1, pp. 61-103.
- [2002b] “Accounting working for the state: tax assessment and collection during the New Kingdom, ancient Egypt,” *Accounting and Business Research*, Vol. 32, No. 1, pp. 17-39.
- Foreman, P. and Tyson, T. N. [1998] “Accounting, accountability and cost efficiency at the commonwealth of Australia Clothing Factory, 1911–1918,” *Accounting History*, Vol. 3, No. 2, pp. 7-36.
- Funnell, W. [2005] “Accounting on the frontline: cost accounting, military efficiency and the South African War,” *Accounting and Business Research*, Vol. 35, No. 4, pp. 307-326.
- [2009] “Military,” In *The Routledge Companion to Accounting History*, edited by J. R. Edwards and S. P. Walker, pp. 561-578, Routledge, London.
- Loft, A. [1986] “Towards a critical understanding of accounting: the case of cost accounting in the U.K., 1914–1925,” *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 11, No. 2, pp. 137-169.
- McWatters, C. S. and Foreman, P. [2005] “Reaction to World War I constraints to normal trade: the meat-packing industry in Canada and Australia,” *Accounting History*, Vol. 10, No. 2, pp. 67-102.
- Noguchi, M. and Boyns, T. [2012] “The development of budgets and their use for purposes of control in Japanese aviation, 1928-1945: the role of the state,” *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol. 25, No. 3, pp. 416-451.
- [2013] “The South Manchuria Railway Company and its interactions with the military: an accounting and financial history,” *The Japanese Accounting Review*, Vol. 3, pp. 61-101.
- Noguchi, M. and Kanamori, E. [2010] “The current value-based balance sheet in the context of East Asian colonial management: the case of the Oriental Colonization Company,” *Accounting, Business & Financial History*, Vol. 20, No. 3, pp. 271-301.
- Noguchi, M., Nakamura, T. and Shimizu, Y. [2015] “Accounting control and interorganisational relations with the military under the wartime regime:

- the case of Mitsubishi Heavy Industry's Nagoya Engine Factory," *The British Accounting Review*, Vol. 47, No. 2, pp. 204-223.
- Noguchi, M., Shimizu, Y. and Nakamura, T. [2014] "Accounting for dissolution: the case of Japanese mining corporations 1946-1950," *RIEB Discussion Paper*, No. DP2014-15, Kobe University.
- Peattie, M. [1988] *Nan'yō: the Rise and Fall of the Japanese in Micronesia, 1885-1945*, University of Hawaii Press, Honolulu.
- Sasaki, S. [2001] "The historical significance of the revaluation of fixed asset in Japan's state-owned railway system, 1955-6," *Accounting, Business & Financial History*, Vol. 11, No. 3, pp. 293-309.
- Shimizu, Y. and Fujimura, S. [2010] "Accounting in disaster and accounting for disaster: the crisis of the Great Kanto Earthquake, Japan, 1923," *Accounting, Business & Financial History*, Vol. 20, No. 3, pp. 303-316.
- Sumi, Y. [2017] "The use of accounting information for factory closure and income creation: the case of the South Seas Development Company, 1937-1944," *Accounting History Review*, Vol. 27, No. 2, pp. 143-175.
- Takatera, S. and Nishikawa, N. [1984] "Genesis of divisional management and accounting systems in the house of Mitsui, 1710-1730," *The Accounting Historians Journal*, Vol. 11, No. 1, pp. 141-149.
- Webber, C. and Wildavsky, A. B. [1986] *A history of taxation and expenditure in the Western world*, Simon and Schuster, New York.
- Yamaguchi, F. [2001] "Asset valuation and accounting strategy within the Japanese shipping industry c.1876-c.1950," *Accounting, Business & Financial History*, Vol.11, No.3, pp. 283-292.